安定本部総務長官が、一箇月ごとの期間を限り、特定の産業団体を指定して臨時に補助的統制事務を行わせて来たのであるが、その後物資調整官制度の整備と統制事務の整理の結果、昭和二十四年十月以降は民間産業団体を使う必要が全然なくなつたので、この際この不要に帰した規定を削除しようというのであります。

本案については、去る二月二十五日提案理由の説明を聽取し、引続き三月二日、九日及び十一日に審議をいたしました。委員会においては、最近の大幅な統制解除に関連し、また公団の廃止や滯貨物資の放出に伴う経済情勢の急激なる変動及び影響にかんがみまして審議の愼重を期し、資料の要求をいたしまして、熱心なる質疑が行われました。特に現在の統制物資、ことに石油、食糧、肥料等に関する状況について、きわめて詳細なる質疑応答がかわされました。また統制の解除に伴い事業者団体法の改正の必要が指摘されましたが、これに対し政府も大いに努力する旨の答弁がありました。

さらに、本法の有効期限を一箇年間延長するよりも、むしろ本法を廃止して、統制の残存やむなきものについては新しく統制の単行法を制定すべきではないかとの質問に対して、政府は、もし本法を廃止して、残存のものについて法律をつくるとすれば、統制に関する法律が多くなるのみならず、漸次統制を解除しようとしても、国会の休会中は当該統制法が廃止できないために不都合を生ずるから、むしろ現行法を一箇年間延長しておいて、その間に統制は適当に部分的に必要に応じて廃止して行くこととし、それでもなお一箇年後に統制の残存するものがあれば、そのときに本法の廃止とともに新しい統制法をつくるのがよいであろうという答弁がありました。

かくて、十四日討論に入りましたが、共産党を代表して米原委員は、本案が官僚統制であり、国内的にも国際的にも大衆の犠牲において資本家擁護の統制を継続するものであるから、その有効期限を延長せんとする本案には反対であると述べられました。また自由党を代表して永井委員は、わが国経済の復興発展により統制の解除は現に拡大しつつあるけれども、なお主要物資の一部は統制の持続を必要としているがゆえに本案には賛成であると述べられました。次いで採決に入りましたが、本案は多数をもつて原案通り可決されました。

右御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院経済安定委員長報告（三月三十一日）

○佐々木良作君　只今議題となりました臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案並びに外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案の経済安定委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず最初に臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案でありますが、同法の有効期限を昭和二十六年四月一日まで一ヶ年延長することと、又昭和二十二年同法改正の際に、この附則第二項に特定の産業団体に臨時に統制事務を行わしめる規定を追加したものを、その後の統制整理の結果この規定が不用となつたためこの規定を削除しようとするものでありまして、政府の提案理由の説明によりますと、最近の経済事情からして、すでに大部分の物資については統制を必要としない状態であるが、尚若干のものは当分統制を継続する必要があるため経済統制の根拠法規たる臨時物資調整法の有効期限を当分延長することは止むを得ない措置であるが、政府としては経済統制は成るべく早急に廃止したい意向であるから、本法の有効期限到達前でも実際上具体的な統制を行うための省令などを逐次廃止することによつて本法の機能を停止して、法律の廃止と同様の効果をもたらすようにしよう、こういうことであります。

本改正案に対する質疑といたしましては、現行法では本法の有効期限を「昭和二十五年四月一日又は経済安定本部の廃止の時の何れか早い時」、こういうふうになつておりますものを、本改正案では、今国会に提出予定の経済安定本部設置法の一部を改正する法律案において経済安定本部の廃止予定の時期を削除する予定となつておる関係がありまして、それに対応して本法でも「又は経済安定本部廃止の時」云々という字句を削つたことになつておるわけでありますが、また安定本部設置法改正法案が提出されておらない関係上、万一若し設置法が不成立に終つた場合にはこの調整法を扱う役所がなくなるわけで、これはどうなるのか、こういう質問については、政府委員の説明によりますと、その場合は経済安定本部長官が実際に存在しなくなるから物調法自体は事実上施行不能となるわけであるから、設置法を早く出したいと思つたのだけれども、いろ〳〵な事情でまだ遅れておるわけでありますけれども、その間の調整を適当に図りたいというようなことでありました。この質問に関しましては、本来この法案は設置法と同時に審議すべき性質のものでありますけれども、今日がこの有効期限の満了日になつておりますために、至急に上げざるを得なくなつて、その法案の提出を待つことができずに委員会が決定したということを先ず御了承願いたいと思います。更に又物調法が物資不足に対応して制定されたものであるが、現在においては情勢が激変して物資の相対的過剰を来たしておる実情であるから、今後の不況対策として過剰物資の需給調整について十分な準備と検討が必要であり、又業者のこれに対する自主的対策としての生産制限の申合せ等は、独占禁止法或いは事業者団体法等に触れる虞れがあるが、このような点についての対策をどう考えておるかという帆足委員からの強い指摘と質問があつたわけでありますが、これに対しましては政府委員から、過剰物資の需給調整については、全般的なことは有効需要の喚起によつて対処して、個々の物資については適当な措置を考慮するより外がないのである。又独禁法等の関係は十分に研究して善処したいということでありました。尚その他各委員から質疑がございましたけれども省略したいと思います。これで質疑を終つて討論に入つたのでありますけれども、別に発言もありませんで、採決に入りましたところ、全会一致を以て可決した次第であります。

次に外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案、これは政府の提案理由の説明によりますと、昨年十二月一日附で公布された同法の各規定は、同法の附則第一項によりまして昭和二十五年

三月三十一日までに施行しなければならないということになつておるのでありますが、そのうちで外国為替の集中それから対外債権債務の統制、証券、不動産及びサービス等の取引及び契約の統制、それから通貨等の輸出入の統制に関する部分、これらの部分につきましては現在まだ未施行になつておる部分でありますけれども、外国人の本邦内事業活動、外国為替銀行の為替業務、それから外資導入等に関する事項については、まだ慎重に考慮を要する点があるので、まだ未決定になつておる部分があるために、前に申上げました附則第一項を改正して、そうして施行期限をもう三ケ月延ばして六月の三十日まで延長しよう、こういうわけであります。

この法案に対しましては特に和田委員から、先程申上げましたその慎重考慮と言われておるが慎重考慮の内容はどうか、現在の準備過程はどの辺まで行つておるのかという質問が行われましたが、これに対しまして現在の準備段階の具体的な説明が政府委員からなされ、更に又帆足委員からは、同法に基く輸出貿易管理令第四條において、中国人、それから朝鮮人、台湾人等に対して、職業用具の持出しに関して一般外国人と差別待遇を與えるかのごとき印象を受ける字句があるけれども、その点非常に遺憾であるから明確ならしめるようにして呉れという要望があつたわけでありますが、この発言に対しましては政府委員から、字句の不備なために誤解を生んでおるから、通牒等によつて運用の公正を期し、又適当な機会に條文の改正を行いたいという答弁がありました。その他、各委員から質疑応答が行われましたが、省略を許さして頂きたいと思います。質疑を終りまして討論に入りましたところ、特別に御発言もなくて、そのまま採決に入りまして、全会一致を以て可決すべきものと決定したわけであります。以上報告いたします。(拍手)

◎新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律

一、提案理由(三月十五日)

○本多国務大臣　ただいま議題となりました新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現在行われております新聞出版用紙の割当制度は、昭和二十年十月二十六日付連合軍最高司令官より、日本政府あて覚書に基いて、国内的措置がとられ、今日まで実施せられているところでございます。これを法制上から申しますと、臨時物資需給調整法に基く指定生産資材割当規則によつてその基本が定められ、新聞出版用紙の割当に関する法律は、具体的な割当の基準方法等に基き、これを規定している建前になつておるのであります。元来この制度は、この法律の第一條に規定せられております通り、用紙の供給が不足する国家経済の現状にかんがみ、臨時に行われるものでありまして、用紙の需給状況が改善されれば、当然廃止しなければならない性質のもので、ことに言論自由の精神からするも、この種の統制は事情の許す限り、すみやかに撤廃されることの望ましいことは言うまでもないことと存じます。最近用紙の生産事情は、国家経済の回復に伴つて、逐次好転し、需給関係は著しく改善されて参りました。また新聞出版活動の面から申しましても、用紙事情の好転に伴つて、自由競争は日を追うて旺盛になり、新聞及び出版物の良否は、結局読者大衆がこれを判断し、自由なる選択を要求する時期に至りつつあるものと考えられます。従つて政府といたしましては、かかる状況を判断し、かつ紙が文化的資材である特殊性をも十分考慮いたしまして、目下のところでは確定的な廃止の期日は申し上げられませんが、関係方面の承認を得た上で、でき得る限りすみやかにかつ適当なる時期に、統制を撤廃し、新聞出版活動を本来の自由な姿に復帰せしめたいと考えております。政府におきましては以上申し述べました趣旨に基き、今後法律上の措置並びに解釈運用をいたして行きたいと考えまして、今般割当制度の基本法である臨時物資需給調整法の存続期限が、昭和二十六年三月三十一日までと改正せられることと照し合せて、この際新聞出版用紙の割当に関する法律の附則第三項及び第四項を改正し、その存続期限を一応形式的にこれと一致せしめて、その実施法的性格を明確にしておくとともに、今後の事態に即応し、適宜の処置をとつて行くようにいたしたい所存でございます。

以上が本法案提出の理由であります。何とぞ事情御考慮の上、すみやかに御審議御賛成あらんことを希望いたします。

二、衆議院内閣委員長報告(三月二十八日)

(電気通信省設置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(三月三十一日)

○河井彌八君　新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案の内閣委員会における審議の経過及び結果を御報告申上げます。

委員会は予備審査と共に二回開きまして、昨日全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました。この法律の内容は、新聞出版用紙割当法の附則に施行期日に関する規定をはつきりと決めたのであります。即ち昭和二十六年四月一日にこの法律は効力を失うということを主として定めたものであります。で、極めて簡単な改正でありますが、これは臨時物資需給調整法の存続期限と関連をしてかようにに定めたのであります。即ちこの新聞出版用紙の割当に関する法律は、その基本法とも申すべきものは臨時物資需給調整法から出ておりまして、その調整法に基くところの指定生産資材割当規則によつて決つておるものであります。そこで只今御報告がありまして本院で可決せられました通り、臨時物資需給調整法の施行期限は明年の四月一日に効力を失うという決定を見たのでありまするから、その母法とこの法律とを合せまして、それに合致するような修正であります。従いまして、この修正によりまして、用紙割当継続の必要

の有無並びに割当制度の可否に関して毎通常国会の議決を求めるという手続があつたのでありますが、それを廃止することになつたのであります。そこで、本案の審議に当りまして明らかになりましたことは、第一、割当制度は用紙が不足でありまするから、これを置かざるを得なかつたというのでありまするが、これはできるだけ早く撤廃をするということ、又言論の自由の精神から申しましても、どうしてもさような趣意を貫くということが必要であるのであります。そこで問題でありますところの用紙の生産及び需要の状況を調べてみまするると、近来非常によくなつておるという事実が明かになりました。そこで、できるだけ早く且つ適当な時期においてこの用紙の統制を撤廃しようということが本案の目的とするところであります。そうしてその撤廃の時期につきましては、政府において今はつきりとこれを言うことはできないけれども、慎重にこれを取扱いまして、関係方面の承認を得まして断行しよう、こういう趣意であるのであります。

委員会においていろ〳〵な点について慎重な審議を遂げたのでありまするけれども、先ず用紙の統制の撤廃の時期をどうするか。これについては最も適正であるべしという考えから政府に所信を質しましたところが、用紙の生産が増加して需給が最もよく適合しておるときにこれを実行しようと考えるということでありました。更に撤廃によつて各方面に悪い影響を與えないようにすることが必要であるという趣意において、熱心な質疑があつたのであります。この点につきましては、価格問題からも、或いは今日の用紙を使つておりまする各方面の実情、即ち新聞業界においてはどう、出版業界においてはどう、或いは生産業界においてはどうである、読者はどう考えるというような、あらゆる方面からこれに対して賛否の実情等も明かになつたのであります。かような次第で、討論に入りましたところが、委員会は臨時物資需給調整法の有効期限を明年三月三十一日まで延長する限りは、この割当法の附則を改正して存続期限をこれに合せるということが適当であると認めたのであります。併しこの改正の主たる目的、即ち用紙の統制撤廃の時期を決定するためには、政府において最も慎重な考慮をめぐらして、苟くも新聞界、出版界、用紙生産界、或いは読者界並びに一般社会に対して不当な影響を及ぼさないようにすることが必要であるという、そういう措置をとるようにという熱心な希望が開陳せられまして、この法律案は全会一致を以て可決すべきものと議決した次第であります。これを以て報告を終ります。（拍手）

◎中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭和二五、三、三一、法五七）

一、提案理由（三月十二日）

○宮幡政府委員　ただいま議題となりました中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につき、提案の理由を御説明申し上げます。

中小企業等協同組合法は、昨年七月一日施行されました中小企業の協同組織に関する基本法でありまして、旧商工協同組合法に基く商工協同組合は、本年二月末日までに本法の事業協同組合に、旧市街地信用組合法に基く市街地信用組合は、本年八月末日までに本法の信用協同組合に組織変更することを要することと相なつておりますが、中小企業金融の現状にかんがみ、右の市街地信用組合の組織変更は、特に早急になされることが要望されております。しかして市街地信用組合におきましては、組合員数の千人を越えるものがかなりの部分を占めておりまして、中には一万人以上の組合も珍らしくない現状であります。この傾向は今後信用協同組合の発達に伴い、ますます〳〵著しくなると考えられますが、これらの組合においては現行法の総代会に関する規定のもとでは、円滑なる組合運営はもちろんのこと、信用協同組合への移行すら不可能であります。従いましてこの点からいたしまして特に次の三点の改正、すなわち第一に総代の選挙は総会以外でも行い得るものとすること、第二に総代の定数は選挙時ごとに法定数を下らなければさしつかえないようにすること、第三に総代の任期を法定することの三点の改正は急を要すると考えるものであります。

まず右の第一点について御説明申し上げますと、現行法によりますれば、総代は総会において選挙することになつておりますが、総代会を設けることができるような組合は、組合員数も多く地区も広汎でありますので、総代を必ず総会において選挙するということは、時に非常な困難を伴いますので、これを全組合員の意思が公平かつ容易に反映されるよう地区別に選挙区を設けて選挙を行うとか、その他定款の自由に定める方法にゆだねることが必要であります。

第二点につきまして、現行法は、総代の定数が常時組合員総数の十分の一であることを要求しておりますが、協同組合は自由加入、自由脱退を原則とするため、組合員数は常に変動いたしますので、総代の定数に関しまして一定の基準時点を明確にすることが必要であります。

第三点は、現行法によれば総代の任期には制限がありませんが、組合民主化の見地から総代の任期の最高限を定め、組合員の総代に対す批判の機会を與えようとするものであります。この際総代の任期は、役員のそれと歩調を合せて最長三年とするのが妥当であると考えております。

本改正案は、法律案としてはきわめて簡単なものでありますが、さきにも述べました通り、市街地信用組合の信用協同組合への組織変更に関連し、特に急を要しますので、何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを御願いいたす次第であります。

二、衆議院通商産業委員長報告（三月二十五日）

（不正競争防止法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院通商産業委員長報告（三月三十一日）

○高橋啓君　只今議題となりました中小企業等協同組合法の一部を

改正する法律案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申上げます。

本案の提案の理由並びに内容を御説明いたしますと、昨年七月施行されました中小企業等協同組合法により、旧商工協同組合は本法の事業協同組合に、又旧市街地信用組合は本年八月末日までに本法の信用協同組合に組織を変更することになつているのでありますが、市街地信用組合のごときは組合員数の千人以上のものが可なり多く、中には一万人を超えている組合もあります。これらの組合においては現行法の総代会に関する規定の下では円滑なる組合運営は勿論のこと、信用協同組合への移行さえも不可能であります。よつて今回次の諸点につき改正しようとするものであります。その改正の要点は、第一に、現行法によると総代の選挙は総会において行うことになつておりますが、総代会を設けねばならぬような組合は組合員数も多く、地区も広汎に亘つておりますので、総会において総代を選挙することは非常に困難を伴いますので、これを全組合員の意思が公平且つ容易に反映されるよう地区別に選挙区を設けて選挙を行うとか、その他定款の自由に定める方法に任すことによつて総代の選挙を総会以外でも行い得るようにするものであります。第二は、現行法によると総代の定数について常時組合員総数の十分の一を下つてはならないという規定がありますが、協同組合は自由加入、自由脱退を原則としているため組合員数は常に変動しますので、総代の定数に関して一定の基準時点を明確にする要がある。そこで総代の定数は選挙時ごとに法定数を下らなければ差支ないようにするというのであります。第三に、現行法によると総代の任期は制限がありませんが、組合民主化の見地から総代の任期を三年以内において定款の定めに従うことに改めた点であります。以上のごとく、総代の選挙方法、総代の任期等が本改正案の内容の大要であります。本委員会におきましては、本案の審議に際しましては、これに関連して中小企業の金融の問題、信用協同組合の認可基準等に関し種々熱心な質疑応答がなされました。本改正案については適切なる改正であるとして、質疑終了後、討論を省略して、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上簡単に御報告申上げます。（拍手）

◎肥料配給公団令の一部を改正する法律

（昭和二五、三、三一、法五八）

一、提案理由（二月二十四日）

○坂本政府委員　肥料配給公団令の一部を改正する法律案の提案理由を簡単に御説明申し上げます。

改正点は二つございまして、第一の点は、肥料配給公団令の有効期間の延長であります。本公団令はその附則におきまして、昭和二十五年三月三十一日をもつて失効することになつておりますが、肥料の需要と供給の現況及び現在進行中の春肥の配給途上に機構を改革することは時期尚早と考えられますので、一応本公団令の期間を一年延長し、同公団は現在の春肥配給終了の上、なるべくすみやかに本令第七條の経済安定本部総務長官の解散命令により廃止することといたしたのであります。

改正の第二の点は基本金の増額であります。同公団に必要な什器、備品は基本金により購入することとなつておりますが、すでにこれが損耗は、業務上はなはだしく支障をきたすにいたつておりますので、五百万円を増加して最小限の補充をいたすこととしたのであります。

なにとぞ愼重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院農林委員長報告（三月二十八日）

○山村新治郎君　ただいま議題と相なりました、農林委員会付託にかかりまする、内閣提出の肥料配給公団令の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

本改正法律案の要旨は、およそ二点であります。第一点は、肥料配給公団令の有効期間を一年延長いたしておきまして、現在の春肥配給終了の上、なるべくすみやかに、本令第七條の経済安定本部総務長官の解散命令によりまして廃止するようにしたいという点であります。第二点は、同公団に必要な什器、備品は基本金によつて購入することになつておりますが、すでに消耗はなはだしく、業務上支障を来しておりますので、五百万円を増加いたしまして最小限度の補充をいたしたいということの二点であると思うのでございます。

肥料配給公団の存廃につきましては、すでに旧臘三十一日付の総司令部マーカット経済科学局長より経済安定本部総務長官あての覚書の中で、一九五〇本会計年度中において同公団の機能を漸次廃止する計画を進めるようにとの要請を受けているのであります。他方、肥料価格差補給金の廃止の措置に伴いまして、肥料価格は本年一月以降漸次値上げとなりまして、七月末日までには七割程度の値上りが予想されるのでありまして、これが農業生産に及ぼします影響は重大でありますので、本年一月、本国会再開当初より、本委員会におきまして、一般農政と関連いたし、政府委員との間に活発なる論議がとりかわされて来たのであります。次いで公団に関する小委員会の設置せられましてからは、本公団の存廃、肥料価格、あるいは生産状況、輸入量ないしは有効需要の見通し、またはそれらの農村経済に及ぼす影響等に関しまして、真剣な質疑あるいは意見の開陳がなされたのであります。

本法律案は、二月二十一日付託となり、同月二十四日提案理由の説明を聞きまして、本委員会並びに小委員会におきまして引続き検討を加えて参つたのでありますが、今特に問題となりました要点を申し上げますと、第一点は、価格差補給金撤廃による肥料価格の値上りの問題でありまして、公団の廃止または公団事務の簡素化ないしは肥料生産コストの合理化等によりましてその値上りを極力軽減すべきこと、第二点は、本年度末にはおよそ硝安二十万トン程度のストックが見込まれて、財政負担の軽減の上からもこれに対する適切な処置を購ずべきこと、第三点は、同公団の存続を明年四月一日

までとしているが、すでに需給関係が著しく好転しておるので、県段階以下を廃止する予定の七月末をもつて同公団を同時に廃止し、その後は肥料管理法のごとき間接統制によるのが至当ではないかということ等でございます。

これに対して、重要なる問題でございまするから、本日の委員会におきまして、森農林大臣は、春肥の配給の終る七月までに県段階以下の機構を整備し、また肥料資金等に対する措置も講じて、同月の末までに肥料公団を廃止すべき旨を言明せられたのであります。

次いで討論に移りましたるところ、自由党河野委員並びに民主党小林委員は、春肥の配給を終つた後公団を廃止するということは当を得た措置として賛成を表明せられ、また共産党山口委員は、本案に対する反対を表明せられました。続いて国民協同党吉川委員、農民協同党小平委員の両委員は、同公団を七月末に廃止することは妥当の措置と考えるが、存続を一箇年延期せんとする原案には賛成しがたいとて反対せられたのであります。

討論を終り採決に付しましたるところ、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決せられたのであります。

以上御報告申し上げる次第であります。（拍手）

三、参議院農林委員長報告（三月三十一日）

○楠見義男君　只今議題となりました四つの案件につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果を順次御報告申上げます。

最初に肥料配給公団令の一部を改正する法律案について御報告申上げます。

先ず改正点の内容及びその理由を政府の説明によりまして簡単に申上げます。改正点は二つございまして、第一の点は、肥料配給公団令の有効期間の延長であります。即ち肥料配給公団は本年三月三十一日を以て解消することになつておりますが、肥料の需要供給の現況に鑑み、且つ現在進行中の春肥の配給途上における機構を改革することは影響するところ少ならずと考えられまするので、一応本公団令の有効期限を一年延長し、現在の春肥配給終了後、そのときの需給状況その他を勘案の上、できるだけ早い機会に公団の廃止をなさんとするものであります。改正の第二の点は基本金の増額であります。即ち同公団に必要な什器、備品は、基本金により購入することになつておりますが、すでにこれが損耗甚だしく、業務上甚だしき支障を来たすに至つておりますので、五百万円を増加して最小限の補充をいたすこととしておるのであります。

委員会は本案の審議に入るに先立ち、肥料の需給状況の現況につき、経済安定、農林省及び通産省より説明を聴取いたしましたが、それによりますと、昨年八月より本年七月に至る昭和二十四年肥料年度の需給状況は、窒素質肥料については当初の硫安換算百九十七万トンの配給計画に対し、その後の国内生産事情において、渇水期電力事情の緩和等に伴う好転により約十三万トン余の生産増加の見込であり、輸入における約十万トン前後の増加見込を合せ、需給状況は著しく好転し、本年春肥は目下追加配当も考慮中とのことであります。即ち窒素質肥料に関する限り、来肥料年度におきましては、硝安の輸入計画もなく、一方国内生産も本年より三十万トン程度増加して、約百八十五万トンの生産が見込まれる状況でありますが、他方補給金撤廃に伴う価格の値上りや、農村不況による有効需要減退の徴著しき見通しに鑑み、今後における需給状況の変貌は、食糧の生産事情にもこの面から相当大きな変化の起り得ることが今日より予想せられるところであります。燐酸肥料及び加里質肥料につきましては依然供給不足でありまして、特に良質の燐鉱石輸入の必要と加里肥料の輸入促進が強く要望されておる実情であります。

次に、質疑のうち、二、三の点を御披露いたしますと、先ず第一に、我が国が要請しておる以上に硝安等外国肥料が輸入せられておるかどうかの問題に対しての政府答弁の要旨は、要請の時期と現実に輸入せられる時期との時期的な間隔に伴つて、すでに外国において買付手当済のものが輸入せられたり、或いは前年度分の輸入ズレ等によつて変動はあるが、当方の要請以上のものの輸入はないとのことでありました。次に、例の食糧の輸入か、肥料の輸入かの問題に対しましては、政府側の大体の意向は、国内における雇用の問題或いは国際収支の問題等から言つて、食糧と肥料とのうち、仮にいずれか一を選ぶとすれば、肥料を、特に製品よりは、その原料を選ぶとのことでありました。その他の質疑は省略いたします。

質疑終了後、討論に入りましたるところ、羽生委員から、肥料の統制制度改廃の問題は単に需給状況の変化に応じてのみ考慮すべきではなく、例えば農産物価決定方式との関連において、或いはその他の農業施策との関連において、即ち農政の重要なる一環として考慮することを必要とし、この意味から言つて肥料については強力なる統制が必要であるとの希望を付して、本案に賛成の意見を述べられ、岡村、藤野、赤澤各委員からも、それ〴〵肥料価格の高騰によつて農家はその生産上必要なる肥料も買い得ず、そのために生産上にも重要なる悪影響を来たすことが目前明らかに予想せられるところであり、統制改廃の措置は従来常に生産農民の負担増加において行われている実情に鑑み、将来特に留意すべきこと、肥料資金の確保について努力を必要とすること、生産配給機構の合理化により価格の低下を図るべきこと、実効需要減退防止対策の必要なること、公団廃止に伴う退職職員に対する処遇について公正且つ適切なるべきこと等々の希望意見を付して、本案に賛成の意見を開陳せられました。討論終結後、直ちに採決に付しましたるところ、本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に油糧配給公団法の一部を改正する法律案について御報告申上げます。

御承知のように、食糧品配給公団法及び油糧配給公団法は、他の公団法令と同様、その成立以来毎年有効期限を一年延長する措置をとりつつ今日に及んでおるのでありまして、現行法では、いずれも本年四月一日失効することとなるのでありますが、政府は食料品配給公団が現に取扱つておりまする味噌、醤油及び乳製品につきましては、漸次需給状況が好転し、もはや公団方式による強力な統制を必要としないと認め、今回は食料品配給公団法の有効期間の延長の措置をとらず、従つて食料品配給公団を解散せしむることとし、た

だ従来同公団が取扱つておりました砂糖だけは、尚、公団方式による統制を必要といたしまするので、同様に尚引続き統制を必要といたしまするところの油脂、油脂原料を取扱つております油糧配給公団において併せ取扱わしめ、油糧配給公団の名称を油糧砂糖配給公団と改めまするとと共に、その存続期限を一年延長せんとする措置を本法案においてとらんとしておるのであります。本法案提案理由の骨子といたしまするところは右の通りでございますが、かねて農林委員会におきましては本院の承認を得まして農林関係配給公団制度に関する調査をいたしておりましたので、以下本法案に関連する部分についての調査報告も兼ね、委員会の審議の状況を御報告いたしたいと存じます。

先ず食料品配給公団関係でございますが、食料品配給公団取扱物資たる味噌、醤油、乳製品、砂糖、罐詰のうち、罐詰は国内需給のバランスも大体とれ、公団統制方式の必要がなくなつたので、昨年四月から除外いたしましたことは御承知の通りであります。味噌、醤油につきましては、昭和二十五年消費配給計画は大体本年通りといたしまして、一人一年味噌二貫七十匁、醤油五升二合でございますが、これは戦前の味噌三貫三百匁、醤油八升に比べまするとなお不十分ではございますが、政府の方針といたしましては、最近漸次売手市場から買手市場へと移行し、従つて価格も公と闇価格とが余り差がなくなつたこと、将来も大体現状より悪くならない状況が期待せられること、もはや一手買取販売の統制方式を必要とせず、若し必要とすれば切符制度等でやつて行けること、財政節約面からの要請、民間企業促進等の観点から、公団統制方式を排除せんとする考えであります。乳製品につきましては、統計上における需給関係ではまだ不足でございますが、ものによつては戦前の生産に復帰したものもあり、事実、全体としての需給状況は、有効需要減退の最近の実情からすれば過剰状態とも言えるのでありまするので、もはや公団方式による統制はその必要なきのみならず、他の統制方式も、生産地方の偏在等の事情から消費地に対する極く簡単な出荷指図の必要があるかどうかというような程度であります。砂糖につきましては、戦前の需要量約千八百万ピクルに対し、終戦後飛躍的に増加したと思われまする昨昭和二十四年度においてすら尚且つ三分の一にも満たぬ五百万ピクル程度の供給で、国内産では北海道の甜菜糖が極く少量あるのみで、大部分の供給は外国よりの輸入にこれを仰ぐ実情であり、輸入関係からいたしましても一手買取販売による公団統制方式は尚今後も継続を必要とするという政府の説明でありました。

委員会といたしましては以上の需給状況、政府の方針についての検討に当り、特に味噌、醤油について政府の方針通り認めることが可能かどうかという点を具体的数字について検討いたしたのであります。即ち第一に、昨年秋、政府がこの方針を立てた当時の大豆の輸入計画と申しますか、希望輸入数量は約二十万トンでありまして、その大部分は中共地区からの輸入に期待をしておつたようでありますが、この期待は今日では全く空に終つたことが明らかになつたので、従つて他の地区からの輸入が確実に実現するまで尚当分現

行方式を継続してはどうかという点、第二に、公団統制方式をやめて、それよりも緩和した統制方式でありまするところの例えば切符制による需給調整をやるにいたしましても、それを可能にするためには最低九万八千トンの輸入を必要といたしまするが、それが現在までの実績に徴して可能かどうか、以上の二点が検討の中心でありましたが、先日安本長官が本議場で答弁せられましたごとく、又事務当局の説明に徴しましても、関係方面とのその後の折衝の結果、本年一月から六月までの間に、ガリオア・アンドによる約十六万トンの輸入を含め、大体当初計画通りの輸入可能の見通しがはつきり付いたとのことでありますから、委員会といたしましては、爾後の需給調整方策の巧拙は政府の責任に委ね、ここに公団統制方式をやることを可と認める結論に達した次第であります。乳製品の統制廃止、砂糖の統制継続に関する政府の方針は、委員会における調査の結果に基く意見ともほぼ一致いたしまするので、政府の方針をそのまま認めることといたしました。

次に油糧配給公団関係でありますが、油脂需給状況は御承知のように戦時中より連年窮屈の度を増加いたしまして、供給面では、内地産動植物油脂の漸減、外地よりの移入減によつて、昭和十二年乃至十五年平均の三十三万八千トンに対し、終戦後の二十一年度は最悪の状況で七千トン、一%にまで低落いたしたのでありますが、二十二年度より外国産油脂の輸入により漸次上昇傾向を辿り、昨二十四年度は十六万六千トンとなりましたが、尚戦前の四五%程度であります。尚、消費事情につきましては、供給減に伴い極めて窮屈であります ことは当然で、戦前の状況に比し、食用、工業用を合し、昭和二十一年度の九%を最低とし、その後漸次よくなつて参りましたが、昭和二十四年度において尚戦前の五三%に過ぎず、而して配給面におきましては、先ず食用充当に考慮が拂われていることと、他面、工業用需要が工業自体の回復度合にも応じて実効需要が戦前に比し依然低いという事情もあり、食用に関する限り大分明朗にはなりましたが、それでも油脂全体の需給状況は国外に多くを期待せざるを得ない関係上、前に申述べましたごとく、未だ甚だしく窮屈であります。従つて現在の公団方式による統制は尚継続する必要があるわけでありますが、昭和二十五年度計画について政府の説明によりますと、大豆を主とし、コプラ、棉実、亜麻仁、蔴子等の外国産原料から得る油脂約十六万六千トン、国産油脂の最高利用による約五万五千トン、合計二十二万一千トンの油脂が確保できれば、需給状況は戦前に比すれば尚七割程度ではあるが、大体公団方式による統制を不必要とするに至るのではないかとの観測であります。併し右の計画は輸入に大半の成否がかかつており、外貨資金七千七百万ドルの獲得が重点でありますから、その推移を見るまでは前に申述べましたごとく現公団は尚暫定的に存置を必要とするという結論であります。但し油糧統制はできるだけ効率的に行わねばならぬことは勿論でありまして、この意味におきましては、品目の整理等は最も必要でありますが、国内産のものについては従来のごまかいたしましたものは一切廃止し、今後は大豆及び菜種関係のものに止め、この二種類と輸入油脂原料及び油脂並びに南氷洋鯨油のみを公

団統制方式の対象とすることになつております。委員会の調査の結論も概ね右と同様でございます。調査の結果は以上の結論通り、各物資ごとに公団統制方式の撤廃或いは存続が決定せられたのでありますが、次に公団の統合に関する政府の方針は、今回の提案のごとく食料品配給公団はこれを廃止し、その現に取扱つておる砂糖は油糧配給公団に取扱わせることとし、油糧公団の名称も油糧砂糖配給公団と改め、実質上二つの公団を統合せんとしておるのであります が、これに対し委員会の意向は昨年の場合と全く同様の態度でありまして、即ち単なる統合のための統合は、公団そのものが暫定的な臨時的存在であるだけに全く無意味であるばかりでなく、却つて短期間的存在の中で統合に伴う事務機能の澁滞や人事問題のいざこざによるロスが大き過ぎ、従つて公団の整理に関する取扱い方は、原則としてその取扱物資ごとに、需給状況の変化を十分に検討し、その必要がなくなつたものから漸次脱落せしめ、又それに伴う機構の縮小を図り、やがて全物資の消滅と共に公団そのものも解消せしめることが最も妥当なやり方と考えたのでありまして、勿論右の方針は原則論ではありますが、今回の砂糖、油糧については右の原則論を適用すべき場合に該当するものと認め、政府の方針に則らず、別途各派共同提案の議員提出の形を以ちまして、実質上本法律案を修正すべき立法を試みたのでありましたが、この試みは遺憾ながら関係方面の了解を遂に取付けることができなかつたのであります。

以上の経過を経ましたる後、昨三十日、委員会は衆議院より送付せられました政府原案について討論採決に附しましたる結果、本案は右に申述べました経緯に鑑み、この際止む得ざるものと認め、公団統合に際してのロスを最小限度に止めること、公団廃止に伴う職員の処遇に適正を期することの希望を付し、全会一致を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に食糧管理法の一部を改正する法律案について御報告申上げます。

改正法律案の骨子は、第一に「いも」類についての政府の取扱方式の改正、第二に食糧配給公団関係の改正の二点でありますが、先ずこれらの改正点の内容及びその趣旨について御説明申上げます。

第一の「いも」の取扱方式の問題でありますが、統制存続論及び統制撤廃論がかねて相闘わされましたことは御承知の通りでありまして、統制存続論の根拠は、国内における食糧自給度の向上という見地から、過去においてあれだけ食糧の危機の突破に役立ち、そうして又今後においても大きな力を期待し得る「いも」は食糧管理上重要視すべきであり、同時に従来閑却せられていた加工、貯蔵及び利用の面において、政府は今後更に一段の研究と努力をなすべきであるということに存しております。統制撤廃論の根拠は、食糧事情の安定を見て来た今日、消費者の立場から、従来とかくの批判があり、特に政府その他の機関の配給操作の拙劣乃至困難性もあり、昨秋以来一部配給辞退の起つた事例に徴しても、更に又別の観点から、即ち国家財政の点から見て速急に統制を廃止すべきであるとし、この主張を強調し来たつたことは御承知の通りであります。政府は従来から後者の主張に立ち来たり、すでに旧臘一日より供出完了後の自

由販売を認めたことは御承知の通りでありますが、統制撤廃による「いも」作農家への急激且つ甚大なる影響を顧慮し、同時に又作付転換その他に関する十分なる対策の整備や、更に又輸入食糧の確実な見通し難等の事情に鑑み、今回提出した改正案におきましては、従来のごとく食糧確保臨時措置法に基く事前割当、供米制度等のごとき高度の統制の廃止は勿論、食糧管理法における米麦等に対する管理方式もとらず、別途の取扱方式、即ち予算の範囲内において一定の政府買上数量を定め、その数量の範囲内においては農家からの売渡申込に応じてこれを買上げるという方式をとつているのでありまして、右の方式によつて本年産の甘藷及び馬鈴薯につきましては合して四億貫の買入れを予定し、過去の生産実績、今後の生産見込その他を勘案して、道府県別買入予定数量を割当指示し、その指示数量の範囲内で申込に応じ買入れることとし、価格は米麦等の政府買入価格並びに「いも」類の需給事情を参酌し、適切なる価格を定むることといたしているのであります。尚、右の買上げを行う「いも」類は総合配給用の生「いも」のみとし、品質の上級なるものに限定し、農家の出荷時期についても或る程度の調整を行うことといたしておるのであります。

次に改正第二点の食糧配給公団関係でありますが、政府は明年三月までに食糧配給公団を廃止するという方針の下に、その間において末端配給機構及び中間卸売機構等の民営移管乃至その確立、消費者の利便の増大を目途とする登録制度の実施等の措置を漸次行い、以て公団の整理解体を円滑に遂行せんと企図いたしているのであります。まして、整理完了後は食糧需給特別会計から卸機関、小売を通じ、購入券制度により消費者に主要食糧が配給せられる構想であります。今回の改正法案は、右構想実現のため、差当り公団の存続期限を本年四月一日より明年三月三十一日まで一ヶ年延長し、且つその期間延長に伴う業務運営に必要な什器、備品、運搬具等の取得に必要な九千万円の基本金増額を行うと共に、新たに小売及び卸売の販売業者の存在並びにこれに対する都道府県知事の監督権その他に関する規定を設けんとしているのであります。委員会における本法案の審議に際しましては、事柄が我が国食糧政策に関する重要問題であり、又現に食糧供出制度の改変が種々論議せられ、中には無責任な放言もあり、徒らに生産者及び消費者を不安昏迷に陥れつつある際でもあり、更に又農政の転換期に処しての今後の農政確立上の基本にも触れる極めて緊要なる問題でありますので、各委員より真剣な質疑が数多く重ねられたのでありまして、即ち農家経済窮迫の現状に対する具体的対策如何、食糧に関する国内自給度向上についての目標及びその実現のための具体的対策如何、食糧供出制度改変に関する基本的構想如何、新農政確立に関する基本的構想如何、外国食糧に関する将来の輸入対策、「いも」に関しての将来の生産指導対策、供出報奨物資の値下り及び滞貨処理対策等等で、いずれも極めて重要な論題でありますが、これらの問題はかねて本議場におきましても多くの同僚議員諸君から質疑のあつた点でありますから、重複を避け、詳細は速記録に譲ることといたします。ただこれらの質疑に対する政府の答弁は遺憾ながら必ずしも委員各位をして十分に

納得せしむるに至らなかつたことだけを申上げて置きます。

かくて昨三十日質疑を終了し、討論に付しましたるところ、先ず社会党を代表して羽生委員より、現段階においては食糧事情全般を考慮の上確定せらるべき食糧管理法が、その全般の事情が未確定のとき、特に食糧確保臨時措置法の改廃方針も定まらず、又食糧輸入の見通しも確としていない現在の状況の下において、法律の一部分の改正を行うことは不可であり、又ボツダム政令まで出して強行せんとした食確法から「いも」を外すことを本法案において行うことも同意いたし難い、その他一二の理由を挙げて本法案に反対の意見を述べられ、次に緑風会の藤野委員から、速かに新事態に即応した食糧政策を確立し、日本農業を安定せしめ、農民をして安んじてその生産に従事することができるようにすること、食糧政策は国内生産による自給度の向上、輸入食糧をできるだけ少くして、よつて生じた補給金はこれを農村施策、農業保護に振向けること、公団廃止の場合、退職者に対する処遇に万全を期すること等、十項目の希望を付して本法案に賛成せられ、又民主党の鈴木委員からも、同様、政府の農村不況対策において十全を期すべきであるとの希望を付して賛成、新政クラブの小川委員からも、国内食糧自給体制の確立、農産物価の適正を期すとの希望を付して賛成意見が開陳せられました。

以上の討論を終り、採決に付しましたるところ、本法律案は多数を以て原案通り可決することに決定いたした次第であります。

最後に松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案について御報告申上げます。

先ず本法案提出の趣旨について申上げます。普通に松くい虫という名で総称されております穿孔虫類に属する森林害虫で近歳、九州の一角に発生を見ましたのは、すでに二十年も前のことでありますが、これが戦時から戦後にかけて急速な勢いで蔓延いたしまして、今や北海道を除く殆んど全国の松林、名勝旧蹟の松、海辺の防風林など、至る所の松を非常な繁殖力を以て喰い荒しております。ことは御承知の通りでありますが、この松くい虫は戦時、戦後における濫伐により森林環境が激変いたしましたのに伴つて俄かに大量発生を見たのであります。而して従来相当熱心に実施されておりました駆除事業が十分の効果を挙げ得なかつたのは、第一に、害虫発生の早期発見、被害状況の調査、それに基く防除計画の樹立、その実施のための措置等の一連の組織がはつきりいたしておらなかつたこと、第二に、森林法に基く害虫駆除法規自体にも不備欠陥があつたため行政庁が有効適切な処分をなし得なかつたこと等の事情に基くものでありまして、これらの点に鑑み、今回政府は防除の実施を促進するための制度及び組織を確立することの急務たることを認め、新たに本法律案を立案したとのことであります。

次に本法の内容を簡単に御説明申上げますと、第一は本法の適用範囲であります。従来森林害虫の防除は森林法第八十條及び第八十一條に基いて行われておつたのでありまして、駆除の対象が森林に限られておつたのでありますが、松くい虫等の防除に徹底を期するためには、森林のみならず街路樹、公園の樹木及び土地から分離した伐採木等に対しても適用する必要がありますので、対象を森林、樹木及び伐採木等に拡げますると共に、伐倒、剝皮、焼却等、それに対する駆除措置の内容を明確にいたしておるのであります。第二は、政府の行う防除措置であります。従来森林害虫の防除は都道府県知事がそれ〴〵実情に応じて適当な方法を講じておつたのでありますが、森林害虫の種類により、或いはその害虫の発生状況によつては、国みずからも必要な防除措置を講じ得るようにいたしておるのであります。第三は、農林大臣又は都道府県知事の行う防除措置に対する森林所有者等の救済制度であります。即ち防除のため必要な命令を受けた者のために、その命令に対する不服を申立てる機会を與えますると共に、防除のため必要な命令又は処分により損失を受けたる者に対し、一定の基準による補償金を交付することといたしておるのであります。以上が本法案の主なる内容でありますが、委員会は去る三十九日及び昨三十日の両日に亘り慎重審議をいたしました結果、本案は全会一致を以て衆議院送付原案通りこれを可決すべきものと決定いたした次第であります。尚、審議の状況の詳細につきましては、速記録によつて御覧頂きとう存じます。

以上を以て御報告を終ります。(拍手)

◎油糧配給公団法の一部を改正する法律

(昭和二十五、三、三一、法五九)

一、提案理由(二月二十二日)

○坂本政府委員　食料品配給公団法及び油糧配給公団法は、御承知油糧配給公団法の一部を改正する法律

のごとく、当該公団法の規定により、本年四月一日失効することとなるのでありますが、食料品配給公団が取扱つているみそ、しよう油及び乳製品については、漸次需給状況が好転し、もはや公団による一手買取り販売による強力な統制を必要としないと認められるに至りましたので、今回政府は食料品配給公団法の有効期間の延長の措置をとらず、食料品配給公団を解散せしめることに決定したのでありますが、同公団の取扱つている砂糖及び油糧公団の取扱つている油脂、油脂原料等については、いまだ供給が不足しており、一手買取り販売による強力な統制を行つて行くことが、国民生活安定のため必要であると認められますので、油糧配給公団法の効力を一年延長し、同公団の名称を油糧砂糖配給公団に改めるとともに、砂糖をも同公団に取扱わせることとするのが、本法律案提案の目的であります。

この法律案におきましては、効力延長に関する改正規定は昭和二十五年三月三十一日以前に、その他の改正規定は同年四月一日から施行することとなるのでありますが、これによつて油糧配給公団の法人格財産関係等については何ら変動がないものと解しております。また砂糖に関する業務の取扱いについては、食料品配給公団の四月一日現在の在庫品を油糧配給公団に売渡すことにいたしたいと考えております。

政府は油糧砂糖配給公団の存続を一応一年延長することとしたいのでありますが、政府としましては砂糖及び油糧の輸入量の増大によりまして、その需給の均衡が得られ次第、同公団をも廃止する予定でありまして、これは今後の輸入その他需給事情によりますけれ

ども、昭和二十五年度中にはおそらく実現し得るものと期待している次第であります。公団の一手買取り販売をやめることとなつたみそ、しよう油及び乳製品につきましては、民間企業による取扱いにゆだねまして、自由の範囲を極力広げ、必要に応じまして最少限度の簡素な需給調整をすることにしたいと考えているのであります。さらに油脂、油脂原料等についても、その必要のなくなつたものについては、逐次公団による取扱いをやめ、民間企業にゆだねて行きたいと考えています。

以上簡単に提案理由を述べたのでありますが、何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院農林委員長報告(三月二十八日)

○山村新治郎君　ただいま議題と相なりました、農林委員会付託にかかりまする、内閣提出、油糧配給公団法の一部を改正する法律案、食糧管理法の一部を改正する法律案並びに松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案、以上三案につきまして、審議の経過及び結果の大要を御報告いたします。

まず油糧配給公団法の一部を改正する法律案につきまして御報告いたします。

御承知のごとく、油糧並びに食料品の需給は最近著しく改善せられまして、戦時戦後を通じて実施せられて参りました経済統制方式は改廃を必要とする段階に相なりましたので、本法律案は、かような新しい経済事態に即応させるため所要の改正を加えようとするものでありまして、その提案の要旨は、およそ次の三点であると思います。

第一点は、本年四月一日に失効する食料品配給公団及び油糧配給公団につきまして、食料品配給公団が取扱つております、みそ、しよう油及び乳製品は、需給状態が改善いたしましたので、これを統制からはずし、同公団を四月一日をもつて解散いたしますと同時に、その取扱い物資であります砂糖は、油脂及び油脂原料とともに、その大部分が輸入に依存しており、かつまた供給も不足しておりまして、国民生活の安定上なお統制を続ける必要がありますので、油糧配給公団の存続期間を一箇年延長いたし、砂糖をも同公団に取扱わせることとし、その名称も油糧砂糖配給公団と改めること、第二点は、油糧砂糖配給公団の存続については、砂糖及び油糧の輸入が増大いたしまして、その需給の均衡が得られ次第同公団を廃止するようにいたすこと、第三点は、公団の一手買取り販売をやめることとなつた、みそ、しよう油及び乳製品は民間企業にゆだね、必要に応じ最小限度の簡素な需給調整を行うこととし、また、ぬか油、魚油等は統制をやめて民間企業に移すことであります。

今日、公団統制方式は、その改廃につきまして根本的再検討を加える必要があり、またそれは、いわゆる農林関係五公団全般にわたることでありますので、本委員会におきましては、すでに二月九日、公団に関する小委員会を設置いたし、各党各派より、小委員長以下十一名の委員を任命いたし、農林五公団の統制方式の改廃とその時期並びにそれが農業及び国民経済全般に及ぼす影響等につき鋭意検討を続けて来たのであります。

本法律案は、二月二十一日付託と相なり、三月二十二日提案理由の説明を聴取いたしたのでありますが、さきの公団に関する小委員会と並行して本委員会におきましても審議をいたし、各委員より、熱心な質疑と真剣な意見の開陳がなされたのであります。

詳細の点は速記録に譲りますが、各委員の見解の主要な点を総合いたしますと、ぬか油及び魚油の統制を廃止した場合、統制油脂との鑑別が困難で、混乱を来すおそれはないかという点がその一つ、国民保健並びに栄養保持上、食糧油脂資源の確保に今後とも十分努力すべきであること、また自由党河野委員を初め社会党足鹿委員等多数の委員から、食料品配給公団は、解散後も売掛代金の回収、滞貨処理等のための清算事務があるので、相当の人員を残すものであり、また他方砂糖業務のため油糧砂糖配給公団に副総裁一名を増置することになつておるが、むしろ業務簡素化の点から、食料品配給公団を存続せしめて砂糖業務だけを取扱わせ、需給の好転した最も早い機会に同公団を解散することとした方がよいのではないかとの意見がございました。

本法律案につきましては、二十七日質疑を終了し、続いて討論に入ることになつたのでありますが、その際、民主党小林委員より、油糧配給公団法の一部を改正する法律案につき、食料品配給公団を存続せしめて砂糖業務を取扱い、また食糧管理法の一部を改正する法律案については、基本金九千万円の増額を削除する等の修正を施すよう政府に要求すべしとの緊急動議が提案せられたのでありますが、採決の結果、少数をもつて否定せられました。

次いで討論に移りましたるところ、自由党河野委員より賛成の意を表せられ、これに対し社会党足鹿委員、民主党坂口委員、国民協同党吉川委員及び共産党山口委員は反対の意を表せられたのでございます。討論を終り表決に付しましたるところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと議決いたした次第でございます。

次に食糧管理法の一部を改正する法律案について御報告いたします。

この法律案の要旨を見まするに、第一点は、「いも」類の統制を緩和することであります。しかしながら、全面的に統制を廃止いたしますことは、農家経済、なかんずく「いも」作農家に与えます影響が甚大でありまして、ひいて日本農業の健全な発達にも支障を来しますので、食糧確保臨時措置法の適用から除外して供出割当を行わないことにいたしますと同時に、食糧管理法の上におきましても、米麦と分離して新たな政府買入れ方式を設定するのであります。この買入れ方式におきましては、都道府県別の過去の生産実績と今後の生産見込み、さらに都道府県別の買入れ予定数量とを基礎にし、これに国の財政並びに食糧管理特別会計の現況をも勘案いたしまして政府の買入れ予定数量を明示し、この政府の指示数量の範囲内で、売渡しの申込みのあつたものは必ず政府が買入れなければならない制度とすることであります。なお、二十五年度産「いも」類の買上げ数量は四億貫を予定しているのであります。

第二点といたしましては、食料配給公団の業務のうち、末端配給

機構、消費地卸売機構及び精米施設等必ずしも公団直営方式をとる必要のなくなつたもの、その他新しい情勢に応じて簡素化し得るものは、主要食糧の円滑な配給に支障のない限り適時民間事業に移して機構の縮少をはかり、それによつて業務能率の向上と財政負担の軽減をはかり、また民間事業の自主性を回復する等、新しい経済事態に即応する措置をすることであります。

以上の二点が本改正法律案の要旨でありますが、この趣旨に基きまして、さしあたり必要な最小限の法的措置を規定したのであります。その大要を申し上げますと、一、食糧配給公団の存続期間を一箇年延長いたし、その間に逐次円滑な整理解体をはかること、二、右の整理解体中に新たに小売ないし卸売の販売業者ができるのでありますが、これに対し都道府県知事は、消費者への配給が計画通りに実施できるように食糧配給公団及び市町村長に指示すると同様に、配給計画の実施に必要な事項を指示し得ること、三、これら販売業者の主要食糧の売買には購入券制度を適用すること、四、食糧配給公団の役職員は、関係企業である保管、加工、輸送の株式取得を禁ぜられてありますが、販売業者の発生に伴いまして、公団存続中の今後におきましては、この株式取得の禁止の中に販売業を加えること、五、基本金を九千万円増額して二億七千万円とし、これにより現在不足している運搬具、什器、備品等につき最小限度の調達をはかることであります。

本法律案は、去る三月八日付託となり、三十二日提案理由の説明を聞いたのでありますが、本案の付託後におきましては、さきに申し上げました公団に関する小委員会と並行して本委員会においても審議を重ね、全委員より熱烈な質疑と真剣なる意見の開陳がなされたのであります。

各委員の開陳せられました見解の詳細は速記録に譲ることといたしますが、その重要な点を総合して申し上げますと、一、二十五年度産「いも」類の予定買上げ数量四億貫は必ず買上げを実行し、またその買上げ価格は米価を基準として決定し、不当に安くならないようにすべきこと、二、食糧配給公団の改革に伴い発生いたします小売業者及び卸業者が必要とする資金調達には特に政府において特別の援助を與えるべきこと、三、公団の職員の大部分は、もと、米麦の卸小売商人であつて、今回公団の末端より代位配給に切りかえ、さらに純然たる民間企業に移すことになつているので、その準備のため販売業の株式を持ち得るよう考慮を拂うこと、四、閉鎖機関たる食糧営団の清算がまだ完了していない事実につき、これを促進すべきである等であります。

本法律案は、二十五日質疑を終了いたし、二十七日討論に付しましたところ、河野委員は自由党を代表して賛成の意を表せられ、なお、「いも」類の四億貫の買上げの実施、小売業者及び卸売業者に対する資金調達の援助、また公団職員の販売業の株式取得等に関し特別の考慮を拂うべきことを要望して賛成せられたのであります。これに対しまして社会党足鹿委員、民主党坂口委員、共産党山口委員、国民協同党吉川委員は、油糧配給公団法の一部を改正する法律案の場合と同様の趣旨により反対意見を述べられたのであります。

次いで表決に付しましたるところ、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決されたのであります。

次に、松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に関する法律案につき御報告いたします。

本案の内容の要旨は、すべて次の三点であると思います。第一は、従来森林害虫の防除は森林法第八十條及び第八十一條に基いて行われまして、駆除の対象が森林に限られていましたが、松くい虫等の防除の徹底を期するため、森林のみならず、街路樹、公園の樹木及び伐採木等に対しても適用できるよう、本法の適用範囲を拡大いたし、かつそれ〴〵に対する駆除措置の内容を明確にしたこと、第二は、森林害虫の種類あるいはその発生状況により、国全体の利益と各都道府県のそれ〴〵の利益とが必ずしも一致しない場合には、農林大臣が必要な防除措置を講じ得るようにしたこと、第三は、防除のために必要な命令を受けた者に対し、その命令に対する不服を申し立てる機会を與え、また防除のために必要な命令または処分により損失を受けた者に対し、一定の基準による補償金を交付する等、森林所有者等に対する救済の制度を規定したことであります。

本法律案については、去る二十五日、提案理由の説明を聞いたのでありますが、森林害虫の防除を強力に実施いたし、森林資源の確保と、生産の増進をはからんとするものであります。しかるに、わが国森林資源は、戰時戰後を通じた濫伐により非常に荒廃しているのでありまして、このときにあたり、本法の制定は時宜を得た当然の措置であると考えられ、各党とも異議がございませんので、二十七日、質疑討論を省略して表決に付しましたるところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたした次第であります。

以上をもつて御報告を終ります。（拍手）

三、参議院農林委員長報告（三月三十一日）

（肥料配給公団令の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎財政法の一部を改正する法律

（昭和二五、三、三一、法六〇）

一、提案理由（三月四日）

（米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月十六日）

（造幣庁特別会計法の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月二十七日）

（公認会計士法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎国庫出納金等端数計算法

（昭和二五、三、三一、法六一）

一、提案理由（三月二十二日）

○水田政府委員　ただいま議題となりました国庫出納金等端数計算法案の提出の理由を御説明申し上げます。

この法律案を立案いたしました趣旨は、最近の経済情勢にかんがみまして国庫金の出納及び国税、地方税の課税標準額の計算の事務を簡素にして、整理事務の能率の増進をはかろうとするものであります。

本案の要点といたしましては、まず第一に、国及び公団等における収入金または支拂金につきましては、原則としてその金額に五十銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数を一円として計算し、その金額の全額が一円未満の場合は、収入金については、その全額を切り捨て、支拂金については一円として計算し、また国または公団等の相互の間の支拂金につきましては、その金額の全額が一円未満の場合は、その全額を切り捨てることといたそうとするものであります。

第二点は、収入金または支拂金を分割して、収納または支拂いをする場合の計算でありますが、この場合はまずその総額について、前に申し述べました原則により計算した後、分割金額を算出し、その分割金額に一円未満の端数があるとき、またはその金額の全額が

一円未満であるときは、その端数金額または一円未満である分割金額を、最初に収納する金額または支拂う金額に合算することといたそうとするものであります。

第三点は、国税または地方税の課税標準額を算定する場合、課税標準額に百円未満の端数があるとき、またはその全額が百円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨て、また政令で指定する国税または地方税につきましては、課税標準額に一円未満の端数があるとき、または全額が一円未満であるときは、その端数金額または全額を切捨てることといたそうとするものであります。

第四点は、国税または地方税を一時に収納する場合に、その税額に十円未満の端数があるとき、またはその全額が十円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨て、また政令で指定する国税または地方税につきましては、その税額に一円未満の端数があるとき、またはその全額が一円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てることといたしたいのであります。

また税の分割収納につきましては、先ほど申し上げました分割収納の規定を準用することといたし、税の還付金につきましては、その金額に一円未満の端数があるとき、またはその全額が一円未満であるときは、その端数金額またはその全額を一円として計算することといたそうとするものであります。

なおこの法律案は、国及び公団等のすべての収納、または支拂いについて適用することが理想でありますが、国及び公団等の収入金または支拂金につきましては、その性質等から、この法律の適用を受けさせることが不適当と認められるものもありますので、これらについてはこの法律の適用を除外することといたしたいのであります。

次に退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

この法律案を立案いたしました趣旨は、政府または公団等の退職職員に対する失業者の退職手当の支給が、今般公共職業安定所で行われるようになるのに伴い、その財源について必要な措置を講じようとするものであります。すなわちまず第一に、政府または公団等の職員が退職しましてから一年以内に失業しております場合には、失業保険法の保険金支給の條件に従つて計算いたしました失業保険金相当額と、退職時に支給された退職手当額との差額を失業者の退職手当として支給されるのでありまして、この支給につきましては、現在は旧勤務所において行われているのでありますが、今回これが公共職業安定所で支給されることになりますので、その支給財源に充てますため、各特別会計または公団等の負担額を、予算の定めるところにより一般会計へ繰入れまたは納付する道を開こうとするものであります。

次に、一般会計が前記退職手当の支給財源を各特別会計及び公団等から受け入れ、精算の結果過不足が生じた場合の調整の措置を設けようとするものであります。すなわち、受入額が各特別会計及び公団等の負担額を超過した場合には、翌年度の負担額に充当いたし、なお余りがありますときには、翌々年度までに各特別会計及び公団等に返還し、不足した場合には、翌々年度までに各特別会計及び公団等より補塡するようにいたしたいのであります。

次に薪炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案の提出理由を御説明申し上げます。

政府におきましては、薪炭の需給の統制と薪炭需給調節特別会計を廃止することを前提といたしまして、昭和二十四年七月三十一日以降、新たな買入れを停止し、残務の整理に努め、またその整理を促進させる必要上、今国会において御審議を仰ぎ、この会計の債務の支拂い財源に充てるため、五十四億七千万円を一般会計から繰入金をする等の措置を講じた次第でありまして、今回昭和二十五年四月一日をもつて、この会計を廃止することといたしたいのであります。なお、この会計の昨年十二月当時においては、年度内において一切の薪炭証券と大部分の債務の償還が可能であるごとく予想されれ、またこれを可能ならしめるべく鋭意努力をいたして参りましたが、諸般の情勢から清算事務が意のごとく進捗せず、現在の見通しといたしましては、遺憾ながら年度末においてなお若干の収入未済債権、年度内償還不能の薪炭証券その他の支拂未済債務が残ることが予想されるのであります。よつてやむを得ず昭和二十四年度において、この会計の借りかえ証券の償還財源に充てるための証券を発行することができることとし、この会計に属しまする資産及び負債の一切を一般会計に引継ぐことといたしたいのであります。また、

この特別会計法廃止後の昭和二十四年度の歳入歳出決算の作成、及びこの特別会計法の規定を準用しておりました国営競馬特別会計法をもあわせて改正する等、この会計の廃止に伴い必要な措置を規定しようとするものであります。

以上が国庫出納金等端数計算法外二法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十五日）

○北澤直吉君　ただいま議題となりました国庫出納金等端数計算法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

この法案は、最近の経済情勢にかんがみまして、国庫等の出納金額、国税及び地方税の課税標準額の計算事務を簡素にいたしまして、その能率の増進をはかるために提出されたものでありまして、その要点は次の四点であります。

すなわち第一に、国及び公団等における收入金または支拂金につきましては、原則として五十銭未満を切り捨て、五十銭以上一円未満を一円として計算し、その金額の全額が一円未満の場合は、收入金については全額を切り捨て、支拂金については一円として計算し、また国または公団等の相互間の支拂金につきましては、その金額の全額が一円未満の場合は全額を切り捨てることといたしております。

第二に、收入金または支拂金を分割して收納または支拂いをする場合の計算につきましては、まずその總額について前に述べました原則により計算しました後、分割金額を算出しまして、一円未満を最初に收納する金額または支拂う金額に合算することといたしております。

第三に、国税または地方税の課税標準につきましては百円未満を切り捨て、また政令で指定する国税または地方税の課税標準額につきましては一円未満を切り捨てることといたしております。

第四に、国税または地方税を一時に收納する場合の税額につきましては十円未満を切り捨て、また政令で指定する国税または地方税の税額につきましては一円未満を切り捨てることとし、分割收納の場合の税額につきましては前に述べました分割收納の規定を準用することとし、税の還付金につきましては、一円未満を一円として計算することといたしております。

なお、国及び公団等の收入金または支拂金のうち、外国為替等を基礎とするもの、郵便切手をもつて納付する郵便料金等、この法案の規定を適用することが不適当と認められますものにつきましては、その適用を除外することといたしております。

以上が、この法案の提出になりました趣旨並びに内容の要点でありますが、この法案は、三月二十日、本委員会に付託されまして、二十二日、政府委員より提案理由の説明を聽取し、各委員より質疑が行われ、政府委員よりそれ〴〵答弁がありましたが、質疑応答の詳細については速記録に讓りたいと存じます。

次いで三月二十三日、討論を省略し採決いたしましたところ、起立總員をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に、ただいま議題となりました退職職員に支給する退職手当の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果につき御報告申し上げます。

この法案は、政府または公団等の退職職員に対する失業者の退職手当の支給が今般公共職業安定所で行われるようになりますのに伴いまして、その財源について必要な措置を講ずるために提出されたものであります。この法案の要点は次の二点であります。

第一に、政府または公団等の職員は、退職しましてから一年以内に失業しております場合には、失業保険法の保険金支給の條件に従つて計算いたしました失業保険金相当額と、退職時に支給されました退職手当額との差額を失業者の退職手当として支給されるのであります。この支給は、現在旧勤務所において行われておるのでありますが、今回これが公共職業安定所で支給されることになりますので、その支給財源に充てるため、各特別会計または公団等の負担額を、予算の定めるところにより一般会計へ繰入れまたは納付させることといたしております。

第二に、一般会計が各特別会計または公団等から退職手当の支給財源を受入れ、精算の結果過不足が生じました場合の調整につきまして、受入額が各特別会計及び公団等の負担額を超過しました場合には翌年度の負担額に充当し、なお余りがあります場合には、翌々年度までに各特別会計及び公団等に返還し、不足しました場合には、翌々年度までに各特別会計及び公団等より補塡させることといたしております。

以上が、この法案の提出になりました趣旨並びに内容の要点でありますが、この法案は、三月二十日、本委員会に付託されまして、二十二日、政府委員より提案理由の説明を聽取し、各委員より質疑が行われ、政府委員よりそれ〴〵答弁がありましたが、質疑応答の詳細につきましては速記録に讓りたいと存じます。

次いで、三月二十三日討論に入りましたところ、河田委員は共産党を代表して、失業者の退職手当を公共職業安定所で支給することになると、誤算の解決も円滑に行かず、職業安定所の事務を増大して、支給を受ける者が不利になるとの理由をあげて反対の意を表せられ、前尾委員は自由党を代表して、従来とも失業の認定は職業安定所で行つていたが、今回同じ場所で支給を受けることになるのであるから、支給を受ける者はかえつて便宜になる旨を述べて賛成の意を表せられ、松尾委員は社会党を代表して、宮腰委員は民主党を代表して、いずれも賛成の意を表せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に、ただいま議題となりました薪炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

この法案は、薪炭需給調節特別会計を廃止するとともに、昭和二十四年度においてこの会計の借換証券の償還財源に充てるための証券を発行することができることとし、この特別会計の廃止に伴う必要な措置を講ずる等のために提出されたものであります。すなわちこの会計は、昨年十二月当時におきましては、年度内に一切の薪炭証券及び大部分の債務の償還ができる予想でありましたが、諸般の情勢から清算事務が進捗しなかつたため、年度末においてなお若干の収入未済債権、年度内償還不能の薪炭証券その他の支拂い未済債務が残る予想でありますので、この会計の借換証券の償還財源に充てるための証券を発行することができることとし、この会計に属する資産及び負債の一切を一般会計に引継ぐこととしたそうとするものであります。

この法案の要点は、第一に、薪炭需給調節特別会計法を廃止すること、第二に、この会計の借換証券償還のために一年内に償還すべき証券を発行することができることとすること、第三に、この特別会計法の規定を準用しておりました国営競馬特別会計法の一部を改正することであります。

以上が、この法案の提出になりました趣旨並びに内容の要点でありますが、この法案は、三月二十日、本委員会に付託されまして、二十二日、政府委員より提案理由の説明を聽取し、二十三、四日の両日にわたり、各委員より、收入未済債権の内訳、その残存理由並びに取立て見込み、清算事務完了の見込み等について熱心なる質疑が行われましたが、質疑応答の詳細については速記録に讓りたいと存じます。

次いで討論に入りましたところ、田中織之進委員は社会党を代表して、薪炭需給状態は実際において円滑でなく、また清算事務も完了していないのに特別会計を廃止することは反対である旨を述べられ、田中啓一委員は自由党を代表して、薪炭需給はもはや統制の必要がなく、また特別会計をこれ以上継続することはます〳〵赤字を増大するから、この際この特別会計を廃止することは賛成である旨を述べられ、宮腰委員は民主党を代表して、收入未済債権の取立て、支拂い未済債務の決済等について不安があるのに特別会計を廃止することは反対である旨を述べられ、竹村委員は共産党を代表して、この特別会計は一切を清算して廃止すべきである等の旨を述べて、ともに反対の意を表せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

（有価証券移転税法を廃止する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二五、三、三一、法六二）

一、提案理由（三月二十二日）

（国庫出納金等端数計算法の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十五日）

（国庫出納金等端数計算法の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月二十九日）

（造幣庁特別会計法の委員長報告と一括して掲載）

◎造幣庁特別会計法

（昭和二五、三、三一、法六三）

一、提案理由（三月四日）

（米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律の提案理由と一括して掲載）

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律　造幣庁特別会計法

二、衆議院大蔵委員長報告（三月十六日）

○北澤直吉君　ただいま議題となりました造幣庁特別会計法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、造幣庁の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資する目的をもつて、従前の特別会計を廃止し、新たに特別会計を設置いたしまして、一般会計と区分して経理するために提出されたものであります。

この法案の主要な点は、まず第一に、新たに補助貨幣回收準備資金を設置いたしまして、製造済み補助貨幣の発行高に相当する金額をこの資金として積み立てることといたしておる点でありまして、従前の特別会計におきましては、この金額は特別会計の歳入として計上されておつたものであります。なお回收準備資金は、大蔵省預金部に預け入れてこれを運用することができることとし、またこの資金をもつて引きかえまたは回收しました補助貨幣は、地金の価額をもつてこの会計の資産とすることといたしております。

第二に、今回の新特別会計においては、製造済み補助貨幣の発行高に相当する金額を歳入として計上することをやめますので、補助貨幣の製造に要します経費は、予算の定めるところにより、一般会計が負担してこの会計に繰入れることができることといたしております。

第三に、決算上の利益は原則としてすべて一般会計に繰入れるの

であります、造幣庁の事業の企業性にかんがみまして、その一部を資本の増加に充て、残余を一般会計に繰入れることとし、また決算上損失を生じました場合には、損失の繰越しとして整理することといたしております。

なおこのほか、資本及び資産、運転資金、資金計画等について必要な規定を設けております。

以上が、この法案の提出になりました趣旨並びにその内容の要点でありますが、この法案は、二月二十八日、本委員会に付託されまして、三月四日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、十四日及び十五日の両日、各委員より、造幣庁の事業の内容、回収準備資金を設けた理由等について熱心なる質疑が行われ、政府委員よりそれぞれ答弁がありましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次いで、討論を省略し、ただちに採決いたしましたところ、起立総員をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に、ただいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、今回の改正案のおもなる点についてその大要を申し上げますと、その第一点は、証券業者及び証券取引所の健全化に関する諸規定を設けたことであります。すなわちその一は、証券業者は営業用純資本として最低額五千万円を常に維持しなければならないこととし、証券業者の資産内容の堅実化をはかるとともに、投資者の保護を全からしめんとしたのであります。但し、現在の証券業者に対して、ただちにこの制限規定を適用することは適当でありませんので、二年後より適用することになつております。その二は、証券業者が営業または財産経理の状況に照し過当な数量の売買取引、不健全な方法による売買もしくは借入れをなし、または不良と認められる資産を有する場合においては、証券取引委員会は当該行為を制限し、不良資産を償却する等の命令をなすことができることとして、証券業者の健全化をはかることとしたのであります。その三は、盛衰のはげしい証券業の特殊性にかんがみ、損益の平準化をはかるため、証券業者の営業年度を六箇月より一箇年に改正することにしたのであります。その四は、登録取消しの処分を受けた証券会社の役員は、五年間証券会社の役員に就任できないこととする等、現在の登録拒否または登録取消しの條文の不備を整備したことであります。

次に第二点といたしましては、シャウプ勧告にうたわれている線に沿いまして、証券取引法の規定により提出される貸借対照表、損益計算書等の財務書類について、その用語、様式及び作成方法に関する権限を証券取引委員会に與え、もつて不統一をきわめるわが国企業会計制度の整備に資せんとしたことであります。またこれらの財務書類は、それを提出する会社と特別の利害関係のない公認会計士の監査証明を受けなければならないこととし、わが国で初めての試みである外部監査制度を実効的ならしめることとしたのであります。

第三点は、有価証券の募集または売出しに際して、証券取引委員会規則で届出を免除することができる範囲を、現行の募集または売出券面総額五百万円より一千万円に引上げ、経済の実情の変化に即応し得ることとしたことであります。

第四点は、投資についての判断を提供すべき新聞、雑誌等の記事に関する取締り規定を設けたことであります。

第五点は、証券取引法の規定に基いて設立された証券業協会について、その活動に実効性を與えるため、事業者団体法の適用をしないこととしたことであります。

第六点は、証券取引委員会の委員長及び委員は、その職務の特殊性にかんがみ、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命するものとし、特別職とした点であります。

以上が大体改正案の要点でありますが、この改正法律案は、二月十六日、本委員会に付託されまして、二十日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、翌二十一日より数日にわたり、各委員より、証券金融対策、証券保有機関の設置、公認会計士の監査証明、新聞、雑誌に対する取締り等について熱心なる質疑が行われ、政府委員よりそれぞれ答弁がありましたが、その詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくて、三月十五日討論に入りましたところ、田中委員は日本社会党を代表し、三宅委員は自由党を代表し、宮腰委員は民主党を代表して、いずれも本案に賛成の意を述べられ、竹村委員は共産党を代表して、本案に反対の意を表せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に、ただいま議題となりました財政法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、予算執行の実績並びに現状にかんがみまして、予算配賦の際の区分並びに支出負担行為についての承認手続を簡略にするために提出されたものであります。

すなわち第一点は、内閣が各省各庁の長に対して予算を配賦します場合、現行法によりますと、歳出予算については目をさらに節に区分することになつておりますが、これでは、いたずらに手続を煩瑣にし、実効がありませんので、節の区分を廃止しようとするものであります。なおこれに伴いまして、目の整理統合を行うとともに、従来の節のうち特に流用制限をする必要のあるものは目に引上げる等の調整を行うこととし、これらの措置は昭和二十五年度予算から実施し得るよう所要の規定を設けております。

次に第二点は、支出負担行為について大蔵大臣の承認を経るために作製します計画書類は、現行法によりますと、支出負担行為担当官ごとに作製することになつておりますが、これも、いたずらに手続を煩瑣にして実効がありませんので、各省各庁ごとに作製することに改めようとするものであります。

以上が、この法案の提出になりました趣旨並びに内容の要点でありますが、この法案は、三月二日、本委員会に付託されまして、四日、政府委員より提案理由を聴取し、十四日及び十五日の両日、各

委員より、会計検査院の検査制度、節を廃止した後の影響等について熱心なる質疑が行われ、政府委員よりそれ〴〵答弁がありましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

ついで討論に入りましたところ、宮腰委員は民主党を代表して、大蔵大臣の承認は法規裁量によるものとせられたい、一般会計より特別会計への繰入金の跡始末については本委員会に報告せられたい旨の希望條件を付して賛成の意を表せられ、小山委員は自由党を代表して、物品費、消耗費については整備を行われたい旨の希望を付して賛成の意を表せられ、田中委員は社会党を代表して、節を廃止することにより弾力性は認められるが、これに伴う弊害は除去されていない、この法案は昭和二十五年度予算案と並行審議さるべきものである等の理由をあげて反対の意を表せられ、河田委員は共産党を代表して、節を廃することにより自由裁量の範囲を広くして、給與等において不公平が行われる等の理由をあげて反対の意を表せられました。次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決されました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告（三月二十九日）

○黒田英雄君　只今上程されました五つの法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

先ず造幣庁特別会計法案の件につきまして御報告をいたします。

従来の造幣庁特別会計の経理方法は造幣庁の事業の企業的運営に副わない点がありましたので、従前の特別会計を廃止し、次の趣旨によりまして新たに特別会計を設けんとするものであります。即ち従来の特別会計におきましては、補助貨幣の製造に必要なる経費は歳出を以て整理し、又補助貨幣の発行高に相当する金額は歳入として整理しておつたのでありますが、今回これを改めて、補助貨幣の製造に必要なる経費は予算の定むるところによりまして一般会計から繰入れ、又補助貨幣の発行高に相当する金額は将来の回収に備えまして準備金として積立てる外、利益及び損失の処理、資金の運用方法、予算及び決算の手続等に関しまして、特別会計として必要なる諸規定の整備をいたさんとするものであります。委員会におきましては種々熱心なる質疑応答が交されましたが、その詳細は速記録によつて御承知を願いたいと思います。かくして質疑を終了いたしまして、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものなりと決定いたしたのであります。

次に日本勧業銀行法等を廃止する法律案について御報告をいたします。現在我が国におきましていわゆる特別銀行と称せられるものには、日本銀行の外に日本勧業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行等がありますが、終戦後諸般の情勢の変化に伴いまして、日本勧業銀行法、北海道拓殖銀行法及び日本興業銀行法の改廃を必要とするに至つたのであります。その理由といたしましては、これら三特別銀行につきまして、第一に政府との特別の関係等特殊の色彩の排除、第二に金融機関再建整備等によります業務内容の変化でありま

す。これら三特別銀行法を廃止しますることは金融制度全般と密接に関連する問題でありますが、今回銀行等の債券発行等に関する法律案によつて銀行一般に金融債の発行が認められることになりましたので、この際、本廃止法案を提出することになつたのであります。

本案は本年四月一日を以て日本勧業銀行法、北海道拓殖銀行法及び日本興業銀行法の廃止を主たる目的としておるのでありますが、これに関連いたしまして旧農工銀行関係の法律及び興業債券の発行限度の特例に関する法律をも併せ廃止することといたしておりますその他の規定は三特別銀行の普通銀行化に伴う必要な経過的措置を規定しておるのであります。即ち第一に、従来各特別銀行法に基いて設立されました日本勧業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行は、この法律施行後におきましてはそれ〴〵普通銀行を律する銀行法に基いて営業の免許を受けた銀行とみなすことにいたしておるのであります。更にこれら三銀行は、四月一日以後におきましてなく株主総会を招集し、必要な定款の変更を行うべきものとしております。又従来政府の任命でありました日本勧業銀行及び日本銀行の正副総裁及び理事等は、この株主総会終結の時にその任期を終了することになつておるのであります。第二に、従来これらの三銀行が発行いたしました債券及び日本勧業銀行又は北海道拓殖銀行がいたしました特殊の貸付に関しては、尚、旧法によるものとしておるのであります。第三に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定によりますれば、銀行は競争関係にある同種の金融業を営む他の会社の株式を所有することを禁止されておるのであります。これら三特別銀行の株式を所有していること、及びこれらの三特別銀行が他の銀行の株式を所有していることがこの規定に違反する結果となりますので、一年間を限つてこれら株式の所有を認めることにより制度の円滑なる切換えを期しておるのであります。本案審議に当りましては種々熱心な応答が交されたのでありますが、その詳細は速記録によつて御覧を願いたいと思います。かくて質疑を終了いたし、討論採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしたのであります。

次に銀行等の債券発行等に関する法律案について御報告をいたします。政府は終戦以来、金融面におきまして経済の安定復興のため諸施策を実行して来たのでありますが、昨年初頭における復興金融金庫の機能停止後におきまする長期資金の供給のために努力を行なつて参りましたが、莫大なる長期資金の需要を賄うのに必ずしも十分ではないのであります。そこで銀行等による長期資金調達の手段といたしまして、銀行並びに農林及び商工組合の両中央金庫に対し債券発行について特例を定め、長期金融難の打開に積極的、根本的な施策をとらんとするものであります。本案において対象としておる金融機関は、日本興業銀行、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫並びに銀行法に基いて営業の免許を受けておる銀行であります。これらの金融機関に対し本案におきまして規定しておる主な点を申上げますと、第一に銀行等による金融債の発行であります。銀行等は自己資本の金額の二十倍相当額か

ら預金の総額と既発行の債券の総額との合計金額を控除した残額に相当する金額を限つて債券を発行することができることとし、これに関連しまして商法の特例その他金融債の発行について必要な規定を設けたことであります。第二はこの債券の発行に資するための米国対日援助見返資金による銀行等の優先株の引受であります。銀行等はこの法律による債券の発行に資するため国が米国対日援助見返資金を以て引受ける場合に限つて、この法律による特殊の優先株式又は優先出資を発行することができるものといたしております。その法律的性格は、一つには利益又は資本の増加によつて得た資金を以て償却できるものであること、二は議決権のない株式であること、三は配当及び残余財産の分配について優先的内容が約束されておることの三つであります。第三は、銀行等の自己資本の充実のため必要な規定を設けたことであります。同時に普通株式に対する配当については別段の法律的制約を加えないこととしたのであります。本案審議に当りましては種々熱心なる質疑が交されたのでありますが、その詳細は速記録によつて御承知を願いたいと思います。かくして質疑を終了いたしまして、討論に入り、油井委員、平沼委員より賛成、板野委員より反対の意見がそれ〴〵述べられまして、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律案は、政府又は公団等の退職職員で失業している者に対する退職手当を、このたび公共職業安定所において支給することとなるのに伴いまして、その支給財源に充てるため、各特別会計又は公団等の負担額を予算の定めるところによりまして一般会計へ繰入れ又は納付する措置を講じようとするものであります。次に一般会計の受入金の過不足額を調整する措置としまして、受入額が各特別会計及び公団等の負担額を超過した場合には翌年度の負担額に充当し、尚余りがあるときには翌々年度までに各特別会計及び公団等に返還し、不足した場合には翌々年度までに各特別会計及び公団等から補塡しようとするものであります。委員会におきましては種々熱心なる質疑応答が交されたのでありますが、その詳細は速記録によつて御承知を願いたいと思います。かくして質疑を終了いたしまして、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に薪炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案について御報告いたします。政府は薪炭の需給の統制と薪炭需給調節特別会計を廃止することを前提といたしまして、昭和二十四年七月三十一日以降新たな買入れを停止して、残務の整理に努め、又その整理を促進させる必要上、今国会におきまして、この会計の債務の支拂財源に充てるために五十四億七千万円を一般会計からの繰入金をする等の措置を講じたのでありまして、今回昭和二十五年四月一日を以てこの会計を廃止することにいたしたのであります。尚この会計の昨

年十二月当時におきましては、年度内におきまして一切の薪炭証券及び大部分の債務の償還が可能であるごとく予想されたのでありますが、その後諸般の情勢から清算事務が進捗せず、現在の見通しといたしましては、年度末におきまして尚若干の収入未済債権、年度内償還不能の薪炭証券その他の支拂未済債務が残ることが予想されるのであります。よつて止むを得ず昭和二十四年度におきましてこの会計の借換証券の償還財源に充てるための証券を発行することができることとし、この会計に属しまする資金及び負債の一切を一般会計に引継ぐことにいたしたのであります。又この特別会計法廃止後の昭和二十四年度の歳入歳出決算の作成及びこの特別会計法の規定を準用しておりました国営競馬特別会計法を併せて改正する等、この会計の廃止に伴う経過措置を規定しようとするものであります。本案審議に当りましては種々熱心な質疑応答が交されたのでありますが、その詳細は速記録によつて御承知を願いたいと思います。かくて質疑を終了いたしまして、討論に入り、木内委員、森下委員、平沼委員からそれ〴〵賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしたのでございます。

以上五法律案についての御報告を終ります。（拍手）

◎米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律

（昭和二五、三、三一、法六四）

一、提案理由（三月十八日）

○水田政府委員　ただいま議題となりました米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

今回改正しようといたします要点は三点であります。その第一点は、米国対日援助見返資金の運用または使用に関する規定の改正でありまして、同資金を、連合国最高司令官総司令部民間情報教育部の指導により行われる、国または地方公共団体の民間情報教育事業に使用する道を開こうとするものであります。

第二点は、従来認められておらなかつた歳出予算における支出残額の繰越しに関する規定を設け、支出残額を順次翌年度に繰越して使用できることにいたそうとするものであります。

第三点は、援助資金の私企業に対する運用の事務を円滑にする等のため、従来国がその事務を日本銀行にだけ取扱わせることができるようになつておりましたのを、農林中央金庫等大蔵大臣の指定する金融機関にも取扱わせることができることとし、かつ日本銀行及び指定金融機関に、援助資金の運用に必要な資金を交付し得ることとしようとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由を説明いたします。

現在製造たばこの定価につきましては、財政法第三條の規定に基きまして、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律が制定施行せられ、ピース、いこい、ハッピー等につきまして、それ〴〵その最高価格が決定せられているのでありますが、光、富貴煙、アストリヤ及び桃山につきましては、財政法第三條の特例に関する法律附則第三項におきまして、該法律施行の日すなわち昭和二十三年四月十六日において現に効力を有する定価をもつて、財政法第三條の規定に基いた定価とみなされているのであります。従いましてたばこの製造能力も戦前に復しました今日、全面的な国民生活の安定と実質賃金の向上を目途とする政策の一環として、製造タバコの定価の引下げを行うにあたりまして、光及び桃山につきましては、製造タバコの定価の決定又は改定に関する法律の定める価格表に、追加する必要があるのであります。なおこの際他の製造タバコにつきましても価格表を整備するとともに、商況及び嗜好に応じて試製品を販売することができるようにするため、この法律の一部を改正することとした次第であります。

次に改正の要点について説明いたします。まず従来価格表になかつた光、富貴煙、アストリヤ及び桃山について、その標準規格及び最高価格を、光については十本当り四十円、桃山については五十グラム当り二百円に、それ〴〵引下げることといたしました。

第二に、右に伴い製造タバコの価格表を整備するため、他の製造タバコにつきましてもその標準規格を一部変更し、その最高価格も十本当りピース五十円、いこい三十円、ハッピー二十円、新生二十円に、日光については四十グラム八十円にいずれも引下げることといたしました。

第三に、日本専売公社は、商況及び嗜好に応じて試製した製造タバコを、他の製造タバコの小売定価に準じた小売定価で、おおむね六箇月の期間を限つて販売できるものといたしたのであります。

以上が本法案を提出いたしました理由並びにその大要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成のほどをお願いいたします。

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十五日)

(米国対日援助物資等処理特別会計法の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月二十九日)

○木内四郎君　只今上程されました米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

先ず本案の要点を申上げますと、その第一点は、総司令部民間情報教育部の指導によつて行われる、国又は地方公共団体の民間情報教育事業に見返資金を使用する途を開こうとするものであります。

第二点は、見返資金の歳出予算残額を順次翌年度に繰越して使用することができるようにしようとするものであります。又第三点は、従来日本銀行のみが援助資金の運用事務を行なつておつたのでありますが、事務の円滑を図るために、大蔵大臣の指定する金融機関にもこれを取扱わせようとするものであります。

本案の審議に当りまして各委員より熱心なる御質疑があつたのでありまするが、詳細は速記録によつて御承知を願いたいと思います。かくて質疑を終了いたしまして、討論に入りましたところ、一委員より次の修正案が提出せられました。即ち衆議院送付の原案によりますと、第四條に新たに第二項を加え、援助資金を教育事業に使用する場合につき、やや詳細な規定を設けることになつておつたのでありますが、諮詢の事情によりまして、むしろ、第四條中に特定の教育事業に使用できる旨を簡単に規定する方が適当であるという修正意見であります。右修正案は採決の結果、全会一致を以て可決せられました。次いで修正個所を除く原案について採決をいたしましたところ、これ又全会一致を以て可決すべきものと決定し、本案を修正議決いたした次第であります。

右御報告いたします。(拍手)

◎米国対日援助物資等処理特別会計法

(昭和二十五、三、三一、法六五)

一、提案理由(三月四日)

(米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十五日)

○川野芳満君　ただいま議題となりました米国対日援助物資等処理特別会計法案並びに米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

まず第一の法案について申し上げまするに、この法案は、米国対日援助物資の取得及び処分等の処理に関する政府の経理を一層明確にするため、従来貿易特別会計の援助物資勘定において行つておりました経理方法を廃止して、新たに独立の特別会計として米国対日援助物資等処理特別会計を設置いたしまして、一般会計と区分経理するために提出されたものであります。

この法案の主要な点は、この会計の歳入は援助物資の売拂代金、一般会計からの繰入金等とし、歳出は見返資金特別会計への繰入金、事務取扱費等とすること、一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、援助物資の価格を調整するための財源として繰入れること、並びに見返資金特別会計への繰入金は、援助物資及び援助役務の米国通貨による価格を大蔵省令の定める換算率により日本国通貨に換算して、政令の定める時期において同会計の見返り資金に充てるために繰入れることとしておる点でありますが、なおこの会計の予算及び決算の作成及び提出に関する手続規定等を設ける

とともに、附則において、貿易特別会計法に援助物資勘定の廃止等に伴う所要の改正を行うこととしております。

以上が、この法案の提出になつた趣旨並びにその内容の主要な点でありますが、この法案は、三月二日、本委員会に付託されまして、四日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、十五日及び二十二日の両日、各委員より、見返り資金の現在高及びその運用状況、見返り資金は貸付か贈與か等について質疑が行われ、政府委員よりそれ〴〵答弁がありましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次に第二の法案について申上げます。この法案は、米国対日援助見返資金を民間情報教育事業に使用する道を開き、その私企業に対する運用の事務の一部を日本銀行以外の金融機関に取扱わせることができることとし、また支出残額を翌年度に繰越して使用することができることとする等の措置を講ずるために提出されたものでありまして、改正の要点は次の三点であります。

第一点は、見返り資金の運用または使用に関する規定の改正でありまして、この資金を、連合国最高司令官総司令部民間情報教育部の指導により行われる。国または地方公共団体の民間情報教育事業に使用することができることといたそうとするものであります。

第二点は、見返り資金の私企業に対する運用の事務を円滑にするため、従来国がその事務を日本銀行にだけ取扱わせることができるようになつておりましたのを、農林中央金庫等大蔵大臣の指定する金融機関にも取扱わせることができることとし、かつ日本銀行及び指定金融機関に見返り資金の運用に必要な資金を交付することができることといたそうとするものであります。

第三点は、従来認められておらなかつた歳出予算における支出残額の繰越しに関する規定を設け、支出残額を順次翌年度に繰越して使用することができることといたそうとするものであります。

以上が、この法案の提出になりました趣旨並びに内容の要点でありますが、この法案は、三月十六日、本委員会に付託されまして、十八日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、二十二日、各委員より、見返り資金運用の面における変化の事情等について質疑が行われ、政府委員よりそれ〴〵答弁がありましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次いで三月二十三日、両法案について討論に入りましたところ、小山委員は自由党を代表して、両法案とも時宜に適した措置であるとして賛成の意を表せられ、河田委員は共産党を代表して、産業資金等の梗塞している際に、見返り資金を教育的、文化的方面に使用することは妥当でない等の理由をあげて第二の法案について反対の意を表せられ、また見返り資金そのものに反対である立場より第一の法案にも反対である旨を述べられ、松尾委員は社会党を代表して、見返り資金の本質を明確に把握するよう希望して第一の法案に賛成の意を表せられ、見返り資金を民間情報教育事業に使用することは民主的文化的であるから第二の法案にも賛成である旨を述べられ、宮腰委員は民主党を代表して、見返り資金を経済再建に役立つよう使用されたい旨の希望條件を付して、両案に賛成の意を表せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて両案とも原案の通り可決いたしました。

次に、ただいま議題となりました日本勧業銀行法等を廃止する法律案並びに銀行等の債券発行等に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果につき御報告申し上げます。

まず第二の法案について申し上げます。この法案は、経済復興のため最も緊急とされる長期資金の円滑な供給をはかる目的をもつて、銀行並びに農林及び商工組合の両中央金庫に対し債券発行について特例を設け、あわせて見返り資金の引受による優先株式の発行を認める等の措置を講ずるために提出されたものであります。

この法案の要点は、第一に銀行等による金融債の発行、第二にこの金融債の発行に充するための見返り資金による優先株式の引受、第三に、銀行の自己資本の充実の三点でありまして、第一に金融債の発行につきましては、銀行等は自己資本の二十倍に相当する金額から預金と債券との合計額を控除した残額の債券を発行することができるものとして、これに関連して商法の特例その他金融債発行について必要な規定を設けております。第二に、この金融債の発行に充するため、銀行等は見返り資金をもつて引受けられる場合に限り特殊の優先株式、または優先出資を発行することができるのとし、優先株式は、利益の配当または残余財産の分配について、普通株式に対し優先的内容を有するほか、無議決権株式であり、また償還株式である旨を規定しております。第三に、銀行等の自己資本の充実につきましては、銀行法では毎営業年度における利益の百分の十を準備金として積み立てることになつておりますが、自己資本が預金と債券との合計額の百分の五に達しない場合には、毎営業年度における利益の百分の二十五と、一箇年につき資本金の百分の十とのいずれか低い方の金額を準備金として積み立てなければならないこととし、同時に、普通株式に対する配当については別段の法律的制約を加えないこととしております。

以上が、この法案の提出になりました趣旨並びに内容の要点でありますが、この法律が施行されることになりますと、金融債の発行可能額は、昭和二十五年度中におきまして大体五百二十億円が予想されておりまして、これにより各分野における長期資金の供給は飛躍的に増加することになるわけであります。

次に第一の法案について申し上げます。前に申し上げました第二の法案が施行されることになりますと、これに伴いまして特別銀行法等を廃止するとともに、これに伴う経過的措置を定める必要がありますので、そのために提出されたものであります。

この法案の要点は、本年四月一日をもつて日本勧業銀行法、北海道拓殖銀行法及び日本興業銀行法の三特別銀行法を廃止し、これに関連して旧農工銀行関係の三法律及び興業債券の発行限度の特例に関する法律を廃止することを規定しておるものでありまして、附則において、これらの法律の廃止による三特別銀行の普通銀行化等に伴い必要な経過措置を規定しております。

以上が、この法案の提出になりました趣旨並びに内容の要点であ

りますが、以上の両法案は、三月九日、本委員会に付託されまして、十四日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、十六日より数日にわたり愼重審議を行いましたところ、各委員より、本法案と銀行法の全面的改正との関係、自己資本が預金と債券との合計額の百分の五以下となつた場合の調整、優先株式発行の場合における特別の監督、農林中央金庫の民主化等につき熱心なる質疑が行われ、政府委員よりそれ〴〵答弁がありまして、金融債発行のために証券市場を圧迫することはないかとの質疑に対しては、そのため証券市場を圧迫する心配はないが、なお預金部資金の運用等をも考慮して善処する旨の答弁がありましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

なおこの両法案の重要性にかんがみまして、三月十八日、参考人として日本興業銀行理事中山素平君、埼玉銀行副頭取秋元順朝君、経済団体連合会、日本産業協議会共同事務局理財部長内山徳治君を招致して参考意見を聴取し、質疑を行いましたが、その詳細についても速記録に譲りたいと存じます。

次いで三月二十四日、両案について討論に入りましたところ、宮腰委員は民主党を代表して、債券発行は一般銀行が実行できるか疑問である、従つて債券発行によつて地方資金が中央に集中することになる旨を述べて両案に反対の意を表せられ、前尾委員は自由党を代表して、第一の法案は、形式的にも実質的にも金融機関の画期的な民主化をはかるものであつて、これにより財政と金融の分離が実現される、第二の法案は、長期資金調達について画期的な道を開くものであつて、その上金融機関の自己資本の充実をはかるものである旨を述べ、農林中金並びに商工中金の民主化が早急に解決されるよう希望して両案に賛成の意を表せられ、田中委員は社会党を代表して、第一の法案は、特殊銀行が形式的に普通銀行になるだけあつて、これでは真の民主化にはならぬ、第二の法案は、すべての銀行に対し債券発行を認める点について異論がある、また優先株式を見返り資金で引受けることについては、見返り資金の自主権を確保してこれを直接投資に運用することが望ましい等の旨を述べて両案に反対の意を表せられ、河田委員は共産党を代表して、見返り資金は自主的に運用されないで、かえつて日本の産業を圧迫している旨を述べて両案に反対の意を表せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて両案とも原案の通り可決いたしました。

以上簡単でございますが、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

（有価証券移転税法を廃止する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎解散団体財産収入金特別会計法

（昭和二五、三、三一、法六六）

一、提案理由（三月十四日）

（輸出信用保険特別会計法の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十三日）

（製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

（有価証券移転税法を廃止する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎輸出信用保険法（昭和二五、三、三一、法六七）

一、提案理由（三月十一日）

○池田国務大臣　政府は、さきに第六回臨時国会に提出いたしました輸出信用保険法案につきまして、先国会終了後さらに鋭意愼重な検討を進めて参つたのでありますが、今回ようやくその成案を得るに至りましたので、ここに新たな構想に基く輸出信用保険法案を提出して、御審議を仰ぐ次第であります。

申すまでもなく、元来海外との取引は、国際情勢の変動等に伴う経済上及び政治上の諸制約を受けるものでありまして、国内取引とは比較にならぬ大きな危険を伴いますため、輸出業者は取引上の不安にさらされつつ、輸出契約の締結あるいは輸出品の生産集荷等にあたり、金融機関の輸出業者に対する資金の融通等もきわめて消極的となるの余儀なきに至るのでありまして、これが輸出伸長の著しい障害となつていることは、すでに御高承の通りであります。

元来輸出取引に伴う危険に対する不安の排除につきましては、通常買手側よりの信用状の開設によりまして、これらの危険を担保する商習慣となつておりますが、国際間の情勢の変動によりましては、信用状のみによつては担保することの困難な各種のいわゆる非常危険が生ずることがあるのであります。これらの場合における非常危険を担保するためには特別の保険措置を講ずる必要があり、この措置がない場合には、輸出取引に関する輸出業者の積極的な活動は期待しがたいのが実情であります。

政府におきましては、先国会に輸出信用保険法案を提出いたしましたのは、これら輸出貿易に伴う海外の特殊な危険を保険する制度を実施することにより、金融上等に生ずる不安を除き、輸出業者または関係生産業者等の輸出取引に関する活動を活発化いたし、もつて刻下緊急の要務である輸出の振興をはかりたいと考えたことによるのでありまして、今回提出いたしました輸出信用保険法案も、またこの趣旨に従うものにほかならないのであります。ただ先国会に提案いたしました輸出信用保険法案におきましては、荷為替手形を保険することにより、貨物船積後の危険を担保するにとどまつたので

ありますが、これでは輸出振興上の実効を期することが困難と考えられまするため、先国会における審議の状況、業界の反響、関係方面の意向等それ〴〵参酌いたしまして、輸出契約成立後は、ただちにこの保険に加入して危険の救済を受け得ることとし、かつ保険技術上の見地から、本法により保険会社をして行わしめまする輸出信用保険及び政府の行いまする再保険についての法文の規定を整備いたしまして、ここにあらためて輸出信用保険法案を提案いたす次第であります。

何とぞ御審議の上、御賛成あらんことを切望いたします。

二、衆議院通商産業委員長報告（三月三十日）

○小金義照君　ただいま議題となりました輸出信用保険法案につきまして、委員会における審議の概要並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、本法律案は、さきに第六臨時国会におきまして審議未了と相なりましたもので、その後構想を新たにいたしまして、今回再び委員会に提出せられたものであります。まず、法案の趣旨を御説明申し上げます。

今日の対外取引は、国際情勢の変動等に伴いまして経済上及び政治上の諸制約を受けるものでありまして、従つて国内取引とは比較にならない大きな危険が伴うものであります。そこで、輸出業者は取引上の不安にさらされながら輸出契約の締結並びに輸出品の生産、集荷等に当らなければならなかつたのであります。従いまして、金融機関の輸出業者に対する資金の融通も、おのずからきわめて消極的とならざるを得なかつたのでありまして、これが輸出伸長に著しい障害を與えておつたのであります。よつて、これら輸出貿易に伴う海外の特殊な危險を保険する制度を実施することによりまして輸出貿易の危険をある程度保障いたしまして、金融上生ずる不安を除去いたし、輸出業者並びに関係生産業者の取引きを活発に行わしめ得る体制を確立することが刻下緊急の要務でありまするとともに、今後の輸出振興の基本的な方策であると言い得るのであります。

次に本法律案の要点を申し上げますと、第一に、取引契約ができれば、ただちにこれを保険の対象となし得るのであつて、輸出業者は民間保険会社と保険契約を結び、政府がこれを全額再保険するものでありまして、輸出業者が受ける損失を補塡する損害保険であります。第二は、通常の保険によつては救済することのでき得ない危険を保障する制度を確立しているのであります。第三としまして、損失補償の額は契約額の百分の八十以下の範囲内とし、業者が保険を希望する場合に納める保険料率は、保険料期間三箇月、千分の六を基準とすることになつております。

以上が本法律案の要旨及び要点でありまして、三月八日委員会に付託となりまして、十一日提案理由を聽取し、二十二日及び二十四日の二日間にわたりまして、政府委員との間に熱心な質疑応答が行われたのであります。詳細は会議録に譲りますから、御参照願いたいと存じます。

続いて三十日に補充質疑を行い、討論に入りましたところ、自由党中村幸八君より、将来においては貿易業者に対しさらに手厚い国家的保護を與えることを期待いたしたい、さらにこの種補償法としては、いまだ完璧とは申しがたいが、政治的不安の濃厚な仏印、台湾等に対する輸出業者にとつては待望の法律案であるだけに、すみやかに実施する必要があるという趣旨の賛成意見の開陳があり、次いで日本社会党坂本泰良君より賛成、日本共産党風早八十二君よりは反対の討論がありました。引続き採決に入りましたところ、多数をもちまして本法律案を可決すべきものと決した次第であります。

右、簡単ながら御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院通商産業委員長報告（三月三十一日）

（不正競争防止法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎輸出信用保険特別会計法

（昭和二五、三、三一、法六八）

一、提案理由（三月十四日）

○舟山政府委員　ただいま議題となりました輸出信用保険特別会計法案外四法律案の提案の理由につき御説明申し上げます。

まず輸出信用保険特別会計法案につきまして御説明申し上げます。今回政府におきましては輸出貿易の振興をはかる目的をもちまして、輸出信用保険法案を別途提出いたしまして、御審議を願つているのでありますが、この輸出信用保険制度を実施いたすことになりました場合には、その経理の状況を明確にいたしますため、一般会計と区分して輸出信用保険特別会計を設けまして、これを経理するのが適当と存ぜられますので、この法律案を提出した次第であります。

次にその内容の概略を御説明申し上げますと、この会計におきましては、その資本に充てるための一般会計から繰入れる繰入金、国庫に納付される保険料及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険金、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出といたしまして、政府の行う輸出信用保険に関する経理の全体を明らかにし、またこの会計の運営上、その損益計算の結果生ずる利益または損失は、翌年度に繰越して整理することといたしますのが適当と存ぜられますので、これに関する規定を設けますとともに、この会計の予算及び決算の作成及び提出に関する手続規定等、特別会計に必要な措置を規定いたそうとするものであります。

次に保険業法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由並びに要旨を御説明いたします。

第一は、保険会社の株式所有につき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外を認めるために、保険業法及び外国保険事業者に関する法律の一部を改正しようとする点であります。

現行の独占禁止法によれば、金融機関は、国内の他の会社の株式総数の百分の五を越えて、その会社の株式を所有することを禁止されているのでありますが、保険会社については、従来特に投資機関

としての特質から、その制限の緩和が問題にされておりました。一方保険会社の資産の危険分散をはかり、その健全性を保障するため、同一会社の株式を所有し、または貸付の担保としてその会社の株式を受入れることについては、その会社の株式総数に対して一定割合を越えないよう制限する必要がありますので、従前においてはその割合は百分の二十ということになつておつたのであります。今回これら両面の要請を調整して、保険会社については、他の会社の株式総数の百分の十までは株式を所有し、または貸付の担保として株式を受入れることを認めようとするものであります。

第二は、外国損害保険会社の進出に伴い、保険業法、損害保険料率算出団体に関する法律及び外国保険事業者に関する法律の一部を改正しようとする点であります。現在損害保険事業については、特にその国際的性格のゆえに、外国損害保険会社の日本への進出が予想されているのでありますが、設立後日が浅く、資産も十分でない外国会社の進出は、日本における保険契約者その他の一般債権者の利益保護上、万全を欠く点があると考えられ、一方同様の條件にある日本会社が外国に進出することも、外国において同様の事態を惹起するおそれがあるのでありますので、今回設立後三年未満で、かつ最終の事業年度において利益を計上していない会社は、外国会社については日本市場への進出を、日本会社については外国における営業を禁止しようとするものであります。

次に、日本において営業を行おうとする外国損害保険会社のうちには、日本の損害保険会社に、代理店としてその業務の委託を希望するものがあるのでありますが、現行の保険業法によれば、保険会社は、原則としてその本来の保険事業のほかに、この種業務の兼業を行うことができないことになつておりますので、現行法を改正し、大蔵大臣の認可を條件にその道を開こうとするものであります。次に、現行損害保険料率算出団体に関する法律によれば、外国会社は、同法に基く損害保険料率算定会の会員資格がありませんので、日本保険会社と公平の條件によつて、その会員資格を認めようとするものであります。

第三は、損害保険料率の合理性を保障するために、損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正しようとする点であります。現行損害保険料率算出団体に関する法律によれば、損害保険料率算定会は、その算出した保険料率につき、利害関係人の意見を聞くため、公聴会を開かなければならないこととなつているのでありますが、今回さらに保険料率の公正な算出を保障するため、公開性を強化し、その算出しようとする保険料率についても、公聴会の開催を規定しようとするものであります。最後に、右に述べた改正諸規定の違反に対し、所要の罰則を規定しようとしております。

次に日本勧業銀行法等を廃止する法律案につきまして、その提案の理由並びに内容の概要を御説明申し上げます。

従来わが国においていわゆる特別銀行と称せられたものには、日本銀行のほか、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行及び終戦後閉鎖機関として指定されたものとして横浜正金銀行外三銀行があつたのでありますが、これらのうち日本勧業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行については、その基礎法規である三つの特別銀行法の改廃が、かねてから問題となつておつたのであります。特に一昨年の金融機関の再建整備において、これら三銀行は、債券発行機関か、預金銀行かの岐路に立つこととなつて、日本興業銀行は前者の、日本勧業銀行及び北海道拓殖銀行は後者の道を選んだ結果、これらの三銀行は、その業務内容において必ずしもその基礎法規と一致しなくなつて、適当な時期における法的措置が当然に、必要とされておつたのでありますし、他方役員の政府任命、監理官制度等政府との特別の関係も、かねてからこれを廃止することが適当であると考えられておつたのであります。ただこの問題は、金融制度全般とも関連がありますので、愼重に考究していたのでありますが、今般銀行等の債券発行等に関する法律案によつて、銀行一般に金融債の発行が認められることとなりますので、この際本廃止法案を提案することとした次第であります。

以下この法律案につきまして内容のおもな点を御説明申し上げます。本法案は、本年四月一日をもつて日本勧業銀行法、北海道拓殖銀行法及び日本興業銀行法を廃止することを主たる目的としておるのでありますが、これに関連いたしまして、旧農工銀行関係の四法律及び興業債券の発行限度の特例に関する法律をも、あわせて廃止するものといたしております。その他の規定は、これらの法律の廃止に伴い、必要な経過措置を定めることが主眼となつているのでありまして、これを要するに三特別銀行の普通銀行化に伴う処置であります。

その内容といたしましては、まず第一に従来各特別銀行法に基いて設立された日本勧業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行は、この法律施行後においては、銀行法に基いて営業の免許を受けたいわゆる普通銀行とみなすものとしているのでありまして、さらにこれらの三銀行は、この法律施行後遅滞なく株主総会を招集し、必要な定款の変更を行うべきものとされております。また従来政府任命であつた日本勧業銀行及び日本興業銀行の正副総裁及び理事等は、この株主総会終結のときにその任期を終了することになつております。

第二に、従来これら三銀行が発行した債券及び日本勧業銀行または北海道拓殖銀行がなした特殊の貸付に関しては、なお旧法によるものとしております。

第三に、私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律の規定によりますれば、銀行は、競争関係にある同種の金融業を営む他の会社の株式を所有することが禁止されているのでありますが、この法律が施行されますと、現在他の銀行がこれら三特別銀行の株式を所有していること、及びこれら三特別銀行が他の銀行の株式を所有していることが、この規定に違反する結果となりますので、一年間を限り、これら株式の所有を認めることによりまして、制度の円滑な切りかえを期しているのであります。

その他別途御審議を願つております銀行等の債券発行等に関する法律案が、本法案に先だつて施行される予定でありますが、右法案は三特別銀行及びその基礎法を前提としておりますので、これに必要な字句の修正を加える等の若干の規定を設けることといたしてお

ります。

次に、銀行等の債券発行等に関する法律案につきまして、その提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

終戦以来金融の面におきまして、経済の安定復興のため幾多の施策が実施に移されて来たのでありますが、特に復興のため不可欠な長期資金の供給につきましては、その円滑化に格段の努力が拂われたのであります。復興金融金庫の設立による設備資金等の融資もその一つでありますが、昨年初頭における実質的均衡財政の樹立に伴う同金庫の積極的な機能の停止後におきましても、政府といたしましては長期資金の供給のため、引続き米国対日援助見返資金の活用、株式社債による直接投資の活発化、証券市場の育成、国債及び復金債の償還により銀行に生ずる資金の長期設備資金への転用、興業債券の発行限度の拡張による日本興業銀行の活用等、種々の方策を実行して参つたのでありまして、他方わが国経済の実情に即し、住宅金融その他不動産金融、中小企業金融、農林水産金融の面におきましても、できる限りの努力を傾注しておる次第であります。

ただ以上の諸方策のみをもつてしては、莫大なる長期資金の需要をまかなうのに、必ずしも十分であるとは認めがたいのでありまして、つとに銀行等による長期資金調達の手段としての債券の発行について、検討を進めつつあつたのでありますが、今般ここに成案を得、法律案として御審議を願う運びと相なつたのであります。すなわちこの法律案は、銀行並びに農林及び商工組合の両中央金庫に対し、債券の発行についての特例を定め、もつて刻下喫緊の急務である長期金融難の打開に積極的、根本的な施策をとろうとするものであります。

以下この法律案につきまして内容の基本となる点を申し上げます。本法案において対象としている金融機関は、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫並びに銀行法に基いて営業の免許を受けている銀行でありまして、これらの金融機関に対して本法律案が規定しておりますおもなる点は、大体三つとなつております。その第一は、銀行等による金融債の発行、第二は、この債券の発行に資するための米国対日援助見返資金による銀行等の優先株式の引受け、第三は、銀行等の自己資本の充実でありまして、そのいずれもが金融政策上あるいは金融制度上、まさに画期的な内容を持つものと考えられるのであります。

まず金融債の発行につきましては、銀行等は、自己資本の金額の二十倍相当額から、預金と債券との合計額を控除した残額の債券を発行することができるものとし、これに関連して、商法の特例その他金融債の発行につき必要な規定を設けることといたしたのであります。御承知のように、現に積極的に債券を発行している金融機関は日本興業銀行一行であり、他に従来債券発行の権能を認められていたものとしては、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫があるのでありますが、本案におきましては、ひとりこれらの銀行等についてのみならず、銀行一般に対しても同一の基準をもつて債券発行の権能を與えることとしているのであります。これにより債券発行量の飛躍的増大を期し得るほか、すべての銀行が預金業務と債券業務とを併営することができるという、銀行業務の建前における質的変化を見ることとなつたのであります。従つて今後におきましては、金融機関による長期資金の供給が格段に円滑となることが期待されるのみならず、銀行または金庫は、それ〴〵の特色に応じそれ〴〵の分野において、活発なる融資活動を期待し得ることとなる次第でありまして、産業界の要請にこたえ、金融の順便、積極化に寄與するところ多大なるものがあると存ぜられるのであります。

第二に、この金融債の発行に資するため、銀行等は、米国対日援助見返資金をもつて引受けられる場合に限り、この法律による特殊の優先株式または優先出資を発行することもできるものといたしておるのであります。すなわち銀行等が株式市場の状況等によつて、自力で資本を十分に調達できない現状にあるのにかんがみ、援助資金を活用し、これに銀行等の優先株式または優先出資を引受けさせるという新たな運用の形態を認めることによりまして、銀行等の資本調達を可能ならしめ、もつてその債券発行余力の増加と、経営の健全化をはかつているのであります。この優先株式は、利益の配当または残余財産の分配について、普通株式に対し優先的内容を有するほか、利益または一般の増資によつて得た資金をもつて償却することのできるいわゆる償還株式である点において、現行商法の特例をなすものでありまして、現在審議の進められております商法改正案の施行に先だち、新たな制度としてこれを銀行制度のうちに取入れようとするものであります。

最後に、以上申し上げましたところにも関連して、銀行等の自己資本の充実のため必要な規定を設けることといたしたのであります。銀行が預金者その債権者保護のために、適当額の自己資本を有すべきであることは言うまでもないことでありますが、本法案におきましては、銀行等は、自己資本の金額が預金と債券との合計額の百分の五相当額に達していないときには、銀行法等による通常の積立てよりも多くの法定準備金の積立てをなすことによつて、自己資本の充実をはかるべきものとしたのであります。同時に普通株式に対する配当については、別段の法律的制約を加えないこととし、多年の懸案であつた銀行の配当復活の実現、ひいては増資による銀行等の資本の充実を容易ならしめることが期せられることとなつたのであります。

以上銀行等の債券発行等に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を申し上げたのでありますが、本法律案の施行による金融債の発行可能額は、昭和二十五年度中におきまして、おおむね五百二十億円に上るものと予想されるのでありまして、これが長期資金の供給を飛躍的に増加させ、また企業の設備資金の融通、不動産金融、中小企業金融、農林水産金融等それ〴〵の面において必要な長期金融に大きな寄與をなすことによつて、経済復興のため多大の貢献をすることになろうと存ずるのであります。さらにこれに関連し、多年の懸案でありました預金部資金による金融債の引受けも考えられるに至つたのでありまして、金融政策の面における最近の最も大きな効果的施策の一つとなると考えられるのであります。

ます。

なお本法案に基く援助資金の優先株式の引受け、これによる金融債の発行については、長期金融の現状にもかんがみ、早急にこれを取進めることを適当と認められますので、本案が法律として施行されます日の一日も早からんことを切に希望いたす次第であります。幸いにして国会通過のあかつきは、本年度内可及的すみやかに公布の上、即日にも施行いたしたい所存であります。

次に解散団体財産収入金特別会計法案の提出の理由を御説明申し上げます。

解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令に基き、国庫に帰属した現金及び現金以外の財産の処分等による収入金につきましては、従来これらの現金及び収入金をもつて外国貿易特別円資金を設け、この資金は、これら財産に伴う債務の支拂いに充てるほか、外国貿易特別会計に繰入れて貿易のために使用することとし、外国貿易特別円資金特別会計を設置して経理して参つたのでありますが、今回この経理方法を改め、国庫に帰属した右の現金及び収入金は、債務の支拂い及び特に政令で定める経費に充てるほかは、一般会計に繰入れることにいたしました関係上、その経理の方法が根本的にかわることになりますので、現行の外国貿易特別円資金特別会計を廃止し、新たに解散団体財産収入金特別会計を設置して、その経理を明確にいたそうと存ずるのであります。

次に、新特別会計法案の従来の特別会計法と異なりますおもなる点について申し上げますれば、まず第一條におきましては、会計設置に関する事項を定め、その第四條におきまして、新会計における歳入及び歳出となるべき事項を規定いたし、第八條において、一般会計へ繰入れる額の計算方法を規定いたした点であります。しかして右以外の規定は、新会計の予算の作成、執行、繰越し及び決算等に関するものでありまして、現行の外国貿易特別円資金特別会計法及びその他の各特別会計法に規定してあります例規的な事項を定めた内容のものであります。

以上が輸出信用保険特別会計法案外四法律案の提出の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院大蔵委員長報告(三月三十日)

○北澤直吉君　ただいま議題となりました輸出信用保険特別会計法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、今国会に提出されております輸出信用保険法案によつて輸出信用保険制度が実施されました場合、新たに輸出信用保険特別会計を設けまして一般会計と区分し、その経理の状況を明確にするために提出になつたものであります。

次にこの法案の要点を申し上げますと、この特別会計は通商産業大臣が管理し、その資本は予算の定めるところにより一般会計より繰入れ、その歳入は一般会計よりの繰入金、保険料及び附属雑収入とし、その歳出は保険金、事務取扱費その他の諸費とし、損益計算

上の利益または損失は翌年度に繰越して整理することといたしております。

この法案は、三月八日、本委員会に付託されまして、十四日、政府委員より提案理由の説明を聽取し、十七日及び二十三日の両日、各委員より熱心なる質疑が行われ、政府委員よりそれ〴〵答弁がありましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次いで、本日討論に入りましたところ、竹村委員は共産党を代表して、現在の貿易関係が対等でない等の理由で輸出信用保険法案に反対である立場よりこの特別会計法案にも反対である旨を述べられ、北澤委員は自由党を代表して、日本再建の基礎である輸出振興に寄與すること大である輸出信用保険法案に賛成である立場よりこの特別会計法案に賛成する旨を述べられ、宮腰委員は民主党を代表して、輸出信用保険制度を輸出補償制度に進展すること等の希望條件を付して賛成の意を表せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

国税徴收法の一部を改正する法律

◎国税徴收法の一部を改正する法律

(昭和二五、三、三一、法六九)

一、提案理由(三月二十九日)

○水田政府委員　ただいま議題となりました国税徴收法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

現下の困難な経済諸情勢のため、最近におきまして国税の滞納は著しく増加し、国税徴收法による滞納処分を要求する場合も相当増加しているのでありますが、その施行の実情にかんがみまして、この際延滞金制度の合理化及び差押え禁止物件の範囲の拡張をはかるとともに、地方税の重要性の増大に基きまして、国税と地方税の徴收上の順位を改正する等、同法に所要の改正を加えることを必要と認めたのであります。

すなわち、まず国税徴收の順位につきましては、従来国税は他のすべての公課及び債権に優先して徴收することとなつていたのでありますが、今回の税制改正に伴い、地方税の重要性が著しく増大いたしましたので、国税と地方税とは原則として同順位で徴收することといたしました。ただ国税または地方税の滞納のため財産の差押えをしたときは、差押え財産の価額の限度において、当該差押えをした方の租税が優先することとし、また納税者が強制執行、破産の宣言あるいは競売を受ける場合においては、国税を地方税に優先して徴收することとしております。

次は延滞金制度の改正であります。従来延滞金は日歩二十銭の割合で徴収することとなつていたのでありますが、これは現下の経済情勢におきましては相当高率になりますので、この際延滞金を延滞加算税額に改めるとともに、その額を軽減することといたしました。すなわち滞納者が督促を受けてその指定期限までになお税金を完納しないときは、指定期限の翌日から税金完納日までの期間に応じ、日歩四銭の割合で滞納税額に属する各租税の一部として、これを徴収することといたしたのであります。しかしながら日歩四銭の割合で計算した結果、督促状の指定期限現在における滞納税額の五%相当額を越える場合には、五%を最高としこれ以上には増加しないこととしております。

次は差押え禁止物件の追加であります。先に申し上げましたように、最近におきましては徴税に際しましては、差押えを行わざるを得ない場合が少くないのでありますが、一面納税者の実情をも考えます税額は、俸給、給料、賃金等のいわゆる給與所得につき、その全額を差押えることは苛酷になりますので、今回滞納者の受ける給與所得のうち七五%相当額の部分は、これを差押えることができないものといたしました。

次に過誤納となりました国税等を還付する場合に附加する還付加算金につきましては、現行の日歩十銭を利子税額の日歩と同様に四銭といたしました。

その他差押え財産を随意契約によつて売却することができる場合を若干拡張する等、所要の改正を行うとともに、租税の賦課徴収に関する処分または滞納者に関する再調査、審査及び訴訟の制度及び手続等につき、おおむね所得税法その他におけると同様な改正を行うこととといたしております。

なにとぞ御審議の上すみやかに御賛成のほどをお願いいたします。

二、衆議院大蔵委員長報告(三月三十日)

(外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二五、三、三一、法七〇）

一、提案理由(三月二十四日)

○水田政府委員　ただいま議題となりました災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

まず災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案について、その大要を御説明いたします。

本法律案は、今回の税制改正に関連いたしまして、所得税、相続税、富裕税法等の災害減免に関する規定を整備することといたしたのであります。

まず所得税につきましては、すでに御審議を願いました所得税法の改正案におきまして、震災、風水害、火災その他これらに類する災害等により、流動資産以外の資産について損失を受けました場合には、その損失額が納税義務者の所得金額の十分の一を超過する場合のその超過額を所得金額から控除することといたし、流動資産については、災害等による損失を事業所得の経費と見る建前をとつているのでありますが、比較的に所得金額の少額な者が住宅または家財について甚大な被害を受けた場合には、従来と同様、本法案による簡易な災害減免の方途を認めることを適当とし、納税者は、所得税法の規定による災害等の控除の規定と、本法案による災害減免に関する規定とのいずれかを選択できることといたしたのであります。すなわち、災害により住宅または家財について甚大な被害を受けた者に対する所得税の軽減または免除を受ける者の範囲は、従来所得金額十五万円になつておりますのを、今回三十万円に引き上げることといたしまして、所得金額が十五万円以下のときは、所得税額の金額を免除し、所得金額が十五万円を越えるときは、所得税額の半額を軽減することといたしたのであります。これによりまして災害により住宅または家財について甚大な被害を受けた者は、比較的に簡易な方法により軽減または免除を受け得ることとなるのであります。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律　一六五

次に、今回創設されました富裕税に関しましても、災害減免に関する規定を設けることとしたのであります。すなわち災害により富裕税の課税価格の計算の基礎となつた財産について、課税時期後申告書の提出期限前に、甚大な被害を受けたものの納付すべきその年分の富裕税につきましては、従来の相続税の場合に準じ、被害を受けた部分の価格を控除した金額により、これを計算することとしたのであります。

次に災害を受けた場合における相続税の減免につきましては、今回の相続税法の全面的改正に伴いまして、必要な整備を行うこととしたのであります。

なお今回所得税及び法人税につき繰越し控除の制度が、新設ないし拡張されたこと等を考慮いたしまして、昭和二十三年及び昭和二十四年中に生じた災害により、事業の用に供する資産等につき甚大な被害を受けた者につきましては、個人及び法人を通じて、その年において控除できなかつた損失額を、被害を受けた年の翌年から三年間、必要な経費または損金として認める特例を設け、災害発生の時期の差異による被害の負担の著しい不権衡を是正することといたしたのであります。

次に国税犯則取締法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

国税犯則取締法につきましては、国税に関する犯則者の取締りの強化に伴い、一層その執行の適正を期するとともに、納税者の正当な権利利益を保護する必要がありますので、その適用の実情にかんがみ

み、今回これに若干の改正を加えることといたしたのであります。

すなわち、まず通告処分の履行期限を延長いたしたのであります。間接税に関する犯則につきましては、いわゆる通告処分をするのでありますが、従来は通告後七日を経過してなお履行されないときは、告発することとなつているのでありますが、この期間を二十日に延長することとし、できるだけ本制度の趣旨を生かそうとしたのであります。

次に、刑事訴訟法の改正に対応し、收税官吏が物件を領置した場合の処理手続及びその効果を差押えの場合と同様とし、また女子の身体を捜索する場合には、成年の女子の立会人を要することとする等の改正を行うこととといたしているのであります。

次に国税の延滞金等の特例に関する法律案につきまして御説明いたします。

すでに御審議を願いました所得税法の一部を改正する法律案外各国税に関する法律案等におきまして、本年四月からは従来の国税に対する延滞金及び加算税に関する制度を合理化いたしまして、その日歩を軽減いたすことになつているのであります。しかるに最近の経済情勢にかんがみますと、従来の延滞金及び加算税の日歩はかなり重いものと考えられますので、本年一月一日にさかのぼつてその日歩を軽減することを適当と認め、この法律案を提出いたした次第であります。

すなわち、この法律案によりますと、本年一月一日から三月三十一日までの期間に対する延滞金は、従来の日歩二十銭を八銭に改め、また所得税、法人税、相続税及び通行税の同期間に対する加算税は、日歩十銭を四銭に改めることとし、なお本年四月以降利子税の制度に改められない非戰災者特別税、有価証券移転税及び取引高税の加算税について、本年一月一日以降のものは日歩四銭に改正することといたしてあるのであります。しかして三月三十一日以前にすでに延滞金または加算税を従来通りの日歩で納付し、または徴收いたしておりますときは、この法律の施行によりまして過納となるわけでありますので、国税徴收法の規定によりまして、その過納分を他の未納の国税等に充当するか、または請求に基いて還付することになるのであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに賛成せられんことを切望してやまない次第であります。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月三十日）

（外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

（所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎所得税法の一部を改正する法律

（昭和二五、三、三一、法七一）

一、提案理由（二月二十四日）

○池田国務大臣　所得税法の一部を改正する法律案外五法律案の提案理由の説明をいたします。

政府は昭和二十五年を期して国税、地方税を通ずる税制の根本的改正を断行することといたしたのであります。すなわち、さきに公表を見たシャウプ税制使節団の勧告は、御承知の通り税制全般にわたる画期的改正を提案いたしておるのでありまして、政府といたしましては、おおむねシャウプ勧告の基本原則に即応し、さらにわが国現下の財政経済諸事情に適合するよう、これに適切と認められる調整を加えて、現行税制の全般にわたり改正を行わんとするものであります。しかしてさきに第六国会を通過して、本年一月から実施を見た所得税の暫定的軽減、取引高税及び織物消費税の廃止、物品税の改正等は今回の根本的税制改正の一環をなすものでありますが、今回ここに所得税法、法人税法等の改正案、富裕税法案等関係法律案を提案する運びと相なつた次第であります。

まず今回の税制改正の基本方針につきまして申上げます。第一に、昭和二十五年度予算におきましては、総合予算の均衡を確保し、経済安定をはかる方針を堅持いたしますとともに、他面価格調整費その他の経費について相当大幅な節減を行いまして、歳出規模の縮減による財源をもつて、国民租税負担の軽減合理化をはかることといたしたのであります。これにより昭和二十四年度に比して、国税の軽減額は相当額に達するのであります。

第二に地方自治を強化助長するため、地方財政を極力充実せしめることとし、従いまして、地方税負担は勢いある程度増加することとなるのであります。なお新たに地方財政平衡交付金制度を創設して、比較的に財政力の乏しい地方団体に対し、健全な活動を可能ならしめるに必要な財源を付與することといたしました。

第三に負担の公平化をはかる点に重点を置いたのであります。まず所得税制度につきましては徹底した合理化をはかり、各種納税者間の負担の公平化と、各納税者の個人的事情に適応した課税を実現して、所得税を租税收入の根幹たらしめることといたしました。所得税の補完税として富裕税を創設することといたしました。また現行相続税制度を根本的に改正して、相続及び贈與による財産の取得者に対し、取得者ごとに分割して、その一生を通ずる財産の累積額を標準として、課税することにいたしたのであります。次に、事業投資の促進、生産の増加等との関連を考慮いたしまして、法人から生ずる所得に対する課税につき調整を加え、個人及び法人を通じ、その負担の均衡をはかつたのであります。さらに今回個人及び法人を通じて資産の再評価を実施し、企業をして適正妥当な減価償却を可能ならしめて、企業経理の合理化をはかるとともに、資産譲渡の場合における課税を適正化することといたしたのであります。間接税その他につきましては、その大衆課税的性質にかんがみ、極力整

所得税法の一部を改正する法律

理する方針のもとに、さきに取引高税及び織物消費税を廃止し、物品税を軽減したのでありますが、今回さらに有価証券移転税及び三等乗客に対する通行税の課税を廃止し、酒税について若干税率の調整を行うにとどめたのであります。

第四に中央及び地方を通じて、恒久的かつ安定した税制の確立に目標を指向したのであります。今回の税制改正は、税制全般にわたる改正でありますが、一旦改正された税制は、今後相当な期間持続せしめる前提のもとに立案されたのであります。しかして国、都道府県及び市町村相互間の税源の配分につきましては、極力同一の税種を比率により分配することを避け、税種目によつて配分することとし、あわせて重要でない税目は極力これを整理することといたしたのであります。すなわち国におきましては、所得税、法人税、相続税、酒税、タバコ益金、その他の消費税を主要財源とし、都道府県におきましては附加価値税、入場税及び遊興飲食税を根幹とし、市町村におきましては市町村民税及び固定資産税を根幹として、それぐ〳〵形成せしめることといたしました。特に市町村につきましては、右に述べた通り有力な直接税によつてまかなわれることになりましたことは、住民の地方行政に対する関心を高揚することとなり、地方自治の発展に寄与するところきわめて大なるものがあると存ずる次第であります。

第五に税制の合理化に対応して、税務行政の適切な執行をはかることに特に重点を置いたのであります。すなわちいかに税制が合理化されましても、その運用がこれに伴わなければ、国民租税負担の実際の公平化を期しがたいことは、多く強調するまでもないところであります。従いまして税務行政の改善をはかるとともに納税者の協力の向上に努め、負担の公平化と課税の適正化をはかることがきわめて緊要なのであります。これがため今回新たに青色申告書の制度を設ける等、租税執行に関する制度につきまして相当の改善をはかつたのであります。

なお、相続税、資産再評価、地方税等につきましては、近くこれが関係法律案を提案することといたしておるのであります。

次に各税に関する改正の大要について申し上げます。

まず所得税について申し上げます。先ほども申し上げましたごとく、本税を租税収入の根幹として形成するとともに、所得税負担の軽減適正化と所得税制度の合理化をはかることといたしたのであります。所得税負担の軽減適正化につきましては、今回基礎控除、扶養控除、勤労控除、税率等の改正を行うこととし、負担の軽減適正化をはかつたのであります。

まず基礎控除につきましては、現行法では年額一万五千円であり、シヤウプ勧告においては二万四千円でありますが、これを二万五千円に引き上げることといたしました。次に、扶養控除につきましては、現行法では千八百円の税額控除でありますが、これを税額控除から所得控除に改めることを適当と認めまして、扶養親族一人につき一万二千円を所得金額から控除することといたしたのであります。なお、これに関連いたしまして、扶養親族の範囲を拡張し、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で、原則として所得金額が一万二千円以下である者を、扶養親族として認めることといたしたのであります。これにより農業、中小工業において家業を助けている成年の親族や就学中の者等につきましても、扶養控除が認められることに相なるのであります。

次に勤労控除につきましては、現行法では収入金額十五万円までの金額の百分の二十五、最高三万七千五百円の控除が認められており、シヤウプ勧告では収入金額の百分の十、最高二万円の控除が提案されているのでありますが、勤労所得者と事業所得者との間の負担の均衡等を考慮いたしますときは、現行の百分の二十五の控除割合は、やや多きに過ぎると考えられますので、今回収入金額二十万円までの金額についてその百分の十五、最高三万円の控除を認めることを適当と考えたのであります。なお退職所得につきましても、給与所得の場合に準じ、新たに収入金額の百分の十五の控除を行うこととといたしました。

次に税率につきましては、おおむねシヤウプ勧告の線に沿い、五万円以下百分の二十、五万円を越える金額百分の二十五、八万円を越える金額百分の三十、十万円を越える金額百分の三十五、十二万円を越える金額百分の四十、十五万円を越える金額百分の四十五、二十万円を越える金額百分の五十とし、最高税率は、シヤウプ勧告においては三十万円を越える金額に対し百分の五十五でありますのを、五十万円を越える金額に対し百分の五十五といたしたのであります。なおあとで御説明いたしますように、所得税の最高税率を百分の五十五にとどめたことと関連して、高額所得者に対する所得税の補完税として、新たに富裕税を創設することとし、高額資産所得者に重課することにより、負担の適正化に資することとしたのであります。

以上により所得税の負担は、各種納税義務者を通じまして、相当軽減適正化されるのでありまして、たとえば給与所得者について申しますれば、扶養親族三人で月収一万円を有する者の現行負担は月千百九十五円であるが、改正後は六百八十三円となり、差引五百十二円の軽減となり、軽減割合は四割二分八厘になるのであります。また扶養親族四人で月収一万五千円を有する者の現行負担は月二千六百九十一円であるのが、改正後は千四百五十八円となり、差引千二百三十三円の軽減となり、軽減割合は四割五分八厘となるのであります。農業所得者について申しますれば、所得年額十万円程度が通常の場合であると考えられるのでありますが、その現行負担は、扶養親族四人の場合には一万六千五十円であるが、改正後は五千四百円となり、差引一万六百五十円の軽減となり、軽減割合は六割六分三厘となるのであります。また営業所得者の場合には、所得年額二十万円程度が通常であると考えられるのでありますが、その者の現行負担は扶養親族四人の場合には、五万七千五十円であるのが、改正後三万三千三百円となり、差引二万三千七百五十円の軽減となり、軽減割合は四割一分六厘となるのであります。これにより所得税の負担、特に扶養親族の多い世帯の負担は、相当程度軽減合理化されることとなるのであります。

次に所得税制度の合理化をはかるべき方途としては、まず第一に

特別控除を認めることとしたのであります。すなわち不具者である者については、基礎控除または扶養控除を認めますほかに、一万二千円の控除を認めることといたしました。また震災、風水害、火災その他これらに類する災害または盗難により受けた損失額が、納税義務者の所得金額の十分の一を越えるときは、この超過額を所得金額から控除することといたしました。さらに納税義務者またはその扶養親族の医療費につきましては、支出した医療費が所得金額の十分の一を越えるときは、その超過額は十万円を限度として、これを所得金額から控除することといたしました。

第二は、所得合算制の縮小であります。すなわち原則として同居親族の所得合算制はこれを廃止し、各所得者ごとに課税することといたしました。ただ例外として、納税義務者と生計を一にする配偶者、または未成年の子等が資産所得を有する場合には、当該資産所得の全額を、また納税義務者の扶養親族として控除の申告をした場合には、その扶養親族の所得の金額を合算して、課税することにとどめたのであります。これにより、たとえば独身者の場合等の負担は相当軽減されるものと考えられるのであります。なお納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族が、当該納税義務者の経営する事業から所得を受ける場合には、当該所得をその納税義務者の所得として課税することといたしました。

第三は損益通算及び損失の繰越しまたは繰りもどしに関してであります。損益通算につきましては、現行法では経常的所得と臨時的所得との間に境を設けて、両者間の通算を認めないこととしておりますが、今回の改正により、所得の計算上一時所得以外の所得について損失があるときは、これを他の所得の金額から差引いて計算することといたしました。また青色申告書を提出した場合には、ある年において生じた純損失の繰越し控除を三年間認めることとし、また前一年に限つて繰りもどし控除を認めることといたしたのであります。

第四に漁獲から生ずる所得、著作権の使用料による所得、退職所得、山林所得または譲渡所得等、年々所得金額の変動することが予想される変動所得につきましては、ある年にこれが集中することが多いため、累進税率の関係等で著しく高い負担となるものと考えられますので、数年間にこれを均分して課税することとし、負担の調整をはかることとしたのであります。すなわち変動所得の金額が所得金額の百分の二十五以上である場合におきましては、納税義務者は、平均課税を受けることを選択することができることとしたのであります。この場合、平均課税の期間は、原則として五年間でありますが、変動所得が漁獲から生ずる所得、著作権の使用料による所得等以外であつて、かつその金額が二十万円以下であるときは、その年限りの簡易な調整を行い得ることといたしております。

第五は譲渡所得及び山林所得の課税方法の改正であります。譲渡所得及び山林所得につきましては、現在はその十分の五に対し課税することになつておりますが、今回はその金額に対し課税することといたしました。他面譲渡所得及び山林所得に対する課税を合理化するため、変動所得の平均課税を選択することができることといたしますとともに、既往におけるインフレーションによる値上り所得を排除調整するため、資産再評価による再評価額を、譲渡所得または山林所得計算上の取得価額の基準といたすこととしたのであります。かように再評価額を取得価額といたします結果、譲渡所得は再評価額を越える部分だけについて生ずることとなり、再評価額の範囲はすべて六%の再評価税の課税を受けるにとどまることとなるのでありまして、負担は著しく緩和されるのであります。次に相続または贈与等により資産の譲渡があつた場合におきましては、少額な場合を除き、原則としてそのときにおいて、譲渡所得または山林所得が実現したものと考えまして、譲渡所得または山林所得を計算して課税することといたしました。なお今回生活に通常必要な家具、什器、衣服その他一定の動産についての譲渡所得は、所得税を課さないこととといたしました。

第六は配当所得に対する課税方法の改正であります。個人及び法人の課税の調整につきまして、相当根本的な改正が行われることとなつたのでありますが、その一環として、法人税の課税は、個人における所得税の源泉徴収に当るものであるという観点からいたしまして、配当所得に対する源泉徴収の制度はこれを廃止いたしますとともに、現在配当所得の百分の十五に相当する金額を、所得税額から控除することといたしておりますのを、配当所得の百分の二十五を控除することとし、その控除割合を引上げることとしたのであります。なお清算分配金につきましては、清算所得に対する法人税の廃止に伴い、株主等個人の所得として所得税が課税されることになるのでありますが、清算分配金が、株式または出資の取得価額を越える場合の超過金額のうち、法人の積立金に対応する部分の金額につきましては、配当所得として課税し、右以外の金額につきましては、当該株式または出資の譲渡による収入金額として取扱うこととといたしております。

第七に申告及び納付の時期につきましては、一般の所得税の申告時期及び納期は、これを六月、十月及び翌年一月の三期に改めることとしたのであります。また農業所得につきましては、農家の実情に即するよう七月、十一月及び翌年二月の三期とすることとし、なお単作地域につきましては、十一月及び翌年二月の二期といたしました。その他所得税の控除、税率等の改正に伴い、簡易税額表及び源泉徴収額表を、全面的に改正いたしますとともに、簡易税額表を適用する場合を、課税所得金額三十万円程度まで拡張することといたしました。また予定申告書または確定申告書の提出を要しない者の範囲につきましても、相当拡張することといたしました。

次に所得税の執行に関する制度の改正といたしましては、まず今回青色申告の制度を認めることとし、正確な帳簿の記載を奨励し、これに対し相当の優遇を與えることといたしたのであります。すなわち一定の帳簿を記載している納税者に対しましては、青色申告書の提出を認めることとし、この場合には、帳簿書類を調査した上でなければ、更正決定をなすことができないこととといたしますとともに、損失の繰越し、繰りもどしを認めることといたしたのであります。今後この青色申告の制度の実施に伴つて、課税関係の不合理は

所得税法の一部を改正する法律

漸次解決を見るべきものと期待しているのであります。第二に予定申告に際しましては、原則として前年の所得金額を基準とする制度を設けることとし、政府の承認を受けた場合には、前年の所得金額に満たない金額で申告することができるものといたしました。その他源泉徴収制度につきましても、実情に即するよう若干の改正を行つたのであります。

次に法人税について申し上げます。今回の改正により、法人の課税制度には相当重要な改正が行われることとなつたのであります。従来のわが国の法人税制度は、法人を個人から独立した課税主体として、個人と別個に課税することといたしているのでありますが、今回法人が、事業遂行のための個人たる株主の集団である点を重視し、法人税と所得税とが実質的に二重課税となることを排除すること、及び法人の租税負担を軽減して、事業投資、資本蓄積の促進をはかることを改正の基本原則としたのであります。これに伴い、さきに御説明いたしましたように、配当所得に対する課税方法にも、必要な変更が加えられたのでありますが、法人の課税制度にも、次に申し上げますごとく、相当重要な改正が加えられることとなつた次第であります。

その一は超過所得に対する法人税及び清算所得に対する法人税の廃止であります。すなわち昭和二十五年四月一日以後終了する事業年度から、超過所得に対する法人税を廃止することといたしました。また同日以後における解散または合併による分から、清算所得に対する法人税を廃止し、さきに述べました通り清算分配金は、これを株主等の個人に対して課税することといたしましたのであります。

その二は、普通所得に対する法人税の税率百分の三十五は、すえ置くこととといたしたのでありますが、農業協同組合等の特別の法人に対する税率は、一般法人と同様百分の三十五といたしたのであります。

その三は、積立金に対する課税でありまして、本年四月一日以降終了する事業年度における積立金額の増加額に対し、新たに年百分の二の税率により、法人税を課することといたしました。この積立金に対する課税は、さきに述べました個人、法人の課税の調整に関する措置の一環をなすものでありまして、法人が所得を社内に留保した場合におきましては、その株主は、その留保金に対して所得税の納付を延期する結果となることを考慮いたしまして、延期をした所得税額に対する利息分を徴収する意味から、創設されたものであります。ただ同族会社につきましては、積立金額のうち、年五十万円を越える金額に対しましては、その税率を百分の七といたしますとともに、現行の同族会社に対する税額加算の制度は、これを廃止することといたしました。なお同族会社の範囲を拡張し、株主一人中心主義を株主数人主義に改めたのであります。

その四は、法人が他の法人から受ける配当等につきましては、法人課税制度の改正の原則に従い、その配当等からその元本を取得するために要した負債利子を控除した金額を、益金に算入しないこととといたしたのであります。

その五は、公益法人に対する課税であります。すなわち民法第三十四條の規定により設立した法人等の收益事業から生じた所得に対しましては、新たに課税することといたしたのであります。もつとも当該法人が、所得のうちから本来の公益事業に支出した一定額につきましては、これを損金に算入することといたしているのであります。

その他法人の課税標準の計算に関しまして、青色申告書を提出している法人につきましては、五年の損失繰越しを認めますとともに、前一年に限り損失の繰りもどしを認めることといたしました。またたなおろし資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法につきましては、各種の方法のうちいずれか一つを選択することができることとし、一の方法から他の方法に変更するには、政府の許可を受けなければならないこととしたのであります。なお額面超過金、減資益等の益金不算入、貸倒れ準備金の損金算入、その他法人所得の計算に関する規定を、実情に適応するよう改正することといたしました。

法人税の執行に関する制度の改正といたしまして、青色申告書の制度を設けること、申告納税について前年実績制の要素を取入れたこと等は、所得税の改正について御説明した通りであります。なお法人税の申告書に、法人の代表者または経理担当責任者が、自署押印しなければならない規定を設けることといたしたのであります。

次に富裕税についてその大要を申し上げます。さきにも申し上げました通り、所得税におきましてはその最高税率を、五十万円を越える金額に対し百分の五十五としたのでありますが、これに対応して、高額所得者に対する税負担の適正合理化をはかりますために、新たに所得税の補完税として、富裕税を創設することといたしたのであります。

富裕税の内容につき主要な点を申し上げますと、本税は、課税時期、すなわち毎年十二月三十一日において、本法施行地に住所を有し、または一年以上居所を有する個人と、本法施行地に住所または一年以上居所を有しない個人で、課税時期においてこの法律の施行地に財産を有しているものに対して、その財産の価額が五百万円を越える場合に課税するのであります。課税標準の計算にあたりましては、前者については、その者の有する財産の価額から、課税時期において現に存する公租公課を含む債務の金額を控除した金額を、後者については、その者の有する本法施行地にある財産の価額から、その財産にかかる債務の金額を控除した金額を課税価格といたしております。なお富裕税の課税にあたりましては、

(1)国または地方公共団体において公用または公共の用に供する土地、家屋及び物件、

(2)墓所、霊廟及び祭具並びにこれらに準ずるもの、

(3)国宝、史蹟名勝天然記念物、重要美術品として認定されたものの価額の合計額のうち百万円までの金額、

(4)もつぱら学術の研究の用に供する書籍、標本及び機械器具、

(5)生活に通常必要な家具、什器、衣類その他の動産

には、課税しないこととといたしております。

次に免税点及び税率でありますが、富裕税は先に申し上げた通り、課税価格が五百万円以下である者については、課税しないこととといたしております。またその税率は、最低五百万円を越える金額に対し千分の五から最高五千万円を越える金額に対し、千分の三十に至る超過累進税率によることといたしました。これにより本税の課税を受けるものは、五百万円を越える高額資産家に限られるわけでありまして、その課税人員も比較的少数であります。本税は、通常の場合におきましては、所得税と合せて年々の所得から納め得る程度のものと考えられるのでありますが、高額資産所得者につきましては、たとえば收益率一割の場合には、所得税の負担と合せて最高百分の八十五の税率となり、高額資産所得者は相当高率の課税を受ける結果と相なるのであります。なお同居親族の課税価格はこれを合算することといたしておりますが、その場合には所得税の資産所得の合算の場合と同様の範囲といたしております。

次に財産の評価でありますが、原則として、課税時期における時価によることとし、地上権及び永小作権の価額は、その残存期間に応じ課税時期の現況による土地の価額に、一定の割合を乗じた金額といたしました。また有価証券で取引所に上場されているものについては、その年十二月中の毎日の最終価額の平均額により、年金その他の定期金に対する権利の価額については、その受くべき金額に一定倍数を乗じた金額により、保険契約に関する権利の価額は、課税時期までに拂い込まれた保険料の合計額を基準として、一定の割合を乗じた額とすることといたしました。

本税は、課税時期の翌年の二月一日から同月末日までに申告納税する建前をとることといたしましたので、最初本税を申告納税するのは、昭和二十五年十二月三十一日現在の財産価格につき、昭和二十六年二月末日までにすることになるのであります。なお本税の更正決定、異議受理の方法並びに罰則につきましては、所得税の例に準じて規定を設けることといたしました。

次に、有価証券移転税につきましては、従来から有価証券の流通を阻害するという非難が多かつたのでありますが、所得税の譲渡所得を補完する目的もあつて、今日まで存置して来たのであります。しかしながら今回取引高税の廃止、不動産取得税の廃止等をも考慮いたしまして、有価証券の流通を円滑にする等のため、これを全廃することとした次第であります。

次に通行税につきましては、奢侈的性質の少い三等の乗客に対する課税を全廃することといたしました。他面一等及び二等の乗客に対しましては、その消費の性質にかんがみ、普通運賃に対しても急行、寝台料金に対すると同様、百分の二十の税率をもつて課税することといたしました。

次に酒税について申し上げます。酒税につきましては、最近における酒類の消費状況にかんがみまして、できるだけ多くの歳入を得ることを期しているのでありますが、酒類の価額はすでに相当高位にあり、また密造対策の見地からいたしましても、その大幅な引上げは困難と考えられるのであります。ただ現在の財政事情及び酒類の需給状態等から見まして、ある程度の価格の引上げはやむを得ないものと認められますので、今回地方税たる酒消費税を酒税に統合し、各種酒類間の権衡を考慮いたしまして、若干税率の調整をはかることといたしたのであります。すなわち自由販売酒のうち、清酒につきましては、一升当り特級千百四十円を千百七十円程度に、一級九百十円を九百六十円程度に、二級六百四十円を六百五十円程度に、合成清酒につきましては一升当り一級六百四十五円を六百七十円程度に、しようちゆうにつきましては一升当り四百二十五円を四百五十円程度に、またビールにつきましては大びん一本当り百二十五円を百三十円程度にすることとし、配給酒につきましても若干の引上げをすることとしたのであります。他面この際若干の価格の引下げを行うを適当と認められるものもありますので、合成清酒第二級一升当り五百二十五円を五百円程度に、三級ウイスキー一びん当り四百二十二円を三百八十円程度にそれぞれ引下げ、価格の適正化をはかることとしたのであります。

次に所得税、法人税等に共通する問題でありますが、租税執行に関する制度の改正について主要な点を申し上げます。青色申告書の制度及び予定申告等の前年実績制を採用することにつきましては、さきに所得税及び法人税に関連して申し上げた通りであります。今回異議処理の方法を改正いたしますとともに、新たに国税庁及び国税局に専門の協議団を設置し、その適切迅速な処理をはかることといたしました。すなわち改正された要点を申し上げますと、税務署の調査によりなした更正決定に対する異議につきましては、再調査の請求ができることとし、再調査の決定に不服のある者は、国税局長に審査の請求ができることといたしたのであります。なお国税局または国税庁の調査によりなした更正決定に対する異議につきましては、調査をなした国税局または国税庁に審査の請求ができることとしたのであります。所得税、法人税等についての審査請求につきましては、国税庁または国税局に所属する協議団を全国各地に置き、その協議を経てこれを決定することとしたのであります。しかして審査の決定に不服があるとき、または審査請求があつた日から三箇月以内に決定がないときは、裁判所に出訴することができることとしたのであります。

次に、従来の加算税及び追徴税を、今回実情に即するように改正することといたしたのであります。すなわち現行の加算税を利子税額に改め、本税額百円につき現行十銭であるのを、四銭に引き下げることといたしました。次に現行の追徴税を性質に応じ過少申告加算税額及び無申告加算税額に改め、過少申告加算税額は期限内の過少申告に対し、不足税額の百分の五に相当する金額を徴收することとし、無申告加算税額は期限内に申告しなかつた場合において、期限後の期間に応じ、その納付すべき税額に対し百分の十ないし百分の二十五の割合で徴收することといたしました。さらに虚偽の申告をなした場合には、過少申告加算税額にかえ不足額の百分の五十の重加算税額を徴收し、事実を隠蔽しまたは仮装して申告しなかつた場合には、無申告加算税額のほかに、納付すべき税額の百分の五十の重加算税額を徴收することといたしたのであります。なお源泉徴收義務者につきましても、右に準じ利子税額、源泉徴收加算税額及

び重加算税額を徴収することといたしました。

次に罰則に関する規定を整備することといたしました。すなわちその一は所得税、法人税等の逋脱犯に対する罰金刑を、現在は脱税額の五倍以下であるのを、五百万円以下とし、脱税額が五百万円を越えるときはその免れた税額と同額以下といたしました。その二は、正当な事由がなくて確定申告書等を提出しなかつた者に対する罰則の規定を、新たに設けることといたしました。その他秩序罰につきましても、所要の整備を加えることといたしました。

以上各法律案につきその大要を申し上げたのでありますが、昭和二十五年度の租税及び印紙収入の総額は四千四百四十六億円に上り、総歳入中租税の占める地位は六七%強となつているのであります。昭和二十四年度の租税及び印紙収入の総額約五千百五十九億円に比較いたしますと、約七百十三億円の減少となるのであります。もつとも第六国会において可決された所得税の軽減、取引高税及び織物消費税の廃止等は、今回の税制改正と一体として考えるべき性質のものでありますから、これを含めた減少額は約九百十三億円に達するのであります。なお地方税におきましては、市町村税において約四百億円の増加となるわけでありますが、他面寄付金は相当減少することが予想されます結果、全体としての地方負担の増加はさしたるものでないと考えられるのであります。

その各税につきまして、本年度の収入額を申し上げますれば、所得税は二千四百八十六億八千三百万円で全体の五五・九%、法人税は三百八十六億二百万円で全体の八・七%、酒税は千三十億三百万円で全体の二三・二%、物品税は百七十二億五千八百万円で全体の三・九%に達するのであります。なお富裕税の本年度の収入額は二十億二千五百万円であり、資産再評価による再評価税の本年度の収入額は百五十九億三千八百万円であります。今昭和二十五年度の租税及び印紙収入に専売益金を加え、直接税と間接税との比率を見ますれば、直接税は五四・五%、間接税は四四%その他一・五%に当るのであります。

今回税制の全般にわたり根本的な改正を行い、租税負担の軽減合理化をはかることといたしたのでありますが、租税負担の公平化を期するためには、税制の合理化と相まつて、税務行政の適切な執行をはかり、徴税能率の増進、申告成績の向上等により、負担の公平化と課税の充実をはかることがきわめて緊要なのであります。政府は租税執行に関する制度について改善を行い、負担の公平化に全力を傾注する考えでありますが、これが成否は全国民の深き理解と協力とにまつところ多大なものがありますので、この際国民各位の御協力を切に希望するものであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに賛成せられんことを切望してやまない次第であります。

二、衆議院大蔵委員長報告(三月十四日)

○川野芳満君　ただいま議題となりました、政府提出、所得税法の一部を改正する法律案外七法律案に関して、大蔵委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この所得税法改正等八法律案のおの〳〵は、さきに第六国会において成立し、すでに実施を見たる取引高税廃止、織物消費税廃止、物品税改正、所得税の暫定改正等及び今国会に別途提出を見るべき地方税法の改正等とともに、国家、地方を通ずる税制の根本的改革の一環であり、その主要部分を占めるものであります。今次の税制改革は、申すまでもなく、さきに公表を見たるシャウプ勧告の基本的原則に即応し、さらにわが国現下の財政経済情勢に応じて調整を加えられたものでありまするが、その改革の基本的方針は、政府の説明によりますれば次のごとくであります。

第一は、経済安定計画の基本方針に即応し、均衡予算を編成し、租税収入を確保するとともに、他面価格調整費その他の経費について大幅の節減を行い、歳出規模の縮減による財源をもつて税制を合理化し、国民の税負担を軽減せんとする、これが国税改革の基本的方針であります。

第二は、地方自治を強化助長し、地方団体の財源を充実せしめるため地方税制を改正し、特に市町村財源の充実を期し、また新たに地方財政平衡交付金制度を創設し、財政力の乏しい地方団体に対し必要なる財源を付与せんとする、これが地方税制改正の基調であります。

第三は、中央地方を通じて恒久的かつ安定的税制の確立を目途とし、国、都道府県、市町村の税源の配分を合理化し、附加税制度を廃止し、税目の整理をはからんとするものであります。

第四は、国税、地方税を通じて負担の公平化をはかるため、各種の税法を制定、改正あるいは廃止し、税制の徹底的合理化をはからんとするものであります。これがため、国税にありては、一、所得税を合理化し、これを国の租税収入の根幹たらしめる。二、所得税の補完税として富裕税を創設し、また財産税を根本的に改正する。三、間接税については、さきに実施を見たる織物消費税及び取引高税の廃止、物品税の改正等に続き、三等通行税の廃止、有価証券移転税の廃止を行うとともに、酒税を調整する。四、既往におけるインフレーションの結果に対し税制の根本的合理化をはかるため、個人及び法人を通じて資産の再評価を行うとともに、譲渡所得の課税方法を合理化する。五、事業投資の促進、生産増進、外資導入等との関連を考慮し、個人及び法人の課税方法に調整を加える。

第五は、税制の合理化に即応し、税務行政の方面においても、その適切な執行と納税者の協力を期待し、負担の公平化と徴税の充実をはかり、これがため、青色申告制度の採用、予定申告の前年度実績制の採用、加算税、追徴税等の改正、協議団等による異議処理方法の改善、その他罰則の整備等をはからんとするものであります。

次に、この八法律案のおの〳〵につきまして、その理由と内容について概略御報告申し上げます。

まず第一は所得税法の改正でありますが、この改正は、今次税制改正の中核をなすものであります。まず税自体に関しては、第一に基礎控除の引上げであり、現行一万五千円を二万五千円に改めんと

するものであります。第二は扶養控除の引上げであり、千八百円の税額控除から、一万二千円の所得控除に改めんとするものであります。第三は勤労控除の引下げであり、すなわち百分の二十五、最高三万七千五百円を、百分の十五、最高三万円に改め、事業所得者との負担の均衡をはからんといたしております。第四は税率の改訂であります。現行五百万円超百分の八十五を、五十万円超五十五に、最高限を制限せんとするのであります。第五は扶養親族範囲の拡張と合算制の縮小であります。その他不具者、医療費、災害等について特別控除を認め、また変動所得に対する平均課税をはかり、譲渡所得及び山林所得の課税方法を合理化し、損益通算及び損失の繰越し、繰りもどし制を拡大せんといたすものでありますが、またさらに徴税手続に関しては、申告納付時期の変更をするとともに、予定申告、青色申告、異議処理等に関して合理的制度を定めんとするものであります。

次に法人税法改正について申し上げます。今次改正の要点は、第一に、超過所得及び清算所得に対する法人税の廃止であり、第二は、普通所得に対する法人税を百分の三十五にすえ置くとともに、農業協同組合等特別法人に対する税率をこれと同一に引上げんとし、第三は、積立金に対する法人税を新設するとともに、同族会社の範囲を拡張し、これに対する積立金特別課税をなさんとするものであり、第四は、従前の非課税法人の収益事業に対して課税を新設せんとする等であり、その他申告納付、異議処理等に関する制度を、所得税に準じ同じく改善せんとするのであります。しかして、これ

ら改正にあたりましての根本的観点としては、従来の「法人をもつて個人から独立した別個のものと認める大陸式考え方を改めて、個人の延長、株主の集団と見る英国式考え方を採用しているのであり、この思想に基き、法人税と所得税が実質的二重課税となることを排除するとともに、また法人の負担を軽減して資本蓄積をはからんとするのであります。

次に富裕税法案は、所得税の補完税として新税を創設せんとするのであります。すなわち、今回所得税法改正におきましては、その最高税率を、五十万円超百分の五十五に制限したのでありますが、これに対応して資産課税を充実し、税負担の適正、合理化をはからんとするのであります。すなわち本税は、課税時期たる毎年十二月末日において、本税施行地に住所または一年以上の居所を有する個人及び本法施行地に財産を有する者に対し、その財産の価額が正味五百万円を越える場合において千分の五を課し、それ以上は累進して、五千万円を越える部分について千分の三十に至る累進課税をなさんとするものであります。

次に相続税法案について申し上げます。この法案は、相続税法の全文改正であります。現行の相続税法におきましては、相続税と、これを補完する贈与税との二本建課税をし、相続、遺贈または贈与による財産の移転に際し、それまでの財産所有者の財産について総合して課税していたのでありますが、これを根本的に改めて、相続または贈与により財産を取得した者に対し、取得者ごとに分割し、その一生を通じて、取得財産の累積額を標準として一本建の課税を

なさんとするものであります。相続税の課税価格は、相続、遺贈、贈与により取得した財産の価格の合計額でありますが、今次改正においては、非課税財産の範囲を拡張し、宗教、慈善、学術用に供するもの、政治資金等についての非課税規定を定め、また基礎控除を定め、少額控除を拡大し、配偶者控除、未成年者控除を新たに設け、その他相次相続控除、年長者控除等を定めるのであります。しかして税率は、これ等控除後の課税財産額に対し百分の二十五ないし五千万円超九〇%までの超過累進税率に改めんとするのであります。

次に資産再評価法案について御報告申し上げます。この法律案は、資産の再評価と、再評価後の経理等について規定しております。過去数箇年の間におけるインフレーションによる著しい物価騰貴のため、企業資産の帳簿価格と実際価格との著しい差異を生じ、資産の適正な減価償却が不可能となつている状況にかんがみ、まず評価し直して適正なる減価償却を認め、企業経理の合理化をはかるとともに、資産譲渡の際における名目的利益に対する所得税または法人税課税を避け、譲渡所得に対する適正課税を可能ならしめるのが再評価の目的であります。しかして再評価税は、社債、預金等、債権所有者及び過去においてインフレーションによる名目所得に対し高率の課税を負担した者と、これら固定資産所有者との間の公平をはかるため、再評価差額に対して百分の六の税率によつて課税しようというのであります。この再評価は、原則として本年一月一日を基準日とし、一定の期限内に行うのでありますが、

法人または個人が所有する資産については、卸売物価指数、消費者物価指数に基く一定の倍率を乗じて再評価額またはその最高限を算出するのであります。しかして、法人資産及び個人の事業用減価償却資産については、シヤウプ勧告による一率強制を改め、再評価を行うかいなか、またその基準内でいかなる程度に再評価を行うかは、所有者の任意にゆだね、企業の実情に応じた再評価を可能ならしめようというのであります。再評価税は、減価償却資産については、原則として、法人においては三年間、個人においては原則として五年間に分納せしめ、減価償却をしない資産においては、原則として処分、譲渡、相続等のあつたとき納付せしめるのであります。

次に通行税法の一部を改正する法律案における改正の要点は、まず三等の乗客に対しては、奢侈的性質の少いものと認めて通行税を全廃し、他面一、二等乗客に対しては、その消費の性質と担税力にかんがみ、普通運賃に対しても、また急行料金、寝台料金と同様の百分の二十の税率に引上げんとするものであり、あわせて徴税手続に関する若干の改正を行わんとするものであります。

次に酒税法の一部を改正する法律案におきましては、今回税制改革の一環として、地方税たる酒消費税が廃止せられるに伴い、これを酒税に統合するとともに、歳入確保等の見地から、全般的には若干の増徴を行うこととし、その際酒類間の権衡を考慮し若干の調整を行わんとするものであり、またあわせて酒類販売業者の指定等について若干の改正をも行わんとするものであります。

最後に所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案は、所得税法及び法人税法の改正並びに有価証券移転税の廃止に伴い、所得税等の非課税に関する関係法令の規定を整理せんとするものであります。

これらの諸法律案は、おおむね昭和二十五年四月一日より施行せんとするものでありますが、富裕税法案は四月一日を予定する公布の日から施行し、資産再評価法案については公布の日から施行し、昭和二十五年一月一日から適用せんとするものであります。

以上、各法律案につきその大要を申述べたのでありますが、この税制改正の結果、昭和二十五年度の国の租税及び印紙収入予算額は四千四百四十六億円であります。これを昭和二十四年度と比較いたしますと、約七百十三億円の減少となります。さらに第六国会において可決せられた所得税の軽減、取引高税等の廃止をあわせ一体と見るときは、国税減少額は九百十三億円と相なるのであります。

この八法律案中、所得税改正法律案外四法律案に関しましては、二月二十四日、大蔵大臣より提案理由の説明を聴取し、また相続税法案及び資産再評価法案外一法律案については、三月四日、政府委員より提案理由の説明を聴取しました。爾来、三月十日に至るまで連日委員会を開き、大蔵大臣及びその他の政府委員に対し、各委員より熱心な質疑が行われ、また通行税改正法案については、特に運輸委員会との連合審査会を開きました。また、この諸法案が重要なる歳入法案なるにかんがみ、三月二日公聴会を開催し、学界及び利害関係者等の意見をも聴取いたしました。この間の詳細なる経過は速記録を参照願うこととして、その概要に関してのみ御報告申し上げたいと存じます。

まず、質疑応答のおもなるものは次のごとくであります。所得税法に関しては、基礎控除、勤労控除、累進の限度、農家課税等の問題について質疑が行われました。すなわち、二万五千円では最低生活費にも少な過ぎる、基礎控除はもつと増額すべきではないかとの質疑に対し、政府側からは、最低生活費に食い入らないようにするのは理想であるが、財政上の必要もあり、両々あわせ考慮して二万五千円とした旨を述べられ、また勤労控除は、その把握の実際にかんがみ引下げを行うべきではないと思うがどうかとの問いに対しては、シャウプ勧告は、事業所得との均衡上一割に削減せんとしているが、政府は、勤労所得の担税力や、経費控除のない点や、さらに捕捉の実際問題等をあわせ考慮し、一割五分にした旨の答弁がありました。

次に、所得税の累進率を五十万円超五五%にとどめることは妥当ではない、もつと累進すべきではないかとの問いに対しては、所得税と住民税と富裕税等を考えるとき、高額所得者に対しては相当高度の累進率適用となるから、この程度をもつて適当と考える、また中小企業者、農業者等にも勤労控除を認むべきではないかとの問いに対しては、今回勤労者の勤労控除を圧縮し基礎控除を引上げたのは、実質上勤労控除をこれらの人々にも及ぼしたものであるとの答弁がありました。農家は、減税とはいいながら、肥料の値上りで、かえつて負担がふえるのではないかとの問いに対して、主食の価格はパリテイ計算できまる、従つて大部分がはねかえつて来るとの答弁がありました。

次に、予定申告の條項はきつ過ぎる、前年度実績以下で申告せんとする場合は、政府の承認を受けねばならぬとすれば、それは実績主義となるおそれはないかとの問いに対し、大蔵大臣は、施行上十分の考慮を拂う旨の答弁をせられました。

次に法人税に関しては、積立金に対する課税はシヤウプ案では一%である、これを二%引上げた理由いかんとの問いに対して、大蔵大臣より、担税力ありと見て課税する、一%課税は三分の金利に当る現状から見て金利は六分程度であり、従つて税率は二%を適当とする旨の答弁があり、次に農業協同組合等を一般営利法人と同率に課税するのは妥当を欠かぬかとの問いに対して、政府側からは、沿革上の理由で差がついていたが、現段階においては一率の方が公平である、今回は公益法人の行う収益事業に対しても課税する、また協同組合にあつては、事業の分量により割もどす配当を利益として計上しないから影響は少い、税制中に保護助長を織り込んだり補助政策に依存せしめることは望ましくないとの意見が開陳されました。

次に、所得税、法人税等共通の問題としては、加算税及び延滞金の軽減は新年度から実施することになつているが、現在の諸状況から見て、その改正を過去にさかのぼつて実施する意思はないかとの問いに対して、大蔵大臣は、一月一日にさかのぼり施行するよう準備中である、これは罪行の特例法をもつて実施したい、すでに納めた人については還付することにしたいとの答弁がありました。

次に協議団の具体的内容に関する質疑に対しては、大蔵省設置法を改正して、さしあたり国税庁及び国税局にこれを置く、全国に七十箇所を予定し、そのため人員増加の予算を計上している、協議団には民間経験者を官吏として多数採用して入れる、協議団を官吏とする理由は、税務は常識によらず調査によるべきであるからであると説明せられました。

次に相続税について、相続税改正法は家族制度を考慮に入れていないのではないかとの質問に対し、大蔵大臣より、民法で家族制度がかわつた以上、相続税法でもそれを取入れざるを得ないとの説明がありました。

通行税法の改正については、前に申し上げた通り特に連合審査会を開き、二等運賃、特に汽船の二等運賃について質疑応答が繰返されました。

次に酒税法改正について、タバコが値下げになる際酒が値上げになるのは妥当を欠く、シャウプ勧告は酒税収入を八百億円予定しているが、八百億円の税収を得るのに全般的に値上げをする必要はないではないかとの問いに対して、勧告は、原料をふやせぬ、税率を上げるという点にある、酒税を減らすより税全体の軽減をはかり、所得税の減税をはかつた方がよい、酒税予算の見積りがえ、税率変更の考えはない旨答弁がありました。

次に資産再評価を物価値上りとの関係についての質問に対して、大蔵大臣は、そういう点をも考慮して一率を強制せず、一定倍数以下で任意にやることにきめた、従つて再評価により影響があるとは考えられないとの答弁がありました。

次に、シヤウプ氏は税法の簡明を勧告しているのに、今次の改正税法はますゝむずかしくなつて来ているではないかとの問いに対して、政府側からは、一つには公平と合理化を目標としたるため、二つには政令にゆだねることをなるべく避けたため、かくのごとく複雑になつたので、やむを得ないとの答弁がありました。

最後に、二十四年度自然増収が多額にあるという事実ありや、またこの自然増収を物品税軽減に充てる意思なきやとの問いに対し、大蔵大臣は、法人税、酒税は増収がある、所得税は源泉課税分はある程度の自然増があるが、申告分はそれ以上自然減が出るおそれがある、もし全体として自然増収がありとしても、物品税の軽減に充てるつもりはない、それは所得税の減税に充てる、その場合改めるのは、まず基礎控除であり、次に税率であるとの趣旨が述べられました。

次に公聴会においては、公述人九名より意見を聴取いたしました。そのうちおもなるものについて、要約して御報告いたします。

まず商大教授井藤半彌君は、現在では直接税もまた大衆課税である、直接税中心主義は恒久的制度としては意味があるが、過渡期においては、もつと間接税を重視する必要がある、超過所得課税を廃止せんとする法人税改正は賛成できぬ、資産再評価において価値修正を目的とする建前からは、一率強制の方がむしろ妥当である等の意見を述べられました。

次に商大教授都留重人君は、現在ほんとうの所得と税務署相手の所得との間には非常な開きがある、しかもこの開きは、行政機関がかつてにコントロールし、手心を加えているのが実情であり、この事実を無視して税率体系を論ずるのは無意味である、国会は税の屈折作用を考慮に入れて税率を考え直していただきたいとの旨を述べられました。

次に農業協同組合代表会議の黒田新一郎君は、農民の立場から、所得税の累進率五五%にとどめることは不満である、法人税については農業協同組合と営利会社との区別を認めるべきである旨をのべられ、また中小企業連盟常務理事稲川宮雄君は、中小企業者の所得税に対して勤労控除がないのは不均衡である、零細企業者のため特別控除を認めるべきである、青色申告の帳簿様式は簡単化せられたいとの意見を述べられ、また酒造協会代表理事土田國太郎君は、酒税に関し、購買力の現状と密造防止の見地から酒税率は現行の七〇%に引下ぐべきであり、また酒の種別間の均衡を保つてもらいたい旨を申し述べられました。

また十條製紙取締役金子佐一郎君は、法人税の積立金に対する二%課税は一種の資本課税であるから、とりやめられたい、再評価税のとりやめが不可能ならば、数回にわけて再評価をすることを認めていただきたい旨を述べられ、また元全財労組副委員長徳島米三郎君は、現在において直接税中心主義は理論的にも技術的にも反対である旨の意見を開陳されました。

かくて質疑を打切り、三月十一日討論に入りましたところ、北沢委員は自由党を代表して八法律案すべてに賛成する旨を述べられ、また田中委員は日本社会党を代表し、宮腰委員は民主党を代表し、河田委員は日本共産党を代表し、内藤委員は国民協同党及び農民協同党を代表して、いずれも反対する旨討論せられました。

かくて討論を終局し、ただちに八法律案を一括して採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたした次第であります。

以上、はなはだ簡単でございますが、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

○木内四郎君　只今議題になりました十一の法案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

先ず所得税法の一部を改正する法律案について申上げます。

政府は昭和二十五年を期して、国税、地方税を通ずる税制の根本的改正を行うことになりまして、本年一月から所得税の暫定的軽減、取引高税及び織物消費税の廃止、物品税の改正等を行なつたのでありますが、今回更にその一環といたしまして所得税法を改正し、所得税制度を能う限り合理化し、又納税者間の負担の適正化をできるだけ図ろうとしてこの法律案を提出したようであります。

所得税法の一部を改正する法律

本案の要点について申上げますと、その第一点は、負担をできる限り適正化しようという点であります。即ち基礎控除を二万五千円に引上げ、扶養控除を一万二千円の所得控除とすると同時に、扶養家族の範囲を拡張いたしまして、又一面におきましては、更に勤労控除を収入金額の十分の一・五とし、その最高を三万円といたしまして、又税率の適用区分もそれ〴〵改めまして、税率の最高を百分の五十五といたしたことであります。その第二点は、所得税制度を能う限り合理化しようとする点であります。即ち不具者につきましては一万二千円の特別控除を認めた外、災害又は盗難による損失、医療費についてもそれ〴〵特別控除の途を開き、所得合算範囲の縮少、損益通算及び損失の繰越し又は繰戻し、変動所得の平均課税等の制度を設け、申告及び納付の時期を変更したことであります。その第三点は所得税の執行面に関する制度の改正を図ろうとする点であります。即ち青色申告の制度を採用し、異議処理の方法を改めると共に、新たに協議団を設置し、又加算税を利子税額に改め、罰則に関する規定を整備したことであります。本案につきましては、公聴会を開きます等、慎重に審議し、種々質疑応答が交されたのでありますが、その詳細は時間の関係上省略いたしまして速記録によつて御承知願いたいと思います。かくて質疑を終了いたしまして、討論に入りましたところ、木村委員、油井委員、川上委員、板野委員及び天田委員よりそれ〴〵反対の意見の開陳がありました。又藤井委員及び平沼委員よりそれ〴〵賛成の意見が述べられまして、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

あります。

更に法人税法の一部を改正する法律案について申上げます。

従来の法人税制度は、法人を個人から独立した課税主体といたしまして、個人と別個に課税することになつておりましたが、法人は株主たる個人の集団である点を重視いたしまして、法人と個人とが実質的に二重課税とならないように調整すると共に、法人の租税負担を軽減し、資本の蓄積を促進することを根本方針として改正を行わんとするもののようであります。その概要は次の通りであります。従来の超過所得税及び清算所得税を廃止いたしまして、税率については一律に百分の三十五の税率を適用することになつております。従つて従来の百分の二十五の税率が適用されておつたところの農業協同組合等の特別法人だけが税率の引上げを受けることとなるのであります。次に新たに積立金に対して課税することとなりまして、原則として百分の二、同族会社の一定額を超える積立金に対しましては百分の七の税率が適用されることになつておるのであります。又公益法人の収益事業から生じた所得に対しましては、一定額を除き新たに課税されることになつておるのであります。その他、減価償却及び棚卸資産の評価方法の改善、損失の繰越又は繰戻制度の拡張、額面超過金、減資益金及び貸倒れ準備金の非課税等、租税の軽減又は合理化をできるだけ図ろうとすると共に、申告及び納付、異議の処理等に関する制度についても所要の改正を行わんとするものであります。本案審議に当りましては各委員より熱心なる質疑がありましたが、これ又詳細は速記録に譲りまして省略いたしたいと思います。本案の審議の詳細はこれ又速記録に譲りたいと思います。質疑を終りまして討論に入りましたところ、油井賢太郎委員より反対意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に相続税法案について申上げます。

本案の要点の第一は、相続税の納付義務者は、原則として相続、遺贈又は贈與によつて財産を取得した個人といたしまして、相続税の課税価額は、相続、遺贈又は贈與によつて取得した財産価額の合計額となつておるのであります。第二点は非課税財産の範囲を拡張いたしまして、又新たに少額控除、配偶者控除、未成年者控除等を認めることになつております。第三点は二十万円以下の金額に対する二五%から五千万円を超える金額に対する九〇%に至る超過累進税率を適用することになつておるのであります。又第四点は相続税の申告及び納税、延納等の諸規定を整備した点であります。本案審議の詳細は速記録に譲りたいと思います。かくて質疑を終りまして討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に酒税法の一部を改正する法律案について申上げます。

酒税はシャウプ勧告に示されておりまするように、相当の増收を期待しておるのでありますけれども、酒類の現行価格は或る程度限界に達していると思われますし、又密造対策等の見地からしましても、この際余り大幅な価格の引上げは当を得ないものと考えられましたので、今回地方税でありますところの酒消費税を廃止し酒税に統合すると共に、各種酒類間の権衡を考えて若干の税率の調整を図ろうとするもののようであります。本案の審議の詳細はこれ又速記録に譲りたいと思います。質疑を終りまして討論に入りましたところ、油井委員、木村委員よりそれ〳〵反対の意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に通行税法の一部を改正する法律案について御報告いたします。

現行法によりますと旅客運賃には百分の五の通行税が課せられておりますが、今回これを改正して、主に一般大衆が利用する三等の乗客に対する課税は、寝台料金を除きこれを全廃すると共に、他方、一等及び二等の乗客に対しましては、急行料金、寝台料金に課すると同様、百分の二十の税率を以て課税しようとするものであります。委員会の審議の経過はこれ又時間の関係上速記録に譲りたいと思います。質疑を終了いたしまして討論に入りましたところ、油井委員より反対意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

更に所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案について申上げます。

従来特別の法令で所得税及び法人税の非課税規定を設けておるものが相当あるのでありますが、改正所得税法及び法人税法では、これを統合いたして規定することとなつておりますので、特別の法令の非課税規定を整理いたしますと共に、有価証券移転税が廃止せられますので、これに関する非課税規定をも併せて整理しようとするものであります。本案につきましても詳細は速記録によつて御承知願いたいと思います。質疑を打切りまして討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

更に国税徴收法の一部を改正する法律案について申上げます。

本案は最近における国税の滯納処分の執行の実情に鑑みまして、延滯金は日歩四銭、その最高を滯納税額の百分の五とし、又給與所得については百分の七十五の差押禁止の限度を設けました。尚、地方税の重要性が著しく増大いたしましたので、国税と地方税とは原則として同順位で徴收することとする等、国税徴收法に所要の改正を加えようとするものであります。本案につきましても熱心に質疑応答が交されましたが、詳細は速記録によつて御覽を願いたいと思います。かくて質疑を終了し討論に入りましたところ、天田委員より反対の意見の陳述がありまして、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

更に国税犯則取締法の一部を改正する法律案について申上げます。

国税犯則取締法につきましては、国税に関する犯則者の取締の強化に伴い、一層その執行の適正を期すると共に、納税者の正当な権利利益を保護する必要がありますので、これに若干の改正を加えようとするものであります。即ち通告処分の履行期限が現行法では七日となつておるのでありますが、これを二十日に延長すると共に、刑事訴訟法の改正に対応いたしまして、税務官吏が物件を領置した場合の処理手続及びその効果を差押えの場合と同様にいたしました。又女子の身体を捜索する場合には成年の女子の立会を要するこ

ととする等の改正を加えようとするものであります。本案につきましても審議の詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

更に国税の延滞金等の特例に関する法律案について申上げます。

今回の税制改正によりまして、本年四月からは従来の国税に対する延滞金及び加算税に関する日歩を軽減することになるのでありますが、最近の経済情勢に鑑み、従来の延滞金及び加算税の日歩を本年一月一日から三月三十一日までの期間に対応するものについても軽減しようとするものであります。その主なるものを申上げますと、第一は延滞金の特例の規定でありまして、従来の日歩二十銭を八銭に改正することとなつております。第二は加算税の特例の規定であります。即ち所得税、法人税、相続税及び通行税等の同期間に対応するものについては日歩十銭を四銭に、又非戰災者特別税、有価証券移転税及び取引高税等については、本年一月一日以降のものは日歩四銭に、それ〴〵改正することになつております。第三は還付加算金の特例の規定であります。即ち三月三十一日以前にすでに延滞金又は加算税を従来通りの日歩で納付し又は徴収しておりますときは、その過納分を他の未納の国税等に充当するか、又は請求に基いて還付することになつております。本案につきましても、審議の経過の詳細は速記録によつて御承知を願いたいと思います。かくて質疑を終了し、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案について申上げます。

今回の所得税法の改正等に伴いまして、震災、風水害、火災等の災害により、甚大な損害を受けた場合における租税減免の規定を整備せんとするものであります。即ち災害により住宅又は家財に甚大な被害を受けた者で、その所得金額が十五万円以下の場合は、所得税の全額を免除し、又その所得金額が三十万円以下の場合には所得税の半額を軽減する等、租税負担の軽減を図ろうとするものであります。本案の審議の経過につきましても詳細は速記録によつて御承知を願います。かくして質疑を終了いたしまして、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

更に輸出信用保険特別会計法案について申上げます。

今国会に提出されました輸出信用保険法の実施に伴い、新たに輸出信用保険特別会計を創設し、一般会計からの繰入金、保険料を以てその歳入とし、保険金、事務取扱費等を以てその歳出とし、輸出信用保険に関する経理の全体を明確にすると共に、予算及び決算の手続等、特別会計に必要な諸規定の整備をなさんとするものであります。本案審議の経過の詳細につきましても速記録を御覧願いたいと思います。かくして質疑を終了し、討論、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を終ります。（拍手）

◎法人税法の一部を改正する法律

（昭和二五、三、三一、法七二）

一、**提案理由**（二月二十四日）

（所得税法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、**衆議院大蔵委員長報告**（三月十四日）

（所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、**参議院大蔵委員長報告**（三月三十一日）

（所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎相続税法

（昭和二五、三、三一、法七三）

一、**提案理由**（三月四日）

（米国対日援助見返資金特別会計から一定する電気通信事業特別会計及び国有林野特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律の提案理由と一括して掲載）

二、**衆議院大蔵委員長報告**（三月十四日）

（所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、**参議院大蔵委員長報告**（三月三十一日）

（所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎酒税法の一部を改正する法律

（昭和二五、三、三一、法七四）

一、**提案理由**（二月二十四日）

（所得税法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、**衆議院大蔵委員長報告**（三月十四日）

（所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、**参議院大蔵委員長報告**（三月三十一日）

（所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎有価証券移転税を廃止する法律

（昭和二五、三、三一、法七五）

一、**提案理由**（二月二十四日）

（所得税法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、**衆議院大蔵委員長報告**（三月十一日）

○北澤直吉君　ただいま議題となりました有価証券移転税法を廃止する法律　有価証券移転税を廃止

する法律案につき、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、今次シャウプ税制使節団の勧告によります税制改革の一環として提出せられたるものでありまして、この税が有価証の流通を阻害するという非難にかんがみ、取引高税等流通税廃止の一般的方向に即応し、これを四月一日より全廃し、有価証券の流通を円滑にしようというのであります。

この法律案は、二月二十四日大蔵大臣の提案理由の説明を聴取し、爾来委員会を開き審議を重ねましたが、その詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を打切り、本日討論採決に入りましたところ、田中委員は日本社会党を代表し、北澤委員は自由党を代表し、宮腰委員は民主党を代表し、内藤委員は国民協同党及び農民協同党を代表し、いずれも本案に賛成の意を述べられ、河田委員は日本共産党を代表して本案に反対の意を表せられました。

かくて討論を終り、採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

○九鬼紋十郎君　只今上程せられました有価証券移転税法を廃止する法律案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

有価証券移転税については、従来有価証券の流通を阻害するとの非難が多かつたのでありますが、所得税の譲渡所得を補完する目的を以て今日まで存置せられて来たのであります。取引高税、不動産取得税が廃止せられました事情等を考慮し、有価証券の流通を円滑にするため、今回これを廃止しようとするものであります。さて、本案は慎重審議の後、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に米国対日援助物資等処理特別会計法案について大蔵委員会の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

従来援助物資に関する経理は、貿易特別会計の援助物資勘定で整理していたのでありますが、今回新たに独立の会計を設置し、米国対日援助物資の売拂代金、輸入物資価格補給金の一般会計からの繰入金等を以て歳入とし、又、米国対日援助見返資金特別会計への繰入金、事務取扱費等を以て歳出として整理いたし、これらに関する経理を一層明確にすると共に、予算及び決算の手続等、特別会計に必要な諸規定を設けんとするものであります。委員会の審議におきましては、種々熱心な質疑応答がなされたのでありますが、その詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。かくして質疑を終了し、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、解散団体財産収入金特別会計法案の審議の経過並びに結果の御報告をいたします。

解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令に基いて、国庫に帰属した財産に関する収入金については、従来債務の支拂に充てた

残額は貿易特別会計に繰入れて、貿易のために使用することとしておつたのでありますが、今回これを一般会計に繰入れることとした関係上、現行の外国貿易特別円資金特別会計を廃止し、新たに解散団体財産収入金特別会計を設置しようとするものであります。本案は慎重審議の後、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に国庫出納金等端数計算法案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、最近の経済情勢に鑑み、国庫金等の出納及び国税、地方税の課税標準額の計算の事務を簡素にし、経理事務の能率の増進を図ろうとするものであります。その要点といたしますところは、国及び公団等の収入金又は支拂金は、原則として、その金額に五十銭未満の端数があるときはその端数を切捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときはその端数を一円として計算し、その金額の全額が一円未満の場合は、収入金はこれを切捨て、支拂金は一円として計算し、又、国又は公団等の相互間の支拂は、その金額の全額が一円未満の場合はこれを切捨てることとした点であります。その他、国税、地方税の課税標準を算定する場合、国税、地方税を収納する場合の計算方法その他についてもそれ〴〵の規定を設けた次第であります。さて、本案は慎重審議の後、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

右御報告いたします。(拍手)

◎通行税法の一部を改正する法律

(昭和二五、三、三一、法七六)

一、提案理由(二月二十四日)

(所得税法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月十四日)

(所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎国税犯則取締法の一部を改正する法律

(昭和二五、三、三一、法七七)

一、提案理由(三月二十四日)

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月三十日)

(外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、**参議院大蔵委員長報告**（三月三十一日）
（所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎国税の延滞金等の特例に関する法律
（昭和二五、三、三一、法七八）

一、**提案理由**（三月二十四日）
（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、**衆議院大蔵委員長報告**（三月三十日）
（外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、**参議院大蔵委員長報告**（三月三十一日）
（所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律
（昭和二五、三、三一、法七九）

一、**提案理由**（三月四日）
（米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律の提案理由と一括して掲載）

二、**衆議院大蔵委員長報告**（三月十四日）
（所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、**参議院大蔵委員長報告**（三月三十一日）
（所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎外務省設置法の一部を改正する法律
（昭和二五、四、一、法八〇）

一、**提案理由**（三月二十日）

○政府委員（川村松助君）　只今から外務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明申上げたいと思います。

外務省の機構の一部を改正するために、外務省設置法の一部を改正する法律案を提出いたしました。行政機構を簡素化するために審議会等を極力整理いたしまして、政府の方針に副うて外務省は中央連絡協議会、地方連絡協議会、出入国管理連絡協議会、在外公館等借入金整理準備審査会、及び出入国管理連絡協議会につきましては、中央連絡協議会、在外公館等借入金整理準備審査会、及び出入国管理連絡協議会を廃止することになりました。在外公館等借入金整理準備審査会法は、昭和二十四年六月一日に公布されましたが、その施行令が十二月の二十日に公布施行されたのであります。そのために本審査会を外務省設置法に規定いたした次第であります。

次に今般の占領軍民事機構の改組の結果、関東地方民事部は、東京と神奈川、静岡両県のような重要な都県を新たに管轄することになりました。その重要性と事務内容の複雑性とが一段と増大いたしまして、外務省といたしましては、占領軍の管轄区域に対応いたしまして、連絡網の整備、事務局を設置して占領軍との連絡に当つておる次第でありますが、先に述べました関東民事部の重要性の増加に対応いたしまして、新たに関東連絡調整事務局を設置いたしまして、事務連絡に遺憾なきを期したいと存じておる次第であります。

以上が提案理由の大要でありまして、どうぞ愼重に御審議の上御採択を頂きたいと思います。

二、**参議院内閣委員長報告**（三月二十四日）

○河井弥八君　外務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を申上げます。

この法律案を提出した理由といたしましては、政府は行政機構を簡素化するという一貫した方針の下に、昨年の十一月に閣議を以て、各省各庁において、それに附属しておるところの審議会等を整理するところの方針を決めたので、その方針に基きまして外務省設置法の一部を改正するのが本案の提出せられた理由であります。現在外務省には審査会、或いは協議会と申しまして、それらが四つあるのであります。即ち中央連絡協議会、地方連絡協議会、出入国管理連絡協議会、及び在外公館等借入金整理準備審査会であります。この四つの中で廃止を決定いたしましたのが、中央連絡協議会、それと出入国管理連絡協議会、これを廃止するのが本案に盛られてある規定であります。そうして更に昨昭和二十四年の法律第百七十三号によつて、在外公館等借入金整理準備審査会というものが外務省の中に設置されることになつておるのでありますが、これはこの外務省設置法の中に加わつておらないのでありまするから、これを加えるということであります。そうしてもう一つの改正の要点は、占領軍の民事部の機構が昨年改組になりまして、それに伴いまして、これと連絡をするために、関東連絡調整事務局というものをこの際設けまして、これは廃止するのではなくて、設けるということに決めまして、この法律に規定するのであります。これは占領軍の民事部機構の改正に伴いまして、現に横浜にあるところの横浜連絡調整事務局を利用する外に、更に東京に関東連絡調整事務局を置いて、その連絡調整を有効適切にすることが必要である、こういう趣意で、これを設けることに決めたのであります。これが本案の内容の要点であります。

而して委員会におきまして種々質疑を重ねまして明らかにいたしましたことは、この二つの協議会を廃止いたしまして、その事務の上においてどういう影響があるかということを聞きましたところが、それは何ら差支ないということであります。又関東連絡調整事

務局、これを新設いたしまして、従つて定員或いは経費に増減があるかということを聞きましたところが、これも又現在のままの定員及び予算の範囲内において融通ができる、賄いができる、従つてこれは差支ない、こういうことでありました。そこで只今の趣意に従いまして、附則において法文の改廃整理をいたしております。そこで種々問題はありましたけれども、一番要点といたしまするのは、第十四條に対しまして、在外公館等借入金整理準備審査会の規定をここに掲げるに拘わらず、その権限をこの外務省設置法に規定していないということはよろしくないという意見が三好委員から強く主張せられたのであります。これは誠に尤もなことでありまして、基本法である外務省設置法にその審査会を置くと書いてありましても、その権限を規定する條文がないということはよろしくないという考えから、これに対しまして結局修正意見が三好委員から発議せられたのであります。これはすでにお手許に差上げてあるのでありますが、一応読みます。

第十四條を次のように改める。

（在外公館等借入金整理準備審査会）

第十四條　在外公館等借入金整理準備審査会に関しては、在外公館等借入金整理準備審査会法（昭和二十四年法律第百七十三号）の定めるところによる。

という修正を提出せられました。これが全員一致の賛成を以て修正を可決いたしました。そうして尚その他の條文につきましても全員一致を以て賛成せられたのであります。この修正の点は、一見実に明瞭な事柄でありまして、これがなくとも法律上の効果には異同はありません。併しながら近来法律の制定において非常に乱雑になつて来た虞れがあるのでありまして、甚だこれは分りにくい場合ができるのであります。従いまして、かような修正を加えましてすつきりして、はつきり分るような法制を作るということが大切なことであると考えまして、この修正は極めて重要な意義を持つ、又将来に対しまして行うべき立法者の心得べき点を明示しておるものと考える次第であります。

質疑応答のうちには、関東連絡調整事務局を設ける意味はどうかというようなこともありましたが、これは連合軍との関係を十分に緊密にとる必要があるという政府の答えを了承いたした次第であります。又終戦以来不正入国者の状況又その国籍、径路或いはこれに対する取締の状況、更に進んでは秘密貿易の実体などについての質問等もありましたが、これは速記録に譲ることにいたします。かような次第でありまして、本案に対しましては修正を付しまして可決すべきものと決定をいたしました。

尚一言附加えて申上げて置きたいのは、これは将来の先例になることがあるかとも考えまするから、これを申上げて置きます。それは外務省設置法の一部を改正する法律案の正誤を加えた点であります。その正誤といたしましては、「第五條を削る。」というその條文をば、

第五條を次のように改める。

第五條　削除

こういうことに改めたのであります。これは内容においては何ら相違がないのでありまするけれども、これにはその理由があるのであります。それは出入国の管理に関する政令即ち昭和二十四年政令第二百九十九号でありますが、これは本年の二月二十八日にその一部が改正せられたのであります。この改正前は五ケ條の條文からできておつた政令でありますから、この設置法案の附則の第三項で以てその末條の第五條を削るがために「第五條を削る」という形をとつてあるのでありますが、この設置法案が今回の国会に提出せられて後に、即ち二月二十八日にポツダム政令の第二十四号を以てその政令の一部が改正せられることになりまして、第五條の次に四ケ條が加えられることになつたのであります。でありますから、この設置法案の原案の通り「第五條を削る」として置きますときには、その政令は第五條という條文が全くなくなつてしまい、不体裁なものになるのでありますから、「第五條削除」として、五條のあつた形だけを残して置くということに正誤をしたのであります。これも実体上においましては、さしたる影響はないのであります。従いましてそのまま置いもよろしいし、或いはこれを修正してもよろしい、それから更に又正誤という形をとつてもよろしいという見解が出たのでありますが、これは政府ともよく協議いたしまして、政府から第五條削除という形を残して正誤をするということを委員会において同意いたしたからであります。これは将来の取扱の上において、或る機会には先例となることであろうと考えまするから、特に附け加えて御報告をいたす次第であります。

公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律

これを以て報告を終ります。（拍手）

三、衆議院内閣委員長報告（三月二十八日）

（電気通信省設置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律

（昭和二五、四、一、法八一）

一、提案理由（二月十七日）

○政府委員（平島良一君）　只今議題になりました公立大学に置かれた文部事務官等の身分の措置に関する法律案の提案理由及びその骨子とするところを御説明申上げます。

公立の大学高等専門学校に勤務する事務職員、技術職員は現在官吏でありますが、これは当然地方公共団体の職員に切換えるべきものであり、この法律は、その切換えを行うためのものであります。すでに公立大学の教員及び高等学校以下の公立学校の職員の身分の切換えは終つておりますが、公立大学の事務職員及び技術職員のみは切換えが残つていたのでありまして、この法律により公立学校の職員の切換えを完了したいと思うのであります。

内容について御説明申上げますと、第一項には現在公立の大学高等専門学校に勤務する文部事務官、文部技官は、この法律により、

公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律

その学校を設置する地方公共団体の職員に任命替えされることを規定し、第二項にはこれらの職員のうち休職、停職、減給中の者については、それらの措置を新らしい任命権者たる地方公共団体の長の行為とみなすということを規定し、第三項には、切換えられた職員が、公立学校の事務職員又は技術職員である限りは恩給を継続させるということを規定してあります。尚附則において従来の身分の根拠であつた「公立学校職員等臨時設置制」を廃止しようとするものであります。

以上簡単に御説明申上げましたが、よろしく御審議をお願いいたします。

二、参議院文部委員長報告（三月十五日）

○山本勇造君　只今議題となりました公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案につきまして、文部委員会における審議の経過並びにその結果について御報告を申上げます。

本案は大変長い題目でございますけれども、その條文は至つて短かいものでございまして、内容も又簡単なものでございます。即ち公立大学の事務職員及び技術職員を国家公務員から地方公務員にその身分の切り換えをしようとするものでございます。御承知のように、すでに公立大学の教員及び高等学校以下の公立学校の職員につきましては国家公務員から地方公務員に身分の切り換えが終つておるのであります。ところが、この公立大学の文部事務官等につきましては、まだこの切り換えができていないのであります。そこで、この法律によりまして、その切り換えを完了したいというのがこの法案の趣意でございます。

文部委員会といたしましては、この趣旨、内容等につきまして十分に検討を行い、愼重審議を重ねて、討論、採決をいたしましたところ、これは適切なものであると認めまして、全員一致可決すべきものと決定いたしたわけでございます。

以上を以ちまして本法案に対する文部委員会の報告を終ります。（拍手）

三、衆議院文部委員長報告（三月十六日）

○水谷昇君　ただいま議題と相なりました公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案につきまして、本案の概要並びに本委員会における審議の経過及びその結果について御報告申し上げます。

まず、本法案の内容並びに趣旨のおもなる点につきまして御説明申し上げます。すなわち、公立の大学、高等専門学校に勤務する事務職員、技術職員は現在官吏でありまするが、これは当然地方公共団体の職員に切りかえるべきものであります。すでに公立大学の教員及び高等学校以下の公立学校の職員の身分の切りかえは終つておりまするが、公立大学の事務職員及び技術職員のみは切りかえが残つていたのでありまして、この法律により公立学校職員の切りかえを完了しようとするものであります。

その内容について御説明申し上げますと、第一項において、現在公立の大学、高等専門学校に勤務する文部事務官、文部技官は、この法律により、その学校を設置する地方公共団体の職員に任命がえされることを規定し、第二項では、これらの職員のうち休職、停職、減俸中の者については、それらの措置を、新しい任命権者たる地方公共団体の長の行為とみなすということを規定し、第三項には、切りかえられた職員が、公立学校の事務職員または技術職員である限りは恩給を継続させ得るということを規定してあります。なお附則において、従来の身分の根拠であつた公立学校職員等臨時設置制を廃止しようとするものであります。

本案は、去る二月十五日、本委員会に予備審査のため付託と相なりまして以来、数回にわたつて愼重に審議いたしましたが、三月十五日、正式に付託と相なりましたので、さらに審議を加えました結果、本原案の妥当なるものであることを認めまして、討論を省略、採決の結果、原案通り全会一致をもつて可決いたしました。その詳細なる点につきましては速記録によつて御承知願うことといたしたいと存じます。

以上、本法案の審議の経過並びに結果の御報告を終ります。（拍手）

◎連合国軍人等住宅公社法

（昭和二五、四、一法八二）

一、提案理由（三月二十三日）

○根道政府委員　連合国軍用の住宅がまだ十分でない現状にかんがみまして、政府といたしましては、この際米国対日援助見返り資金を利用して、連合国軍用の住宅を建設して、これを連合国軍人等に賃貸することといたし、この目的のために、特に連合国軍人等住宅公社という公社を設立して、その住宅建設及び賃貸料徴収の業務を行わしめることに相なりましたので、本法を提案いたします次第であります。

本公社は、その性格におきましては従来の專売公社、日本国有鉄道等の公法人と同様でありまして、本法案の概要を御説明いたしますならば、

第一に、公社の目的は、第一におきまして、「連合国占領軍の軍人及び連合国占領軍に附属し、又は随伴する連合国人並びにこれらの者の家族の使用する住宅を建設して、これを連合国軍人等に賃貸すること」となつております。

第二は、援助資金を本目的に運用することができますように、第五條において、米国対日援助見返資金特別会計法第四條に規定する同資金運用の目的を拡張した点であります。

第三は、本建設が従来特別調達庁で行つて来ております連合国軍用住宅の建設と同様の性質である点と、急速建設の必要に迫られている点から考えまして、本公社の理事長以下の役員及び職員をすべて特別調達庁の職員から兼任せしめて、特別調達庁と表裏一体の関係に立たしめ、もつて別個に職員を募集して、公社を設立することによる費用の節減と、建設の遅延を避けることとしたわけであります。

連合国軍人等住宅公社法

第四に、公社の経理に関する事項としましては、住宅の建設費は援助資金の借入金で支弁いたしますが、住宅の維持修理は終戦処理費で行い、公社の事務費は、特別調達庁との表裏一体の関係から、特別調達庁の庁費として支出することといたしました。

その他は国有財産を公社に無償で貸與する道を開いたことと、公社成立まで特別調達庁で公社の事務を代行すること以外は、国税、地方税の不課税に関すること、公社の監督に関すること等、おおむね他の公法人と共通的な事項に関する規定であります。

本法案の概要は以上御説明いたしました通りでありますので、何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

二、衆議院建設委員長報告（三月二十八日）

○淺利三郎君　ただいま議題となりました連合国軍人等住宅公社法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、連合国軍用住宅は、生活様式あるいは環境の著しく異なる本邦個人住宅の接收あるいはビルの改造等の応急的措置によつてまかなわれて参つたのであります。しかし、それだけでは現在はなはだ不自由であるのはもちろんのこと、いまだ必要量だけも十分でないこの実情にかんがみまして、この際米国対日援助見返資金を活用いたしまして連合国軍用住宅を建設し、これを連合国軍人等に賃貸して、前述のような不自由あるいは不足分を幾らかでも緩和しようとするのが本法案の趣旨であります。

次に、その内容について簡単に申し上げますと、まず第一に、連合国占領軍の軍人及び連合国占領軍に付属しまたは随伴する連合国人並びにこれらの者の家族の使用する住宅を建設してこれを連合国軍人等に賃貸するため公社をつくるよう規定しております。第二に、援助資金を本目的に運用することができるように米国対日援助見返資金特別会計法の資金運用目的を拡張しております。第三に、本建設が従来特別調達庁で行つて来た連合国軍用住宅の建設と同様の性質であり、また急速建設の必要に迫られている点等からして、本公社の役職員をすべて特別調達庁の職員から兼任させて特別調達庁と表裏一体の関係に立たしめ、もつて公社を設立するための時間と費用の節減を考えているのであります。第四に、公社の経理につきましては住宅建設費は援助資金の借入金で支弁いたしますが、住宅の維持修理は終戦処理費で行い、公社の事務費は特別調達庁との表裏一体の関係から特別調達庁の庁費として支出するのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

その他国有財産を公社に無償で貸與する道を開いていること、公社成立まで特別調達庁で公社の事務を代行すること以外は、国税、地方税の不課税に関すること、公社の監督に関すること等、おおむね他の公法人と共通的な事項に関する規定であります。以上は本法案の概要であります。

本委員会におきましては、法案の重要性にかんがみ、政府との間に種々熱心なる質疑をかわし、愼重審議をいたしたのであります

が、詳細につきましては会議録に讓ることにいたしたいと存じます。

かくて討論を終局したる後、各派共同提案による修正案が瀬戸山三男君より提出されました。その第一点は、附則第十一項を削り、第七條に一項を加え、地方税を公社には課さない旨を明らかにしたい。その第二点は、第十七條中「連合国最高司令官の命令に基き」という字句を削除したいということでありました。すなわち、附則第十一項は目下地方行政委員会で審議中の地方税法案の成立を前提としたものでありますのに、本法案はこれに先んじて早急な成立を要求せられるものでありますので、現行の地方税法に基き公社に地方税を課さないよう規定する必要があるのであります。また第十七條中特に「連合国軍最高司令官の命令に基き」とある部分は、わが国の置かれている諸情勢からして当然でありますので削除いたしたいというのであります。

次いで討論に入り、修正案に対しては各党賛成の意見が述べられ、修正部分を除く原案に対しては、共産党を除く各党は賛成の意見を、共産党は反対の意見をそれぞれ開陳されたのであります。

かくて採決に入り、修正案は全会一致をもつて可決、修正案を除く原案に対しては賛成多数をもつて可決いたした次第であります。

以上、簡単に御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院建設委員長報告（三月三十一日）

○中川幸平君　只今議題となりました連合国軍人等住宅公社法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本法案は、連合国軍用住宅が未だ十分でない現状に鑑み、連合国軍人等住宅公社を設立し、米国対日援助見返資金を運用して住宅を建設賃貸せしめて、連合国軍の需要に応ぜんとするものであります。法案の大綱は、公法上の法人たる連合国軍人等住宅公社を設立すること、公社の役職員は特別調達庁の職員を以て兼ねしめること、公社の業務は住宅の建設及び賃貸と賃貸料の徴收であること、住宅の建設費は援助資金からの借入金を以てこれに充て、維持費は終戦処理費で支弁し、公社の事務費は特別調達庁の庁費として支出すること、賃貸料の收入を以て借入金の返済に充てること等であります。

本委員会は当局の提案理由の説明を聽取し、又衆議院の修正点につきましても説明を聞きまして、各委員と当局との間に熱心なる質疑応答を重ね、愼重なる審議をいたしたのであります。質疑応答の一二を述べますれば、特に公社を設立する理由如何ということに対しては、賃貸料は連合国軍将兵の住宅手当から支拂われるのであるが、国の施設では将兵の現物給與となり、支拂の途がないため、国とは別個の人格の施設とする必要がある、又公社の役職員を特別調達庁の職員を以て兼ねしめることは、今回の建設が従来特別調達庁がなし来たつた建設と同じ性質のものであること、並びに急速な建設を必要とするため同庁と表裏一体たらしめたとの説明でありました。今回の建設費の一戸当りの価格及び将来国費を以てする維持

費を併せ考慮するときは、建築は鉄筋コンクリート造りとすることが適当である、資材の緩和、我が国の建設能力から見ても耐久的構造とすることが適当であるとの点については、今回は最も急速なる完成を必要としたために木造に決定した次第であるとの答弁でありました。又二千戸建設の計画は今後増加することはないかとの質問に対しましては、増加の計画はないとの答弁があつたのであります。かくて質疑を終り討論に入りましたところ、本案は特殊の要請に基くもので、これに賛成するとの発言があり、又建物将来の維持、資材の緩和、災害等の関係から、耐久的構造とすることを強く希望する、尚、既設建物の現状を見ても一層痛切に感ずるものであるから更に再考されたいとの希望を付して、賛成意見の陳述があつたのであります。かくて討論を終局し、採決に入りましたところ、全員一致を以ちまして衆議院送付の通り可決すべきものと決定した次第であります。右御報告申上げます。

◎医療法の一部を改正する法律

（昭和二五、四、一、法八三）（衆）

一、提案理由（二月十五日）

○丸山委員　医療法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

法律第二百五号、医療法の第四十條の第一項の第一号に定められておりまする十の診療科名では、現在取扱つております診療科目に適合しないものがあり、公衆が医療を求めるのに不便を来しておる向きがありますので、これに新たに六科目追加いたしたいというのが、この改正の主点でございます。その理由をちよつと御説明申し上げます。

医療法の第三十九條には広告に関する事項が規定してございます。その規定によりまして、同條第一項の二号には、「第四十條第一項の規定による診療科名」としてただいま申し上げました内科以下の十科が定められておるのでありますが、しかし現在一般に医師が古くから標榜しておりましたものの中に神経科、呼吸器科、消化器科、（または胃腸科）循環器科、性病科、こう門科というようなものがありまして、これはそれを標榜しておることが患者にとつてもたいへん都合がいいのでありますが、それを標榜することが禁止せられておる。ことに医療法の附則第四十八條で、二十四年四月の二十六日までは——この日はもしかすると誤りがあるかもしれませんが、旧法の規定によることを得ましたのですが、それが期限が切れましたがために、その後は厳重に取締られた結果、非常な不便を来しておるというのが実情でございます。この新しくつけ加えまする六科目は、診療科名としては少し不適当であつて、専門科名として取扱う方がよろしいのじやないかというような意見もあるのでありますが、古い国民医療法の時代におきまして専門科名という制度が定められておつたのであります。この専門科名の中にはこれらのものが取扱われておつたのでありますが、この運用が非常に困難でありましたために、この国民医療法が定められて後六箇年半にわたつて、消滅するまで、遂にこの専門科目制度というものの運用が行われずに終つたのであります。従つてこのたびもこれを専門科目として取扱いますると、非常な困難を伴い、実情に即しないということが考えられまするので、しばらくこれを診療科名の中に加えまして、今の社会保障制度審議会の決議要綱にもありまする、医学の進歩のために専門医制度というものの確立が将来行われます向きもありますので、それが行われまするまでの暫定的の処置として、これを診療科名としてこれに加えることを認めて行つたらどうか、かように考えまするがゆえに、この六科目を新しく追加いたしたい。これがこの改正の趣旨でございます。よろしく御賛同を願います。

二、衆議院厚生委員長報告（二月二十三日）

○堀川恭平君　ただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の大要を御報告申し上げます。

本法は昭和二十三年七月から実施されたのでありますが、その実施の成績に徴し、医業に関する広告事項として認められている診療科名は、従来医師が実際に取扱つて来た診療科目に適合しないものがあり、公衆が医療を求めるに際し不便を来している向きが多いので、その科名を一部追加して実情に即するようにしようとするのが、本改正案提出の理由であります。

本改正案の内容を申し上げますれば、医療法第四十條第一項第一号に、広告をなし得る診療科名として、神経科、呼吸器科、消化器科（又は胃腸科）、循環器科、性病科、こう門科を追加することであります。

本改正案は、二月七日、本委員会に付託せられ、同十五日、丸山直友委員より提案理由を聴取した後、ただちに審議に入つたのでありますが、提案者、委員並びに政府当局との間に熱心な質疑応答が行われた後、質疑を打切り、討論を経て採決に入りましたところ、本法律案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決した次第でございます。

右御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院厚生委員長報告（三月十七日）

○塚本重蔵君　只今上程せられました医療法の一部を改正する法律案並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に関しまする厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず、医療法の一部を改正する法律案について申上げます。本案は衆議院議員提出のものでありまして、その提出の理由は、現行の医療法の第三十九條第一項第二号に、医師の広告を許すべき條項が規定されており、その中に診療科名というものが広告を許されることとなつておりますが、その診療科名の種類は同法の第四十條第一項第一号に、内科以下全部で十科目が列挙してあります。然るに現在医師が取扱つております診療科目といたしましては、この外にいろいろあり、これがこの法律に定められていないために、医師の不

便というだけでなく、国民大衆が医師を選択する上においても種々の困難を感じ、或いは不都合を感ずるというようなことが起つております。それ故にここに新たに最も医師が現在普通に標榜することを便宜とし、又実際に即応した科目を取上げまして、広告を許すべき診療科目としてここに追加するのが、今回の改正の要点であります。その診療科目は神経科、呼吸器科、消化器科(又は胃腸科)、循環器科、性病科、こう門科の六科名であります。以上が本法案の提案理由並びにその内容であります。

本委員会におきましては、三月三日、八日及び十四日の三回に亘り慎重に審議をいたしました。その間におきまする質疑応答の主なるもの二、三を申上げます。将来、医学の進歩につれて診療科名も当然幅が広くならなければならんと考えるのであるが、今後政府当局としても診療科名を増加する考えがあるかとの質問に対しまして、診療科名の取扱いについては、医療法に基いて設置せられております医道審議会において慎重な論議が交された。その結論は、医師の身分について自由に標榜し得る診療科名は、現在のところは医療法第四十條に掲げてあるもので大体は足りる。併し医学の進歩に伴つて、ここに掲げるどの科名にも属さず、或いは数種の科目に関連する別個の学問の体系ができて来ることがすでに考えられつつあるので、さようなものが具体化した場合には新たに診療科名を掲げねばならんだろうということでありました。この点政府当局においても同意見であり、将来医学の進歩に伴つて診療科名の取扱は逐次変つて行くべきものと考えるとの答弁がありました。又診療科名の問題については、昨年現行法を厳重にせられるようにという通牒が出されておつたが、これと相反する今回の本改正案との関係は、政府当局はどういうふうに考えるかとの質問に対しまして、昨年の通牒は、当時医道審議会の審議の結果、厚生大臣に許可の申請をした科目については、当時としては許可するのは適当でないという医道審議会の答申があつたので、政府当局としてはその答申を尊重して通牒が出されたのである。理論的には医道審議会の意見が正しいものではないかと考えるが、同時に又実際問題との調和ということも行政上に必要であると考えるので、この意味合において今回の法律の改正案というものは止むを得ざる措置であるとの答弁がありました。又医学の進歩と共に当然考えられるのは専門科名の問題であるが、専門科名については政府当局はどう考えるかとの質問に対しまして、現在日本医師会を中心として専門医制度の問題の審議が進められている。医師会において専門医制度の速かな確立をせられるように期待しているのである。医師会で結論を得たならば、政府当局としては協力して、法律案その他の制度の立案作成等には十分努力する考えであるとの答弁がありました。

かくて十四日の委員会におきまして、質疑を打切り、討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について申上げます。

先ず、その提出理由及び内容について簡単に御説明申上げます。

厚生年金保険の保険料は、現在のところ事業主並びに被保険者の負担力を考慮いたしまして、臨時の安い保険料率によつて徴収しておるのでありますが、十ケ年以上被保険者であつた者が、退職後も本人の希望によつて加入できるいわゆる任意継続被保険者につきましては、資格條件の関係で現在まで該当者がございませんのでありますが、従つてその保険料率の規定もなかつたのであります。併し近くこの種の被保険者に該当する者が出て来ることになりますので、この際当然他の被保険者と同様に暫定料率を設けることにいたしたのであります。又別に、旧退職積立金及び退職手当法に基く退職積立金と退職手当は、昭和十九年十月に同法を廃止した当時から、その支拂を実際の退職を條件として制限して参りましたが、今日事業主の保管しておりまするこれらの金額は僅かであり、一方事業主並びに被保険者からも強い精算の要望がありまするので、この際一切を精算させることにいたしたのであります。以上が本案の提出の理由及びその内容であります。

本案は本院が先議でありまして、本委員会におきましては、三月七日、八日及び十四日の三回に亘つて慎重に審議を重ねたのでありますが、委員会におきまする政府委員との質疑応答の主なるもの二、三を御紹介申上げます。先ず、厚生年金保険積立金の状況如何、特別預金の社債、国債及び福祉施設資金等の運用の状況如何、又それらの融資した国債並びに社債などで回収不能になつたものはないかとの質問に対しまして、積立金は昭和二十五年一月末には百八十一億六百四十万二千円である、本年度末には百九十三億八千余万円に達するものと推定せられる。又二十五年一月末の運用の状況は、普通預金一億五千二百三十六万余円、定期預金百五十九億七千七百七十万余円、特別預金十九億七千六百三十三万余円、この特別預金のうち、国債が十九億一千四百六十一万余円、社債が四千六百十七万余円、福祉施設への資金融通は一千五百万余円である。国債、社債は大蔵省との取決めによつて購入したものである。福祉施設資金は、病院、住宅等の施設に使用されており、国債並びに社債に融資したものの中には、軍事補償打切り等によつて回収不能となつたものもあるが、これは全額一般会計から補塡して貰つたので損失はないとの答弁がありました。二百億に近いところのこの積立金は、被保険者と雇用者とが十年間に積立てた汗の結晶である、労働者の福祉施設への融資一千五百万円は余りにも少額ではないか、今後積極的に労務者住宅の建設、或いは医療施設の充実等に有意義に使うべきではないかとの質問に対しまして、政府においても同感であるが、総司令部から、預金部資金は国及び公共団体以外に融資することを許されてないのである。政府としては今後一層強く関係方面の了解を求めて、労務者の福利方面に使用し得られるように努力したいとの答弁がありました。又現行の保険料率と任意継続被保険者の保険料率についての質問に対しまして、厚生年金保険の保険料率は、坑内夫である被保険者については一二・三%、その他の男子は九・四%、女子は五・五%となつておりますが、只今は事業主、被保険者の負担能力を考慮いたしまして、暫定的に坑内夫は三・五%、その他は男子、女子共に三・〇%という低い料率で保険料を徴収い

たしており、任意継続被保険者は資格期間十年以上の者でなければなれず、法律施行以来未だ日が浅くて該当者はなく、本年から出て来ると思うので、今回の改正で他の被保険者と同様に暫定料率を二・六%と決めることにいたしたとの答弁がありました。又脱退手当金の支給される年数を短縮し、現行の三百円、これは養老年金です。三百円の暫定標準報酬の引上等については如何に考えておるかという質問に対しまして、当局としては内閣社会保障制度審議会の意見を聞いた上で考えたいとの答弁がありました。又本改正案によりますれば、退職積立金及び退職手当を四月十日までに受けないときは、翌十一日に全部支拂うことになつておるのでありますが、事業主は時間的に見て事務の処理が可能であるかとの質問に対しまして、これはすでに法律廃止の際計算が明らかにされておるから、事務的には何らの支障を来さないとの答弁がありました。

以上のような質疑応答の後、十四日の委員会におきまして、討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告申上げます。(拍手)

◎労働組合法の一部を改正する法律

(昭和二五、四、一、法八四)

一、提案理由(三月二十二日)

○鈴木国務大臣　ただいま議題となりました労働組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

労働組合法におきましては、地方労働委員会の定数は、使用者委員労働者委員及び公益委員各五人でありまして、例外として東京都地方労働委員会のみは、その事務が多量なため、中央労働委員会の定数と同じく、各七人となつているのでありますが、改正労働組合法の施行の実績にかんがみまするに、北海道、大阪府及び福岡県の地方労働委員会の事務に比しては相当繁忙でありまして、その事務の処理を迅速にし、労働組合法及び労働関係調整法の施行を円滑にいたしますには、これらの地方労働委員会の定数を増加する必要が認められるに至つたのであります。なおこれにつきましては、昨年秋行われました第四回労働委員会連絡協議会においても、定数の増加が強く希望されたところでありますので、ここにこれら地方労働委員会の定数を、東京都地方労働委員会の定数と同じく、使用者委員、労働者委員及び公益委員をおの〳〵二人増加して、各七人といたしますために、この法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

二、衆議院労働委員長報告(三月二十五日)

○篠田弘作君　ただいま議題となりました労働組合法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

今回政府から提出されました改正案の要点は、御承知のごとく労

働組合法におきましては、地方労働委員会の定数は使用者委員、労働者委員及び公益委員おの〳〵五人でありまして、例外として東京都地方労働委員会のみはおの〳〵七人となつているのでありますが、今回北海道、大阪府及び福岡県の地方労働委員会につきましても、その定数をそれ〴〵七人ずつに改正しようとするものであります。しかして、この改正の理由は、昨年六月現行労働組合法施行以来の実績に徴し、以上の北海道、大阪、福岡各労働委員会の事務は、他府県のそれに比して非常に繁忙をきわめておるのでありまして、その事務の処理を迅速にし、労働組合法及び労働関係調整法の施行を円滑にいたしますには、これらの地方労働委員会の定数を増加する必要が認められるに至つたということであります。

本案は、本月十三日、本国会に提出せられ、同日労働委員会に付託されたのであります。よつて、二十二日委員会を開催し、政府側より提案に関する趣旨の説明を聽取し、二十四日さらに会議を開き、熱心なる質疑応答を行い、続いて討論に入りましたところ、自由党の島田末信君及び日本社会党の前田種男君は原案に賛成の意を表し、日本共産党の春日正一君は改正に反対の意を表されたのであります。

かくて採決の結果、大多数の賛成を得て原案通り可決されました。詳細は速記録に譲り、以上をもつて報告を終ります。(拍手)

◎製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二五、四、一、法八五)

一、提案理由(三月十八日)

(米国対日援助見返資金特別会計の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十三日)

○川野芳滿君　ただいま議題となりました製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果につき御報告申し上げます。

この法案は、日本専売公社のタバコ製造能力の復旧にかんがみまして、全面的な国民生活の安定と実質賃金の向上を目途とする政策の一環として、製造タバコの定価の引下げを行うとともに、その価格表の整備を行い、あわせて日本専売公社の試製したタバコの小売定価について特別の規定を設けるために提出されたものであります。

改正の要点は、第一に、価格表にありますタバコについて、標準規格の一部を変更し、最高価格を十本当りピース五十円、いこい三十円、ハツピー二十円、新生二十円にそれ〴〵引下げ、日光は四十グラム八十円に引下げることといたしております。第二に、従来価

格表になかつた光、富貴煙、アストリヤ及び桃山について標準規格及び最高価格を定め、その最高価格を、光十本当り四十円、桃山五十グラム当り二百円にそれぞれ引下げることといたしております。第三に、商況及び嗜好に応じて日本専売公社が試製したタバコについて、他の製造タバコの小売定価に準じた小売定価で、おおむね六箇月の期間を限つて販売できるものといたしております。

以上が、この法案の提出になりました趣旨並びに内容の要点でありますが、この法案は、三月十六日、本委員会に付託されまして、十八日、政府委員より提出理由の説明を聴取し、各委員より、タバコの配給廃止と実質賃金との関係、タバコの製造能力、各種タバコの收益率等について熱心なる質疑が行われ、政府委員よりそれぞれ答弁がありましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次いで討論に入りましたところ、川島委員は社会党を代表して、北澤委員は自由党を代表して、宮腰委員は民主党を代表して、河田委員は共産党を代表して、内藤委員は国民協同党を代表して、品質の向上、生産量の増加、価格の引下げ等を希望して、いずれも賛成の意を表せられました。次いで採決いたしましたところ、起立総員をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に、ただいま議題となりました解散団体財産收入金特別会計法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

この法案は、現行の外国貿易特別円資金特別会計を廃止し、新たに解散団体財産收入金特別会計を設置して、その経理を明確にするために提出されたものでありまして、現行の特別会計におきましては、解散団体の財産の管理及び処分に関する政令に基いて国庫に帰属した財産に関する收入金を、これらの財産に伴う債務の支拂いに充てるほか、外国貿易特別会計に繰入れて貿易のために使用することといたしておりますが、今回この経理方法を改めまして、これらの收入金を債務の支拂い及び特に政令で定める経費に充てるほか、一般会計に繰入れて、その財源に使用することといたそうとするものであります。

次に新特別会計法案の現行特別会計法と異なりますおもなる点を申し上げますと、まず第一條において会計設置に関する事項を定め、第四條において新会計における歳入及び歳出となるべき事項を規定し、第八條において一般会計へ繰入れる額の計算方法を規定しておる点であります。

以上が、この法案の提出になりました趣旨並びに内容の要点でありますが、この法案は、三月十一日、本委員会に付託されまして、十四日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、十七日、各委員より解散団体財産の管理費等について質疑が行われ、政府委員よりそれぞれ答弁がありましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次いで三月十八日、討論を省略し採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に、ただいま議題となりました保険業法等の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

この法案は、保険会社の金融機関としての特質にかんがみ、その株式所有について特例を設け、外国保険事業者の日本への進出に備えて内国保険会社との衡平をはかり、なお損害保険料率の合理性を保障する等の措置を講ずるため、保険業法、外国保険事業者に関する法律及び損害保険料率算出団体に関する法律、この三法律の一部を改正しようとするものであります。

次にこの法案の要点について申し上げますと、第一に、保険会社が他の会社の株式を所有しまたは貸付の担保として受入れることのできる限度は、独占禁止法によりますと、その会社の株式総数の百分の五でありますが、これを百分の十とする特例を設けようとしております。第二に、保険会社が外国において営業する場合には、設立後三年を経過し、かつ最終事業年度において利益を計上していなければならないこととし、外国保険事業者が日本において営業する場合にも同様條件を備えなければならないことといたしております。なお、保険会社は外国保険事業者の代理店となることができ、また外国保険事業者は損害保険料率算定会の会員となることができるように改めようとしております。第三に、損害保険料率算定会が保険料率について公聽会を開かなければならない場合は、現行法によりますと、算出した保険料率についてだけでありますが、これを、算出しようとする保険料率についても公聽会を開かなければならないことといたしております。

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律

以上が、この法案の提出になりました趣旨並びに内容の要点でありますが、この法案は、三月八日、本委員会に付託され、十四日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、十七日より数日にわたり、各委員より、再保険契約總額の限度、外国において営業する保険会社の資格審査にあたり積立金、準備金に重点を置かない理由等について熱心なる質疑が行われ、政府委員よりそれぞれ答弁がありましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次いで、三月二十二日討論に入りましたところ、宮腰委員は民主党を代表して、内国保険会社の立場が不利にならぬようにとの希望條件を付して賛成の意を表せられ、河田委員は共産党を代表して、諸般の規模弱体なる日本の現状において、外国保険会社に対し日本保険会社と衡平な取扱いをすることは妥当でない等の理由をあげて反対の意を表せられ、佐久間委員は自由党を代表して、保険の公共性、国際性、保険料率の合理性等にかんがみ時宜に適した措置である旨を述べて賛成の意を表せられました。次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決した次第であります。

以上簡単でございますが、御報告いたします。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（三月二十七日）

（公認会計士法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎農業改良助長法の一部を改正する法律

（昭和二五、四、一、法八六）

一、提案理由（三月二十八日）

○国務大臣（森幸太郎君）　只今提案になりました農業改良助長法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申上げます。

日本農業の民主的な建直しのため、農地改革の実施及び農業協同組合の発足と相俟つて、新らしい構想に基く農業改良事業が始められて以来一年有余になります。この事業を推進し、日本農業の要請に即応する試験研究を行い、その成果を迅速に普及し、農家の自発的意志と理性に働きかけて、農業及び農民生活の改善を図ることは刻下の急務と考えられます。

能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善を図るために、農業に関する科学技術の発達及びその成果の有効な普及を目的とする農業改良助長法は、第二国会を通過しまして、昭和二十三年七月十五日公布施行せられましたが、その後この法律を運用した経験に基きまして、その立法趣旨を更に有効適切に実現するよう、数箇所につき早急に改正したいと考えるものであります。

第一は第八條の試験研究資金の流用禁止規定についてでありまして、試験研究用の土地又は建物の購入、借入等に対してもこの法律により資金を交付し、又はこの法律により交付された資金を使用し得る途を開き、試験研究推進のため、資金の有効適切な利用を図りたいと考えるわけであります。

第二は第十六條に掲げられた協同農業普及事業に対する補助金の割当基準についてであります。この補助金の大部分は普及関係職員殊に改良普及員の設置費でありまして、これら改良普及員は一市町村に少くも一名以上配置できることを理想といたしております。然るに現行規定では、補助金総額の九割までを各都道府県の農業人口、耕地面積の割合のみに応じて配分することとなつており、現地の実情に即せず、事業の円滑な遂行に支障がありますので、配分基準の一として市町村数に対しても適正な考慮を拂い、且つ都道府県の特殊事情の比重を高めて、補助金割当の適正を期したいと考えたのであります。

第三には協同農業普及事業の資金を有効に使用するため、第二十條の二を新らしく設けまして、その事業の実施状況が不良であるような場合に、補助金の割当後も、その交付を停止し得る途を開きたいと考えるのであります。

最後に第二十三條関係でありますが、現行法の下におきましては、特別の理由によつて補助金の割当又は交付をしない場合に、その補助金は不用額となることになつておりますが、限られた補助金を有効に使用するため、それを他の都道府県に交付し得る途を開きたいと考えるものであります。

以上提案理由を御説明申し上げましたが、尚詳細につきましては政府委員より申述べます。

何とぞ愼重に御審議の上成るべく速やかに御可決願いたいと存じます。

二、参議院農林委員長報告（三月六日）

○楠見義男君　只今議題となりました農業改良助長法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

御承知のように、農地改革実施後の我が国農業、そして又今後世界経済の一環として考えられまする日本農業のあり方を想定いたしまする場合に、この国内構造の立場及び更に広い見地から、時代の要請に即応する試験研究を行い、且つその成果を迅速に普及することは極めて緊要なことでございまして、この見地から、能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善を図りまするために、農業に関する科学技術の発達及びその成果の有効なる普及を目的とする現行農業改良助長法が第二国会において成立いたしたのでございまして、その内容は、主として、都道府県及びその他の試験研究機関に補助金又は研究委託金を交付して、これらの機関が行うところの農業に関する諸原理及びその応用に関する科学的試験研究を助長すること、並びに都道府県が政府と協力して行う農業改良普及事業、即ち専門指導員の巡回指導、農場展示、出版物の配付等の方法によつて、農民が農業及び農民生活に関する有益且つ実用的な知識を取得交換し、又その有効なる応用をなし得るようにするための都道府県の普及事業に補助金を交付して、これを助長すること、以上を法律の内容として、法律施行後約一年半を経過して今日に至つたのでございます。而して法律の規定の大半は政府の補助金又は委託金の交付に関する規定でございまするが、法律施行の経過に鑑み、今回若干の改正を行わんとするものでございまして、

即ち第一点は、従来補助金等は土地又は建物の購入、借入等の費用に流用することが禁止されておりましたのを、試験研究用のために必要である限り、この方面に使用してもよいことに改正することであります。元来この点は現行法の審議の際にも、委員会におきましては、農業関係の試験研究には特に土地の使用が必要な場合が多く、現行法の不備をすでに予告いたしまして、当時修正をも企図いたしたのでございますが、その目的を達せずに今日に至つた点であります。改正の第二点は、都道府県が政府と共同して行う改良普及事業に対する補助金の交付割当基準が、現行法では予算総額の九割までが各府県の農業人口及び耕地面積に応じて配分することになつておりますのを改め、予算の実情も普及員の設置費補助が大部分であり、且つできるだけ一町村に少くとも一名以上配置できるようにするため、補助金割当基準として新たに都道府県の市町村数を加え、これに予算総額の二割を充てることといたしておるのであります。その他極く簡単なる一二の事務的改正を加えております。

委員会は本改正法案の審議に際しましては、先ず政府より本案と密接なる関係を有する農業関係試験研究機関整備統合計画につきまして、国立及び地方の状況並びに今後の方向等につき詳細説明を聴取いたしました後、質疑に入つたのでありますが、質疑のうち二三をここに御披露いたしまするると、先ず羽生委員より、農業改良の

目的を單なる農業技術の改良に重点を置くのか、或いは又經營技術、經營の合理化まで考えるのか、現在の我が国農政のあり方から見ても、長期的計画の必要と同時に個々の農家經營の外、国民經濟的な總合的立場より大きな農業經營面の改善を考慮に入れる必要があると思うが如何との質疑に対し、政府答弁の要旨は、單なる技術普及のみならず、經營改善、又經營改善を目的としての技術改良をも考えており、このために試験研究機関にも經營部を設け、又社会科学的研究は農業總合研究所で取上げており、又從來輕視されがちであつた種類の研究も今後力を注いで行きたいとのことでございました。次に、各種研究の成果を個々の農家に導入する場合、個人たる農業改良普及員の媒介のみを考えるのか、更に研究機関の大衆化をも考えておるのかとの質問に対しては、第一の狙いは普及員を通ずる方法であるが、印刷物その他による普及を考え、又緊急なものはラジオの利用等も考慮し、從來のごとく研究成果の死蔵されることの弊を避けることに努力しておるが、尚、今後もこの点には十分の努力をしたいとの答弁がございました。又民間研究機関の助長についての質疑に対する答弁は、心掛けてはおるが、予算的に不十分でこの点は遺憾と考えておる、又年度途中の突発的要請に対しては、現在の予算の組み方ではその要請に即応しかねるので、この点は何らか改善的方策を考究中である、こういうような答弁でございました。その他、池田宇右衞門委員より蚕糸に関する質疑、門田、石川、加賀、山崎、北村、池田恒雄、藤野等各委員から、今後の我が国農政のあり方と農業改良助長方針との関係その他についてそれぞれ重要な質疑が政府当局との間に交されましたが、遺憾ながら詳細は速記録に割愛することをお許し頂きたいと存じます。

かくて委員会は、二月二十八日以來三回に亘り愼重審議の結果、去る三月二日討論採決に付しましたところ、本法律案は全会一致を以て政府提出原案通り可決すべきものと決定いたした次第でございます。右御報告申上げます。（拍手）

三、衆議院農林委員長報告（三月七日）

（農業災害補償法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎農業災害補償法の一部を改正する法律

（昭和二五、四、一、法八七）

一、提案理由（二月二十四日）

○坂本政府委員　農業災害補償法の一部を改正する法律案の提出理由を御説明いたします。

農業災害補償法は、実施以來二箇年を経過いたしましたが、その間不幸にして、台風の連続、冬季溫暖という異常の現象、さらにはこれにはこれに伴つて、各地方にいもち病等の頻発を見るに至り、これがため水稻、陸稻及び麦並びに蚕繭の共済金の支拂總額は、昭和二十三年度は二十八億百八十九万円余に達し、昭和二十四年度は七十七億円が見込まれるに至つたのでありまして、農家はこれらの共済金を直接生活費あるいは肥料、資材、農薬等の購入費に充て、あるいはまた農業手形の担保として生産資金の獲得に利用し、再起の道を講じているのであります。農業災害補償制度は、かくいたしまして、民主的農村社会の基礎たる独立自営の農業經營の安定をはかり、あわせて農業生産の発展に寄與することを目的といたすものでありますから、特に近年における災害の頻発と逼迫せる農村經濟の窮状を注視いたし、この際、共済の対象として、農作物共済の共済事故に虫害及び鳥獸害を加え、蚕繭共済の共済事故に蚕兒の風水害、地震、噴火、虫害及び桑葉の病虫害を加えますとともに、從來の都道府県知事の権限に、新たに農業共済組合連合会に対する業務報告徴收、会計検査等に関する監督上の権限を加えまして、事業の拡充をはかりますとともに、これに伴い一層適切な指導を期することといたしたのであります。

以上の通りでありまして、何とぞ愼重御審議の上すみやかに御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

二、衆議院農林委員長報告（三月七日）

○小笠原八十美君　ただいま議題と相なりました、農林委員会付託にかかる、内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案、並びに内閣提出、参議院送付、農産種苗法の一部を改正する法律案、農業改良助長法の一部を改正する法律案、以上四案につきまして、審議の経過及び結果の大要を御報告申し上げます。

農業災害補償法の一部を改正する法律

まず最初に農業災害補償法の一部を改正する法律案より御報告いたします。

農業災害補償制度は、昭和二十二年実施以來、すでに二箇年余りを経過いたしましたが、その間頻発した台風の襲来や、暖冬異変というような異常気象に遭遇いたしまして、農作物に非常な災害を與えたのでありますが、本制度の運営によりまして、農家經營の安定と農業再生産の確保に多大の寄與をいたして参つたのであります。しかし、近年におきまする災害の発生状況にかんがみまして、なお改善すべき点が少からずありますので、この際農作物共済の共済事故に虫及び鳥獸の害を加え、蚕繭共済の共済事故に蚕の風水害、地震、噴火、虫害及び桑の葉の病虫害を加えて事業の拡充をはかり、同時にまた、從來の都道府県知事の権限に、新たに農業共済組合連合会に対する業務報告徴收、会計検査等に関する監督上の権限を加え、共済団体に対する地方公共団体の指導協力態勢を整備したいというのが提案の理由であります。

本法律案につきましては、去る二月二十四日提案理由の説明を聞き、次いで二十八日並びに三月一日の両日にわたり質疑を行いましたところ、自由党――足立、淵、原田各委員、社会党――井上、足鹿両委員、共産党――山口委員、国民協同党――吉川委員の各委員より、災害補償制度の健全なる発展のために共済金に課税しないように措置すべきではないか、無災害地帶に対しては無事もどしの制度を考慮する必要はないか、共済金の迅速な支拂いを行うために、

どのくらいの運用資金を必要とするか、さらに災害の予防に一段と力を入れるようにすべきである等の意見の開陳がなされました。これに対しまして政府委員より、共済金に対する課税により再生産に及ぼす支障については社会政策上よりも考慮すべきものと考え、課税の減免に関しては財務当局と交渉中であること、無事もどしについては財政上目下のところ実現困難であるが、今般の改正によつて虫害、鳥獣害を加えることにより危険の分散化が行われたので、幾分不公平が少くなつたこと、さらに共済制度の運用資金については約八十億円程度を必要とするが、基金の設定については本年度は予算措置がとられなかつた等の発言がなされたのであります。

本法律案の企図する改正点につきましては、共済制度を一歩々々完成するために、農林委員各位のかねて主張しているところでありまして、各党とも異議がありませんので、討論を省略して表決に付しましたところ、全会一致をもつて可決した次第であります。

次に農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案について御報告いたします。

農業災害補償法第十二條によりますと、水稲、陸稲、麦の農作物共済の共済掛金の一部は、一旦食糧管理特別会計が農業共済再保険特別会計に繰入れて負担し、さらにこの負担金を食糧の売渡し価格の中に織り込んで消費者に転嫁するような仕組みになつておりますが、賃金、物価政策上、これを消費者負担とせず、一般会計より直接再保険特別会計へ繰入れるようにしたいというのが、本法律案の提案理由であります。

本法律案につきましては、先に御報告いたしました農業災害補償法の一部を改正する法律案と並行して審議を行いましたが、本法律案の内容は、第五国会において成立し、昭和二十三、二十四の両年度に実施せられました、農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律と同一内容のもので、昭和二十五年度にも延長してこれを適用しようとするものであり、またこれに要する経費二十六億九千二百一万一千円については、二十五年度一般会計予算に計上せられておりますので、本案の内容については、各委員とも何ら異論もありませんので、討論を省略して表決に付しましたるところ、全会一致をもつて可決いたしました。

次に農産種苗法の一部を改正する法律案につきまして御報告いたします。

種苗のよしあしは、農業生産上重大な関係がありますので、各種種苗の品質の維持向上をはかり、または優秀な新品種種苗の育成を奨励助長することが必要でありますが、この目的を達成するために、一昨年農産種苗法が制定され、種苗業者の届出制を実施し、かつ特に重要と認める販売種苗については、種類、品種、生産地、採種年月、発芽率等を記載した保証票を添付させ、また種苗検査官をして、種苗業者の営業届出、及び保証票の添付状況の検査、あるいは発芽率の検定等を行いまする一方、優良新品種の登録事業をも行いまして、種苗及び種苗業の改善、並びに優良な新品種の育成に努めて参つたのでありますが、これらの事業をさらに一段と合理的に推進して、農業生産の改善をはかりたいという趣旨で、本法律案を提出せられたのであります。

本法律案の主要点は、およそ次の三点であります。第一点、優良新品種種苗登録の対象範囲を拡大いたしますとともに、重要な種苗のうち保証票を添付して証明せしむるべきものは特に保証種苗として指定すること、第二点、保証票に記載いたしまする種苗の生産地は、現行法によりますと、その生産地の属する市町村名を記載することになつておりますが、これを簡単にしまして、都道府県名だけを記載すればよいことにすること、第三点、新品種種苗登録の出願及び登録に際しまして、現行法ではいずれも無料となつておりますのを、その出願については二百円、登録については二千円以内の手数料を徴収するようにいたしましたこと、以上の三点であると思います。

本法律案は、去る二月七日、予備審査のため本農林委員会付託と相なり、次いで二月二十日、二十四日、三月二日の三日間にわたり質疑を行いましたるところ、自由党——淵、村山、山村、河野、寺島各委員、民主党——小林、大森両委員、社会党——井上委員、農民協同党——小平委員より、いずれも真剣にしてかつ適切な質疑が行われました。その大要を御報告いたしますと、一、品種の改良向上には進歩した近代科学を取入れるべきである、二、種苗の発芽率は地理的並びに自然的條件に左右せられるが、その誤差をどのくらいに見ているか、三、悪質な種苗業者を厳重に取締つて、農民に迷惑をかけないようにせよ、四、保証票には種苗生産地の市町村名まで記載する現行制度がかえつてよいのではないか、等であります。

これに対しまして、政府委員より、種苗関係技術者を網羅した研究機関をつくり、近代科学の普及をはかり、また海外より優良品種を輸入して業者に配布する等技術の向上練磨に努力している発芽率については五・七%の範囲内の誤差を認めている、悪質な種苗業者に対しては販売の停止等適当な処分をもつて臨むつもりである、さらに保証票に種苗生産地の市町村名まで記載することは、現在は技術的に困難である、等の発言がありました。

本法律案に関しましては、参議院において次の二点につき修正を加えられ、去る一日、本院に送付せられて参つたのであります。すなわち第一点といたしましては新民法による均分相続の例に基きまして、優良新品種または新系統の種苗を育成いたしました者の権利の承継関係を明白にしましたこと、第二点は、登録の取消しの際に当該関係人に対する聴問の機会を與えるように修正いたしましたこと、以上の二点であります。

本改正法律案は、その趣旨、内容とも明瞭であり、かつまた参議院の修正箇所も時宜に適した措置でありまして、各委員とも異論がございませんので、去る二日、討論を省略して表決に付しましたるところ、これまた全会一致をもつて可決した次第であります。

次に農業改良助長法の一部を改正する法律案につきまして御報告いたします。

農業生産の増大並びに農民生活の改善をはかりますためには、農業に関する科学技術の発達と、その成果の有効適切な普及の裏づけが必要でありますので、その目的達成のために農業改良助長法が第

二国会において成立いたしましたのでありますが、その実施後にお
きまする経験にかんがみまして若干の改正を加え、有効適切な運用
を期したいというのが、本法律案提案の理由であります。

本改正案の主要点は、およそ左の三点であると思います。その第
一点は、現行法によりますと、試験研究資金は土地・建物等への流用
を禁止せられていますが、これを緩和いたしましたこと、第二点
は、協同農業普及事業に対しまする補助金の割当基準の変更であり
ます。現行法によりますと、補助金総額の九割までを各都道府県の
農業人口、耕地面積の割合に応じて配分することとなつておりま
すが、この補助金の大部分は改良普及員の設置費でありまして、この
改良普及員は市町村を単位に設置するものでありますので、補助金
配分基準の一つとして市町村数を考慮いたし、さらに都道府県の特
殊事情の比重をも高めまして、補助金割当の適正を期することとい
たしましたこと、第三点は、協同農業普及事業の資金を有効に使用
するために、当該事業の実施状況が不良の場合には、補助金の割当
後においてもその交付を停止し、必要に応じて他に転用することが
できる規定を設けましたこと、以上の三点でございます。

本法律案は、二月十六日、予備審査のため内閣より参考送付と相
なり、昨六日、参議院より本院に送付せられまして、正式付託とな
りましたが、二月二十日、二十四日及び三月六日の三日間にわたり
質疑を行いましたるところ、自由党――淵、村上、仙村、河野、寺
島各委員、民主党――小林、大森各委員、社会党――井上委員、農
民協同党――小平委員の各委員より、わが国農業技術並びに農業経

済の試験研究制度、あるいは農業技術の末端農家への普及浸透方法
等につきましてそれ〴〵有益な所見が開陳せられ、政府の施策を大
いに鞭撻するところがあつたのであります。これらについて一々御
報告いたす時間もございませんので、詳細は速記録によつて御承知
を願いたいと存じます。

本法律案の意図しまする改正点自体につきましては、各党とも何
ら異議がありませんので、昨六日、質疑終了後、ただちに討論を省
略して採決を行い、全員の総意をもつて可決すべきものと議決した
次第であります。

以上をもつて報告を終ります。（拍手）

三、参議院農林委員長報告（三月八日）

○桶見義男君　只今議題となりました二つの案件につきまして、農
林委員会の審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず最初に農業災害補償法の一部を改正する法律案について御報
告申上げます。

現行農業災害補償法は第一国会において制定せられたものでござ
いまして、旧来の農業保険法及び家畜保険法を統合し、且つ農業災
害補償制度の強化拡充を図つたものでございますが、法律の目的は、
農家が農作物、蚕兒及び家畜について不可抗力の災害によつて受け
る損失を、保険的機構、即ち各農家は市町村区域の農業共済組合に
一定の掛金を拂込んでこれと共済契約を結び、共済組合は都道府県
単位の共済組合連合会との間に保険契約を結び、又連合会は政府と

の間に再保険契約を結ぶという、この保険的機構の運営によりまし
て損失を塡補し、以て農業経営の安定、農業再生産の確保に資する
と共に、進んで積極的に災害防止予防等の共同事業によつて損害を
未然に防ぎ、或いは被害を最小限に止めんとするものでございま
す。而してたま〳〵現行法制定当時より、御承知のように、連年相
次ぐ各地の風水害或いは病害、暖冬異変等々によりまして、一面に
おいては再保険者たる政府の支出も少くはなかつたのでございます
が、農家にとつては、本災害補償制度による共済金によりまして、
勿論完全とは言えませんが、相当の損失塡補を受け、直接生活費
に、或いは次期の農業生産資金の一部として再起の途を講ずること
ができ、又最近では本制度が農業手形制度の裏打ちとなりまして、
金融上にも利用されておる実情であります。併しながら農業災害補
償法は、その制定当時から必ずしも完璧なる制度とは言えなかつた
ことは御承知の通りでございまして、従つてその拡充強化のために
は、殆んど毎国会これが修正案が或いは政府より或いは議員提出を
以て提案せられて参つたのであります。

今回の改正案の内容は、第一に、共済事故を拡充いたしまするた
めに、即ち農作物共済について虫害及び鳥獣害を加え、蚕繭共済に
ついて、蚕兒の風水害、地震、噴火による災害及び虫害を加え、又
桑葉の病虫害を加えますと共に、第二に、都道府県知事の権限としま
て、新たに農業共済組合連合会に対する業務報告徴収、会計検査等
に関する監督上の権限を加え、本制度の運営上一層の適正を加えん
とするものであります。

委員会の審議に当りましては種々の質疑が行われ、なかんずく災
害の国家補償と農民負担軽減の問題が大いに論議せられたのでござ
いまして、即ち低米価政策が強行せられ、又農家経済が近時著しく
窮迫を告げて参つた現在、更に又シャウプ勧告を契機として、一般
災害復旧全額国庫負担制度が漸次強く前面に押し出されて参つた今
日の現状と照応いたしまして、農業災害における共済事故の拡充は
勿論結構ではあるが、問題は同時に農家負担の増嵩を来たす点につ
いての質疑、及び国庫全額負担要請に関しての論議が活潑に行われ、
結論は、この問題は農政上の今後の課題として政府の真剣なる
研究問題として後日に残された次第でございまして、詳細は速記録
によつて御覧頂きたいと存じます。委員会は三回に亘る審議をいた
しました後、昨七日討論採決に付しましたるところ、本案は全会一
致を以て衆議院送付原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律
の一部を改正する法律案について御報告申上げます。

農業災害補償法による共済掛金の負担区分につきましては、現状
は大体半分は農民、半分は国家の負担ということになつて運営されて
おるのでありますが、現行法の第十二條によりますと、水稲、陸
稲及び麦等の主要食糧農作物の共済掛金につきましては、右申述べ
ました国家負担分は食糧管理特別会計がこれを負担し、同特別会計
はその負担分を消費者に転嫁するため主要食糧の売渡価格中にこれ
を織り込む仕組みとなつておるのであります。併しながらこの規定
は制定後未だ実行せられず、別に農業災害補償法第十二條第三項の

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律

規定の適用を除外する法律という、この法律が臨時立法として制定せられ、昭和二十三年度及び同二十四年度におきましては、国庫負担金は一般会計から食糧管理特別会計に繰入れられて参つたのでありますが、今回の改正法案におきましては、明二十五年度におきましても同様の措置をとらんとするものであります。

元来この消費者負担制度につきましては、現行の農業災害補償法制定当時から、農業災害補償が社会保障的制度であること、及び消費者転嫁が大衆課税的性質を有する点に鑑みまして、種々論議をせられたところでございます。今回の改正法案の審議及び討論に際しましても、速かに現在の臨時立法を恒久立法化することについての要請が委員会の支配的空気でございました。詳細は速記録によつて御覧願いたいのでございますが、結局本案は、国家財政の見通しの困難なる現状においては臨時的措置も又止むを得ざるものとし、将来の検討にこれを委ね、委員会は討論採決の結果、全会一致を以て衆議院送付原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

右御報告申上げます。(拍手)

◎農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律

(昭和二十五、四、一、法八八)

一、提案理由(二月二十四日)

○坂本政府委員　農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提出理由を御説明いたします。

この法律案の内容は、農業災害補償法第十二條によりますと、食糧管理特別会計は、水稲、陸稲、麦の農作物共済の共済掛金の一部を、農業共済再保険特別会計に繰り入れて負担いたしますとともに、この負担金を食糧の売渡価格の中に織り込みまして、消費者に負担させるように定めているのでありますが、第五国会におきましては、これに対する臨時立法として、農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律を制定いたし、昭和二十三、二十四の両年度における食糧管理特別会計の負担金を消費者価格に織り込まないことにいたしたのでありまして、昭和二十五年度におきましても、これと同様の措置を講じたのであります。

しかして、食糧管理特別会計の昭和二十五年度における負担金二十六億九千二百一万一千円の財源につきましては、一般会計からの繰入金によることといたし、これに伴う予算並びに法律案は、この法律案と並行して、今国会に提出されているのであります。以上の通りでありまして、何とぞ愼重審議の上すみやかに御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

二、衆議院農林委員長報告(三月七日)

(農業災害補償法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林委員長報告(三月八日)

(農業災害補償法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎農産種苗法の一部を改正する法律

(昭和二五、四、一、法八九)

一、提案理由(二月十三日)

○政府委員(坂本實君)　農産種苗法の一部改正の提案につきましてその理由を大略申述べたいと思います。

農業生産におきまして、種苗はその重要な生産要素をなすもので、種苗の良否は直ちに生産の成否に重大な影響を及ぼすものであります。農産種苗法は、種苗のこの重要性に鑑みまして、各種種苗の品質の維持向上を図り、且つ優秀新品種種苗の育成を奨励助長することをその目的とするものでありまして、そのため一方において種苗業者の届出制を実施し且つ特に重要と認むる販売種苗に、種類、品種、生産地、採種年月、発芽率等を記載した保証票を添附せしめて取引の円滑と安全を期しますると共に他方において、優秀な新品種種苗を育成したものがある場合には農林大臣に出願してその登録を受け得る途を開いてあるのであります。

一昨年三月本法施行以来、漸次その事業を実施いたしまして取締の面におきましては、種苗検査官により種苗業者の営業届出及び保証票の添附状況を検査し、又資料の抜取による発芽率の検定等必要な取締を行なつて種苗及び種苗業の改善に資すると共に、優良新品種種苗の登録事業におきましても種苗審査会におきましてすでに登録に決定いたしましたものが十五件に上つている状況であります。

今般提案いたしまして御審議を願いまする改正は、これらの事業をますます合理的に推進いたしますために是非とも必要と考えられるものでありますが、これを御説明申上げますと、第一に、優良新品種種苗登録の対象とすべき種苗は、取締のため保証票を添附せしめる必要のある種苗よりもその範囲を広くいたしまして、花類その他の種苗にも及ぼすべきでありますのに、現行法の規定では両者が同一範囲となつており不都合を来しておりますので、これを改めるために種苗のうち保証票を添附せしむべきものは特にこれを指定いたしまして「保証種苗」といたそうとするものであります。

第二に、保証票には「種苗の生産地」を記載することとなつており、現行法ではその生産地の属する市町村名を記することに定めら

れてありますが、市町村名を記することは技術的に実行困難で殆んど行われ得ない実情でありますので、これを改めて都道府県名を記載すればよいようにいたそうとするものであります。

第三に、新品種種苗登録の出願及び登録に際して、現行法ではいずれも無料となつておりますが、これにつきましては或る程度の妥当な手数料を納付するようにするのが適当と考えられるので、そのために必要な改正をいたしたいと考えるものであります。

以上、今般の提案にかかります改正につきましてその理由を申上げた次第であります。

二、参議院農林委員長報告(三月一日)

○楠見義男君　只今議題となりました二つの案件につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず農産種苗法の一部を改正する法律案について御報告申上げます。

農産種苗法は第一国会において成立し、一昨年三月から施行されている法律でございまして、現行法の内容は、農産種苗の良否が農業生産の成否に直接且つ重大な影響を及ぼすことの事実に鑑み、蔬菜、果樹その他の農産種苗の取引の公正、品質の維持向上並びに優良なる新品種の育成の助長奨励を図りまするために、第一に、販売せられる種苗について、その内容、即ち種類、品種、生産地、発芽率等を示すべき保証票を添付せしむること、第二に、優秀なる新品種又は新系統の種苗を育成した者に対しましては、農林大臣に出願し、審査委員会の審査を経て登録を受ける途を開き、その名誉を推奨いたしまするとともに、販売上、この新品種については特許に類した一定期間の保護特典を与えること等を主たる骨子として制定せられたものでございますが、今回、現行法の施行の経過に鑑み、極く簡単な二三の改正を行わんとするものでございます。

即ち改正法案の内容は、第一に、保証票を添付すべき種苗は、現行法ではすべての種苗について規定せられておりまするのを、例えば優良新品種として登録せられた種苗の或る種のものにつきましては、取締上も必ずしもその必要もございませんので、特に農林大臣が指定した種苗についてのみ保証票を添付せしめること、第二に、保証票の記載事項中、生産地の表示を、従来の市町村名から都道府県名に改めて、簡単にすること、第三に、新品種の登録出願及び登録につきましては、従来は無料でありましたのを、登録制度運営の適正且つ慎重を期するために、二百円の出願料、二千円以内の登録料を新たに徴することの、以上三点が改正の内容でございまして、委員会の審査に際しましても、さして問題となるようなことも少く、むしろ積極的な建設的見地から、農産種苗の輸出増進、米麦、雑穀等の品種改良、品質向上等に関し、藤野委員その他の委員から政府の施策強化について要望があつた程でございまして、本改正案は概ね妥当なるものと認めた次第でございますが、ただ本改正案を機会に、現行法においても法律上不備と認められておりました点、即ち相続人に関する規定が新らしい相続法との関連において不十分であつた点、及び登録の取消を行う行政処分に対して、民間当事者からも、弁明、証拠提出等による自己救済規定が欠けておりました点、この二点について、お手許に配付されておりまするような修正案が各委員共同提案によつて提案されたのでございまして、委員会は討論採決の結果、全会一致を以て原案に対して右の修正を加え、これを可決すべきものと決定した次第でございます。

次に家畜保健衛生所法案について御報告申上げます。

本法案は先に第一国会において成立を見ました公衆衛生に関する保健所法とほぼ同一構想のものでございまして、即ち畜産振興の一助として、家畜衛生の向上を図るために都道府県が設置する家畜保健衛生所の施設と組織と機構とを法律的に確立し、又国の指導監督及び補助につきましても同様に制度的に確立せんとするものであります。而してその狙いまするところは、政府が昭和二十三年度から企図いたしております六ヶ年計画に即応し、全国概ね五百ヶ所の家畜保健衛生所の設置を推進し、これらの施設を通じ、家畜伝染病の防疫センターとして或いは又家畜衛生のサービス・ステーションとしての実効を挙げしめ、これを拠点として、その遺憾なき運営と活動によつて畜産振興の末端機構としての充実と使命を果さんとするものであります。

畜産振興方策の中で、特に家畜の損耗防止、生産率向上の面から、家畜衛生に関する学理と技術とを積極的に応用することが当面最も緊要であり且つ効果的であることは御承知の通りでございまして、第一国会以来制定を見ました数多の畜産関係法案も又これらに関する法律が大部分でございますが、戦後特にその弱体化が痛感せられておりました末端実践機関の確立が本法案によつて達せられ、家畜伝染病発生の場合の防遏機関として、或いは又平時の予防検疫機関として、更に又生産衛生技術の普及、向上、指導機関として、今後の運営に多くを期待し得る本案につきましては、委員会の審議に際しましても、さして問題もなく、ただ、この種の施設の運営上の合理化、民主化並びに特に都道府県に対する補助、法律では予算の範囲内で且つ二分の一以内となつておりまするこの国庫補助の更に一層の拡充強化が強く要望せられまして、委員会は採決の結果、全会一致を以て衆議院送付原案通り可決すべきものと決定いたした次第でございます。以上御報告申上げます。(拍手)

三、衆議院農林委員長報告(三月七日)

(農業災害補償法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎不正競争防止法の一部を改正する法律

(昭和二五、四、一、法九〇)

一、提案理由(三月十一日)

○池田国務大臣　不正競争防止法の一部を改正する法律案につきまして、提出の理由を御説明いたします。

経済上における自由競争は現代の経済発展の原動力であり、大いに奨励さるべきであります。しかし、この自由競争も適正な手段に

よつてこそ初めて経済再建の基盤となり得るのでありますが、わが国の事業者の中には、往々にしてただ目前の個人的利潤を追求するに急なあまり、ややもすれば不公正な方法を用いる者があり、たとえば他人の氏名、商標等と類似のものを使つて商品の誤認、混同を生ぜしめたり、原産地表示を詐称したり、あるいは他人の信用を毀損したりするなどでありまして、従来国内におきましても問題があつたばかりでなく、国際市場におきましてもわが国の信用を落したことがしば〳〵あつたのであります。そも〳〵現行不正競争防止法は、国内法制の欠陥を満たすためよりも、工業所有権保護同盟條約のヘーグ改正條約に加入する準備として、昭和九年に制定せられたものでありまして、條約に基く最小限の義務を規定しているにすぎない状況でありますから、今後貿易の振興をはかり、事業者の公正健全な活動と国際的信用を確保するためには、この法律を現状に即して改正することが望ましく、また我が国の事業者の要望にも沿うものと思われるのであります。なお本改正法案のうち「商品の原産地又は品質、内容、数量等について虚偽の印象を與えるような表示を禁止」する点につきましては、関係方面より特に強く指摘せられている関係もありますが、政府としましては、かかる指摘をまつまでもなく、自由競争に立脚した経済の健全かつ公正な運営のために、不公正な競争を行うことのないように、法制上の措置を講ずる必要を痛感しておりましたので、ここに本改正案を上程する次第であります。

以下本改正案の要点を御説明いたします。第一は、不正競争防止法第一條第一項各号に掲げる行為をする者に対しては、その者が不正競争の目的をもつてするといなとを問わず、被害者はその行為のさしとめを請求し得ることとした点であります。すなわち不正競争防止の範囲が拡大されることになつたのであります。

第二は故意または過失により、不正競争防止法第一條第一項各号に掲げる行為をする者は、損害賠償の責に任ずることであります。すなわち善意の行為者にはその行為のさしとめを請求し得るのみとし、故意または過失の場合のみ損害賠償の請求をなし得ることといたしました。

第三は不正競争の目的をもつて不正競争防止法第一條第一項第一号ないし第三号に掲げる行為をした者及びあとで述べますように本條に新たに加えました行為をした者に対し、刑罰を科することとした点であります。すなわち現在は第四條の違反行為以外については罰則の規定はなかつたのでありますが、新たに三年以下の懲役または二十万円以下の罰金の規定を設け、不正競争の目的をもつてする行為者に対する制裁を強化いたしました。

第四は不正競争防止法第一條第一項第三号に掲げる行為について、新たに輸出する行為を加えた点であります。すなわち単に国内において商品を販売もしくは拡布する場合のみでなく、その商品を輸出して、仕向地で誤認を起す場合を追加しましたのは、今後の外国取引において一層国際的信用を確保せんがためであります。

第五は、商品もしくはその広告にその商品が産出、製造もしくは加工された国以外の地において産出、製造もしくは加工されたような誤認を生ぜしめる表示をなし、またはこれを表示した商品を販売、拡布もしくは輸出する行為も、不正競争防止法第一條第一項各号に掲げる行為と同様に扱うこととした点であります。これは従来わが国の商品が、往々外国産の商品であるかのごとき誤認のおそれある表示をして、外国人から非難せられましたので、今後貿易の振興をはかる一方において、国際的信用を確保するために設けたものであります。

第六は、商品もしくはその広告に、その商品の品質、内容もしくは数量につき誤認を生ぜしむる表示をなし、またはこれを表示した商品を販売、拡布もしくは輸出する行為も、本法第一條第一項各号に掲げる行為と同様に扱うこととした点であります。これも従来わが国の商品には、その品質、内容または数量について誤れる印象を與えるような表示をしたものも少からず見受けられましたので、今後消費者の保護及びわが国の国際的信用を確保するために、新しく設けたものであります。

第七は、第五條の罰則の強化その他若干軽微な字句の整理をしたことであります。

以上申し上げました点が、この法案提出の理由並びに改正の要点であります。何とぞ愼重御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

二、衆議院通商産業委員長報告（三月二十五日）

○神田博君　ただいま議題となりました不正競争防止法の一部を改正する法律案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果について概要御報告申し上げます。

御承知のごとく、現行不正競争防止法は、国内法制の欠陥を充足するよりも、工業所有権保護同盟條約のヘーグ改正條約に加入する準備として、昭和九年に制定せられたものでありまして、爾来十有余年の間は、何ら日の目も見ることができなかつたのであります。條約に基く最小限の義務を規定いたします本法律案の出現は、国際通商場裡に乗り出さんとする新生日本にとつては重大な使命があるのであります。

以下、本改正案の要点を御説明いたします。改正案の第一は、不正競争防止法第一條第一項各号に掲げる行為をする者に対しましては、その者が不正競争の目的をもつてするといなとを問わず、被害者はその行為のさしとめを請求し得ることとした点であります。すなわち現在は、第四條の違反行為以外については罰則の規定はなかつたのであります。

第二は、故意または過失により不正競争防止法第一條第一項各号に掲げる行為をなす者は損害賠償の責に任ずることであります。

第三は、不正競争の目的をもつて不正競争防止法第一條第一項第一号ないし第三号に掲げる行為をした者、及びあとで述べますように本條に新たに加えました行為をした者に対し刑罰を科することとした点であります。すなわち現在は、第四條の違反行為以外については罰則の規定はなかつたのであります。そこで、新たに三年以下

の懲役または二十万円以下の罰金の規定を設け、不正競争の目的をもつてする行為者に対する制裁を強化したのであります。

第四は、不正競争防止法第一條第一項第一号及び第三号に掲げる行為について、新たに輸出する行為を加えた点であります。

第五は、商品もしくはその広告に、その商品が産出、製造もしくは加工された国以外の地において産出、製造もしくは加工されたような誤認を生ぜしめる表示をなし、またはこれを表示した商品を販売、拡布もしくは輸出する行為も、不正競争防止法第一條第一項各号に掲げる行為と同様に扱うこととした点であります。

以上が本法律案の改正の要旨であります。

本法律案は、三月九日委員会に付託せられまして、三月十一日、政府委員より提案理由を聽取いたしまして、十六、十七の両日にわたり、政府委員との間に熱心なる質疑応答がかわされたのであります。内容は会議録を御参照願いたいと思います。

続いて、二十三日討論に入りましたところ、自由党中村幸八君より、この種経済事犯としては一罰百戒の意味もあつて苛酷に失するくらいの罰則を付せられたものと思うが、法の目的は人を罰するにあちざることを関係当局はよく〳〵銘記せられて、業者の企業意欲を減退せしむるがごときことのないよう温情ある裁定を下すようとの強い要望を付して賛成意見の開陳があつたのであります。次に社会党今澄勇君及び民主党有田喜一君よりも、それ〴〵同様趣旨の希望を付して賛成意見が申し述べられ、共産党伊藤憲一君よりは反対意見が述べられたのであります。引続き採決に入りましたところ、多数をもちまして可決することに決した次第であります。

次は中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案についてでございます。

中小企業等協同組合法は、昨年七月一日施行されました中小企業の協同組織に関する基本法でありまして、旧市街地信用組合法に基く市街地信用組合は、本年八月末までに本法の信用協同組合に組織変更することを要するのでありますが、最近の中小企業金融の現状にかんがみまして、右の組織変更は早急に行わねばならぬところの実情になつておるのであります。しかるに現行法は、組合運営はもちろん、信用協同組合への移行すら困難であるというのであります。以上が提案の要旨であります。

なお改正の要点を御説明申し上げますれば、第一、現行法においては、総代は総会において選挙することになつておりますが、総代会を設けるがごとき組合は、組合員数も多く、地区も広汎であるために、総代選挙を総会においてすることは実際には至難でありますので、これを全組合員の意思が公平かつ容易に反映されるような地区別に選挙区を設けて選挙を行うとか、その他定款に定める方法にすることが必要であるというのであります。

第二といたしましては、総代の定数が常時組合員総数の十分の一であることを要求しておりますが、協同組合の加入は御承知のように自由、脱退も自由の原則とするため、組合員の数は常時変動を免れないのでありまして、この際総代の定数に関し、一定の基準の時期を明確にしたいというのであります。

第三は、総代の任期には制限がございませんが、組合民主化の見地からその最高限を定め、組合員の総代に対する批判の機会を與えたい、こういうのでありまして、この際総代の任期は、役員のそれと歩調を合せまして、最高三年とするのが妥当であるというのであります。

本改正案は、二月二十八日委員会に付託となりまして、三月十一日政府委員より提案理由を聽取し、十七日質疑に入りましたところ、中小企業の現状に関しまして、各委員より熱心なる質疑応答が、通産大臣及び政府委員との間に、同日及び二十二日の二日間にわたり行われたのであります。内容の詳細は会議録に譲りますから、御参照を願いたいのであります。

そこで、二十四日討論に入りましたところ、自由党門脇勝太郎君より、本法律案は刻下の中小企業が直面するさま〴〵な苦難を一つ一つ解決して行こうとする前ぶれであつて、これを契機として、政府は全力を振つて次々と中小企業問題の解決に当られるよう期待したいとの熱烈なる要望を付しまして賛成の意見を表明されたのであります。続いて社会党今澄勇君、民主党有田喜一君より、中小企業問題の打開は今後にまつべきもの多きを憂うるも、本改正案は百尺竿頭一歩を進めたものであるとの賛成意見が述べられ、次に共産党伊藤憲一君よりは反対意見が開陳されたのであります。引続き採決いたしましたところ、多数をもちまして可決いたした次第であります。

次は小型自動車競走法案でございます。

不正競争防止法の一部を改正する法律

まず本法案の目的及び要旨を簡單に御説明申し上げます。すなわち、本法律案の目的といたしますところは、第一に、小型自動車の海外宣伝に資するとともに、小型自動車工業界の有形、無形な振興に寄與せんとすることであります。

第二には、この法案の施行によつて期待し得る相当な収益の活用でありまして、幸いにして逼迫せる地方財政が、いささかなりとも改善せられることになりまするならば、まことに当を得たものと思わなければならないというのであります。

第三には、小型自動車競走は速力を主眼といたします関係上、おのずからその性能の向上、品質の改善に貢献するところ多大でありまして、とかく近来不振に陥りがちな当業界に清新はつらつたる活力を與え得るものと確信するのであります。

次に本法律案の主要なる点を簡單に申し上げますと、施行者は都道府県でありまして、その議会の議決を経て行うことができるのであります。

次に売上げ金額の配分につきましては、小型自動車競走施行者は、勝車投票券の売上額の百分の七十五を車券購入者の賞金とし、残り百分の二十五のうち百分の三は国庫収入とし、さらに百分の五を越えない範囲内の金額を当該小型自動車競走会に交付いたしまして、残余の百分の十七をもつてその他の経費及び競走施行者たる地方自治体の収入に充当したいというのであります。

前項の規定によりまして国庫収入と相なりました金額に相当する金額をもちまして、自動車工業の生産増強、品質、性能の向上、広

汎な外国市場の開拓による輸出全般の伸長に振り向けんとするものであります。

本法律案は、自由党栗山長次郎君外四十一名の、共産党を除く各派共同提案によるものでありまして、三月九日委員会に付託せられ、十一日、栗山長次郎君より提案理由を聴取し、越えて十四、十五の両日にわたりまして熱心な質疑応答が重ねられたのであります。ところが、共産党を除く各派より、都道府県のほかに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市の五大都市をも競走施行者に加えてはどうかとの修正意見が抬頭いたしまして、十七日の委員会に諮りましたところ、共産党を除く各派の同意を得ましたので、私神田博より修正案が提出せられたのであります。

その理由といたしますところは、右五大都市は、その行政機構、人口、財政等の点におきまして優に都道府県に匹敵するばかりではなく、当該府県下の小市町村において競走施行が許可される場合におきましては、実情に沿わない不合理な点も生じますし、また無用の競合を来すことになるからであります。また一方、新たに競走場を設立するとか、あるいは既存の農耕地をつぶすとかいったふうな、思わぬ支障も生ずるおそれがあるのであります。

以上が修正案の要旨及び内容でありますが、詳細は会議録を御参照願いたいと思います。

引続き討論に入りましたところ、自由党、日本社会党、民主党、国民協同党及び新政治協議会の各派を代表して、自由党小金義照君より、本法律案の施行によつて生ずる弊害について格段の監督を要望すると同時に、これが防止についても万全の対策を講ぜられたい、また国庫収入の金額も自動車業界の振興発展のために有効確実に使用せられたいとの強い要望を付しまして賛成意見の開陳がありました。次いで共産党田代文久君よりは反対意見の表明がありまして、採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案について多数をもちまして可決した次第であります。

次は帝国石油株式会社法を廃止する法律案でございます。

帝国石油株式会社は、石油資源の開発を促進し、石油鉱業の振興をはかる目的のもとに、昭和十六年帝石法に基き設立されたものでありますが、終戦後は戦時補償特別措置法、過度経済力集中排除法及び企業再建整備法の施行に伴う再編成を行いまして、整備計画は昭和二十四年八月認可され、さらに本年二月、過度経済力集中排除法に基く措置が終つておるのであります。その特殊会社としての性格を変更して、今後は商法による会社として存続させる必要があるというのが、本法律案の要旨であります。

本法律案は、三月十日、本委員会に付託されましたので、十一日及び十五日慎重審議を行いました。質疑の詳細は委員会の会議録に譲ることにいたします。

十五日に質疑を終了いたしまして、一昨二十三日討論に入りました。まず自由党を代表して門脇勝太郎君は、帝石法は軍閥専制の遺物であるから、本法律案はまことに時宜を得たものであるが、石油資源の乏しいわが国において、今後石油鉱業は全面的に自由放任となるのであるが、豊富低廉なる外油の輸入を思い合せるとき、国内

石油事業の前途はきわめて多難といわねばならない、そこで政府は、今後わが国石油資源の実情を一層正確に把握するとともに、外油の輸入がわが国石油鉱業を不当に圧迫しないような対策を講ぜられたい、また第二といたしまして、帝石法制定当時強制買上げを行つた鉱区の返還の有無を明らかにせられたいということ、第三といたしましては、地下資源の調査、開発等について一層の科学的施設を行うこと、という重大希望事項を付しまして、本案に賛成せられたのであります。

次の日本社会党を代表して、今澄勇君は、政府は一貫した燃料政策を樹立することなくして帝石法を廃止することは、わが国石油鉱業を外資の鉄蹄下に放つものである、すなわち本法律案の施行により、今後わが国石油業者は、豊富低廉なる外油に依存するのあまり、精油にのみ重点を置いて採油を軽視するようなことに相なりはしないか、そこで、わが国石油鉱業の前途はきわめて不健全になるとの趣旨によりまして、本案に反対の意見を述べられたのであります。

次いで民主党の有田喜一君は、第六国会において抜本的石油鉱業政策の樹立を要望したにもかかわらず、今回もまた政府は、本法律案に並行して石油資源開発法のごとき法律案の提出さえも行わず、一方石油鉱業に対する助成策も消極的であることは遺憾であると、強く石油鉱業政策の樹立を要望せられまして、本案に賛成されました。

最後に、日本共産党を代表して伊藤憲一君よりは、本法律案によつて政府は国産石油に対する国家的保護政策を全面的に放棄するのではないか、また安価な外油によつて国産石油の自立は不可能ではないか、こういうような立場から強い反対意見が述べられたのであります。

これにて討論を終りまして、ただちに採決に入りましたところ、多数をもつて本案は可決すべきものと議決した次第であります。

以上をもちまして四案の御報告を終ります。（拍手）

三、参議院通商産業委員長報告（三月三十一日）

○廣瀬與兵衞君　只今議題となりました不正競争防止法の一部を改正する法律案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申上げます。

本案の提案の趣旨及び内容について申上げますと、もと〳〵現行不正競争防止法は工業所有権保護同盟條約のヘーグ改正條約に加入する準備として昭和九年に制定されたものでありまして、條約の規定する最小限度の義務を規定したのみで、必ずしも万全のものとは称し難いものがありました。そのため我が国の事業者中には、個人的利益を追求する余り、ややもすれば法の不備に乘じて不公正な方法に敢えて訴える者が二三に止まらず、そのために国内的にも国際的にも数多の問題を起し、我が国全般の信用を損なつたことも少くなかつたのであります。その最も常套的な手段は、他人の氏名、商標等と類似したものを殊更に使つて、商品の誤認、混同を狙つたり、原産地表示を詐称したり、或いは他人の信用を毀損したりする点にありました。今日貿易の振興を図る上には、事業者の公正健全な活動を保証し、国際的信用を高めることが何よりも必要となつて

いる際、この弊風を改めるために今回現状に即した改正を実施しようとするものであります。

改正の要点を申上げますと、本案第一條に列挙してあります他人の氏名、商号等の詐称、他人の営業上の施設又は活動と混同を生ぜしむる行為、虚偽の原産地の表示並びに他人の信用を毀損する行為等、これらの不正競争行為に対して、第一に、被害者はその行為の差止請求ができること、第二に、故意又は過失によつてなされたとき、被害者は損害賠償を請求することができること、第三に、不正競争行為に対して罰則規定を広汎に設けたこと等が主要な点でありますが、特に原産地等について虚偽の印象を與えるような表示を重視し、且つ海外市場における信用を確保するために輸出の面をも加えましたことが重要な改正であります。併しながら結論的に申せば、本案は單に一部改正でなく、むしろ全面的に新らしくなつたと言えるのであります。本委員会におきましては、本案につき愼重に審議を重ね、各委員から種々熱心なる質疑がありましたが、その多くは法文の解釈如何にかかるものでありますから、ここに一々申述べることを省略させて頂きまして、詳細は速記録に讓りたいと存じます。かくて質疑を終了いたし、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。以上御報告申上げます。(拍手)

次に輸出信用保険法案につきまして本委員会の審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本法案は先に第六臨時国会で審議未了となりましたが、新たな構想により修正を加えまして、再提出となつたものであります。御承知の通り海外取引は国際情勢の変化に従つて大きな危険を伴うものでありまして、例えば相手国の為替や輸入の制限及び禁止、相手国の戰争や内乱などという、單に信用状などでは担保できない各種のいわゆる非常危険があります。よつてかかる不安、特に貿易金融などの不安を除去して輸出を活発にするために、現在において極めて必要な措置として本法案の再提出となつたわけであります。而して新法案におきましては、特に輸出契約の成立後は船積み前でも直ちに保険に加入して危険に対する救済を受け得ることといたしまして、旧法案よりもカバーする範囲を拡大するものでございます。

さて本法案は、通常の保険では救済できない危険を保険会社が保険し、それを政府が再保険する制度でありまして、今その骨子を申上げますと、即ち一、輸出業者が蒙むる特定の損失を各保険会社が損害保険の形で補塡する。二、この場合、輸出貨物の代金を保険価額とするが、その保険金額は右価額の八割を限度とする。三、一方において政府は会計年度ごとに各保険会社が引受ける輸出信用保険をそのまま再保険する。四、独立採算制をとつたこと。即ち保険会社の支拂う再保険の料率は、政府の支拂う再保険金及び政府の事務費を併せ償うように政令で定める。五、政府は取引上の危険が大きいとき及びその他の理由で保険金額を制限し又は再保険の引受をしないことがある。六、政府の支拂う再保険金の総額は国会で議決した金額の範囲である。七、損失を塡補すべき事由即ち危険の範囲を五項目に亘つて規定している。八、保険会社よりの不服の申立につい

て規定している。九、本法案に関する政令案の立案その他の重要事項に関する諮問機関として、通産省内に同大臣を会長とし、九名の委員による輸出信用保険審議会を設置する。尚、本法案の実施に関して別途審議中の通り特に輸出信用保険特別会計を設置し、その回転基金として昭和二十四年度において一般会計より五億円、次年度においては前年度剰余金の外に新たに五億円をそれ〳〵繰入れます。又必要に応じて更に五億円を限度として一時借入が可能であります。以上が本法案の骨子でございます。

本委員会におきましては、政府提出の資料その他に基きまして愼重審議いたしましたが、詳細は速記録に讓ることといたしまして、質疑の主なるものは次の通りであります。一、貿易趨勢より見たる本制度の有効性の再検討、二、危険率及び料率を初め、独立採算制についての計数的な質問、三、危険の範囲について特にバイヤーの破産やその長期に亘る支拂遅延などが除去される理由、四、航路変更その他による危険の規定を要せぬ理由、五、保険の対象物を手形から輸出契約に変更した理由、六、審議会の構成メンバーの予想、七、本制度の将来の强化発展の方途というような質問がございまして、政府側からそれ〳〵答弁がありました。以上によつて質疑を終り、討論採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申上げます。(拍手)

◎帝国石油株式会社を廃止する法律

(昭和二五、四、一、法九一)

一、提案理由(二月十五日)

○国務大臣(稻垣平太郎君) 只今議題となりました二つの法案のうち、先ず帝国石油株式会社法を廃止する法律案について、その提案の理由を御説明申上げます。

帝国石油株式会社法は、石油資源の開発を振興するため、政府が帝国石油株式会社の資本金の半額に当る五千万円を出資し、その直接の監督と助成の下に必要な事業を営ましめるところの目的を以て、昭和十六年三月十五日法律第七十三号で公布されましたいわゆる持株会社法であります。その後同社は情勢に応じて、資本金を四億六千万に増加いたしまして、終戰を迎えたわけでありますが、企業再建整備法による特損が約三億円に達しましたので、特別経理会社指定を受け、昭和二十四年五月十四日に持株会社整理委員会の決定指令に基くところの、保有株式の処分及び未利用鉱区の処分案を織り込みました整備計画を提出いたしまして、これは同年八月三十一日に無條件に許可になりまして、同社はそのまま存続することとなつたわけであります。

さて持株会社整理委員会の指令に基く保有株式の処分につきましては、引続き必要な手続を経てこれが実行に当つておりましたが、昭和二十五年二月に至りまして、これらにかかるところの措置が全

く終りまして、持株会社整理委員会から、終結指令の通達を受ける段階に至つたのであります。

この間におきまして、政府は先に財政収入の確保を図るために、同社に対する政府の出資義務を解除し、政府所有の株式を処分することができるように、帝国石油株式会社法の一部改正を行なつて、この前の国会で御審議願つたのであります。以上申上げましたごとく、過度経済力集中排除法に基く諸般の措置が終りましたので、帝国石油株式会社の持株会社としての性格を変更いたしまして、商法による会社として存続させる必要がありますので、同社を商法に適合していない事項を、同法に適合させるため、必要な定款の変更の決議をすることができるようにし、且つ帝国石油株式会社法を廃止するため、この法律案を提案する次第であります。何とぞ愼重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、参議院通商産業委員長報告（三月十日）

○高橋啓君　只今議題となりました帝国石油株式会社法を廃止する法律案の当委員会における審査の経過並びに結果について御報告申上げます。

同法の意図するところは、すでに第六国会において帝国石油株式会社法の一部を改正する法律案審議の際に、同社が企業再建整備法により再建整備は完了しておるのであるが、集排法に基く措置が終了していないので、それが終了次第同社の廃止を予定しておつたのであります。かくするうちに、同社は本年二月保有株式の処分等、

集排法に基く諸般の措置が終りましたので、従来よりの特殊会社としての性格を変更し、商法に適合する会社としての性格を付与するために、帝国石油株式会社法は廃止し、同社をして商法に適合していない事項を同法に適合させるため必要な定款の変更の決議をするよう規定したものであります。以上が同法案提案の理由及び内容であります。

次に委員会における質疑応答について申上げますが、詳細は速記録に譲ることにいたしまして、質疑の要点を簡単に申上げますと、第一に、採油事業のごとき厖大な資本を要し、国家公益に寄与する事業については国営にすべきではないか。若し民営とするにしても国家が相当の保護を與えるべきではないか。第二点といたしましては、輸入原油との競争に対する政府の対策如何等でありますが、これに対して政府からそれ〴〵答弁がございました。その他活発な質疑応答がございました上に、愼重なる審議の末、討論に入りましたところ、下條委員より、石油鉱業は民間企業でなく国営とすべきで、民営とするにしても、政府が現在考えている保護政策では満足できないとし、又兼岩委員よりは、原則として石油鉱業は国営にすべきであり、現在のごとき政府及び政治情勢では外国資本に利用される公算が大であるとのそれ〴〵反対意見が開陳せられました。かくて採決いたしました結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。右御報告申上げます。

三、衆議院通商産業委員長報告（三月二十五日）

（不正競争防止法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎産業復興公団法の一部を改正する法律

（昭和二五、四、一、法九二）

一、提案理由（二月三日）

○宮幡政府委員　産業復興公団法の一部を改正する法律案について提案理由を御説明いたします。産業復興公団は、同法第三條第三項の規定により、その運営資金の借入れの道を復興金融金庫に限られていたのでありますが、御承知の通り、最近に至り復興金融金庫が、その貸出し業務を停止するに至りました結果、産業復興公団は新たに運営資金を借入れる道をとざされることとなつたのであります。しかるに本年度においては、復興金融金庫は、産業復興公団に対する貸付金についても、これを回収することとなつておりますが、産業復興公団の復興金融金庫からの借入金は、その使途が固定化されて、ただちに回収することが困難なために、他に融資の方法を講じない限り、返済の道がないのであります。また産業復興公団の昭和二十五年度予算は、収入総額三十三億五千万円になつており、年間を通じて見るときは十分にその收支は償うのでありますが、支拂い経費は、価格差益金の納付、引取物品代の支拂い等が上半期中に集中される見込みでありますから、收支と支出との時期的な食い違いを生じて、上半期中には短期的な運転資金が不足となる見込みなのであります。

本案は以上のごとく、今後産業復興公団が、借入金の返済または一時運転資金に充当するために、新たに借入金を必要とする事態が生じました際、大蔵省預金部より新たに運営資金を借入れる道を開かんとするものであります。

以上が本案を提出いたしました理由でありまして、何とぞすみやかに御審議の上、御協賛あらんことを希望いたします。

二、衆議院通商産業委員長報告（二月二十三日）

○神田博君　ただいま議題と相なりました産業復興公団法の一部を改正する法律案につきまして、当委員会における審議の経過並びに結果を概要御報告申し上げます。

まず改正の要点を御説明申し上げます。産業復興公団は、同法第三條第三項の規定によりまして、その運営資金の借入れの道を復興金融金庫に限られていたのでありますが、昨年四月より、復興金融金庫はその貸出業務を停止するに至りまして、運営資金を借り入れる道がとざされるに至つた次第であります。しかるに、産業復興公団が復興金融金庫からの借入金を返済せねばならぬのでありますが、産業復興公団の借入金は、その使途が固定化されておりますので、ただちに回収することが困難な事情にあるために、他に融資の方法を講じない限り返済の道がないのであります。また今年度における産業復興公団の予算は、收入総額三十三億五千万円になつておりまして、年間を通じて見るときは、十分にその收支は償うのであります

が、価格差益金の納付、引取物品代の支拂い等が上半期中に集中される見込みでありますので、收入と支出との時期的な食い違いを生じまして、上半期中に短期的な運転資金が不足となる見込なのであります。以上のごとく、今後産業復興公団が借入金の返済または一時運転資金に充当するために新たに借入金を必要とする事態が生じました際、大蔵省預金部より新たに運営資金を借り入れる道を開かんとするのであります。以上が改正の大要であります。

本案は、一月三十一日、本委員会に付託せられまして、二月三日、政府より提案理由の説明を聽取いたしたのであります。次いで同日より質疑に入りまして、六日、七日及び十四日と三日間にわたりまして、委員と政府委員との間に熱心なる質疑応答が行われたのであります。その内容の詳細につきましては会議録を御参照願いたいと存じます。

越えて、十五日討論に入り、共産党を除く各党より賛成意見が述べられたのであります。まず民主自由党を代表いたしまして門脇勝太郎君より、産業復興公団が今日まで経済再建上多大の役割を遂行して参つたことは事実であるが、今後自由経済への大原則に向つて一日も早く発展的解消を遂げる意味において、これが運営資金を預金部資金をもつて肩がわりせしめるのが妥当であるとの意見の開陳があり、社会党を代表いたしまして今澄勇君より、公団保有物資の早急処分を実施し、たなおろしによる経理を明白にし、一般経済界への圧迫を可及的に避ける措置を講ずるようにとの希望意見を付して賛成意見の開陳がありました。続いて民主党有田喜一君よりも、経理面を明白にして国民一般に疑惑の念を抱かしめないようにするために、政府の監督をいま一段と強化せしめられたいとの希望が披瀝せられまして、賛成意見が述べられました。引続き採決に入りましたところ、多数をもちまして本案を可決いたした次第であります。

右、簡単でありますが、御報告申し上げます。

三、参議院通商産業委員長報告（三月十七日）

○高橋啓君　只今議題となりました産業復興公団法の一部を改正する法律案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案の提案理由及び内容を申上げますと、産業復興公団の運営資金は、従来復興金融金庫から借入れることになつていたのでありますが、最近に至り復興金融金庫が貸出業務を停止することになりました結果、産業復興公団は新たに運営資金を借入れる途を閉ざされることになつたのであります。然るに本年度においては、復興金融金庫は、産業復興公団に対する貸付金についても、これを回收することになつておりますが、産業復興公団の復興金融金庫からの借入金は、その使途が固定化されて、直ちに回收することが困難でありますため、外に融資の方法を講じない限り返済の途がないのであります。又産業復興公団の昭和二十五年度予算は、年間を通じて見れば、十分にその收支は償うのでありますが、価格差益金の納付、引取物品代の支拂等の支拂経費が上半期に集中される見込みでありますから、收支の時期的な食違いを生じて、上半期中には短期的な運

転資金が不足を来す見込みなのであります。本案は以上のごとく、今後産業復興公団が借入金の返済又は一時運転資金に充当するために新たに借入金を必要とする事態が生じた際、大蔵省預金部より新たに運営資金を借り新たに運営資金を借入れる途を開こうとするものであります。

本委員会におきましては、本案に関し慎重審議の後、討論を省略することとし、直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て政府原案通りこれを可決すべきものと決定いたした次第であります。

右御報告申上げます。（拍手）

◎海外移住組合法の廃止に関する法律

（昭和二五、四、一、法九三）

一、提案理由（三月三日）

○政府委員（川村松助君）　海外移住組合法の廃止に関する法律案の提出につきましては、その理由を申上げたいと思います。

今般現在の情勢に鑑みまして、海外移住組合法の廃止に関する法律案を制定いたしまして、いわゆる海外移住組合法を廃止することにいたした次第であります。海外移住組合法は日本人の海外移住を助成することを目的といたしまして、昭和二年制定されたものでありましたが、これによつて各府県に一つの割で移住組合が設立をされ、組合員に対しましては、海外移住に必要な資金、土地、物件等を貸付け、或いは又譲渡する等の事業をやつて参つた次第であります。然るに現在全国の海外移住組合は、その殆んどすべては全くその本来の活動を停止いたしておりまして、いわば社会的な存在価値が全くなくなつているような次第であります。他面従来の組合はややもすると、国策会社的な組織であると見られまする面もありますので、この際海外移住組合法を廃止いたしまして、将来我が国に海外移住が許されるような場合になりましたならば、新らしい構想の下に再び発足するのが望ましいではないかという考から、今回この法律の廃止を提案する次第であります。

尚細部につきましては管理局長から説明を加えさしたいと思います。

二、参議院外務委員長報告（三月八日）

○野田俊作君　只今議題となりました二つの法律案につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず、海外移住組合法の廃止に関する法律案より御報告いたします。

この法律案は昭和二年拓務省時代に制定せられ、今日に至るまで尚存続いたしていたものでありまして、海外移住組合が殆んどその機能を停止しておる現状に鑑み、これを廃止したいというのがその提案の理由であります。本法案は極めて簡単なものでありまして、海外移住組合法の廃止という点と、海外移住組合の清算、罰則等を処理するための準拠法たる消費生活協同組合法に必要なる修正をなすことが主な内容であります。

本委員会は本法案審議のため三月三日開会し、質疑、討論の結

果、海外移住組合法は、内容から見ても、形式からしても、今日の事態に適当なものでなく、これを廃止することは当然であること、尚、新事態に即応したこの種組合に代るべきものの設置の要否につき政府は篤と考究すべきであるとの意見が開陳せられました。採決の結果、本案は全会一致、政府原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に、国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案でありますが、この法案の趣旨は、国から有償で拂下げた物件が後になつて略奪品として没収された場合に、先に国庫に収納された代金を返戻しようとするものであります。政府の説明によりますと、本法案の対象となる略奪品の主なるものは、非鉄金属、機械工具、タイプライター、ミシン、自動車、図書等で、その金額は一億円以下であろうとのことであります。

本委員会は、三月三日、本法案も併せて審議いたしましたが、質疑、討論の結果、国が当初処分し得るものと考えて売却したものを後に至つてこれを無償で没収することは不合理であるから、被没収者に支拂をすることは当然であるとの意見が多く、採決の結果、全会一致、政府原案通り可決いたした次第であります。

以上報告いたします。(拍手)

三、衆議院外務委員長報告(三月二十八日)

○岡崎勝男君　次に海外移住組合法の廃止に関する法律案につき報告いたします。

本委員会は、本案につき、三月十七日及び三月二十四日委員会を開き、審議をいたしました。政府側の説明によりますれば、海外移住組合法は、日本人の海外移住を助成することを目的として昭和二年制定されたものでありまして、これにより各府県ごとに移住組合が設立され、組合員に対して海外移住に必要な資金、土地、物件等を貸付または譲渡する等の事業を行つて参りました。しかるに、目下全国の海外移住組合は、そのほとんどすべてが活動を停止しており、かつ現在は、かかる組織を必要としない実情でありますので、この際同法を廃止したいというのであります。

本法案のおもなる内容は、海外移住組合法の廃止と、海外移住組合の清算、罰則等を処理するための規定であります。

本法案は、質疑終了の後、討論を省略して、ただちに採決に入り、全会一致をもつて可決せられました。

右報告いたします。(拍手)

◎公認会計士法の一部を改正する法律

(昭和二五、四、一、法九四)

一、提案理由(三月八日)

○政府委員(伊原隆君)　只今議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明いたします。公認会計士制度は、昭和二十三年七月六日公布された公認会計士法によつて設けられたものでありますが、我が国としては全く新らしい制度でありましたため、その運用については、尚考慮の余地が少くなかつたのでありますが、先般シヤウプ使節団から懇切な勧告もあり、種々検討の結果、公認会計士制度の高い水準を維持し、併せて公認会計士法の運用を円滑ならしめようとする目的を以て今回この法律の一部を改正いたそうとするものであります。

この眼目といたします点は三点であります。先ず第一点といたしましては、大蔵大臣の諮問機関であつた公認会計士審査会を廃止して、新たに大蔵省の外局として公認会計士管理委員会を設け、専ら公認会計士法に関する事務を執行せしめることといたした点であります。

この公認会計士管理委員会は五人の委員を以て構成することとし、委員はすべて公認会計士又は公認会計士の資格を有する者のうちから任命し、委員長は委員の互選によるものといたしております。

第二点は、公認会計士でない者が報酬を得て財務書類の監査証明の業務を営むことを禁止していた規定を廃止した点であります。これにより、誰でも監査証明の業務を行うことができることとなつたのでありますが、公認会計士でないものは公認会計士と誤認されるような名称を使用することはできないことになつております。

第三点は、計理士に関する取扱いの点であります。従来の規定によりますと、計理士は本年三月末日後は財務書類の監査証明を行うことはできず、又計理士の名称を使用するのも昭和二十三年七月末日までとなつていたのでありますが、今回この規定を改正し、計理士法廃止の際計理士であつた者は、この改正法施行の日から一年内に改めて再登録を受ければ、計理士の名称を用いて監査証明その他の会計業務を行うことができることといたしたのであります。これに関連いたしまして計理士に対する陪審式試験の規定はこれを廃止することといたしました。

尚、この機会にこれらの三点の外、外国公認会計士の取扱、第二次試験合格者の実務補習の取扱等の諸点について規定を整備いたした次第であります。

何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことを希望いたします。

二、参議院大蔵委員長報告(三月二十七日)

○櫻内辰郎君　只今議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

先ず本案の提案理由並びに内容について申上げます。公認会計士制度は昭和二十三年七月六日公布されました公認会計士法による新らしい制度でありまして、実施後数回に亘り改正したのでありますが、尚不備な点があり、又シヤウプ勧告もありましたので、この際次の諸点について改正しようとするものであります。その第一点は、従来の大蔵大臣の諮問機関であつた公認会計士審査会の代りに、新たに大蔵省の外局として公認会計士又は公認会計士の資格を有する者のうちから大蔵大臣が任命いたします五名の委員を以て構成する公認会計士管理委員会を設置しようとするものであります。

第二点は、公認会計士以外の者の業務の制限を廃止して、誰でも財務書類の監査、証明ができるようにすると共に、公認会計士でない者は公認会計士と誤認されるような名称を使用することができないようにしようとするものであります。第三点は、従来の規定によりますと、計理士は本年三月末日以後は財務書類の監査、証明をしてはいけないことになつておりますが、この制限を廃止いたし、又計理士法廃止の際計理士である者は再登録することによつて引続いて従来の業務ができるようにしようとするものであります。尚、右の諸点と関連いたしまして、陪審式試験制度の廃止、外国公認会計士の取扱等について法規の整備をいたそうとするものであります。

さて、本案審議の経過を申上げますと、去る三月八日より二十三日まで慎重に審議し、各委員より熱心なる質疑がありましたが、詳細は速記録により御承知を願いたいと存じます。三月二十三日質疑を終局し、討論に入り、木内四郎委員より、現行法の第三十條第一項によれば公認会計士が故意に重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には懲戒処分を受けることになつておるが、公認会計士は高度の試験に合格した高い水準の資格を有する人であるから、たとえ重大でなくても、故意に右の誤まりを犯した場合は懲戒処分をなすべきであるから、この「重大な」とある字句を削除すべきであるとの修正案を提出せられました。次に、木村禧八郎委員より、政府提出の原案によれば、公認会計士管理委員会の委員はすべて公認会計士又は公認会計士の資格を有する者のうちから任命されることになつておるが、むしろ現行法通り公認会計士以外の者からでも任命ができることにすべきであるとの反対意見が述べられました。かくて、木内四郎委員の修正案は採決の結果全会一致を以て可決せられ、次に修正個所を除く原案について採決の結果、多数を以て可決すべきものと決定し、本案を修正議決いたした次第であります。右御報告いたします。

次に財政法の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果について御報告いたします。

先ず本案の提案の理由並びに内容について申上げます。本案は次の二点について財政法の一部を改正しようとするものであります。即ちその第一点は、現行の財政法第三十一條の規定によりますと、予算が成立したときは、内閣は各省各庁の長に対し、その執行すべき予算を配賦するのでありますが、その配賦の際、歳入予算については、これを目までの区分を立て、歳出予算については目を更に節に区分して配賦することになつておつたのでございまして、各省各庁においては、この目及び節の区分によつて歳出予算を執行するのでありますが、予算執行の現状、特に本年度当初より実施せられた支出負担行為制度の実績に顧みまするると、歳出予算を節までの区分によつて執行することは、手続を煩わしくし、却つて予算統制の実績を挙げる上に妨げとなつている実情にありますので、歳出予算の配賦について節の区分を廃止しようとするものであります。而して昭和二十五年度の予算については、目の整理統合を行うと共に、節の

うち特に流用制限を行う必要のあるものは目に引上げる等の調整を行い配賦することになつたのでございます。その第二点は、現行の財政法第三十四條の規定によりますと、支出負担行為の計画は支出負担行為担当官ごとに作成して大蔵大臣の承認を経なければならないことになつておりますが、これも従来の実績に徴しますと、手続の煩瑣に比較して実効が少い実情にありますので、支出負担行為の計画は各省各庁一本建で作成し大蔵大臣の承認を経ることに改めようとするものであります。さて、本案は三月二十四日慎重に審議し、討論に入り、木村禧八郎委員より、本案は予算民主化の精神に反する点があるとして反対の意見を述べられましたが、採決の結果は多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。右御報告いたします。

次に製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本案の提案理由及び内容について申上げます。最近における煙草生産の復元状況或いは国民生活の安定を図る見地より、今回製造煙草の定価の引下げを行うに当りまして、日本専売公社製造煙草価格表を整備するの外、商況及び嗜好に即応して試製した製造煙草の小売定価については、他の製造煙草の小売定価に準じた小売定価で概ね六ヶ月を限つて販売できる規定を設けようとするものであります。即ち財政法第三條の規定に基く製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律に制定せられている「ピース」、「いこい」等については、その標準規格の一部変更とその最高価格の改定を行い、又財政法第三條の特例に関する法律附則第三項によりその定価が定められている「光」、「桃山」等については、新たにその標準規格及び最高価格を定めようとするもので、これを個別的に申上げますと、十本当り「ピース」五十円、「光」四十円、「いこい」三十円、「ハツピー」二十円、「新生」二十円、「桃山」五十グラム当り二百円、「日光」四十グラム当り八十円と、それぞれ定価の引下げを行うものであります。さて、本案は三月二十四日慎重に審議し、討論に入り、板野勝次、油井賢太郎、森下政一各委員よりそれぞれ賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。右御報告いたします。(拍手)

三、衆議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

○川野芳滿君　ただいま議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

公認会計士制度は、昭和二十三年七月六日公布された公認会計士法によつて設けられたものでありますが、わが国としては、まつたく新しい制度でありましたため、その運用についてはなお考慮の余地が少くなかつたのであります。先般シャウプ使節団からの勧告もあり、種々検討の結果、公認会計士制度の高い水準を維持し、あわせて公認会計士の運用を円滑ならしめようとする目的をもつて、この法案が提出されたものであります。

本案改正のおもなる点を申し上げますと、まず第一点は、大蔵大

臣の諸問機關であつた公認會計士審査會を廢止して、新たに大藏省の外局として公認會計士管理委員會を設け、もつぱら公認會計士法に關する事務を執行せしめることといたしております。第二點は、公認會計士でない者が報酬を得て財務書類の監査證明の業務を營むことを禁止していた規定を廢止した點であります。第三點は、計理士に關する取扱いにつきまして、從來の規定によりますと、計理士は本年三月末日後は財務書類の監査證明を行うことができず、また計理士の名稱を使用するのも昭和三十三年七月末日までとなつていたのでありますが、今回この規定を改正し、計理士法廢止の際計理士であつたものは、この改正法施行の日から一年内にあらためて再登録を受ければ、計理士の名稱を用いて監査證明その他の會計業務を行うことができることといたしているのであります。なおこのほか、外國公認會計士の取扱い、第二次試驗合格者の實務補習の取扱い等の諸點について規定を整備いたしております。

以上が、この法案の提出になりました趣旨並びにその内容の要點でありますが、この法案は、去る三月一日、本委員會に付託せられ、同四日、政府委員より提案理由の説明を聽取し、同二十三日、各委員より、公認會計士管理委員會の機構、陪審式試驗廢止の理由等について質疑があり、政府委員よりそれ〴〵答弁がありましたが、詳細は速記録に讓りたいと存じます。

次いで、本日質疑終了後、討論を省略して、ただちに採決いたしましたところ、起立多數をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎一般職の職員の給與に關する法律

（昭和二五、四、三、法九五）（衆）

一、提案理由（四月一日）

○藤枝泉介君　ただいま上程せられました一般職の職員の給與に關する法律案につきまして、提案の趣旨を弁明いたします。

從來、政府職員に對する給與は、政府職員の新給與實施に關する法律により支給せられておりましたが、同法の有効期限は昭和二十五年三月三十一日までとなつておりますので、政府職員の新給與實施に關する法律の一部を改正する法律案、内閣提出第九〇号、すなわち政府職員の新給與實施に關する法律第二條中、昭和二十五年三月三十一日を昭和二十六年三月三十一日と改める法律案が提出されておりましたところ、昨三月三十一日、同法律案が不成立となつた結果、政府職員の新給與實施に關する法律は三月三十一日をもつて効力を失い、公務員に對する給與支給の根拠法がなくなつたのであります。よつて政府職員に對する給與の支給が不可能となりましたが、かくのごとき状態は一刻もゆるがせにできませんので、ここに本法案を提出いたした次第であります。

次に、本法案の内容について簡單に申し上げますと、第一に、政府職員に對する給與の統一をはかつたこと、第二に、本法案の施行に關し人事院の責任と權限とを明らかにし、人事院をして常に公務員の給與に關する調査研究をなし、その適正を期せしめんとしたこと、第三に、政府職員の給與はその職務の複雜、困難及び責任の度に基き、その他の勤務條件を考慮して、別表の俸給表を以てこれを定め、法律の規定によらなければ、いかなる給與もなし得ないこととしたこと、第四に、扶養手當は、配偶者及び十八歳未滿の子のうち一人については月額六百円、その他の扶養親族については一人につき月額四百円としたこと、第五に、勤務地手當は從來の例によることとし、超過勤務手當、勤務時間、休日等についても、おおむね從前の制度を踏襲したこと等であります。

以上が本法案の概要でありますが、經濟安定政策を强力に推進せんとする現下の財政經濟事情並びに國民負担の能力を考慮いたしまして、給與平均月額を六千三百七円といたしましたが、給與の實質につきましては、政府の各般の施策により十分向上するものと考えられるのであります。（拍手）

以上、簡單でありまするが、本法案提出の趣旨並びに内容について申し述べました。何とぞすみやかに御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。（拍手）

二、參議院人事委員長報告（四月一日）

○中井光次君　只今議題となりました一般職の職員の給與に關する法律案につきまして、人事委員會における審議の經過並びにその結果を御報告申上げます。

先ず本案の内容について申上げます。提案者たる衆議院の藤枝議員の給與に關する調査研究をなし、その適正を期せしめんとしたこと、第三に、政府職員の給與は、その職務の複雜、困難及び責任の度に基き、その他の勤務條件を考慮して、別表の俸給表をもつてこれを定め、法律の規定によらなければ、いかなる給與もなし得ないこととしたこと、第四に、扶養手當は、配偶者及び十八歳未滿の子のうち一人については月額六百円、その他の扶養親族については一人につき月額四百円としたこと、第五に、勤務地手當は從來の例によることとし、超過勤務手當、勤務時間、休日等についても、おおむね從前の制度を踏襲したこと等であります。

以上が本法案の概要でありますが、經濟安定政策を强力に推進せんとする現下の財政經濟事情並びに國民負担の能力を考慮いたしまして、給與平均月額を六千三百七円といたしましたが、給與の實質につきましては、政府の各般の施策により十分向上するものと考えられるのであります。（拍手）

以上、簡單でありまするが、本法案提出の趣旨並びに内容について申し述べました。何とぞすみやかに御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。（拍手）

二、參議院人事委員長報告（四月一日）

○中井光次君　只今議題となりました一般職の職員の給與に關する法律案につきまして、人事委員會における審議の經過並びにその結果を御報告申上げます。

先ず本案の内容について申上げます。提案者たる衆議院の藤枝議員の提案理由を借りて御説明いたしますと、從來政府職員の給與は、政府職員の新給與實施に關する法律により支給されておりましたが、同法の有効期限が本年三月三十一日となつており、これに對して政府よりその期限を一ヶ年延長する趣旨の一部改正案を提出されましたが、同案が不成立となつた結果、政府職員の新給與實施に關する法律は三月三十一日限りその効力を失つたので、給與支給の根拠がなくなり、公務員に對する給與の支給が不可能となりましたが、かくのごとき状態は一刻もゆるがせにできないので、ここに一般職の職員の給與に關する法律案を提出したものでありまして、その内容の第一点は、政府職員に對する給與の統一を図つたこと、第二に、本法の施行に關し、人事院の責任と權限とを明らかにし、人事院をして常に公務員の給與に關する調査研究をなし、その適正を期せしめんとしたこと、第三に、政府職員の給與はその職務の複雜、困難及び責任の度に基き、その他の勤務條件を考慮して、別表の俸給表を以てこれを定め、法律の規定によらなければ、如何なる給與も支給し得ないこと、第四に、扶養手當は配偶者及び十八歳未滿の子のうち、一人につき月額六百円、その他の扶養親族については一人につき月額四百円とすること、第五の点は、勤務地手當は從來の例によることとし、超過勤務手當、勤務時間、休日給については概ね從前の例によつたことであります。以上が本法律案の概要であります。

本法律案は四月一日夜、當委員會に本付託となり、直ちに審議に入り、提案者たる衆議院藤枝議員より前述のごとき提案理由の説明

裁判所法等の一部を改正する法律　裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

があつて質疑に入り、先ず小畑委員より議事進行について発言があり、千葉委員、木下委員、吉田委員より質疑が行われました。その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。次いで小串委員より質疑打切りの動議が提出され、質疑を終り、討論に入り、寺尾委員より賛成、吉田委員より反対、小串委員より賛成、千葉委員より賛成の討論があり、（「違うぞ、千葉委員反対」と呼ぶ者あり）千葉委員より反対の　反対であります。　小串委員より賛成、千葉委員より反対の討論があり、討論終結、採決に入りましたところ、多数を以て否決することと決定いたしました。（拍手）

尚、今夕の東京新聞に参議院の取扱の誤まりにより云々という記事がございましたが、記事その他がございましたが、それらの点につきましては官房長官よりその事実にあらざる旨を御言明に相成りましたから、ついでに御報告を申上げます。

以上で簡単ながら御報告を申上げます。（拍手）

（註）衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎裁判所法等の一部を改正する法律

（昭和二五、四、一四、法九六）

一、提案理由（三月六日）

（最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院法務委員長報告（三月二十三日）

（裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院法務委員長報告（四月五日）

（裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二五、四、一四、法九七）

一、提案理由（三月六日）

（最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院法務委員長報告（三月二十三日）

○北川定務君　只今上程になりました裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この改正点は二つでありまして、まず第一点は、家庭裁判所の事務増加のため裁判官等を増加することであります。すなわち、昨年度家庭裁判事件三十二万余件、少年裁判事件十万余件ありまして、これを担当する判事は百十数名にすぎなかつたので、その不均衡を是正するにあります。第二点は、新たに設置される裁判所書記官研修所に教官を置き、各家庭裁判所に少年調査官及び少年調査官補を設けようとすることであります。

委員会においては、定員変更の原因たる裁判所法に質疑が集中し、この法案については質疑はなく、討論の後採決の結果、多数をもつて政府原案の通り可決いたしました。

最後に裁判所法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案の改正点は次の三点であります。第一は、最高裁判所に新たに裁判所書記官研修所を置くことであります。第二は、裁判所事務官または裁判所技官を少年保護司に補する制度を廃止して、新たに少年調査官を置くことであります。以上二点は、問題なく各委員ともこれを了承したのであります。第三点は、裁判所は警察官の派出を要求し、その協力を求めることができるとしたことであります。これは、裁判所または裁判官は、その職務の執行を阻害する者がある場合には、これに対し必要な警察官の派出を求めようとするのであります。

委員会においては、第一に、この規定は法廷侮辱罪の形をかえて挿入したものではないかという質問がありました。これに対し政府から、これは明治十四年の太政官達の趣旨を法文にしただけで、法廷の秩序を維持する事務的処置以外の意味はないという答弁がありました。第二に、法廷が警察官によつて包囲されるようなことがあつては裁判の厳正公平、自由は保たれない、裁判所は、この條文の実施にあたつては、裁判所規則を制定して、その濫用を戒める用意があるかという質問がありました。これに対し政府から、法廷公開の原則が少しでもくずれることのないように、御質疑の趣旨に沿いたいという答弁がありました。

かくて、質疑を終了し、三月二十二日討論に入りました。共産党議員の反対、社会党議員の條件付賛成、自由党議員の賛成演説のあつた後採決に入りました。その結果、多数をもつて政府原案の通り可決した次第であります。

右御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告（四月五日）

○宮城タマヨ君　只今上程になりました裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会におきましての審議の経過及び結果について御報告申上げます。

先ず第一点は、家庭裁判所は御承知の通りに家事審判法で定める家事審判事件及びその調停事件、少年法で定める少年の保護事件の審判等を取扱いますために設けられた裁判所でございますが、現下の社会的、経済的事情を反映して、受理件数が予想外に増加し、昨年中における全国家庭裁判所の受理件数は、家庭事件が三十二万余件、少年事件十万余件の多きに達しております実情でございます。然るにこれを担当する職員は判事百十数名で、判事一人当りの負担件数は、これらの新受件数のみで年間家庭事件二千八百余件、少年事件九百余件という多数に上つておるのでございまして、その負担

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

を軽減して審判の能率を向上するために裁判官その他職員を増員すると共に、他方、通常の裁判所におきましても、専門的知識を要する行政事件の増加、民事、刑事両訴訟法の改正に伴う裁判所書記官の負担の増大、財政法の改正に伴う裁判所の経理事務の増加等に処するため、裁判所調査官、裁判所書記官、裁判所事務官等をそれぞれ若干名ずつ増員することにいたしたのでございます。次に改正の第二点は、裁判所法の一部を改正する法律案により新たに設けられた職員の定員を定める点でございまして、先ず裁判所書記官の研究及び修養並びに養成のことを掌らせるために、最高裁判所に裁判所書記官研修所を設け、教官を置くことになり、又従前の少年保護司の制度を改めて、各家庭裁判所に少年調査官及び少年調査官補を置くこととといたしました結果、これらの職員の定員を定める必要が生じたのでございます。その措置といたしまして、予算上新たに認められた若干の人員の外は、大部分裁判所事務官等の定員から組替えることにいたしました。以上が本改正案の内容のあらましでございます。

本委員会では各委員より熱心な質疑応答が行われましたが、詳細は速記録を御参照願うことにいたしまして、ここには省略させて頂きます。

次いで討論に入りましたところ、松村委員より修正案が提出されました。修正点は、本法案は昭和二十五年四月一日から施行されることになつているのでございますが、本法案審議中すでに四月一日を過ぎておりますので、施行期日を公布の日からと改める趣旨でございまして、委員会におきましては、右修正案及び修正点を除くその余の本案全部につき採決いたしましたところ、いずれも全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に裁判所法等の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過及び結果について御報告申上げます。

この法律案の改正の要点は次の三点でございます。第一点は、最高裁判所に新たに裁判所書記官研修所を設けること、第二点は、少年保護司の制度を改めて少年調査官及び少年調査官補とすること。第三点は、法廷秩序維持に遺憾なきを期するための措置として、裁判長又は裁判官は、必要と認めたときは警察官等の派出を要求することができるものといたしたことでございます。以下その内容について順次申上げます。

先ず第一点は、民刑両訴訟法の改正により訴訟手続の公判中心主義が徹底強化されましたので、裁判所書記官の職責は従前に比しまして重要さを増して参つたのでございます。又その事務も質的に複雑困難となり、その任務を完全に遂行するためには、相当高度の法律知識の外に一般社会常識も要求されるようになりましたので、その素質向上のために十分な研究及び修養の機会を與えなければならないのでございます。このような理由から、最高裁判所に新たに裁判所書記官研修所を設けまして書記官の養成に当らしめることにいたしたのでございます。次に第二点でございますが、少年保護司は現行法では裁判所事務官又は裁判所技官の中から補せられることになつておるのでございますが、少年保護司の制度を改めて裁判所書記官及び裁判所事務官の中から補する制度を廃止いたしまして、新たに家庭裁判所に従前の少年保護司と同様の職務を掌るべき少年調査官及びこれを補佐いたします少年調査官補を置くことにいたしたのでございます。次に第三点は、現行法上、裁判所又は裁判官は、その職務執行を阻害する者がある場合に、これに対して所要の措置をとり得ることになつておりますのでございますけれども、場合によつては裁判所関係の職員のみでは捌き得ないときがございますので、このような場合には警察官等の派出を要求し、その協力を求め得ることといたしたのでございます。以上が本改正法案の主なる改正点でございます。尚この他若干の改正が行われておりますが、説明は略させて頂きます。

委員会におきましては、各委員より熱心な質疑応答が行われましたが、詳細は速記録を御覧頂くこととといたし、ここで申述べることを省略させて頂きます。次いで討論に入りましたところ、松村委員より修正案が提出されました。修正点は本改正法案の施行期日に関する点でございまして、その施行期日は昭和二十五年四月一日となつておるのでございますけれども、本案審議中すでに四月一日を過ぎておりますので、公布の日から施行することに改めることにいたしたものでございます。委員会におきましては、修正案及び修正点を除くその余の本法案全部につき採決いたしましたところ、いずれも全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。右御報告申上げます。

◎少年法の一部を改正する法律

（昭和二五、四、一五、法九八）

一、提案理由（三月六日）

（最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の提案理由と一括して掲載）

二、参議院法務委員長報告（三月十六日）

○宮城タマヨ君　只今議題となりました少年法の一部を改正する法律案及び少年院法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず、少年法の一部改正案につき、その内容を簡単に御説明申上げます。第一は、家庭裁判所において適法に審判をなし得ない年齢の者が誤まつて送致されたり、更に、保護処分の決定を受けたりした場合の是正手続を新たに設けたことでございます。家庭裁判所が審判権を有するのは、本年末までは満十四歳以上十八歳未満、来年からは満十四歳以上二十歳未満となつておりますが、これまでの経験によりますと、刑事処分を免れますために、年を偽わつて家庭裁判所に送致され、更に審判まで受けるような事例が相当沢山ございます。ところが少年法には、それが判明した場合の処置に関

する規定を欠いておりましたので、その規定を新設したのでございます。

第二は、従来家庭裁判所は、保護処分の決定をした少年に対しまして、その決定を執行するときには、先ず呼出状を発しまして、これに応じなかつた場合に初めて同行状を発し得ることになつておつたのでございますが、これでは逃亡することもありまして、保護の目的を達する上に支障を来すこともございますので、少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、家庭裁判所は呼出状を発することなく、直ちに同行状を発することができるようにするための規定を新設したのでございます。

以上の外、少年院法の改正に伴つて必要な改正、その他若干の改正を加えたのでございます。

委員会におきましては、本法案と密接な関係にあります少年院法の一部改正法案と共に愼重審議いたしました。宮城委員より、少年法が、その施行以来再三に亘り改正せられました理由及び法務府、厚生省、文部省の各省の所管に分けられております少年関係の事項を一元化し、兒童省とでもいうべき官庁を設け、そうしてこれに統轄せしめてはどうだろうかというような質疑が出ましたが、法務総裁からはこれに対しまして、前者については、少年法は種々の事情によりその施行を急いだために、あとになつて実情に合致する多くの改正点が発見され、その都度改正の止むなきに至つた次第ですが、今回の改正を以て大体終つた旨の答弁があり、又後者については、現行諸機関の連絡協調を密にすることが当面の問題であつて、兒童省の設置については、財政その他の面からも今後研究を要する旨の答弁がございました。その他各委員の熱心な質疑及びこれに対する政府委員の答弁につきましては、速記録を御覧願うことにいたしたいと存じます。

次に、少年院法の一部を改正する法律案でございますが、この法案の内容は、先ず従来少年観護所と少年鑑別所は別個の機関として設けられておつたのでございますが、一ケ年間の運用の経験に徴しますると、この二つの機関はこれを一つに統合することがより合理的であり、実際にも適するので、これを統合しまして、新たに少年保護鑑別所を設けることにしたのでございます。これによつて、これまで少年観護所がややもすると拘置所と同一視されたり、少年鑑別所と遊離するような傾向を除去することができ、且つ又この二つの機関がそれ〴〵並立することによつて生ずる職員の不足や設備の不備、従つて機能の弱化をも防ぐことができるわけでございます。

次に、従来特別少年院に収容することができるのは、特に犯罪的傾向の進んだ概ね十八歳以上二十三歳未満の少年ということになつておりましたが、実際には十八歳以下でも相当悪質の少年がございまして、これらの者を通常の少年収容所に収容しますことは、他の少年に対する影響の点からも面白くないので、十八歳の制限を十六歳まで引下げて、特別少年院に収容できる保護少年の範囲を拡げたわけなのでございます。

第三に、少年院又は少年保護鑑別所から退院又は退所した者で、旅費や衣類のない者に対してこれを支給する規定、及び以上の施設に収容中死亡した者や、逃亡した者の遺留品を処理するための規定等を新たに設け、その他若干の改正を加えたのでございます。

委員会におきましては、慎重審議を重ねまして、各委員より熱心な質疑がございましたが、これは速記録によつて御了承願うことにいたします。

以上二法律案とも討論は省略いたしまして、一括採決いたしましたところ、多数を以て可決すべきものと決定いたしました次第でございます。右御報告申上げます。(拍手)

三、衆議院法務委員長報告(三月二十八日)

(下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎少年院法の一部を改正する法律

(昭和二五、四、一五、法九九)

一、提案理由(三月六日)

(最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の提案理由と一括して掲載)

二、参議院法務委員長報告(三月十六日)

(少年法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

少年院法の一部を改正する法律　公職選挙法　公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律

三、衆議院法務委員長報告(三月二十八日)

(下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎公職選挙法

(昭和二五、四、一五、法一〇〇)(衆)

◎公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律

(昭和二五、四、一五、法一〇一)(衆)

一、提案理由(三月十四日)

○生田和平君　ただいま議題になりました公職選挙法案並びに公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案につき、提案の理由と要旨を説明いたします。

本法案については、第五国会において委員三十一名よりなる特別委員会が設置せられ、さらに第六国会、第七国会において同一委員会が設けられ継続審議せられたことは、皆様御承知の通りであります。本委員会における調査の経過については、かねて御報告をいたしてありますので省略いたします。

以下、本法案の内容について御説明いたしたいと思います。但

し、各條について御説明するには長時間を要しますから、詳細なことは報告書または速記録並びに法律案によつてごらんをお願いし、ここには最も重要なる点についてのみ申し上げたいと思います。

現行衆議院議員選挙法は、大正十四年普通選挙が施行せられるとともに制定せられたものであることは、皆様御承知の通りであります。以来幾多の修正と関係法令が制定せられました結果、複雑多岐にわたり、専門家にあらざれば理解しがたきことになり、ここに総合的統一立法が要請せらるることとなつたのであります。日本国憲法には「ここに主権が国民に存することを宣言し、」「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」「その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」と規定せられている。ここに提案せる公職選挙法は、国会における代表者を選挙するにとどまらず、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙にも適用せんとするものでありまして、その影響するところ広範囲にわたり、すこぶる重大なる意義を持つものであります。

委員会は、この重責を果すためには委員各位が非常なる熱意をもつて、並々ならぬ苦心を拂われたことは申すまでもありません。また委員会は、かかる大法典を調査し、立案し、委員会の名において国会に提案することにより、一層その責任を痛感するものでありますす。われ〳〵は、憲法の明示せる国民の自由権を尊重せねばなりません。また憲法の明示する正当なる選挙を行わねばなりません。この正当なる選挙こそは、八千万国民の平等権の発露であると、かたく信ずるものであります。しかしながら、正当なる選挙を行うには秩序を維持し公正を確保せねばならない。秩序を維持し公正を確保する方法、程度については、各人思い〳〵に意見の相違がありまして、ここに立法の困難性が伴います。

思うに、選挙法は一種の制限法でありまして、全章ほとんど制限規定をもつて埋められておると申しても過言でありません。たとえば年齢の制限、居住期間の制限、投票による制限、選挙区制の制限、名簿調製の制限、任期の制限、立候補の制限、当選についての制限、選挙運動についての制限、選挙費用の制限等、あげて数うべからざるものがあります。改正法は、これらの国民の自由権を基礎として、これらの制限をいかに撤廃し、または緩和し、調整するかが重大なるかぎであるとさえ考えるのであります。委員会は、以上の見地に立つて、独自の立場において従来の欠点を是正し、もしくは整備し、時代に即応する最もわかりやすき国民的選挙法を制定いたしたのであります。

この法律は、十七章、二百七十三條より構成されております。その第一條において、選挙の目的を明らかにしてあります。すなわち、この法律は日本国憲法の精神にのつとり、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明かつ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全なる発達を期することを目的とすると明記してあります。

しかして、本法中最も重要なる点は選挙権、被選挙権の問題、選挙区制の問題、選挙運動の問題、選挙法中の三大問題であると言い得るでありましょう。

選挙権、被選挙権については、既往において、これが拡張に努力せられて来たのでありますが、今回の改正にあたつて、六箇月の居住要件を三箇月に短縮し、準禁治産者及び選挙犯罪以外の犯罪による刑の執行猶予中の者にも選挙権、被選挙権を與えることとし、さらに選挙制度創設以来制限し来れる自書主義を緩和し、文盲者には代理投票を認めることとし、不在投票の範囲を拡張して、監獄または少年院に収容中の者にも投票の道を開きました。これらは選挙権、被選挙権に関する拡張事項でありまして、多年にわたる宿題を一挙にして解決いたしたのであります。

町村長及び教育委員会委員の立候補の場合における連署届出制度は撤廃して、これを簡易化し、公務員在職中の立候補制限の範囲を整備し、地方公共団体の議会の議員については、在職中衆参両院への立候補を制限しました。

選挙区制の問題については、衆議院には全県一区がなお九県存在しておりますので、これを二分区に改正すべしとの有力なる意見があり、参議院については区々の意見がありましたが、今回は両院とも現状のままとし、一切触れないことに意見の一致を見たのであります。

選挙運動については、選挙は原則として自由であり公正でなければなりませんが、金のかからぬ選挙を要望せられる現状にありましては、そこに幾多の矛盾が発生して来るのであります。また法律理論と政治的、社会的実態との食い違いが至るところに見出されるのであります。従いまして、これらの調整には多くの苦心が拂われたのは当然であります。委員会としては、選挙公営を強化して選挙運動を明朗化するとともに、候補者の選挙費用の均等化をはかることとし、他方第三者の言論による自由の伸張に努めました。

立会演説会については、候補者の代理演説の回数を増加して、五分の一を三分の一に改め、個人演説会の回数制限を撤廃し、これを自由とし、街頭演説会にあつては、候補者がいなければならぬという條件を撤廃し、これを解放しました。すなわち言論による選挙運動を大幅に緩和したのでありまして、ここにも改正法が時代に即応したる法案であることを断言し得ると信ずるのであります。

新聞、雑誌の報道及び評論については、これを法文化し、言論の自由を認めたのでありまするが、虚偽の事項を記載し、または事実を歪曲して記載する等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならないとの但書を加えまして、新聞、雑誌が本来の使命を誤らざらんことを規定しました。

戸別訪問の規定については、数箇月にわたり論議を重ねました結果、一般的には従来の通りこれを禁止いたしましたが、候補者みずからが、親族、平素親交の間柄にある知己、その他密接なる間柄にある者を訪問することはさしつかえないと規定したのでありまして、わが国の淳風美俗の精神を取入れたものであると思うのであります。従つて、従来となえられておる個々面接とはその性格を異にするものであることを申し上げておきます。言葉をかえて言えば、

適正なる選挙運動をもなし得ると御了解願いたいのであります。

選挙運動に関する収入及び支出並びに寄付の規定については、政治資金規正法の一部を取入れ、争訟及び罰則の規定については、おおむね現行法を取入れました。

なお本法は五月一日から施行せられることになつておることをつけ加えて申し上げておきます。

討論に際し、自由党を代表して千賀委員より全面的賛成の意見を述べ、社会党を代表して前田委員より、選挙区、投票方法、立候補制限規定等その他部分的反対の意見があり、結論は本会議に譲ると述べられました。民主党を代表して並木委員より、希望意見を付して賛成の旨を述べられ、共産党を代表して立花委員より全面的な反対意見を表明せられました。

次いで採決いたしましたところ、本案を当委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに多数をもつて議決したのであります。

次には、公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案につき御説明いたします。

本法律案は、公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律、衆議院議員選挙法第十二條の特例に関する法律、衆議院議員選挙人名簿の臨時特例に関する件、衆議院議員選挙法第百一條ノ三第百四條ノ規定ノ適用ニ関スル件、衆議院議員選挙運動取締規則、参議院議員選挙法、参議院議員選挙法施行令、参議院議員選挙法施行規則、参議院議員選挙運動取締規則、選挙運動の文書図画等の特例に関する法律、地方公共団体の選挙の選挙運動取締規則等十六件であります。

一部改正せらるべき法令は、政治資金規正法、地方自治法、教育委員会法、刑事訴訟法施行法、最高裁判所裁判官国民審査法、農地調整法、漁業法、地方自治法の一部を改正する法律、検察審査法、全国選挙管理委員会法等十件であります。

公職選挙法の施行に伴う経過規定は十五件であります。関係法律の整理等に伴う経過規定は六件であります。

本案について採決の結果、当委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに議決をしたのであります。

以上をもちまして、両案提出の理由並びに要旨を御説明いたしました。何とぞ、すみやかに御審議の上可決せられんことを希望いたします。（拍手）

二、参議院選挙法改正に関する特別委員会委員長報告（四月七日）

○小串清一君　只今一括上程になりました公職選挙法案並びに公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案につきまして、選挙法改正に関する特別委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

その前に本委員会における選挙法改正に関する調査について一言申上げます。本委員会は昭和二十四年十二月五日選挙法改正に関する調査のために設置されたものでありまして、前国会の委員会において作成をいたしました選挙基本法案の要綱について調査を継続し、概ねその調査を完了いたしまして、その要綱に基きまして選挙法改正案の立案に着手する段階に到達いたしたのであります。ところが一方衆議院におきましても本院同様に特別委員会を設置して、選挙法改正に関して調査をいたしておりまして、同委員会はその調査の結果、公職選挙法案要綱を作成しておりましたので、当委員会においてもその内容を比較検討をいたしたところ、本委員会の選挙基本法案要綱とその内容において極めて接近しておりますので、法案の発議は衆議院の委員会に譲りまして、当委員会は調査の結果をできるだけ投票し得るように基本選挙人名簿の特例を規定いたしております。第五章は選挙期日に関する規定でありまして、現行法と大差ありませんが、衆議院議員の任期満了による総選挙の期日を、参議院議員の通常選挙と同様に、原則として任期の終る日前三十日以内に行うということに改めております。第六章は投票についての規定でありまして、大体現行法と同様でありますが、文盲者に代理投票を認めて、自書主義の制限を緩和し、監獄若しくは少年院に收容中の者に不在者投票の途を開いて、多年問題となつていた懸案を一挙に解決いたしております。第七章は開票、第八章は選挙会及び選挙分

会についての規定であり、第九章は公職の候補者の立候補に関する規定であります。公職の候補者の立候補の場合の供託金の額を、衆議院議員、参議院議員、都道府県知事は三万円とし、その他の選挙の場合におきましても、その額を高め、又公営費用二万円を分担することといたし、従来衆議院議員の選挙の場合に採用されて来た公務員の立候補制限の制度を各選挙に採用いたしております。第十章は当選人、第十一章は特別選挙、第十二章は選挙を同時に行うための特例でありまして、現行法と大差はありません。第十三章は選挙運動に関する規定であります。而して本案におきましては、従来よりも選挙公営を拡大いたして、衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事等の選挙において、無料葉書、ポスター用紙、新聞広告、放送、交通機関の利用、経歴の公報、氏名掲示表、立会演説会等を公営で行い、又は経費の負担が公営で行われる旨を規定いたしております。尚、文書図画の頒布又は掲示につきましては最小限度の制限をいたしてあります。併しながら演説につきましてはでき得る限り自由といたし、立会演説会の代理回数を増加し、個人演説会及び街頭演説を自由とし、これらの演説は第三者におきましても自由にでき得ることといたしてあります。新聞雑誌につきましては、その報道及び評論の自由を尊重する規定を設けております。戸別訪問についても原則としては禁止しておりますが、候補者に限つて、親族、平素親交の間柄にある知己、その他密接な間柄にある者を訪問することは自由といたしたのであります。次に、第十四章は選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附に関する規定であります。これは現行政治資金規正法中にありました公職の候補者に関する規定を選挙運動に関する費用規定と共に本法案中に一括したものであります。第十五章は争訟、第十六章は罰則の規定でありますが、特に申述べることはなく、現行法と殆んど同様であります。第十七章は補則でありまして、議員及び委員の任期の起算、選挙費用の国及び地方公共団体の負担区分を明確にする等、補則的事項について規定をいたしてあります。

以上公職選挙法案の内容に関する極めて概略を申上げたのでありますが、次いで本委員会における審議の経過の詳細につきましては速記録に譲りまして、その主要なものについて少しく申上げます。この法案について次の諸点の質疑が行われました。第一点は、選挙に際して検察官、警察官吏等の取締について、第二点は、参議院議員の選挙における供託金の没収率及び法定得票率について、第三点は、同時選挙の場合における重複立候補禁止について質疑がなされました。第四点は、公務員の立候補制限に関して、公選せられた知事及び五大市の市長がその任期満了前に自発的に離職して立候補する場合の制限の必要について、第五点は、地方公共団体の議会の議員が在職中、他の地方公共団体の議会の議員の立候補及びその兼職禁止について、第六点は、参議院全国選出議員の選挙の場合に、一都道府県に設置する事務所又は掲示するポスターの数につきまして、第七点は、参議院全国選出議員の選挙の場合のポスターの検印について、活発なる質疑が行われたのであります。第八点は、文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為の制限規定中「主として」を加えるべきことについて、第九点は、参議院全国選出議員の交通機関の利用につきまして、第十点は、選挙費用の支出において、公職の候補者又は出納責任者と意思を通じないでする支出の制限の必要について、第十一点は、選挙事項の周知及び棄権防止の啓蒙宣伝に要する費用について質疑がなされたのであります。第十二点は、参議院地方選出議員の定員を増加することにつきまして、第十三点は、本法案を実施するに当つての予算との関係について、第十四点は、参議院議員の在任期間を異にする合併選挙の場合の繰上補充につき、第十五点は、教育者の地位利用の選挙運動について、本法案のごとく教育者のみに限定すべきでなく、何人も学校の児童、生徒及び学生で年齢二十年未満の者に対して教育上特殊の関係ある地位を利用して選挙運動をすることができないことと規定する必要について、各委員より熱心な質疑がありまして、それ〴〵答弁があつたのであります。

かくして討論に入るに先立ち、各委員の共同提案になるところの修正案が提出せられました。今これを朗読いたすのでありますが、少し長くなりますので、各議員諸君の文書函にこれが配付してあり、すでに御覧になつたことと思いますので省略させて頂きます。

続いて討論に入りましたところ、修正案については、出席委員の全員が賛成の意を表されまして、その修正部分を除く原案に対しましては、中川、鈴木、小林の各委員より賛成の意見開陳があり、羽仁、太田、姫井、來馬、兼岩各委員よりそれ〴〵原案に反対の討論がありまして、直ちに採決に入りましたところ、修正案については出席委員全員を以て可決し、修正部分を除く原案については多数を以て可決し、ここに本案は修正議決せられた次第であります。

以上で公職選挙法案に対する御報告を終りまして、次いで公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案についての御報告を申上げます。

本法案は、公職選挙法の施行によつて廃止すべき法令及び関係法令にして整理を要すべきものについて整理すると共に、公職選挙法の施行及び関係法令の整理に伴う経過事項を規定したものであります。即ち関係法令の整理については、政治資金規正法、地方自治法、教育委員会法、刑事訴訟法施行法、最高裁判所裁判官国民審査法、農地調整法、漁業法、地方自治法の一部を改正する法律、検察審査会法、全国選挙管理委員会法等、以上十法律の一部改正を行い、廃止法令については、衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法その他の法令十七件の廃止を規定したものであります。更に公職選挙法の施行に伴う経過規定において、従前の選挙の効力について、現任の議員及び委員の選出について行われた選挙は、公職選挙法によつて行なつた選挙とみなす等、必要な各種の事項を規定いたしております。

本案に対する質疑におきましては、公職選挙法案との関連において、いろ〳〵の質疑が行われました。而して討論に入るに先立ち、公職選挙法案に対する修正に関連する部分について、各委員共同提案になる修正案が提出せられました。それを朗読するのでありますが、前の公職選挙法案におけると同じに、これも各位の文書函に配

つてありますから、これを省略さして頂きます。而して討論に入りましたところ、別に御発言もありませんため、直ちに修正案及び修正部分を除く原案につき採決に入りましたところ、それ〴〵多数を以て修正案及び修正部分を除く原案について可決し、ここに本案は修正議決せられた次第であります。以上二案について御報告を申上げます。

尚、本法案は第五国会以来約一ヶ年を費しまして、ここに結論を見るに至りました。この際、前委員長柏木庫治君、小川久義君を初め各委員諸君の非常なる御努力に対してここに感謝いたして、この報告を終りたいと存じます。(拍手)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎水路業務法 (昭和二五、四、一七、法一〇二)

一、提案理由(三月十日)

○原(健)政府委員 ただいま上程されました水路業務法案について、提案の理由とその概要を申し上げます。

水路業務の成果は、海上における安全確保の基礎的資料となるとともに、港湾沿岸土木工事、防災及び海洋の利用開発、さらに地球物理学の調査研究にも欠くことのできないものであります。この重要な意義を有する水路業務の実施を円滑かつ確実ならしめることは、きわめて重要であります。現在水路業務に関する法律としては、明治二十三年に制定された水路測量標條例のみでありまして、新憲法が施行された今日において、妥当性を欠く点が多く、その内容においても現情勢に適応しないものがあります。

なお今般海上保安庁水路部は、その筋の許可を得て、近くモナコの国際水路局に加盟の予定であります。従つて加盟各国は国際水路会議の決議によつて、国内における水路に関する資料及び情報を提供交換し、もつて全海面の航海の安全に協力をしなければならないのであります。このことは現在わが国船舶の外航が許可せられた情勢下において特に重要なことであります。従つてこれらの資料及び情報を正確かつ迅速に入手し、これを審査公表するための基礎的制度の確立が必要であります。これが水路業務法案を提出する理由であります。本法案は水路測量標條例を全面的に改正し、種々の新しい規定を加えたものでありますが、その主要な点は次の通りであります。

第一に、水路業務本来の目的及びその業務内容の用語に対する定義について規定いたしました。

次に、特に水路業務の主要部門である水路測量に関して、その実施の基準を定め、その成果に一定の標準を與え、資料の交換に資することといたしたのであります。またその実施にあたつても、海上保安庁長官が学術上あるいは局地的な測量を除き、その調整並びに勧告をなし得ることといたしたのであります。

第三に、水路関係作業による成果並びに情報は、海上保安の立場から海上保安庁長官がこれを收集し、公表しなければならないので、これに対する資料または報告の要求と、水路関係事項の通報に関する事項を定めたことであります。

第四に、水路測量並びに海象観測の成果により調製される水路図誌は、海上安全の指針であり、常に現状に即せしめるよう改補を施すことが必要でありますので、これの復製並びに類似刊行物に対して制限を付し、海上安全の全きを期する次第であります。

第五に、水路測量及び海象観測の実施にあたつての権能と保護に関する規定を定め、その作業の円滑かつ合理的な運営をはかつたことであります。

最後に、この法律に基いてなされた処分に対して、訴願の途を開き、また必要な罰則とその他法律の施行に必要な経過的措置を規定いたしました。

以上が水路業務法提案の理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院運輸委員長報告(三月十八日)

○稲田直道君 ただいま議題となりました水路業務法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る三月八日、本委員会に付託せられまして、三月十日、政府より提案理由の説明を聽取し、これを愼重に審議いたしたのであります。

本法案の趣旨を簡單に申し上げますと、現在水路業務に関する法律といたしましては、明治二十三年に制定せられました水路測量標條例のみでありますが、新憲法が施行せられました今日におきましては、法令の体制上現代に不相応であり、またその内容においても現情勢に適応いたしませんので、現行條例に全面的に改正を加えまして、種々新しい規定を織り込んだものであります。

その内容の主なる点をあげますと、まず第一点といたしましては、水路業務の目的及びその業務の内容の用語について定義を規定したのであります。次に第二点といたしましては、水路業務の主要部門である水路測量に関しまして測量の基準を定め、その成果に一定の標準を與えまして、資料の交換に資することといたしたのであります。第三点といたしましては、海上保安の立場から、港湾施設の状況について、地方公共団体等に対しまして資料の提出または報告を求めることができることといたしました。第四点といたしましては、海上安全の指針である水路図誌は常に現状に一致させておく必要がありますので、これを複製し、あるいは類似刊行物を発行しようとするときは海上保安庁長官の承認または許可を受けなければならないこととといたしました。

次に本法案に対する質疑の主なる点を申し上げますと、第六條において、海上保安庁以外の者が国または地方公共団体から費用の補助を受けて水路の測量を実施しようとするときは海上保安庁長官の許可を受けなければならないと規定されているが、費用の補助を受けない場合は自由であるかとの質問に対しまして、政府委員より、かかる場合は測量の規模もきわめて小さく、従つて許可を受ける必

要はない旨の答弁がありました。また第十八條に測量船に著しく接近してはならないと定められているが、測量箇所をあらかじめ周知するにはいかなる方法によるのであるかとの質問に対しまして、政府委員より、官報に掲載するとともにラジオ放送を行い、周知に遺憾のないよう措置する旨の答弁がありました。その他の詳細については会議録に譲ることといたします。

次いで自由党の關谷勝利君より、第八條中に「前條」と規定されているが、これは明かに誤りと認められるので、これを「第六條」と改めること、また第十條中に「地方公共団体又は港湾法に規定する港湾管理者に対し、その管理する港湾」と規定されているが、まだ港湾法案が内閣より提出されておらないので、これを「地方公共団体その他港湾施設の管理者に対し、その管理する港湾施設」に改めること等の修正案の提出がありました。

次に討論に入りまして、日本共産党を代表して林百郎君より、本法案に対しまして、第一点として、講和会議締結前に単独で国際水路会議に加盟するのは妥当ではない、第二点として、現下の状態において水路測量及び海象観測等の成果を交換することは、わが国を軍事基地化させるおそれがある、第三点として、障害物を除去するため定置漁業の作業に支障を及ぼし、しかもこれに対する完全なる補償を期し得ない、第四点として、港湾の修築に制肘を加えるためその修築に支障を来す等、以上の理由により反対の旨を述べられました。

かくて討論を打切り、ただちに修正案について採決の結果、起立多数をもつてこれを可決し、次いで修正部分を除く原案について採決の結果、これまた起立多数をもつて可決いたしました。よつて水路業務法案は修正議決すべきものと決した次第であります。

右御報告申し上げます。

三、参議院運輸委員長報告(四月七日)

○小泉秀吉君　只今議題となりました水路業務法案について、運輸委員会における審議の経過及び結果について御報告申上げます。

最初に本法案の提案理由について申上げます。その一つは、水路業務の成果は海上における安全確保の基礎的資料となると共に、港湾、沿岸土木工事、防災及び海洋の利用開発、更に地球物理学の調査研究に不可欠のものでありますので、水路測量の成果その他の海洋に関する科学的基礎資料を整備する必要のあることであります。その二は、我が国は総司令部の好意ある措置によりまして近くモナコの国際水路局に加盟の予定でありますが、加盟国には国内における水路に関する資料及び情報を提供交換いたしまして、航海の安全に協力しなければならないのであります。従いまして、これらの資料及び情報を入手し、これを公表するための基礎的制度を確立する必要のあることであります。現在水路業務に関する法律といたしましては、明治二十三年に制定されました水路測量標條例がありますが、この法律は新憲法の施行された今日において妥当性を欠く点が多いので、これを廃止いたしまして、前に述べました必要を満たすために本法案が提出された次第であります。

次に本法案の要点を申し上げますと、第一は、水路測量の基準を定めてその成果の国際的交換に資することとしたこと。第二は、海上保安庁長官に水路業務の成果の公表を義務付けると共に、これに関する資料又は報告要求の権限を定めたこと。第三は、水路業務の円滑な実施を図るため、水路測量標及び測量船の保護、海上保安庁職員の土地、水面への立入、障害物の除去の権能について定めたこと。第四は、水路業務の実施により海上保安庁の刊行した海図、水路誌、潮汐表、燈台表等の水路図誌は海上保全の指針でありますので、これらの複製類似刊行物について制限したこと。第五は、この法律に基く海上保安庁長官の処分に対して訴願の途を開き、又必要な罰則を設けたことであります。

本委員会において審議いたしましたところ、海上保安庁長官の承認又は許可を受けないで海上保安庁の刊行いたしました水路図誌の複製又は類似刊行物の発行をした者について罰則の規定があるのでありますが、水路図誌の保護の万全を期するため、法人の代表者、又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その業務に関しましてかかる違反行為をいたしました場合においては、行為者のみならず、その法人又は人に対しても罰則を適用するいわゆる両罰規定を設ける修正案が提出されました。本委員会はこの修正案に基きまして審議いたしましたところ、衆議院送付案は修正案の通り修正可決すべきものと全会一致を以て決定した次第でございます。以上御報告申上げます。

更に倉庫業法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過及び結果につきまして御報告申上げます。

現行倉庫業法は昭和十年に制定されたものでありまして、その内容は倉庫証券の発行についての取締規定であります。従いましてその規律の対象も発券倉庫業者に限定されておるのであります。然るに終戦後におきまして倉庫証券を発行しない倉庫業者が著しく増加いたしましたが、現行倉庫業法の規律の対象とならず、自由放任の状態に置かれておりますので、重要物資の保管に不都合な事情が生じて参りました。このような事情を背景にこの法律案は提出されたのでありまして、その主なる点を申上げますと、その一は、倉庫証券の発行の有無に拘わらず、倉庫業者に対して倉庫の施設や経営について届出義務を課しまして、倉庫業の実態把握を図つたこと、その二は、倉庫の施設や経営に著しく不都合な点がある場合に、政府がこの改善に関しまして公聴会にかけましたる上必要な措置を講じ得ることとしたことであります。

本委員会におきましては審議を重ねまして討論に入りましたところ、本法案の運用に関しまして次のような要望意見が述べられました。即ちその一は、前に申述べました本法案の趣旨に鑑みまして、特定の業者を保護したり又は既存業者に対しまして不当に不利益を與えないよう十分に注意をすると共に、倉庫の施設や経営に関する政府の命令によりまして、業者が不測の損害を蒙むらないように、本法案に基く政令、省令を十分に承知し得るよう親切な措置を講ずること、その二は、倉庫の不正利用を阻止し得るような措置を講ず

ること、第三は、本法案の施行に伴い事務量が増加するものと思われるが、増員を避けて既定の経費で賄うように努力することなどであります。次に本法案の採決に入りましたところ、本法律案は原案通り全会一致を以て可決すべきものと決定した次第でございます。

以上御報告申上げます。(拍手)

◎学校教育法の一部を改正する法律

(昭和二五、四、一九、法一〇三)

一、提案理由(三月七日)

○国務大臣(高瀬荘太郎君) 只今議題となりました学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の骨子を御説明申上げます。

この法律は、従来学校教育法に規定のなかつた大学の名誉教授に関する規定をあらたに設け、又高等学校の定時制課程及び各種学校に関する規定を整理する等の必要に基きまして、学校教育法の一部について所要の改正を行うものでございます。

名誉教授に関しましては従来は、官公立の学校についてだけ単行の勅令で規定されておりまして、規定の仕方も現在では不適切と考えられますので、この際これを法号として広く国立私立の大学において一定の要件に該当する者に対しまして、当該大学の定めるところに従つて授與できるようにしたものでございます。

次に高等学校につきましては、その定時制課程の定義を明確単純化し、修業年限を一般の場合には三年、定時制の場合には四年以上と定めた外、必要に応じて、養護教諭、助教諭及び技術職員を置くことができるようにする等、高等学校の実情に応じまして、所要の改正を行いました。

第三に、各種学校につきましては、その定義を明確にすると共に、認可を受けていない事実上の各種学校を学校教育法の規定によらせることについて必要な改正を行いました。

以上が、本法案の提案理由及びその内容の骨子でございます。どうか、十分御審議頂きまして、速かに御可決下さいますようお願いいたします。

二、参議院文部委員長報告(三月三十一日)

○藤田芳雄君 只今議題となりました三案につきまして、文部委員会の審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず学校教育法の一部を改正する法律案について御報告申上げます。

本案は現在の学校教育法を部分的に改正いたすことを目的として政府より提案されたものでありまして、改正の主要点は凡そ三点であります。第一点は大学の名誉教授に関する規定を新たに設けたこと、第二点は高等学校の定時制課程に関する規定を整理したこと、第三点は各種学校に関する規定を整理したこと等であります。その

うち、先ず名誉教授につきましては、従来旧制の官公立大学高等専門学校等につき、勅令で規定されておつたわけで、今回学校制度の改革に伴い、又新憲法の下におきましては、新たに何らかの法的措置を必要とするに至つた次第でありまして、本案は名誉教授の称号を、今後広く国立、公立、私立の新制大学において、一定の要件に該当する者に対しまして、当該大学の定めるところに従つて授與できるように規定いたしております。次に高等学校につきましては、従来夜間において授業を行ういわゆる夜間の課程と、特別の時期及び時間において授業を行ういわゆる定時制の課程とを、それ〴〵区別いたしておりましたが、その後実際には、時期によつて或いは昼間に授業を行い或いは夜間に授業を行い、殆んど両者の区別が困難な状態となりましたので、今後両者を一本に統一いたし、すべて定時制の課程と呼ぶことにいたそうとしております。又このような定時制の課程は、将来すべて修業年限を四年以上といたしまして、無理なく高等学校の教育内容を履修させようとしております。その他の本案は高等学校の職員に関する規定の改正をも行なつております。最後に、各種学校即ち洋裁学院のように、小学校、中学校等の通常正規の学校以外の学校につきましては、この各種学校として設置の認可を受けないで事実上そのような学校の経営をいたしておるもの等についての処置の方法を新たに規定しております。

委員会におきましては数回に亘つて愼重審議をいたし、河野、鈴木、左藤、河崎の各委員から、定時制高等学校に対する政府の援助方針、養護教諭の育成、名誉教授制度の基準、各種学校の概念、その認定の基準等につきまして、熱心な質問がありましたが、その詳細並びに政府のこれに対する説明につきましては議事録について御参照をお願いいたしたいと思います。質疑を終了いたし、討論に入りましたが、河野、梅原、鈴木、左藤の各委員から、学校教育法し全般的大改正を早急に行うべきこと、その際には養護教諭、職員会議等について十分規定を整備すべき旨の要望の下に賛成の討論があり、又木内、三島両委員から本案の施行期について修正案の提出がありました。かくて採決の結果、全員一致を以て本案を修正可決することと相成りました。右御報告申上げます。

次に国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして御報告申上げます。

昨年国立学校設置法が公布施行されましてから約一年を経過いたしましたが、その間各国立大学はその組織の整備と内容の充実に鋭意努力いたしました結果、新学年度に当りましてこの整備充実の結果を法文化するため、国立学校設置法の一部を改正する必要を生じました。これがこの法律案を提出した政府の理由とするところでございます。次に本法律案の内容を簡單に申上げますと、北海道大学、名古屋大学等国立学校の一部について、大学学部の分割によつて新学部の創設を図り、大学附置研究所の新設合併を行い、又旧制の学校におきましては、本年三月を以て廃止となるために、その教職員、学生生徒の定員がなくなるものを削除する等、その組織を整備すると共に、国立学校に置かれる教職員の定員を、学部の設置、学年の進行、旧制の学校の募集停止等に基く増減に応じて改正する

ことをその骨子といたしております。

委員会におきましては慎重審議の結果、これらの措置はいずれも妥当なものと認めましたが、公立の高等学校、専門学校等が国立大学への合併移管に伴い、新定員法によつて職員の縮減を受けることのないよう、且つ教育職員の職務内容に鑑み、機械的な定員の増減や配置によつて学問の破壊を来たさないように、政府に対し十分な考慮をめぐらすことを強く要請いたしましたところ、これに対し高瀬文相並びに本多国務相から、学年進行及び移管による教員の増員は当然のことであるから十分善処する、国立学校については、一般各省の行政簡素化その他の理由による定員削減とは一応切り離して考えるとの言明がありました。かくて討論を省略いたしまして採決の結果、全員一致を以て衆議院送付案を可決いたしました。右御報告申上げます。

次に図書館法案につきまして御報告申上げます。

国民の教養の向上を図るため、学校教育と相並んで社会教育が極めて重要性を持つことは、今更申上げる必要もございません。さて社会教育を振興いたしますためには、これを担当いたしまする公民館、図書館等が、確実な法的、経済的の基礎に立つて十分な活動をいたさねばなりません。すでに制定されました社会教育法は、公民館につきまして、その助成方法等について種々の法的措置を講じておりまするに拘わらず、図書館については具体的な規定を設けなかつたため、直接の関係者はもとより、一般世論も又急速に何らかの法的措置がとられることを要望いたして参りました。今回政府が図書館法案を提出いたしましたのは主としてこのような理由によるものであります。さて本案の内容を見ますると、その主要点は、新らしい時代においての公立図書館及び私立図書館のあり方を明かにしたこと、図書館の職員制度の確立を図つたこと、公立図書館の基準及びこれに対する国庫補助について規定を設けたこと、私立図書館について規定を設けたこと等であります。

本案につきましては、委員会は数回に亘つて審議を重ねましたが、本案には図書館に関連する最も重要な点即ち公立図書館に対する国家の積極的助成策について規定が不十分であります。そのため地方公共団体におけるその設置義務、公立図書館の設備乃至規模の基準等については必然に甚だ緩やかな規定の仕方をいたしておりまして、いわば勧告的なものに止まつております。現在図書館の社会教育上の重要性に鑑みまして、この点は審議に際し委員会が最も遺憾としたところであります。尚、若木、藤田、河野、梅原の諸委員から、図書館奉仕、私立図書館の司書及び司書補、図書館資料には国家的社会的一般資料を含むや否や、公民館と図書館との調和方法等について、こもごも質問がありました。かくて質疑を終了いたし、討論に入りまして、三島委員から、第二十條の「国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の定めるところに従い(中略)援助を行うことができる」とありましたのを、「援助を行う」と改め、又十七條が公立図書館は入館料等を徴収してはならないと規定していますのを、昭和二十六年四月一日までその施行を延期する等の趣旨の修正案が提出されました。又梅原委員は、政府において図書館事業の発達のため十分の予算的措置を講じ、補助金の確保に努力すべき旨を要望せられ、更に河野委員から、同じく補助金の強化、司書及び司書補の講習、国立大学における図書館講座の拡充、公立図書館の認定基準等について希望意見の開陳があり、かくして採決に入りまして、全員一致を以て本案を修正可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申上げます。(拍手)

三、衆議院文部委員長報告(四月八日)

○高木章君　ただいま議題となりました学校教育法の一部を改正する法律案及び図書館法案について、文部委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず学校教育法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、次の三点について改正しようとするものであります。すなわちその第一点は、大学の名誉教授に関する規定を新たに設けたことであります。第二点といたしましては、高等学校の定時制課程の定義を明確単純化するとともに、高等学校に定時制の課程を置く場合はその修業年限を四年以上と定めたこと、さらにまた高等学校及び大学における職員に関する規定を若干整理していることであります。第三点は各種学校に関する規定でありまして、他の法律に特別の規定のある学校については、これを各種学校の範囲から除外して各種学校の定義を明確にするとともに、従来認可を受けていない

事実上の各種学校に対してはこれを学校教育法の規定によらせるようにいたしておるのであります。以上が政府原案の要旨であります。

さて本案は、二月二十三日、予備審査のため本委員会に付託せられ、二月二十七日、政府の提案理由の説明を聴取した後、ただちに審議に入り、四月七日まで前後四回にわたり、各委員よりきわめて熱心なる質疑応答がございましたが、その詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終局し、討論に入りましたところ、今野委員は共産党を代表して反対の意を表せられ、水谷委員は自由党を代表して賛成の意を表せられ、また松本委員は要望事項を付して賛成の意を表せられました。

次いで採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第でございます。

次に図書館法案について申し上げます。

社会教育法の精神に基いて、わが国図書館の健全な発達をはかるため、図書館の設置及び運営について必要な規定を設けようとするのが、本案提出の趣旨であります。

今、内容のおもなる点を申し上げますと、第一に、地方財政の過重な負担を避けるため、地方公共団体に対して図書館設置の義務を課さず、地方の自主的措置にまかせる一方、一定の基準に達した公立図書館に対しては、国が補助金を交付して積極的な奨励策を講ずるようにいたしておる点であります。第二といたしましては、図書

保險業法等の一部を改正する法律　日本政府在外事務所設置法

館奉仕の理念を明らかにして、社会教育機関としての図書館の活動面を強調するとともに、公立図書館の利用に対してはすべてこれを無料といたしている点であります。第三には、図書館の職員の養成制度を確立しようとしている点であります。第四には、私立図書館に対しては、その自主的活動を尊重する意味において、法律的拘束をできるだけ避けるようにしているのであります。

以上が本案の大要でございますが、文部委員会におきましては、去る三月四日、予備審査のため本委員会に付託されまして以来、前後四回にわたり慎重に審議を重ねました結果、教育基本法の精神から申しましても、また新しい図書館に対する世論の熱心なる要望から申しましても、本案のすみやかなる成立はきわめて時宜に適した処置であると認め、討論を行いましたところ、共産党今野委員より反対、自由党圓谷委員、社会党松本委員より、それ〴〵賛成の意見が述べられました。

次いで討論を終り採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもつて報告を終ります。（拍手）

◎保險業法等の一部を改正する法律

（昭和二五、四、一九、法一〇四）

一、提案理由（三月十四日）

（輸出信用保險特別会計法の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十三日）

（製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（四月七日）

（旧軍港市転換法の委員長報告と一括して掲載）

◎日本政府在外事務所設置法

（昭和二五、四、一九、法一〇五）

一、提案理由（四月五日）

○川村政府委員　日本政府在外事務所設置法案につきまして、提案の理由を申し上げます。

日本政府は、さきにアメリカ合衆国に日本政府在外事務所を設置することに関する昭和二十五年二月九日付連合国最高司令官総司令部の日本政府あて覚書を受領しました。この覚書によつて、日米両国間の通商貿易の振興をはかるとともに、米国在留日本人の戸籍事務及び財産問題処理のため、ニューヨーク、サンフランシスコ、ロスアンゼルス及びホノルルの四箇所に、在外事務所を設置するようにとのアメリカ合衆国政府の招請が伝達されると同時に、右の在外事務所の所掌事務、構成等に関する連合国最高司令官総司令部の意向が通報されました。

政府は、貿易振興及び在留邦人保護の重要性にもかんがみ、アメリカ合衆国政府の招請を欣然受諾したのであります。その後、さらにシアトルにも在外事務所を設置するようにとの提案があり、政府はこれも受諾いたしました。政府は本件を円滑に、かつすみやかに実施に移すため、慎重に案を練つて参りましたが、今回日本政府在外事務所設置法を制定して、在外事務所の設置、所掌事務並びにこれに置かれる職員、及びその給與について規定したいと存ずる次第であります。日本の国際社会復帰への第一歩を印するものとして、本法案はきわめて意義あるものであり、またわが国にとりましてまことに喜ぶべきことと思われます。

以上が提案理由の大要であります。何とぞ慎重御審議の上、御採択あらんことをお願いいたします。

二、衆議院外務委員長報告（四月八日）

○岡崎勝男君　ただいま議題と相なりました日本政府在外事務所設置法案につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、四月四日内閣から国会に提出され、本委員会に付託され、翌五日委員会において審議をいたしたのであります。

政府側の説明によりますれば、政府はアメリカ合衆国に日本政府在外事務所を設置することに関する連合国最高司令官の覚書を受領いたしたのであります。この覚書によつて、日米両国間の通商貿易の振興をはかり、かつ米国在留日本人の戸籍事務及び財産問題処理のため、ニューヨーク、サンフランシスコ、ロスアンゼルス、ホノルル及びシアトルの五箇所に在外事務所を設置するようにとのアメリカ合衆国政府の招請が伝達されました。政府は、貿易振興及び在留日本人保護の重要性にもかんがみ、アメリカ合衆国政府の招請を受諾したのであります。よつて政府は、本件を円滑かつすみやかに実施するために、慎重研究の結果、今回日本政府在外事務所設置法を制定し、在外事務所の設置、所掌事務並びにこれに置かれる職員及びその給與について規定したいと考えたのでありますが、本法案は、日本の国際社会復帰への第一歩を印するものとして、きわめて意義あるものであると思われるとのことでありました。さらに政府より本法案の各條項につき詳細な説明がありました。

次いで委員側より多数の質疑が行われ、政府側よりそれ〴〵答弁がありましたが、そのおもなるものをあげますれば、必要なる予算については、所要経費は大体一億二千三百四十万円で、そのうち人件費三千九百七十五万円を見込んでおり、昭和二十五年度大蔵省所管海外拂関係諸費より移しかえることに大蔵省と協議したこと、在外事務所の人員は、各一箇所に職員三名、事務職員四名を越えないこととし、各職員には一般職の職員の給與に関する法律による給與のほか在勤手当及び住居手当を支給し、在勤手当は年額三千二百米ドルから五千八百米ドルに至る十階級にわかち、また配偶者を任所に伴う場合には住宅手当として年額千二百米ドルを支給すること、在米日本人の概数は、二重国籍者を含めて、大体ハワイ諸島に二十万、米本土において十六万に上る見込みであること等であ

りました。なお右に関する詳細は会議録によつて御了承を願います。

かくて本法案は、質疑終了の後賛否の討論を行い、ただちに採決に入り、多数をもつて可決せられました。

右報告いたします。（拍手）

三、参議院内閣委員長報告（四月十九日）

（北海道開発法の委員長報告と一括して掲載）

◎倉庫業法の一部を改正する法律

（昭和二五、四、二〇、法一〇六）

一、提案理由（三月十六日）

○大屋国務大臣　倉庫業法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

わが国の倉庫業は、戰災によつて甚大な打撃を受けたのでありますが、終戰後の復興もまた著しく、今や全国に約六百の普通倉庫業、約八百の冷蔵倉庫業及び九つの水面木材倉庫業、計約一千四百の倉庫業者が営業を行つておる現状であります。

申すまでもなく倉庫業は、本来不特定多数の寄託者のために、大量の物品を善良なる管理者の注意をもつて保管する業務でありまして、大量物資の生産と消費との間に介在して、その需給調整並びに価格調整のために施設と役務とを提供いたすのみならず、交通の要地、特に臨港地帯に位置いたしまして、海陸運輸量の較差を調整する等、運輸の一環としてもきわめて重要な役割を演じているのであります。

右に述べましたように倉庫業は、物品流通経済の基盤を構成いたしますとともに立地的には独占企業たる性格をあわせ有しております。これを規整する法律といたしましては、昭和十年に倉庫業法が制定されたのでありますが、この法律は、名は倉庫業法でありますが、その実は、もつぱら倉庫証券の流通のみに着目して制定されました倉庫証券発行取締法にすぎず、その規律の対象はもつぱら発券倉庫業に限つております。

現行法制定当初は、倉庫営業者はほとんどすべて発券倉庫業者でありました関係上、実質上はほとんど全部の倉庫営業者がこの法律の適用を受けることとなりまして、倉庫証券の公信性も確保せられ、一応所期の目的は達せられていたのであります。しかるに終戰後は、右のような事情は一変いたしました。すなわち非発券倉庫業の数が著しく増加し、中には経営方法の劣悪なものも少くないのであります。一例を倉庫の構造にとつてこれを見ましても、戰前の二五%にすぎなかつた木造倉庫が、今日においては実に六〇%を越えている実情であります。

しかもこれらの倉庫に保管されておりますものの大部分は、主食、綿花、肥料、塩等、政府の統制品でありまして、倉荷証券の発行を必要としない関係から、倉庫業法の埒外にあつて、まつたくの自由放任の状態にあるのでありまして、はなはだしきに至つては最小限

度の火災、盗難、風害等に対する予防措置さえ講じておりませんために、主食、繊維等、貴重なる国民の財貨がいたずらに滅失、減耗しつつある状況でありますし、また主要臨港地帯においてせつかく倉庫がありましても、坪数が少な過ぎたり、あるいは設備が劣悪であつたりいたしますために、配船、特に外国貿易船の入出港を遅延し、積みおろしの澁滞を招来した例があります。またさらに冷蔵倉庫の設備が不完全なるため、都市における生鮮食料品の鮮度が低下する等の弊害は、各方面においてようやく顯著になろうとしております。

よつて政府は、とりあえず現行の倉庫業法の一部を改正することによりまして、今日の事態に対応する措置を講じたいと存ずる次第であります。

すなわち、非発券の倉庫営業者に対しましても、事業内容の届出義務を課することによりまして、その実態を調査いたしますとともに、公共の福祉を確保するために、必要な最小限度の行政措置をとり得ることにいたしました。

なお現行法では、倉庫証券の発行許可を受けた倉庫業者が、法人格を変更いたしましたときは、実体が同一でありましても再申請をして許可を受けなければ、倉庫証券を発行することができないという不便がありましたので、この際許可に基く権利義務の承継につき、認可を受ければ継続して倉庫証券を発行できるように、手続の簡易化をもあわせ規定することといたしました。

この法案の提出の趣旨は、以上申し上げた通りであります。要は本邦倉庫営業の公正な経営と健全な発達を促進し、物品流通経済の円滑な回転と取引の安全をはかるにあります。何とぞ愼重御審議の上、すみやかに可決されますよう、お願い申し上げます。

二、衆議院運輸委員長報告（三月二十八日）

○尾関義一君　ただいま議題となりました倉庫業法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る三月十四日、本委員会に付託されまして、越えて十六日、政府より提案理由の説明を聽取し、これを愼重に審議したのであります。

本法案の趣旨を簡單に申し上げますと、現行法は、その規定の対象がもつぱら証券発行倉庫業に限られておりましたが、終戰後に至りまして、非発券倉庫業が著しく増加いたしました。これらの中には、火災または盗難に対する予防措置さえ講じていないもの、あるいは設備が不完全なもの等がありますので、非発券倉庫業に対しましても最少限度の行政措置をとり得るようにしようとするのであります。また現行法では、発券倉庫業者が法人格を変更いたしましたときは、その実体が同一でありましても、再申請をして許可を受けなければ証券を発行することができないという不便がありますので、かかる場合には認可を受ければ継続して証券を発行し得るよう手続の簡易化をはかる等、今日の事態に対応する措置といたしまして、現行法の一部を改正しようとするものであります。

その内容のおもなる点をあげますと、まず第一点といたしましては、倉庫営業者の定義を明らかにしたことであります。次に第二点といたしましては、倉庫営業者は営業を開始した日から三十日以内に所定の事項を主務大臣に届け出なければならないことであります。第三点といたしましては、主務大臣は倉庫営業者の事業計画及び営業規則等について一定の基準を設けまして、その基準に適合しない場合は、公聴会を開いた上、事業の休止あるいは廃止を命じ得ることといたしたのであります。第四点といたしましては、発券倉庫業者がその法人格を変更いたしたときの手続を簡素化いたしたのであります。最後に第五点といたしましては、罰金の額を現在の経済情勢に適応せしめたのであります。

本法案に対する質疑に関しては、速記録にこれを譲りたいと存じます。

次に討論を行い、共産党を代表して林百郎君が反対、自由党を代表して岡田五郎君が賛成の意を表されました。採決の結果、起立多数をもつて本法案は政府原案通り議決すべきものと決した次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院運輸委員長報告（四月七日）

（水路業務法の委員長報告と一括して掲載）

◎電信電話料金法の一部を改正する法律

（昭和二五、四、二一、法一〇七）

一、提案理由（二月二十一日）

○国務大臣（小澤佐重喜君）　只今議題に相成りました電信電話料金法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申上げます。

この法案によつて改正される料金は、警察事務、刑事訴訟事務及び日本国有鉄道の鉄道事業の用に供する市外線専用電話の市外線専用料であります。これら専用電話のうち大部分を占める警察用電話は、従来警察側において設置し、保守して来たのでありまするが、先般第六国会において成立いたしました警察用電話等の処理に関する法律により電気通信省に正式に移管されることになつたのであります。然るに警察事務の用に供する市外専用電話の市外線専用料はその施設の運用並びに維持に要する実費を遙かに下廻つている現状でありますし、刑事訴訟事務及び日本国有鉄道事業の用に供するものにつきましても、概む同様な事情にありまするので、今回これらの市外専用電話の市外線専用料を、実際必要な経費を償い得るように、現行料金の約二・三倍に引上げまして、これらの市外専用電話の経費とその収入との均衡を図ろうとするものであります。

何とぞ十分御審議の上速かに可決せられるようお願いいたします。

二、参議院電気通信委員長報告（三月一日）

○松野喜内君　只今議題となりました電信電話料金法の一部を改正する法律案につきまして、電気通信委員会における審議の経過並びに結果につきまして御報告申上げます。

先ず提案の理由及びその内容を申上げますと、この法案によつて改正される料金は、警察事務、刑事訴訟事務及び日本国有鉄道の鉄道事業の用に供する市外専用電話料金でありまして、これらの料金は、その施設、運用並びに維持に要する実費を遙かに下廻つておる現状でありますので、今回これを実際に必要な経費を償い得るように、現行料金の約二・三倍に引上げて、その経費と収入との均衡を図ろうとするものであります。

電気通信委員会は、本案が付託されまして以来、慎重な審議をいたし、各委員よりも熱心なる御質疑がありましたが、詳細は速記録によつて御承知を願うことにいたしまして、その大要を申上げますと、先ず一委員から、この料金引上げによつて必要経費を賄い得るか、近き将来再び値上げするようなことはないかとの質問に対しましては、現在の収入約三億六千三百万円であり、改正後は約八億四千二百万円の予定である、これでも約六千万円の赤字になるが、再値上げは今後料金全般の改訂が問題になつた際考慮したいとの答弁がありました。又日本放送協会は新聞社なみの割引になつておるが、民間放送が誕生した際は、これも同様の取扱をするのであるかとの質問に対しましては、同様の取扱をしたいと考えているとの答弁があつた次第であります。かくて質疑を終えまして討論に入りましたところ、民主党の小林委員より、最近官庁方面の電信電話料金の収納成績が悪いようであるが、この向上策を講ずべきこと及び民間放送事業に対しても日本放送協会と同等の取扱をするための措置をとられたい旨の希望を附して賛成意見がありました外、別段御発言もなく、続いて採決いたしましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上簡単ながら御報告申上げます。（拍手）

三、衆議院電気通信委員長報告（四月十五日）

○高塩三郎君　ただいま議題となりました電信電話料金法の一部を改正する法律案につきまして、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案の目的は、電信電話料金のうち、警察事務、消防事務、刑事訴訟事務及び日本国有鉄道の鉄道事業の用に供する市外専用電話の市外線専用料を改正しようとするものでありますが、これら改正の対象となる専用電話のうち大部分を占めるものは、先般第六国会を通過いたしました警察用電話等の処理に関する法律により警察側より電気通信省に移管せられました警察用電話であります。しかるに、この警察事務の用に供する市外専用電話の市外線専用料は、施設の運用並びに維持に要する実費を著しく下まわつている現状でありますし、消防事務、刑事訴訟事務及び日本国有鉄道事業の用に供するものにつきましても、これとおおむね同様の事情にあり

ますので、今回これらの専用料金を、実際必要な経費を償い得るように現行の約二・三倍に引上げて、これらの市外専用電話の経費と収入との均衡をはかろうとするものであります。

電気通信委員会におきましては、二月十五日、本案の予備付託、三月一日、本付託を受け、以来数次にわたり会議を開催して政府の提案理由並びに内容の説明を聴取し、また政府との間に質疑応答をかわし、慎重審議を重ねたのでありますが、これらはすべて会議録に譲りたいと思います。

かくいたしまして、委員会は、四月十三日、本法案に対する質疑を終了し、引続き討論を行いましたが、その際、日本共産党を代表して江崎一治君は、本法案に対し反対の意見を、自由党を代表して松本善壽君は賛成の意見を述べられたのであります。

次いで委員会は、採決を行いました結果、大多数をもつて原案の通り可決いたした次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

◎通商産業省設置法等の一部を改正する法律 (昭和二五、四、二四、法一〇八)

一、提案理由(三月三十日)

○宮幡政府委員 ただいま議題となりました通商産業省設置法等の一部を改正する法律案について、その提案理由の御説明を申し上げます。

政府は、経済情勢の推移に伴いまして、通商産業省の組織の整備をはかるべく、先般来通商産業省設置法、工業技術庁設置法及び中小企業庁設置法につき鋭意検討を加えて来たのでありますが、今回ようやくその結論を見出すに至りましたので、ここに通商産業省設置法等の一部を改正する法律案として国会に提出し、十分な御審議を仰がんとする次第であります。

すでに御承知の通り、政府は昨年五月二十五日、通商振興の飛躍的発展を意図いたしまして、貿易と生産の一体的運営をはかるため、従来の商工省、貿易庁を解体いたしまして、新たに通商産業省を設置して、爾来この重大な使命の遂行に邁進いたして参りましたが、最近に至りまして、米国対日援助物資輸入実務遂行のための新行政機構設置の要請、産業合理化施策の推進に伴う組織整備、石炭需給統制の緩和並びに行政簡素化の理由に基く組織の再編成等諸般の要請により、通商産業省の組織等も所要の改正を加える必要があると存ずる次第であります。

以下その概要につき申し述べますならば、本法案は第一條に通商産業省設置法の改正につき規定し、第二條に工業技術庁設置法、第三條に中小企業庁設置法の改正をそれ〴〵規定いたしております。

第一に通商産業省設置法の改正について申し述べますと、本省内部部局の関係では、従来貿易公団で行つておりました輸入事業のうち、米国対日援助物資に関しては、行政機関で処理すべき要請がなされておりますため、臨時通商業務局を新設いたしまして、同局において対日援助物資の輸入事業を実施させることといたした次第であります。

次に企業合理化問題は、現在の経済事情において最大の緊急要事であります ので、特に任務に掲げて、その強力な推進をはかることを明らかにするとともに、主としてこの事務に当らしめるため、通商企業局に次長を設けることにいたしました。同時に行政簡素化の趣旨によりまして、通商企業局内の調達賠償部を廃止するとともに、資源庁関係にあつては、石炭管理局、石炭生産局の二局を統合する等所要の整理改廃を実行いたした次第であります。

次に工業技術庁設置法の改正について申し述べますと、従来工業技術庁の人事、会計等庶務に関する事務は調整部で所掌いたしておりましたが、人事院規則の実施ならびに財政法及び会計法の改正に伴いまして、これらの人事、会計行政の事務は大幅に増加し、加えて来年度においては相当数の増員が予定されております関係から、新たに長官官房を新設いたしまして、人事、会計行政を専管させることにいたした次第であります。

第三に中小企業庁設置法の改正につきましては、中小企業行政の強力化をはかるため、中小企業の育成及び発展をはかるべき基本方策の設定、商工組合中央金庫に対する監督等につき、その権限を明確にするとともに、私的独占禁止法または事業者団体法の適用について公正取引委員会との関係を整備することにいたしました。その他昨年十一月一日分室の廃止により、これにかわつて都道府県に設けられた商工資材事務所の職員の身分を、本年四月一日から都道府県の吏員に切りかえることとなつておりますため、これに対する恩給継続措置を講ずること、及び通商産業省機構の変更に伴い国家行政組織法の改正を必要といたしますので、いずれも附則にこの改正規定を掲げた次第であります。

以上、本法案の提案理由及びその概要を申し上げた次第でありますが、政府といたしましては、この法案の成立により、新年度よりその態勢を整備し、充実せる通商産業行政の実施に万遺憾なきを期している次第であります。何とぞ政府の意のあるところを了承せられまして、すみやかに御審議の上、御協賛を得たいことをお願いいたす次第でございます。

二、衆議院内閣委員長報告(四月十八日)

(恩給法等の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月二十一日)

○河井彌八君 只今上程になりました二案、即ち通商産業省設置法等の一部を改正する法律案及び経済安定本部設置法の一部を改正する法律案、この二案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を順次御報告いたします。

先ず通商産業省設置法等の一部を改正する法律案でありますが、本案につきましては委員会を開くこと予備審査と共に二回、一昨日全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました。

本案の提案の理由及びその法律の内容につきまして詳しい説明をいたすことは省きまするけれども、改正点の主なるものを概略申上

げます。その改正点は大きく分けまして三点であります。

その第一点は、通商産業省設置法の一部改正の問題であります。これを細かく申しますと四つの事項となります。その一つは、従来貿易公団で行なつておりましたところの輸入事業のうちで、米国の対日援助物資に関しましては行政機関で処理すべき要請がなされておりますので、これを臨時通商業務局を新設いたしまして、この局において対日援助物資の輸入事業を実施させることにしたということが一つ。次には企業合理化の問題であります。この問題は現在の経済事情の下におきまして最も緊要な事柄であることに鑑みまして、その強力な推進を図ることを明らかにすると共に、主としてこの事務に当らしめるために通商企業局に次長を設けることにいたしたこと、同時に行政簡素化の趣旨によりまして通商企業局内の調達賠償部を廃止すると共に、資源庁関係におきましても、石炭管理局、石炭生産局の二局をば炭政局といたしまして統合するなど、所要の整理改廃を実行したことであります。次にもう一つは、従来部門別の生産動態統計調査は調査統計部の各課で行なつて参りましたが、これをば本省の各生産原局に移しまして、調査統計部では基本的な調査統計と各生産原局及び外局の行う部門別統計調査の総合調整を行うこととしたのであります。尚もう一点は、昨年の十一月一日から通商産業局の分室に代つて都道府県に置かれました商工資材事務所の職員の身分をば、現在の国家公務員より都道府県の吏員に切替えることといたしました。以上が第一点の主なるものであります。

次に第二点は工業技術庁設置法の一部改正の問題でありまして、従来工業技術庁の人事、会計等、庶務に関する事柄は調整部で所掌しておりましたのが、人事院規則の実施並びに財政法及び会計法の改正に伴いまして、これらの人事、会計行政の事務は大幅に増加して、加えて来年度においては相当数の増員が予定されておりまする関係から、新たに長官官房を設けまして、人事、会計行政を専管させることにしたのであります。

第三の要点は、中小企業行政の強力化を図るために、中小企業の育成及び発展を図るべき基本方策の設定、商工組合中央金庫に対する監督等につき、その権限を明確にすると共に、私的独占禁止法又は事業者団体法の適用について公正取引委員会との関係を整備することといたしたこと、この三つの点が主なるものであります。

尚これに対しまして衆議院において修正が加えられてあるのであります。その修正案の要点を申上げまするとこれも三つに分けることができるのであります。その第一点は臨時通商業務局の所掌事務に関するものでありまして、政府原案におきましては、輸入業務を二つに区分して、米国対日援助物資に関するものは新設の臨時通商業務局において処理し、その他は従来通り通商局において行うこととしておりますが、今後は貿易公団の全面的の縮小が予想されますので、輸入業務全体をば臨時通商業務局が併せて実施することといたしたのであります。これが第一点。次の第二点は、現行法のままでは、輸出信用保険特別会計の経理は大臣官房で行い、輸出信用保険に関する事務は通商振興局の経理部以外の機関で行うことになりまするが、保険に関する行政事務と会計事務は同一部局で行うことが運営の円滑を期する上において必要であるということ、及び事務の性質上、現在経理部で行なつておる通商金融と別個に行うことは好ましくないこと等の理由から、経理部において統一的に処理できるようにしたことであります。衆議院の修正の第三点は、工業技術協議会の委員の任命権者に関する事柄でありまして、この協議会の委員の任命が内閣に委ねられてありまする現在の制度をば、任命手続等について、この協議会というものは長官の單なる諮問機関に過ぎないのでありますから、無用の煩瑣を避けますために、この際、工業技術庁長官に委ねることに変更したのであります。衆議院の修正点はこの三つが主であります。尚最後に、本法の施行期日につきましては四月一日という日が書いてありますのは、これはもう時も経過しておりまして不可能でありますので、これをば本案が成立後速かに公布され、そうして即日施行されるという趣意に修正せられたのであります。

この案につきましていろ〳〵政府から詳しい説明がありましたが、委員会において明らかになつた事項を申しますと、現在通商産業省の職員の総数は二万一千二百五十九名であつて、大蔵省は本年度の予算で以て四百六十八名を整理する案になつております。これに対して行政管理庁においては約二千人を削減しよう、そうして最低一万八千八百三十九名を保持すべきものとしておるのでありまする。その削減される人員はどこから出るかと申しますれば、通商産業局、繊維局等、統制事務を所掌しておる部局のものであるのであります。又工業技術庁の人員は五百五十名増員される予定であるという状況であります。

本案につきまして委員との間に熱心な質疑応答がありましたけれども、主たるもの以外はこれを省略させて頂きます。先ず梅津委員から、商工資材事務所の職員が千八百名あるうち、千百名だけをば地方吏員に切替えるということに当つて、残りの七百名の措置をどうするかということについて非常に同情のある質疑が行われたのであります。これに対しまして政府においても合理的な配置転換を考慮するということを申したのであります。尚、三好委員から、この案を見ますと、設置法に基いておらない審議会、法律に根拠を有せざる審議会が沢山ある、そういうものは今回整理すべき筈になつておるのに、通商産業省内においてすでに八十の審議会があつて、そのうち法律に基礎を持つていないものをそのまま存続せしむる結果になつておるのであるが、この法案の中に全然その点に触れていないのは穏当でないという意味の強い質問があつたのであります。政府はこれに対しましていろ〳〵事情を述べまして、止むを得ない点があるということを申し、そうしてこれは今後において必ず整理するであろうということをはつきり答えたのであります。

大体只今申上げましたような事柄で以て質疑応答を終りまして、最後に討論に入りまして、三好委員から、改正案は大体においてこれは当然の規定の整理であり、又他の法律との関連において生じた改正であつて、これは適当と認める、但し審議会の問題については、次の機会において是非整理すべきものは整理いたし、又存続の必要あるものであつて今日法律に基いていないものは、正式に設置

法によつて法律的にこれを存続せしめるよう強い要望がありまして、本案に賛成いたしたのであります。そこで採決は、衆議院のいたしました修正案、それを含めまして採決をいたしましたところが、全会一致を以て可決すべきものと議決した次第であります。

次に経済安定本部設置法の一部を改正する法律案について報告をいたします。

経済安定本部は国家行政組織法第二十四條の規定に基きまして臨時に置かれてある官庁であります。内閣総理大臣を総裁とし、国務大臣を以て長官とする特別の官庁でありまして、これは経済安定の基本的施策の企画立案を初めとして、各行政機関の事務の総合調整及び推進、物価の統制、経済統制等を掌る機関であるのでありまする必要が生じましたので、政府からこの法律案を提出することになつたものであります。本法案における改正の要点を申上げまするとと、その第一点は、内部部局をば簡素化いたしまして、一官房六局という現在の制度をば一官房五局に縮小するのであります。即ち現在の生産局、動力局を統合いたしまして産業局といたします。又生活物資局の名称を改めまして民生局とするものであります。第二点は、経済安定本部の地方機構を簡素化いたしまして、従来、本部、物価庁、経済調査庁のおの〳〵の地方機関としてそれ〴〵地方経済安定局、地方物価局、管区経済調査庁が置かれてありまして、三本建の組織となつておるのでありまするが、今回はこれを一本建に統合いたしまして、管区経済局を八局設けることにいたしたのであります。尚その下部組織といたしまして地方経済調査局を設置いたしまして、それは都道府県に各一局、北海道に四局以内ということになるのであります。尚、第三の点といたしましては、経済安定本部の存続期間を、従来は御承知のごとく一年ごとに更新する規定になつておりまするが、今度はこれを削除いたしまして、当分の間存続するということに改めたことであります。これが改正の要点であります。委員会は前後二回に亘りまして慎重審議をいたしました結果、この改正の趣旨は概ね妥当であると認めまして、全会一致を以てこれを可決すべきものと議決いたした次第であります。

尚この委員会の審議中には経済安定常任委員長佐々木君も特に出席せられまして熱心な質疑応答を行われたのであります。而うして論議の中心となつた点を申上げれば、経済安定本部の性格と機能が今後如何にあるべきかという点であります。最近経済事情の変遷に伴いまして物資の統制は逐次廃止せられました今日、単に物資の統制や配給を主たる目的とする臨時機関であるならば、この経済安定本部なるものはもはや存続を必要としないのではないかということになるのであります。従いまして、経済安定本部の性格はどうであるか、尚これを存続せしむべきものであるかという点であります。この問題につきまして各委員から極めて熱心な発言があつたのでありますが、大体総括して申しますれば、日本の今日の経済事情の推移と国際情勢の変化とに考えてみましても、国の経済施策に関する総合的な企画機関は必要である、安定本部はよろしくこの機能を十分に盡すべきものである、而してその企画は飽くまでも国家的見地

に立つて健全な抜本的なものを要求するのだというような、そういう意見が委員諸君の意見と見て差支ないと思うのであります。尚、総合企画に基く施策の実施面の監査とこれの推進とは、両々不可分の関係において是非必要であるという見解であつたのであります。尚、存続期限の規定はこれは削除せられるのでありますけれども、併し国家行政組織法の根本から見まして、これは臨時に置かれているところの機関であるという点においては変らないのであるということであります。そこで、これにつきまして人員の増減等を調べてみますと、総員五千八百二十五名、そうしてこれから一千百七十七名を減らしまして四千六百四十八名が残るということになります。それから予算におきましては、昭和二十五年度におきまして一千八百八十二億円、その中から五百四十二億余万円を減ずるということになることが明らかになつたのであります。

本案の討論に入りまして梅津委員から、この経済安定本部をば強力に生かして行くように、そうして日本の経済再建のために十分効果を挙げるようにという希望を述べられました。又町村委員からは、国家的な見地からはつきりした抜本的な企画をなして、強い力を以て国の必要に応ずるようにいたすべしという意味の御意見があつたのであります。かくいたしまして全会一致を以て可決すべきものと議決した次第であります。

右御報告申上げます。（拍手）

◎都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二五、四、二五、法一〇九）（参）

一、提案理由（四月八日）

○委員長（岡本愛祐君）　只今より地方行政委員会を開会いたします。

本日は都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案はすでに御承知の通り、本委員会の委員の各位全員の発議にかかるものでございまして、昨日その筋のオーケーのあつたものであります。今更提案理由の説明をするのも不要と存じますが、一応提案理由を申上げて置きます。

先に第五国会において制定されました都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律は、第一に、警察法施行の際、警察の用に供されていた都道府県所有の財産及び物品で、国家地方警察に必要なものは都道府県が無償で国に譲渡することとし、第二に、警察法施行後、昭和二十三年六月三十日までに国家地方警察の用に供するため、都道府県が取得した財産及び物品についても同様とする旨を規定いたしております。又警察法の附則第九條におきましては、警察法施行の際又はその施行後新たに市町村が警察の責に任ず

都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律

ることになつた場合において、現に警察の用に供する国有財産及び都道府県財産又は国及び都道府県の所有に属する物品で国家地方警察に不必要なものは、市町村警察に必要な場合は、無償でこれを当該市町村に譲與するものとする旨を規定しております。ところがその後の情勢の変化によりまして、国又は市町村相互間において、現在その一方の所有する警察用財産等が、不必要となり、且つ他方がこれを必要とする場合において、これを無償で他方に譲渡する途を開く必要を生じて参りましたのでありまして、殊にこれまで国有財産として国家地方警察の用に供されております警察庁舎を地元の市町村警察へ譲渡するを適当とし、政府側においてもこれを認めておる場合がすでに生じておるのであります。そこでかような事情に鑑みまして、国家地方警察と自治体警察との間に、警察用財産及び物品の所有関係を、実際の必要に応じて国から市町村へ、又は逆に市町村から国へ円滑に移転し得る途を開こうとするのが本法律案の趣旨でございます。

二、参議院地方行政委員長報告(四月十日)

○岡本愛祐君　只今議題となりました都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法律案の趣旨並びに地方行政委員会における審議の経過と結果を御報告申上げます。

先に第五国会において制定されました都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律は、一昨年三月、警察法が施行せられ、我が国の警察制度が国家地方警察と自治体警察とに分離した際、警察の用に供されていた都道府県所有の財産及び物品のうちで、国家地方警察に必要なものは、都道府県が無償で国に譲渡すること、及び警察法施行の後、昭和二十三年六月三十日までに国家地方警察の用に供するため、都道府県が取得した財産及び物品についても同様とする旨を規定いたしております。又他方警察法附則第九條には、警察法施行の際又はその施行の後、新たに市町村が警察の責に任ずることになつた場合において、現に警察の用に供する国有及び都道府県所有の財産及び物品のうち、国家地方警察に不必要で、市町村警察に必要なものは無償でこれを当該市町村に譲與する旨を規定しております。而して右二つの法律に基いて警察用財産及び物品の帰属がすでにそれ〴〵定まつたのであります。ところがその後の情勢の変化により、国及び市町村相互間において、現在その一方の所有する警察用財産等が不必要となり、且つ他方がこれを必要とする場合が生じて参りました。殊に元来市町村民の寄附金等を主にして建設されて都道府県有となつていたものであつて、右法律によりまして無償で国有に帰し、現在国家地方警察の用に供せられている警察庁舎、官舎等を、地元の市町村警察用として譲渡するを適当とし、政府側においても、これを妥当と認めている場合がすでに幾つか生じております。そこでかような事情に鑑み、右二つの法律で無償で授受した警察用財産及び物品について、国家地方警察と自治体警察との間で、その一方が不必要となつたときに他方が必要となつたときは、その所有権を国から市町村に、又逆に市町村から国へ、無償で円滑に譲渡することのできる法律的根拠を設け、都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の不備を補わんとするのが、この法律案の提案の趣旨でありまして、地方行政委員全員がその必要を認め発議いたしました。尚この改正については、国家地方警察、大蔵省等関係当局においても異議のないところであります。

地方行政委員会においては、四月八日討論の後採決に入り、全会一致を以て原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申上げます。(拍手)

三、衆議院地方行政委員長報告(四月十五日)

(質屋営業法の委員長報告と一括して掲載)

◎資産再評価法　(昭和二五、四、二五、法一一〇)

一、提案理由(三月四日)

(米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月十四日)

(所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(四月二十四日)

○伊藤保平君　只今議題となりました資産再評価法案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

過去におけるインフレーションの結果、資産の帳簿価格は実際の価格を反映しないために、適正な減価償却が行われず、又資産の譲渡の際にはインフレーションによる名目所得に対して課税される等の不合理がありますので、この際、再評価を行い、企業経営の合理化と課税の適正を図らんとするのが本案の狙いとするところでありまして、その概要は次の通りであります。先ず第一に、再評価は原則として本年一月一日を基準日として、法人及び個人を通じて行いまするが、法人の資産及び個人の事業用減価償却資産につきましては、再評価をなすや否やは自由でありまして、その再評価額の決定も一定の基準の範囲内において任意になし得ることとなつております。又個人その他の資産については譲渡、相続等のあつた場合に基準日において再評価が行われたものとみなされるのであります。第二は評価の基準でありますが、原則として資産の取得価額又は財産税評価額を基準として、資産の種類に応じ、卸売物価指数、消費者物価指数又は土地価格指数に基く一定倍数を乗じまして算出することとなつております。第三に、再評価差額に対しましては百分の六の再評価税が課せられることになつておりますが、納税方法につきましては特別な考慮が拂われております。即ち減価償却資産の再評価税は、法人については三ヶ年間、個人については五ヶ年間に分納で

きることになつており、更に青色申告者に対しては、各年度の利益の状況により延納をも認められることになつております。又減価償却資産以外の資産の再評価税は、原則として資産の譲渡、相続等があつた際に納付すればよいのでありますが、法人については、たとえ譲渡しなくても五年後には納付しなければならないことになつております。次に再評価差額の処理については、先ず損失の補塡に充当し、残額は再評価積立金として積立てて置きまして、三年後においてはその四分の三の範囲内において資本に組入れが認められます。尚、社債発行の際には、再評価積立金の四分の三の範囲内で逐次社債発行限度額に算入することができることになつております。

本案の審議に当り種々熱心なる質疑がありましたが、詳細は速記録により御承知をお願いいたします。

かくて質疑を結了し、討論に入り黒田英雄委員より、本案の審議に時日を要したため、施行期日が遅延することになるので、第四十五條第三項の申告延期の届出期日「四月三十日」を「五月十五日」に延期すべきであるとの修正案が提出せられました。次に天田勝正委員より、協同組合に対し課税することは不合理であるのみならず、実際において適正なる評価が行われるや否やは疑問である等の理由により反対意見があり、又九鬼紋十郎委員より、本案は企業経営の合理化等極めて結構な案であるが、その後の経済界の変動、不況等に鑑み、適正な評価が行われるよう善処されたいとの賛成意見が述べられました。黒田英雄委員の修正案は、採決の結果、多数を以て可決せられ、次に修正個所を除く原案について採決の結果、多数を以て可決すべきものと決定し、本案を修正議決いたした次第であります。右御報告いたします。(拍手)

◎賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律

(昭和二五、四、二七、法一一一)

一、提案理由(三月三十一日)

○寺島政府委員　賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、簡単に御説明申し上げたいと存じます。

従来賠償施設処理費及び賠償施設処理収入、並びに掠奪物件返還費及び掠奪物件返還にかかわる特殊財産処理収入は大蔵省所管でありまして、同省理財局の予算として計上され、また同局においてその経理を行つて来たのでありますが、これはこれらの予算が終戦処理費とともに、多分に特殊性を有しておりまして、当初においては、一般予算とは異なる取扱いをなし、大蔵省で所管するのが適当であると認められたからであります。しかしながらその後業務自体の進捗が、今日に至りますと、その予算事務も逐次軌道に乗り、かつ事務も単純化されて参りましたので、今や大蔵省みずからこれを所管する理由が稀薄となつた次第であります。そこでこのたび右予算及びこれに伴いまする経理を、その業務の主務官庁である賠償庁に移管しまして、業務の主管と予算の主管とを直結する予算経理の本則を実現いたし、もつて事務の簡易化及び能率化をはかることにいたした次第であります。このような趣旨に従いまして、すでに昭和二十五年度予算案においては、右予算を総理府所管であります賠償庁の部局予算として計上いたすとともに、昭和二十三年法律第三号賠償庁臨時設置法に所要の改正を加える必要が生じましたので、ここに本法案を提案した次第であります。

何とぞ本案については慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院内閣委員長報告(三月三十一日)

(国家行政組織法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月十九日)

(北海道開発法の委員長報告と一括して掲載)

◎地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法

(昭和二五、四、二七、法一一二)

一、提案理由(四月二十四日)

○本多国務大臣　ただいま提出いたしました地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法案につきまして、提案の理由及び内容の概略を御説明いたします。

今回の地方税財政制度の改革は、御存じのごとく地方税制度の根本的改正に、地方財政平衡交付金制度の創設とをもつて、その根幹といたしておるのでありますが、地方税法の改正案につきましては、目下審議をお願いいたしておる次第でありますが、地方財政平衡交付金法案につきましては、諸般の準備を整え、鋭意これが国会提出を急いでいるのでありますが、新たに設置を予定されております地方財政委員会の性格等とも関連いたしまして、いまだ提出を見るに至つていないのであります。

しかも他方、従来の国庫負担金または国庫補助金につきまして、今回の地方財政平衡交付金制度の創設を予定し、大幅に削減を行いましたため、地方団体に対する国庫支出金の額もまた著しく減少いたしておるのであります。

以上申し述べました事由によりまして、地方団体におきましては、年度当初において予定の収入を得られないため、歳計現金に著しい不足を告げ、財政経理に支障を来している現状にあるのであります。よつて政府におきましては、地方財政平衡交付金法案が制定施行されるまでの間の暫定措置にして、国の予算に計上されております地方財政平衡交付金の一部を、この四月中において地方団体に対し、その必要な財政資金に充てるため、概算交付する必要があると認め、この法案を提出することにいたした次第であります。

次に法案の内容の概略について申し上げますと、第一に、四月中において地方団体に対し概算交付することのできる額は、道府県分として百十九億円、市町村分として八十一億円、すなわち合計二百億円といたしておることであります。

第二に、各地方団体に対する交付金の額の算定方法について規定

しておるのであります。すなわち道府県にあつては、昨年度の道府県配付税の第一種から第四種までの配付額と、地方財政平衡交付金制度の創設に伴い廃止される国庫負担金、または国庫補助金との合算額を基準とし、市町村にあつては、昨年度の市町村配付税の第一種から第四種までの配付額を基準として、それ〴〵算定することにいたしておるのであります。しかして交付金の額の決定にあたりましては、今回の地方税制の改革により、各地方団体の税収入額は、昨年度に比し相当変動を予想されますので、本年度の地方税の収入見込額の状況により、特に必要があると認められます地方団体につきましては、適宜調整を加えることにいたしております。

第三に、近く提出を予想されます地方財政平衡交付金は法案との関係につきましては、今回の措置により概算交付いたします交付金は、地方財政平衡交付金法案が制定施行された後は、それに基く地方財政平衡交付金の一部となるのであります。

第四に、地方財政平衡交付金法案に基く、本年度の各地方団体に対する交付金の額が決定した場合において、その決定額と本法案に基く概算交付額との関係につきましては、概算交付額が決定額を超過いたしましたときは、その超過額を国に還付することといたしておるのであります。

最後に、地方配付税法及び義務教育国庫負担法の規定は、地方財政平衡交付金法案が成立施行されるまでの間は、これを適用しないことにいたしておるのであります。

以上本法案の提案の理由及びその内容の概要について説明いたした次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに議決せられんことを希望いたします。

二、衆議院地方行政委員長報告（四月二十五日）

○生田和平君　ただいま議題となりました地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、今回の地方税財政制度の改革は、地方税制度の根本的改正と、地方財政平衡交付金制度の創設とをその根幹とするものでありますが、前者につきましてはすでに法案の提出を見、本院の審議を終り、目下参議院において審議中であります。後者については、諸種の事情により、いまだ法案の提出を見るに至つていないのであります。しかも他方、従来の国庫負担金または国庫補助金につきましては、今回地方財政平衡交付金制度の創設を予定して大幅の削減を行いましたため、地方団体に対する国庫支出金の額もまた著しく減少いたしておるのであります。かような事由によりまして、地方団体におきましては、年度当初において予定の収入を得られないため、歳入現金にはなはだしい不足を告げ、財政運営を著しく阻害するに至つているのであります。政府は、この支障を緩和するため、地方財政平衡交付金法案が成立し施行に至るまでの間の暫定措置として、国の予算に計上されております地方財政平衡交付金の一部を、この四月中において、地方団体に対し、その必要な財政資金に充てるため概算交付する必要を認め、この法案を提出いたしたのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

法案の内容につき概要を申上げますと、第一に、四月中において地方団体に対し概算交付することのできる額は、道府県分として百十九億円、市町村分として八十一億円、合計二百億円といたしてあります。第二に、各地方団体に対する交付金の額の算定方法については、道府県にあつては、昨年度の道府県配付税の第一種から第四種までの配付額と、地方財政平衡交付金制度の創設に伴つて廃止されるべき国庫負担金または国庫補助金との合算額を基準とし、市町村にあつては、昨年度の市町村配付税の第一種から第四種までの配付額を基準として算定することと規定してあるのであります。しかして、その額の決定にあたりましては、今回の地方税制の改革による地方団体の税収入額の変動を予想して適宜調整を加えることといたしてあります。

第三に、近く提案を予想される地方財政平衡交付金法案との関係につきましては、今回の措置による交付金は、右の法案が制定、施行された後は、それに基く交付金の一部となるのであります。従つて、本法案の規定による交付金額が地方財政平衡交付金法案に基く決定額を超過した場合には、その超過額を国に還付することにしてあるのであります。

最後に、地方配付税法及び義務教育費国庫負担法の規定は、地方財政平衡交付金法案が成立、施行されるまでの間はこれを適用しないことになつているのであります。

本法案は、去る四月二十二日国会に提出せられ、同日、本委員会に付託となりましたので、二十四日委員会を開いて政府より提案理由の説明を聴取し、ただちに質疑応答を行つたのであります。

質疑のおもな点は、本法案と今後提出せらるべき地方財政平衡交付金法案並びに目下内閣委員会において審議中の地方財政委員会設置法案との関連及び今回の措置による交付金額二百億円が地方団体の財政需要をまかなうに足りるか等の点であつたのでありますが、結局地方財政の目下の窮境を緩和するため暫定措置の必要であることには多くの異論がなかつたのであります。

かくて、同二十五日討論採決に入り、社会党の門司委員及び民主党の床次委員から賛成の討論があり、日本共産党の立花委員から反対の討論がありまして、次いで採決の結果、多数をもつて可決せられたのであります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院地方行政委員長報告（四月二十六日）

○岡本愛祐君　只今議題となりました地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法案について、委員会における審議の経過及び結果を御報告申上げます。

政府提案の趣旨は今回の地方税財政制度の改革は、御承知のごとく地方税制度の根本的改正と、地方財政平衡交付金制度の創設とを以てその根幹といたしておるのでありますが、地方財政平衡交付金法案につきましては、未だ国会において議決を見るに至つていない

のであります。而も他方、従来の地方配付税法に基く地方配付税並びに国庫負担金又は国庫補助金につきましては、今回の地方財政平衡交付金制度の創設を予定し、これを停止し、又は大幅に削減を行いましたため、地方団体に対しまする国庫支出金の額も又著しく減少し、又税制改革に関連して現行地方税法に基く地方税の徴収は、その大部分の徴収を停止せられておる現状であります。これがため地方団体におきましては、年度当初において予定の収入を得られないので歳計現金に著しい不足を告げ、財政経理に重大なる支障を来たしておる現状にあるのであります。よつて地方財政平衡交付金法が制定施行されるまでの間の暫定措置として、国の予算に計上されておりまする地方財政平衡交付金の一部を、この四月中に地方団体に対しその必要な財政資金に充てるため概算交付する必要がありますので、この法案の提出を見るに至つたというのであります。

次に法案の内容の概略について申上げますと、第一に四月中において地方団体に対し概算交付することのできる額は、道府県分として百十九億円、市町村分として八十一億円、即ち合計二百億円といたしておることであります。

第二に、各地方団体に対する交付金の額の算定方法について規定しております。即ち道府県にあつては昨年度の道府県配付税の第一種から第四種までの配付額と、地方財政平衡交付金制度の創設に伴い、廃止される国庫負担金又は国庫補助金との合算額を基準とし、市町村にあつては昨年度の市町村配付税の第一種から第四種までの配付額を基準として、それ〳〵算定することにいたしておるのであります。而して交付金の額の決定に当りましては、今回の地方税制の改革により、各地方団体の税収入の額は昨年度に比し相当変動を予想されますので、本年度の地方税の収入見込額の状況により、特に必要があると認められる地方団体については適宜調整を加えることにいたしております。

第三に、昨日国会に提出されました地方財政平衡交付金法案との関係につきましては、今回の措置により概算交付いたします交付金は、地方財政平衡交付金法が制定施行された後は、それに基く地方財政平衡交付金の一部となるのであります。

第四に、地方財政平衡交付金法案に基く本年度の各地方団体に対する交付金の額の決定した場合において、その決定額と本法案に基く概算交付額との関係につきましては、概算交付額が決定額を超過いたしましたときは、その超過額を国に還付することといたしております。最後に地方配付税法及び義務教育費国庫負担法の規定は地方財政平衡交付金法案が成立施行されますまでの間は、これを適用しないことにいたしております。

委員会におきましては慎重審議をいたしまして、各委員より熱心なる質疑がございましたが、これは速記録によつて御了承願うことにいたしたいと思います。

かくて質疑を終了し、討論採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申上げます。

◎農林省設置法の一部を改正する法律

（昭和二五、四、二八、法一一三）

一、提案理由（四月十七日）

○森国務大臣　農林省設置法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

今回の改正法案の要点は一、農業関係の試験研究機関の統合整備を行うこと。二、地方支分部局のうち、本省関係の資材調整事務所と林野庁関係の木炭事務所を廃止すること。三、審議会等の諸間機関を整理すること。四、食糧輸入事務の増大に即応するごとく食糧庁の内部部局の事務配分を改めることの四点でありますが、以下それらの内容の概略について順を追つて御説明申し上げます。

第一の点につきましては、現在農業改良局所管の技術系統の試験研究機関として農事、茶業、園芸、畜産の四試験場と開拓研究所がありますが、これらの機関が地方にそれ〳〵支場を持つのみならず、別に都道府県の設置した各種試験場もあり、これら各機関の行う試験研究の間の相互の連絡は必ずしも十分ではなく、その反面不必要な重複も認められますので、各専門分野の間に統合性、企画性を確保し、資金、人員、施設を能率的に配分使用して、実際的効果の高い、真に総合的な試験を行い得るよう試験研究機関の抜本的な再編成を行うため、これらの機関にかえて一の農業技術研究所と全国七地域ごとの農業試験場を設置しようとするものであります。し

農林省設置法の一部を改正する法律

かして農業技術研究所は、現在の各機関の本場及び本所を統合して、一場長のもとに統轄された総合研究機関とし、原則として全国的共通の問題及び数地域にわたり比較検討を要する問題について、試験研究を行うものであり、七つの農業試験場は、それ〳〵その地域内にある現行機関の各支場を統合して、同じく一場長の下に統轄された総合機関とし、原則としてその地方及びこれと農業事情を同じくする地方における問題を取扱うものであります。以上のような構想の下に、はじめて真に総合的有機的であり、同時に実際的、効果的な試験研究を能率的に遂行することができるものと考えております。

第二点につきましては、資材調整事務所は最近の物資需給統制の解除、緩和の趨勢により、その取扱事務も漸減している実情に対処し、かつまた地方自治権強化の趣旨にもかんがみまして、この際その所掌事務を都道府県に委譲することとして、本事務所はこれを廃止しようとするものであります。しかし、電力、石油等の物資の割当配分事務及び輸送事務については、その性質上、地域的な観点からの調整を必要とするものでありますので、これに関する事務については地域ごとに指定する食糧事務所をして、当分の間行わせることができるようにいたしております。次に木炭事務所については、昨年夏の薪の統制解除、木炭の国による買上げ廃止に次いで、去る三月には木炭の全面的統制撤廃が行われ、その存立の目的を失いましたので、残務整理期間を考慮して本年末をもつて廃止することといたしました。

第三点の審議会等の諸問機関の整理統合につきましては、終戰後この種諸問機関が数多く設置され、行政の民主化に資するところが大きかつたのでありますが、その反面幾分乱立のきらいを免れず、行政責任の所在の不明瞭化、事務の複雑澁滯化等好ましくない傾向も見受けられますので、行政機構の簡素化による予算の節減という点をもあわせ考え、現在の二十九の諸問機関を十二に整理統合いたそうとするものであります。

なお、この問題につきましては、さらに根本的な再検討を必要と考え現在準備を進めておるのであります。

第四点である食糧庁の部制の改正については、現在の食糧部及び食品部をそれ〳〵業務第一部及び業務第二部と改称するとともに、総務部及び食糧部において分掌している輸出入関係の事務を業務第二部に移管し、これを一括して取扱わせることといたしたのであります。これは最近の食糧輸入量の増大及び民間貿易の拡大に伴つて、これに関する事務分量が増加し、食糧管理行政において占める比重も大きくなつて来ますので、これを強力に統一的に遂行する必要があるのにかんがみ、他方食品関係の統制緩和により、現在の食品部の事務量が縮小する傾向にあることを考えあわせて、各部の事務分量が均衡を保つよう再配分しようとするものであります。

今回の改正の骨子は以上御説明申し上げた通りでありますが、このほか細部の改正としては、栃木農村工業指導所、靜岡及び鹿兒島種畜牧場の廃止、仙台肥料検査所の新設、動植物検疫所及び肥料検査所の管轄区域の明文化、農業機械管理所の事務内容の変更と、それに伴う改称、農地局及び農地事務局の所掌事務に関する表現の改正等を規定いたしております。

農林省設置法の一部を改正する法律案の提案理由の概要は、ただいま申し述べた通りでありますが、何とぞ愼重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたす次第であります。

二、衆議院内閣委員長報告（四月二十二日）

（労働省設置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院内閣委員長報告（四月二十八日）

（水産庁設置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎国家公務員等の旅費に関する法律

（昭和二五、四、三〇、法一一四）

一、提案理由（四月十二日）

○水田政府委員　ただいま議題となりました国家公務員等の旅費に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず本法律案を立案いたしました実体的な理由を申し上げますと、第一に、国家公務員等の旅費定額の改訂を行う必要があることであります。すなわち内国旅行の旅費につきましては、昭和二十三年七月にその全面的改訂を行つた後は、本年一月に鉄道貨物運賃の値上げに伴う移転料定額の改訂を行つただけで、その他の旅費は当時の定額のままですえ置かれているのでありますが、最近の宿泊料金等の実情から見ますると、宿泊料、日当及び食卓料についてはある程度の定額引上げを必要とする状況に立ち至つているのでありまず。また外国旅行の旅費につきましても、昭和十八年八月に定額改訂が行われたままで今日に及んでいるのでありますが、最近国庫の負担による海外旅行者が漸増して参りましたので、現状に即するよう、全面的に定額を改訂する緊急の必要が生じて参つたのであります。

理由の第二は、現行の国家公務員等の旅行に関する手続に所要の改正を加えようとすることであります。すなわち現行の旅費制度の基礎法規である内国旅費規則及び外国旅費規則におきましては、旅費支給の原因となる旅行命令や、旅費の請求手続等に関する事項についての規定が、不明確であるうらみがあるのであります。従いましてこの際、旅費支給をより適正にするため、旅行命令等に関する規定を設けるとともに、その他の点につきましても必要な改正を加えることといたしたいのであります。

以上の理由に基き旅費定額の改訂及び旅費に関する規則の改正を行う必要があるのであります。しかして従来これらの事項に関しましては、内国旅費規則及び外国旅費規則に基いて、適法な処置がとられて来たのでありますが、これは新憲法に基く新たな旅費法律が制定されるまでの過渡的な措置でありまして、本来は法律に規定するを適当とする事項でありますので、今回の改正を機としまして、国家公務員等の旅費に関して、全般的な規定を定めた本法律案を提出いたしました次第であります。

次に本法律案の要旨の大要を御説明申し上げます。

第一に、従来の内国旅費規則及び外国旅費規則には重複規定が多く、特に別建とする理由もありませんので、本法律案では両者を統合いたしまして、内国旅行の旅費と外国旅行の旅費とをあわせ規定することといたしました。

第二に、旅費を支給すべき場合、旅費の支給條件及び計算方法等に関する事項につきましては、おおむね従来の規則のやり方を踏襲することといたしましたが、新たに旅費の請求手続に関する根拠規定のほか、旅行命令に関する規定を設け、旅行は電信電話等の連絡手段では公務の円滑な遂行をはかることができない場合に限り、かつ予算の範囲内でのみ発令できることを、さらに明らかにいたしました。

第三に、旅費の額につきましては、前に申し述べました理由により定額の改訂を行つているのでありますが、まず内国旅行の旅費については、従来における日当百二十円を百六十円に、宿泊料甲地六百円を八百円に、乙地四百八十円を六百四十円に、食卓料百二十円を百六十円にとそれ〳〵三割程度の引上げを行うこととといたしました。また外国旅行につきましては、海外の実情がいまだ的確に把握できない現状にありますので、連合国軍最高司令部職員の旅費定額、及びガリオア資金による海外旅行者の旅費支給基準等を参考といたしまして、全面的に定額の改正を行うこととしました。なおこ

の定額改訂に伴う所要経費の増加は、これがため特に予算措置を講ずることなく、既定予算の範囲内でまかなうこととといたしたいのであります。

第四に、旅費定額が旅行実費を越える場合における所要の調整、労働基準法の規定による帰郷旅費との関係等につきまして、所要の規定を設けることといたしました。

以上本法律案の提案の理由並びに要旨の大要を御説明申し上げました。何とぞすみやかに御審議の上御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(四月十五日)

(関税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(四月二十九日)

(富裕税法の委員長報告と一括して掲載)

◎飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律 (昭和二二五、四、三〇、法一一五)

一、提案理由(三月九日)

○坂本政府委員　ただいま議題となりました飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

飲食営業臨時規整法は第五国会において議決を見、昭和二十四年五月法律第五十二号として公布施行せられ、その後同年十二月一部の改正をせられて今日に至つておりまするが、御承知の通り、本年五月一日または経済安定本部廃止の日のいずれか早い時に失効するものと規定されておりますが、本法を本年五月一日に失効させて飲食営業をただちに自由営業といたしますことは、現在の食糧特に主要食糧の需給事情及び米国の対日援助の関係から見て適当でないばかりでなく、食糧の統制されている現状のもとで、飲食営業者が営業するにあたつて違法行為のないことを期するゆえんでもないと認められますので、本法の有効期間を一年延長いたしたいと考えるのであります。なお経済安定本部設置法の一部改正により、経済安定本部は一応恒久的機関として置かれることとなる見込みでありますので、本法の失効を経済安定本部の廃止につながらしめることは適当でないので、この際これも改めることといたしたいと考えるのであります。しかしながら主要食糧においても漸次需給事情が好転し、昨年十二月以降におきましては、いも類、でん粉等につきましては、すでに一部統制が緩和され、自由に販売することができ得ることとなりましたこと等を考えまして、将来食糧管理法及び同法に基く命令の規定により、一般に自由に販売することができることとなつた主要食糧及びこれを調理加工したものについては、飲食営業者は、その提供についての制限を解除されることといたしたいと考えるのであります。

以上、簡単でありますが、本法案を提案した理由でありまして、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願い申し上げます。

二、衆議院経済安定委員長報告(四月二十六日)

○小野瀬忠兵衛君　ただいま議題となりました飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、飲食営業臨時規整法の有効期限を一箇年延長し、主要食糧の制限の一部を解除しようというのであります。現行法は、本年五月一日または経済安定本部廃止の日のいずれか早い時に失効するものと規定されておりますが、現在の主要食糧の需給事情及び米国の対日援助の関係から見ても、また主要食糧の統制下において飲食営業に違法行為をなからしめるためにも、本年五月一日に本法を失効させて飲食営業をただちに自由にさせることは適当でないので、本法の有効期限をさらに一年間延長しようというのであります。また経済安定本部は、経済安定本部設置法の改正により恒久的機関として存置されることになりましたので、「又は経済安定本部廃止の日のいずれか早い時」を削り、「昭和二十五年五月一日」を「昭和二十六年五月一日」に改めようというのであります。

なお主要食糧も漸次需給事情が好転し、昨年十二月以降はいも類、澱粉等については一部統制が緩和され、自由に販売できるようになつたので、さらに将来食糧管理法及び同法に基く命令の規定により一般に自由に販売することのできるようになつた主要食糧及びこれに調理加工したものについては、飲食営業者はその提供についての制限を解除されることとするために、本法に「主要食糧」とあるのを「主要食糧(その販売について同法又は同法に基く命令の規定による制限がないものを除く。)」に改めようというのであります。

本案については、去る九日提案理由の説明を聴取し、引続き三月九日、十一日、十三日、二十九日、四月一日、十五日及び十八日に審議をいたしました。委員会においては、主食の需給の状態が好転いたしました今日、飲食営業についても改正するのが当然でありますが、本法が実施されて以来の実績にかんがみまして審議の慎重を期し、資料の要求をいたし、数回の懇談会を開きまして熱心なる質疑が行われました。ことに飲食営業の状態について詳細なる質疑応答がかわされましたが、主要食糧の制限が緩和されるについて、くず米がどうなるかとの質問に対しては、政府は、主食の輸入が必要である今日においては、これを緩和することはできないとの答弁がありました。また外食券、めん類の購入券、委託加工、兼業、酒類提供等についても質疑がありましたが、これらの問題については現行法が適当でないことが明らかになりましたので、共産党を除いた各派の共同提案といたしまして本案に修正を加えることにいたしました。

修正案は次の通りであります。

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案に対する修正案

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律

第三條第一項第四号の改正規定を次のように改める。

四　第三條第一項第二号中「外食券と引換に」を「外食券又はめん類購入券と引換に」に、同項第四号中「食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第二條の規定による主要食糧及びこれを調理加工したもの（以下「指定主食という。）」を「指定主食（食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第二條の規定による主要食糧及びこれを調理加工したものをいい、その販売について同法又は同法に基く命令の規定による制限のないもの及び飲食営業を営む者が同法又は同法に基く命令の規定により入手したもの並びにこれらを調理加工したものを除く。）」に、同項第五号中「酒類以外の飲物」を「酒類その他の飲物」に改める。

第三條の改正規定の次に次のように加える。

第六條を次のように改める。

（指定主食に関する制限）

第六條　飲食営業を営む者は、指定主食を提供してはならない。

第七條を次のように改める。

第七條　旅館又は外食券食堂を営む者は、外食券と引換でなければ、めん類外食券食堂を営む者は、外食券又はめん類の購入券と引換でなければ、食事を提供してはならない。

第十條及び第十一條第二項中「外食券」の下に「又はめん類の購入券」を加える。

附則第二項として次の一項を加える。

2　この法律の施行前にした違法行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

すなわち、この修正案によつて指定主食の制限が緩和され、従来禁止されていた喫茶店等における酒類の提供が許され、めん類購入券でも、外食券同様に、引きかえでめん類食事が提供されることになるのであります。また附則第二項を加えましたのは、罰則の適用に関する経過規定が必要であると考えたからであります。

かくて本日、右の修正案について竹山委員より提案理由の説明がありましたが、特に政府の運用の適切化と、業務用配給の社会政策化並びに農民に対する均衡の公平化について要望せられました。

次いで討論に入りましたが、志田委員は自由党を代表して、笹山委員は民主党を代表してそれぞれ賛成の意見を述べられ、米原委員は共産党を代表して反対の意見を述べられました。

次に採決に入りましたが、最初に右の修正案について採決いたしましたところ、多数をもつて原案通り可決されました。次いで右の修正点を除いた内閣提出の改正案について採決いたしましたところ、多数をもつて原案通り可決されました。

右御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院地方行政委員長報告（四月二十八日）

○堀末治君　只今議題となりました飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案につきまして、法案の大体の内容及び委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本法案は、政府提出の原案に対して衆議院において修正を加えて本院に送付されたものであります。先ず政府提出の原案について申上げますが、改正の要点は次の二点に要約することができます。即ち第一点は、飲食営業臨時規整法は、本年五月一日又は経済安定本部廃止の日のいずれか早い時に失効するものと規定されておりますが、本法を本年五月一日に失効させて飲食営業を直ちに自由営業といたしますことは、現在の食糧事情等より見て適当でないと認められるばかりでなく、経済安定本部設置法の一部改正によつて経済安定本部は一応恒久的機関として存置されることになりましたので、本法の失効を経済安定本部の廃止にかからしめることは、これ又適当でないという理由で、この際、飲食営業臨時規整法の附則第二項を改正して、この法律は昭和二十六年五月一日にその効力を失う、但しそのときまでにした行為に対する罰則の適用については、その時以後も尚その効力を有することに規定せんとするものであります。次に第二点として、最近主要食糧の需給事情が漸次好転し、すでに「いも」類、澱粉類等については一部統制が緩和され、自由に販売することができることになりました事情等に鑑みまして、食糧管理法及び同法に基く命令の規定により一般に自由に販売することができることとなつた主要食糧及びこれを調理加工したものについては、飲食営業者はその提供についての制限を解除されることにいたしたいというのであります。

次に、衆議院における修正案についてその概要を御紹介いたします。衆議院の修正案の第一点は、食糧管理法第二條の主要食糧中、米以外のものについては飲食営業者に対しても一定の要領によつて業務用割当を実施し得ることとなりましたので、飲食営業者が食糧管理法又は同法に基く命令の規定によつて合法的に入手したもの及びこれらを調理加工したものを、販売について制限のなくなつた「いも」類及びその加工品と共に、指定主食から除いてその自由販売を認めること、第二点は、麺類外食券食堂では従来外食券のみ通用していたのを、外食券と共に麺類の購入券も通用するように改めること、第三点は、喫茶店に対して従来酒類の販売が禁止されていたのを改めて、その販売を認めること、第四点は、修正の第一点によつて、指定主食とは飲食営業者が非合法的に入手した主要食糧及びこれを調理加工したものということになるので、飲食営業者はこれらのものを提供してはならないこととすること、第五点は、修正案の第二点に伴つて、第十條と第十一條第二項の場合に、従来外食券だけであつたのに麺類の購入券を加えること、第六点は、罰則に関する経過規定として、この法律の施行前にした違法行為に対する罰則の適用については、尚従前の例によることを定めること、以上であります。

地方行政委員会におきましては、以上の内容を盛つた本法案について、森農林大臣、政府委員等との間に質疑応答を行い、審議に当つたのでありますが、そのうちで、旅館における携帯主食委託加工を認められたいとの業者側の意見に対して、政府委員より、その実情を察するに吝かではないが、諸般の事情により未だこれを実現すべき段階に達していない、併し将来これが実現に努めたい旨の答弁がありました。

昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律
法の一部を改正する法律

かくして四月二十七日、政府提出の原案に衆議院の修正案を含めて改正法案を一括して討論採択を行なつた結果、全会一致を以て本法案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告を申上げます。（拍手）

◎昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律（昭和二五、四、三〇、法一一六）

一、提案理由（四月二十日）

○佐藤（一）政府委員　昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

政府はさきに国会の御審議を経まして、所得税法の改正法律を四月一日より施行いたし、改正規定に従つて所得税の六月予定申告書を提出し、第一期の納税をするようにいたしたのであります。目下政府は昭和二十四年の所得税の申告及び納付の状況にかんがみ、その課税上の適正な処理をはかるため、万全の努力を重ねているのであります。なお今回の所得税法の改正は画期的な改正でありまして、申告納税に際しまして、改正所得税法の趣旨の一層の周知徹底をはかる必要がありますので、これらの事情を考慮いたしまして、本年に限り、所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期に関し特例を設けまして、所得税の六月予定申告書は本年七月一日の現況によりこれを記載し、七月一日から同月三十一日までに提出することとし、また所得税の第一期の納期も七月一日から同月三十一日までとして、それ〴〵一箇月繰り延べることを適当と認めたのであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに賛成せられるようお願いする次第であります。

二、衆議院大蔵委員長報告（四月二十二日）

（昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（四月二十九日）

（富裕税法の委員長報告と一括して掲載）

◎関税法の一部を改正する法律（昭和二五、四、三〇、法一一七）

一、提案理由（四月十一日）

○水田政府委員　ただいま議題となりました、関税法の一部を改正する法律案について、提出の理由を御説明いたします。

今回改正しようといたしますのは、次の三点でありまして、その第一点は、昨年十二月法律第二百二十八号をもちまして、外国為替及び外国貿易管理法が施行され、これに伴い財産及び貨物の輸出入の取締りに関する政令が、今年六月三十日をもつて廃止されることとなつておりますが、この政令中に規定してあります旅客の携帯品に関する事項につきましては、取締上これを存続させる必要がありますので、これを関税法に織り込み、所要の條項を加えようとするものであります。

その第二点は、輸入免許前に貨物を引取る際の関税の担保は、現在では金銭のみに限られているのでありますが、これを拡張いたしまして、国債等をも認め得るよう改正を行おうとするものであります。

その第三点は、近時密貿易事件が増加し、その質も漸次悪化しつつある情勢に対応するため、犯則事件の調査処分及び罰則上所要の改正を行おうとするものであります。

それを少しく詳細に申し上げますと、第一に、輸入禁制品密輸入犯、関税逋脱犯、無免許輸出入犯等の罰則について所要の調整強化をはかるとともに、これらの犯則の予備及び未遂の処罰の点を明確にいたそうとするものであります。

第二に、従来不明確であつた密輸入または密輸出された犯則物件の処分規定を明確化しようとするものであります。

第三には、犯則事件の調査上の問題といたしまして、犯則嫌疑者または参考人の所持する物件、帳簿または書類等、本人が任意に提出したものを検査または領置することができる旨の規定を設けるとともに、最近の大規模な密輸事犯はほとんど夜間において行われるのが常態でありますので、裁判所の夜間執行の許可状があれば、夜間における臨検、捜索または差押えができる旨の規定を設けまして、取締りの万全を期することといたしたいと思うのであります。

以上が本法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

二、衆議院大蔵委員長報告（四月十五日）

○北澤直吉君　ただいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

まず関税法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案による改正の要点は次の三点であります。

その第一点は、昨年十二月法律第二百二十八号をもちまして外国為替及び外国貿易管理法が施行され、これに伴い財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令、すなわち昭和二十四年政令第百九十九号が今年六月三十日までに廃止されることとなつておりますが、この政令中に規定してあります旅客の携帯品に関する事項につきましては、取締り上これを存続させる必要がありますので、これを関税法に織り込み、所要の條項を加えようとするものであります。

その第二点は、輸入免許前に貨物を引取る際の関税の担保は現在では金銭のみに限られているのでありますが、これを拡張して国債等をも担保に認め得るようにいたさんとするものであります。

その第三点は、近時密貿易事件が増加し、その質も漸次悪化しつつある情勢に対応するため、犯則事件の調査処分及び罰則上所要の改正を行おうとするものであります。すなわち第一に、輸入禁制品密輸入犯、関税逋脱犯、無免許輸出入犯等の罰則について調整強化をはかるとともに、これらの犯則の予備及び未遂の処罰の点を明確にし、第二に、従来不明確であつた密輸入または密輸出された犯則物件の処分規定を明確化し、第三に、犯則事件の調査上、犯則嫌疑者または参考人の所持する物件、帳簿または書類等、本人が任意に提出したものを検査または領置することができる旨の規定を設けるとともに、また最近の大規模な密輸事犯がほとんど夜間において行われるのが常態であるのにかんがみ、裁判所の夜間執行の許可状を持つて夜間における臨検、捜索または差押えができる旨の規定を設けようというのであります。

この法律案に関して、大蔵委員会におきましては、四月十一日政府委員より提案理由の説明を聴取し、十二日質疑に入り、主として密貿易及びその取締りの実情に関して質疑応答がありましたが、その内容につきましては速記録をごらん願いたいと存じます。

次いで質疑を打切り、同日討論採決に入りましたところ、まず宮腰委員は民主党を代表して賛成の旨を、竹村委員は日本共産党を代表して反対の旨を、三宅委員は自由党を代表して賛成の旨をそれぞれ討論せられました。次いで採決に入り、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

次に国家公務員等の旅費に関する法律案について申し上げます。

この法案は、国家公務員等の旅費に関する従前の勅令を廃止し、内国旅行及び外国旅行を通ずる旅費に関する規定を整備統合して公務の円滑な運営に資するとともに、国費の適正な支出をはかるために提出されたものであります。

次にこの法案の要点について申し上げますと、第一に、従来の内国旅費規則及び外国旅費規則を統合して、内国旅行の旅費と、外国旅行の旅費をあわせ規定することといたしております。第二に、旅費を支給すべき場合、旅費の支給条件及び計算方法等に関する従来の規定のほかに、新たに旅費の請求手続及び旅行命令に関する規定等を設け、旅行命令は予算の範囲内でのみ発令できることといたしたのであります。第三に、旅費の額につきまして、内国旅行の旅費は、日当、宿泊料、食卓料を従来に比し三割程度引上げを行うこととし、外国旅行の旅費は、連合国軍最高司令部職員の旅費定額等を参考として全面的に定額の改正を行うこととしております。第四に、旅費定額が旅費実費を越える場合におきまする所要の調整、労働基準法の規定による帰郷旅費との関係等について所要の規定を設けております。

以上が、この法案の提出になりました趣旨並びにその要点でありますが、この法案は、四月十一日、本委員会に付託されまして、翌十二日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、十三日、各委員より、旅費定額改訂の根拠及び予算との関係等について熱心なる質疑が行われましたが、その詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次いで、十四日討論に入りましたところ、田島委員は日本共産党を代表して、下級公務員に対する引上率が少い等の理由をあげて反対の意を表せられ、前尾委員は自由党を代表して、実情に即した改訂である旨を述べて賛成の意を表せられ、宮腰委員は民主党を代表して、さらに一層の改善を希望して賛成の意を表せられました。次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（四月二十九日）

（富裕税法の委員長報告と一括して掲載）

◎図書館法（昭和二五、四、三〇、法一一八）

一、提案理由（三月七日）

○国務大臣（高瀬荘太郎君）　今回政府より提出いたしました図書館法案について御説明申上げます。

祖国再建の途上において、社会教育の占める役割の重大さは今更申上げるまでもありません。終戦後我が国において学校教育制度の改革を見たのでありますが、新憲法に保障する教育の機会均等の実をあげ、国民の教養の向上を期するためには、学校教育と相待つて社会教育の画期的振興が行われなければならないのであります。昨年六月社会教育法が制定公布されましたのも正にこの趣旨によるのであります。而も民主国家における社会教育の実施は、飽くまでも国民の自主的な立場を尊重して行うべきものであります。それ故社会教育法においても国及び地方公共団体は、国民があらゆる場所、あらゆる機会を利用してみずからの教養を高め得るような環境を十分に整備する任務を持つておる旨が規定せられているのであります。

図書館は、このような意味における社会教育機関として極めて重要な地位を占めているのでありますが、我が国における図書館の現状は、欧米先進諸国のそれに比して尚極めて不十分を免れないのであります。従つてこれが健全な発達を図るための法的措置を講ずることは各方面からの要望となり世論となつておりました。

社会教育法におきましても図書館に関してはその重要性と特殊性とにかんがみ別に法律を以て定めることといたしておりました。

政府はその後鋭意研究を進め、ここに図書館の設置及び運営に関する基準及び奨励方法等を規定する図書館法案を提出することになつたのであります。

次にこの法案の骨子について申述べます。

第一に、この法律案では、社会教育法の精神に基き新時代にあるべき図書館の真のあり方を明示して、国民に奉仕すべき機関としての図書館の性格を明確に規定いたしております。

第二に、図書館職員の養成のために必要な措置を講じたのであります。従来我が国においては、図書館活動の不振の原因の一つとして職員養成の不備を指摘することができます。元来図書館が土地の

事情及び一般公衆の希望に応じて十分にその機能を発揮するために
は、これに従事する職員に必要な識見と技能とがなければなりませ
ん。

それにも拘わらず、我が国においてはこれら職員を養成すべき措
置を欠いていましたので、本法案においては、この職員養成の制度
の確立を図ろうといたしております。

第三としては、図書館に対する国庫補助のことであります。
現在公立図書館は約一千三百九十館の設置を見ておりますが、い
ずれも財政的に苦労しております。そこで本法案におきましては、
できる限りその運営に対する財政的援助をなし得る道を開き、図書
館が新らしい時代の社会教育の機関として十分な機能を発揮できる
ように定めております。

第四は、私立図書館についてであります。私立図書館は我が国の
図書館活動において、今日まで大きな貢献をいたして参りました
が、今後におきましても、その健全な発達を大いに期待しておりま
す。そこで本法案においては、その独自性を尊重し、その自主性を
確保するために、これに対して不当な統制干渉を及ぼしたりするよ
うなことのないように規定いたしたのであります。

以上本法案の提案の理由とその内容の骨子について御説明いたし
ましたが、この図書館法案が成立しまして図書館に法的根拠が與え
られますならば、我が国図書館機能の充実のために資するところ甚
だ大きいものと存じます。

何とぞこの法案の必要性を認められまして、十分御審議の上速か
に御賛成下されるようお願いたします。

二、参議院文部委員長報告（三月三十一日）

（学校教育法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、衆議院文部委員長報告（四月八日）

（学校教育法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律（昭和二五、五、一、法一一九）

一、提案理由（二月九日）

○郡政府委員　社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

社会保障制度審議会は、御承知のように米国社会保障制度調査団の勧告に基きまして、昭和二十三年法律第二百六十六号社会保障制度審議会設置法により設けられた、総理府の付属機関たる審議会であります。すなわち右の勧告におきましては、社会保障制度に関する事務処理機構が改善せられねばならない旨が指摘され、国会並びに責任ある政府行政機関に対して、社会保障に関しての企画、政策決定、法律制定の面においての勧告をなすために、内閣と同列の諮問機関を設置すべきことが勧告されているのであります。かくて政府におきましては、法律の規定に基き、国会議員のうちから十名、学識経験者から十名、社会保障制度に関係ある民間団体等から十名の委員を委嘱し、これに関係各庁の官吏十名を加え、都合四十名の委員の人選を完了し、審議会は昭和二十四年五月、この充実した機構をもつて発足したのであります。

審議会は右の勧告の趣旨に基きまして、一応独自の立場からその運営を行つているのでありますが、原則として毎月一回委員会を開催し、さらに小委員会は月に数回開催されまして、まことに熱心に討議が続けられている旨承つておるのであります。政府への勧告もすでに二回にわたつて発せられているのであります。しかしながら過去約半歳にわたる審議会の経過にかんがみまして、当面の社会状勢が必要とする権威ある総合的社会保障制度の体系を確立するためには、ぜひとも事務局を付置し、充実した調査研究立案のスタッフを持つべきである旨が、審議会一致の意見として決定せられまして、政府に伝えられて参つたのであります。政府といたしましては、社会保障制度の充実強化はつとに念願いたしておるところでありまして、審議会の活動に対しましても深い期待を寄せているものであり、特に議審会が各省庁の立場に拘束されない自主的かつ総合的見地に立つて、社会保障制度の立案に当るため、審議会自体の事務機構を必要とするに至つた経緯につきましても慎重に検討いたし、社会保障制度審議会の要望をいれ、同審議会に事務局を付置することを内容とする改正案を、ここに提案することとした次第であります。

このたびの改正案におきましては、当面必要な事務局の設置と、それに伴つて技術的に必要とされる最小限度の改正にとどめる方針のもとに、第十一條の書記に関する規定を廃止して、ここに事務局設置に関する規定を設け、第四條において、議事及び提案された意見を記録することを職務とする常務委員の制度を廃止し、これらの職務はすべて会長の命を受けて、事務局長が掌理することに統一したのであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことを希望いたします。

二、衆議院内閣委員長報告（三月七日）

○鈴木明良君　ただいま議題となりました社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会の審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

社会保障制度審議会は、米国社会保障制度調査団の勧告に基き、昭和二十三年、同設置法により設置されたのでありますが、その後の運営に徴しまするに、現下の緊迫した社会需要に応じ得べき真に権威ある総合的社会保障制度の体系を確立するためには、ぜひとも事務局を設けて、各省庁の立場に拘束されない、自主的かつ総合的見地から調査、研究、立案に当るべき職員を充実せしめる必要が認められるに至りましたので、右に関し所要の改正を行わんとするの

が本案の趣旨であります。すなわち、新たに事務局を設けると同時に、常務委員及び書記を廃して、これらの職務はすべて会長の命を受けて事務局長が掌理することとし、附則において、公布の日から施行する旨規定したのであります。

本案は、二月六日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、質疑を行つた後、三月三日、討論採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告（四月二十四日）

○河井彌八君　只今議題となりました社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案及び恩給法等の一部を改正する法律案、この両案につきまして、順次内閣委員会における審議の経過及び結果を御報告申上げます。

先ず社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案について申上げます。

この審議会は、米国の社会保障制度調査団から、社会保障に関する企画、政策決定、法律の制定等の点につきまして、国会並びに政府に対して勧告をなすために、内閣と同列の諸問機関を設けるという勧告が日本政府にせられました結果、一昨年法律を以てこの審議会が設立せられたのであります。それで、この審議会は総理府の附属機関となつておるのでありまして、その組織は、国会議員の中から十名、学識経験者から十名、社会保障制度に関係のある民間団体から十名、関係の各省庁の官吏から十名、合計四十名の委員を人選してありまして、一昨年の五月から発足いたしたものであります。この審議会は、その発足後の経験によりまして、当面するところの社会情勢が必要とする権威ある総合的な社会保障制度の体系を確立するためには、どうしてもこの審議会に事務局を附設することの必要を痛感いたしたのであります。そこで政府に対しまして事務局の設置を要望して参つたのであります。これに対しまして政府は、今後社会保障制度の一層の充実強化を図ることを必要といたしますので、やはりこの事務局を設置するということを決意いたしまして、そうしてここに法律案を提出したのであります。この改正案を見ますると、只今申しました事務局を設置する事柄の外に、もう一つこれは簡単なことでありますが、今日の会長、副会長及び常務委員というものが組織上置かれておりまするのを、常務委員を削るということがあるのであります。この二つの点が改正の要点であります。

内閣委員会におきましては委員会を開くこと四回、そうして慎重にこれを審議いたしたのであります。只今申しました一つの点、会長、副会長をそのままに残して置いて常務委員を削るということにつきましては、これは何ら異議のない点であります。問題は事務局を審議会に設置することがいいか悪いかということの当否であります。これは国家行政組織法第八條に規定してありまするかような審議会等が、事務局を附設されておるものが今日あるかと申しまするが、大体科学技術行政協議会の例があるのであります。大体委員会でないところの審議会に事務局を置くということは、これは法律上好ましくないという考えが強かつたのであります。尚この事務局はどういうふうにして組織せられるかということを尋ねて見ますると、局長以下五名であるということであります。かような少数の職員では十分の機能を発揮することはできません。そこで政府の説明によりますれば、その不足な点は関係の各省庁の職員から兼職の形で以て応援を求めるということになつております。さようなことでありまするから、この点について委員会は、これを置くことの当否につきまして慎重な審議を遂げたのであります。で、結論から申しまするると、かような審議会に事務局を置くということは、国家行政組織法の精神から申しますれば好ましきものではないけれども、併しこの審議会は他のものと性質を異にして、将来相当大切な役目を行うべきものであるという点を考えまして、尚又、本多行政管理庁長官みずからこの事務局を是非置いて欲しい、というのは、国家行政組織法の根本の観念について更に検討を加えまして、委員会、審議会等について、これまでの必要或いは実際の状況について十分に検討をいたしまして、そうして適当なる結論を得て、近い将来においてこれを国会に出すであろうというような言明があつたのであります。委員会におきましては大体政府の言明を了承いたしまして、去る二十一日にこの法律案について全会一致を以て可決すべきものと議決いたした次第であります。

次に恩給法等の一部を改正する法律案について御報告いたします。

社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律

今日、国家公務員等の給與基準の増額が盛んに要求せられております際に、曾て官吏として長く国家の要務に服して功労を立てて官職を退いた多数の人々に対してその老後の生活を託するために国家の與えるところの恩給額が改訂されないため終戰後のインフレーションの急激なる進展によつて、これらの人々がその生活を脅かされて最も悲惨なる状況にある、こういう事実は国家として到底これを黙過することのできない問題であります。殊にそれらの人の多くは心身共に老衰に陷つて、生業を営むの力なく、或いは病に罹り、或いは戰災に禍いされ、ただ伏して死を待つのみという悲惨なる境遇に置かれておる人が沢山あるのであります。かようなことはただその人に対する社会的の重大な事件であるばかりではなく、国家行政の健全なる運営の上にも捨て置き難き関心事であるのであります、最近恩給法の改正の跡を見まするると、昭和二十三年六月三十日以前に退職した者に対しまして、初めて恩給額の増額の手段が法律的にとられたのでありますが、そのときの給與額は三千七百円ベースに合せたのであります。ところがその後、更に二十三年の末には六千三百円ベースに給與が引上げられ、又ここに不均衡ができたのであります。従いまして今日では恩給の計算の基準となるものは三つある。即ち三千七百円ベースより少いベースの者、それから三千七百円ベースによる者、六千三百円ベースによる者、そういう俸給額の基準に基きまして、そうして仮定俸給を作りまして、それによつて恩給が給與せられるということに相成つておるのであります。恩給額増給の運動はすでにこの議会においても沢山の請願となつて

提出せられ、前議会においても、六、七万の人の悲痛なる要求となつて、国会に提出せられた事実を見ておるのであります。従いましてこれが解決はどうしても速かに法律によつて実現をしなければならないということになつておるのであります。

そこで今回提出せられました恩給法等の一部を改正する法律案というものが政府より提出せられまして、この解決の目的に当ることになつておるのであります。法案の要点につきましては極めて多岐に亘つておりますから詳しくは申述べませんけれども、先ず第一には、現行の給與法令が適用せられる前の俸給を基準として計算されるところの恩給年額の改正、これは三つありまして、只今申しましたように二十三年の六月三十日までに退職したる人々に対するもの、又同年七月一日から現行給與法令の施行までに退職した者に対するもの、それから現行給與法令による俸給を受けて退職した者、この三つのもののアンバランスを直して、そうしてすべて六千三百円ベースを基準として改定しようとするのであります。それから増加恩給、傷痍年金の家族加給及び扶助料の扶養遺族加給の増額、これは一人年額二千四百円を四千八百円とするというのであります。只今のアンバランスを直すという点と、この増加恩給等の計算を改定するというのは、昭和二十五年の一月分からこれを実施するという決め方であります。次に、いわゆる高額所得者の普通恩給の一部停止の改定、これは恩給年額一万五千円以上であつて、恩給外の所得、いわゆる高額所得十五万円を超える者の恩給を一部停止する現在の規定をば、三万円以上であつて恩給外所得二十万円を超える者

とするということであります。その他官吏制度の改正に伴いまして新たに恩給法上の公務員となつた者に対する恩給の支給、例えば海上保安官、特定郵便局長のごときものであります。又地方公務員に対する恩給法準用の規定の整備、或いは図書館、建設省建築出張所及び教護院の職員の都道府県移管に伴う恩給法上の善後措置、特殊公務及び在職年数の加算の規定の改正というような点等に亘つておるものであります。

委員会において明らかにせられました事柄は、先ず恩給を受くる者の人数でありますが、それは只今申上げましたように、二十三年の六月三十日前に該当する者、これは十八万四千三百五十八名、それから三千七百円ベースに当る者一千四百五十四名、それから六千三百円ベースに当る者が三千三百六十五名ということ、即ち総計いたしまして十八万九千百七十七人となつております。そしてここで特にこの改正の恩典に浴する人々の数は十八万五千八百十二人であるのであります。そして恩給の総額は、昭和二十四年の末におきまして二十二億二千余万円でありましたものが、この恩給改正によりまして、本年末における総額は約四十四億五千四百万円、即ち大体倍額になるのであります。

そこでいろ〳〵内容につきまして、委員会は詳しく検討いたしましたのでありますが、最も適切なる改正と認めたのであります。ただこの改正の実施がいつから行われるのであるかということ、給與の額は今年の一月からもう給與を増加するということは決つておりますが、これが恩給を受ける人にいつ渡るのであるかということ、これは又最も大切なことである。これに関しましては、当局はできるだけ速かに実行するという決意を表明いたされたのでありますけれども、技術的にもいろ〳〵な困難がありまして、先ず今年の七月一日から一部の人に給與せられるであろう、而して全員に行くのには十月の時期にまで及ぶであろうということを申したのであります。これはまだ〳〵急いで貰いたいという希望はありまするけれども、実際の事務の取扱上、これらは止むを得ないことであろうと考えた次第であります。

そこで本案の討論に入りまして、三好委員から、本案には賛成である、だが改正の支給が速かに行われることを希望する、尚、條文の整理を若干要する点があると思うから、この点についても検討をするようにという希望をせられておりました。それから尚他の一委員から、やはり給與は敏速にしろ、そのために、今日恩給局が小田原にありまして、そうして東京にその事務所の一部を置いてあるということは、余程敏速な給與のために支障を来たすであろうということを申述べられました。更に高額所得者に対する恩給停止額の改定は物価騰貴の今日の現状に照しまして、まだ甚だしく妥当を欠いているから、この点も他日の改正を待つのであるということを述べられたのであります。かような次第でありまして、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。

このことを以て報告を終ります。(拍手)

労働省設置法等の一部を改正する法律

◎労働省設置法等の一部を改正する法律

(昭和二五、五、一、法一二〇)

一、提案理由(四月十四日)

○鈴木国務大臣　労働省設置法等の一部を改正する法律案の審議をせられるにあたり、提案の理由を御説明いたします。

御承知のごとく、昨年第五国会におきまして、労働省設置法が全面的に改正せられたのでありますが、労働省としましては、爾来同法によつて労働行政組織の整備及びその円滑なる運用に努めて参つた次第であります。今般審議会等の整理及び労働基準監督官研修所の設置等の関係上、現行の労働省設置法及び職業安定法の一部を改正することを必要とするに至つたのであります。以下その要点について御説明申し上げます。

第一に、審議会等の整理であります。政府といたしましては、かねてから行政機構の簡素化に力をいたしておるのでありまして、今般各省付属の各種審議会等をできる限り整理して、行政効率の向上をはかることとなり、労働省といたしましても、現在労働省に付属する審議会等のうちで、船員労働連絡会議、安全装置性能審議会、特別地区職業安定審議会、職業安定連絡協議会、労働統計調査審議会、衞生管理試験審議会及び職業指導協議会を廃止し、中央特殊技能試験審議会と地方特殊技能試験審議会を統合することといたしたのであります。

今回整理することとなつた審議会等は、単なる官庁間の連絡に資せんとするもの、あるいはいまだ現実に設置に至らなかつたもの、あるいは行政の運営途上適宜労働関係者の意見を聞くことによつてその欠を補うことができるもの、そういうものなのでありまして政府の審議会整理の趣旨に即応すると考えられるものでございます。なお現在職業安定法に基いて設置されている都道府県職業安定審議会を、今回地方職業安定審議会といたしましたのは、単に名称の変更にすぎませんが、別にこれを労働省設置法に新たに規定いたしましたのは、法律形体の単なる整備でありまして、何ら実体的に変更を加えたものではありません。

第二に、労働基準監督官研修所の設置であります。労働基準監督官は、その職責、権限から言つて、その素質いかんは国民に至大の影響を與えると考えられるのでありますが、従来予算等の関係から研修機関を置かず、きわめて短期間の講習等によつて職員の教養訓練を行つて来た実情でありますが、今回新たに労働基準監督官研修所を設けて、新任の監督官のみならず、在来からの監督官に対しても長期の訓練を行い、労働基準監督官の素質を向上もつて労働基準監督行政の一層の充実をはかることといたした次第であります。

第三に、「国家公務員その他国会の議決を経て歳出予算によつて給與が支給される職員が退職した場合には、昭和二十四年政令第二百六十三号及び政令第二百六十四号により、失業保険法の規定する條件に従つて、相当金額を退職金として支給することとされていますが、これを公共職業安定所で支給することが、退職者にとつて便宜である関係から、今回設置法中職業安定局及び公共職業安定所の事務にこれを加えたのであります。

以上本法案提出理由の概要を御説明いたした次第でありますが、何とぞ御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

二、衆議院内閣委員長報告（四月二十二日）

○奈良治二君　ただいま議題となりました労働省設置法等の一部を改正する法律案、農林省設置法の一部を改正する法律案及び建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず労働省設置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、労働省設置法並びに職業安定法の一部を改正せんとするものでありまして、同省の権限中、失業保険に関する認可事項の改正、労働基準監督官研修所の設置、各種審議会の整理及び公共職業安定所の所掌事務の改正等をおもなる内容としております。

本案は、四月八日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、質疑を行つた後、四月十九日、討論を省略し採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に農林省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、農林行政の簡素化、能率化の目的をもつて、農事、蚕業、園芸及び畜産の四試験場並びに開拓研究所を一つの農業技術研究所に、またそれぞれ各地の支場を七つの農業試験場に統合し、総合的かつ能率的な試験研究を行わしめることとし、現在同省に置かれている二十九の審議会を十三に整理しております。また食糧庁にある食糧部及び食品部について、その所掌事務の改正とともに、その名称を業務第一部及び業務第二部と改め、かねて問題となつておりました地方出先機関である資材調整事務所については、その所掌事務中、電力、石油等の物資の割当配分事務を当分の間食糧事務所に取扱わせることとし、その他の所掌事務はこれを都道府県に委譲して、本年五月一日以降これを廃止することとし、木炭事務所については、残務整理期間を考慮して、明年一月一日以降これを廃止しようとするのであります。

本案は、四月十四日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、爾来慎重に審査を続けて参つたのでありますが、四月十九日、討論省略、採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に建設省設置法の一部を改正する法律案について申上げます。

本案は、建設省の附属機関たる審議会等を整備しようとするものであります。

おもなる改正の第一は、地理調査所においては公共団体、日本国有鉄道または日本專売公社の委託に基いて土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影を行うことができることとし、その第二は、官庁営繕審議会を廃止するとともに、河川審議会及び道路審議会を統合して土木審議会とし、河川、砂防、道路、災害復旧その他土木に関する重要事項につき調査審議し、関係行政官庁に建議できることとし、その第三は、関東地方建設局の位置を船橋市から東京都に移そうとするものであります。

本案は、四月十三日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、建設委員会との連合審査会を開き、建設委員会より、土木審議会を廃止し、河川審議会、道路審議会及び官庁営繕審議会を復活するよう修正の申入れがありましたが、右申入れの趣旨は、その運用において十分に尊重するよう政府に要望することとして、四月十九日、討論を省略し採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告（四月二十六日）

○河井彌八君　只今上程せられました二案につきまして、逐次内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

先ず労働省設置法の一部を改正する法律案について報告をいたします。労働省設置法の一部を改正する法律案は、委員会を開くこと予備審査と共に三回、昨日全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました。提案の理由及び法律の内容につきましては詳しく説明を申上げませんが、大体この改正点は三つあるのであります。

第一は、行政機構簡素化の一環といたして諮問的な審議会を整理する一般的方針に基きまして、現在労働省に附属しております審議

会の中で、船員労働連絡会議、安全装置性能審議会、特別地区職業安定審議会、職業安定連絡協議会、労働統計調査審議会、衞生管理者試験審議会及び職業指導協議会を廃止いたしまして、又中央特殊技能試験審議会と、地方特殊技能試験審議会、この二つを統合いたして特殊技能試験審議会というものを作ろうというのであります。

第二には、労働基準監督官研修所の設置の問題であります。労働基準監督官は、その職責、権限から申しまして、その素質如何は国民に対して重大な利害関係を與えるものと考えられるのでありまするが、従来予算等の関係から研修期間を置かずして極めて短期間の講習等によつて職員の教養訓練を行なつて参つた実情でありまするので、今回新たに法律を以て労働基準監督官の研修所を設けまして、新たに任ぜられるところの監督官ばかりでなしに、従来からこの監督官の職に就いておつた者に対しても長期の訓練を行いまして、労働基準監督官の素質を向上せしめ、以て労働基準監督行政の一層の充実を図ることといたした点であります。

第三には国家公務員その他国会の議決を経た歳出予算によつて給與が支給せられる職員が退職した場合には、失業保險法の規定する條件に従いまして、相当金額を退職金として支給することになつておるのでありますが、これを公共職業安定所で支給することが退職者にとつて便宜でありまする関係から、今回、設置法中職業安定局及び公共職業安定所の事務にこれを加えたという点であります。以上三つの点が改正の要点であります。

委員会におきましては、質疑応答は專ら労働基準監督官研修所の問題、及びこれと関連する問題に集中せられたのであります。

第一に、労働基準監督官の研修期間はどのくらいであるか、又その訓練は新任者のみでなく、現にその職にある者についても行うというのであるが、この研修をなすために職場の仕事に支障は起らないのであるかという質疑であります。それで政府側の答弁は、研修期間は最初は半年若しくは一年くらいの期間を必要として考えておつたのでありますけれども、予算等の都合から本年は一ヶ月にとどめることといたしたのである。極めて短期間であるが、その間においては基礎的法規の修得ということよりも、むしろ監督官としての監督技術、執務要領の修得に努めるのであるから、それだけでもそれ相当の効果を期待しておる。若しできるならば来年度においては半年くらいは研修をいたしたい。そうして訓練の充実を図るつもりである。又現職者の研修については、全国の監督官総数二千四、五百人のうち、本年度は百人くらいを訓練するに過ぎないので、従つてこの研修のために事務の澁滯を来たすというようなことはないという説明でありました。

次にこれに関連いたしまして、現在労働者の加入すべき保險は何種類あるのであるか、加入の実績及びその監督の実績はどうであるかという質疑があつたのであります。政府側の答弁によりますれば、現在失業保險と労働者災害補償保險の二つがあるのである。このうち労働基準監督官の干與を受けるものは労働者災害補償保險のみであり、而して失業保險の方は職業安定所の干與するところであるということであります。そして失業保險につきましては、最初は余り世間の関心が拂われていなかつたのであつて、加入成績もよくなかつたのであるが、失業問題がやかましくなつて参りまするると共に、漸次これの成績がよくなつて来ておる。例えば掛金が五十億円のうち四十七億五千万円くらい納められているようになつて来たのであります。そうして延滯金は極めて少いということであります。又災害保險につきましては、事業主の自主的努力によつて初めから成績はよかつたということでありました。

更に委員側から、労働基準監督官の監督が嚴重でありまするると、事業主は仕事がやりにくいと小言を言う。他方労働者は監督を嚴重にして貰いたいという要求があつて、そこで監督官は板挟みのごとき形となり、その間情実が入つて来る余地があつて、監督が結局不十分になる虞れがある。殊に今日のこのデフレの状態におきましては、そういう傾向が特に強く見受けられるのである。現に未成年者を危險な製材の仕事に雇つて怪我をさせ、而も入院費にも足りない金を出して示談にしたというような悲惨な事実である。こういうことに対する法的処置について政府はどう考えるかという熱意をこめたる質問があつたのであります。これに対しまして政府側におきましては、悪質の違反者はもとより告発して処分しておる。ただ監督官の立場が労働者保護と経営者に対する相談者としての意味もあるのであるから、告発することよりも、でき得る限り法律が守られるように監督方針をとつておる、監督は十分嚴重にいたしておる。そうして只今の実例の場合は、未成年者であるから労働者災害補償保險法の適用はないのであるけれども、労働基準法の適用は受けるわけであるのであつて、従つて事業主は処分を受けることになるという説明でありました。

大体かくのごとき質疑応答がありましたのでありますが、最後に討論に入りまして、梅津委員から、政府は将来労働基準監督官の研修期間をもつと長くするように、又これに対して必要な予算的の措置をとるように十分努力して欲しい。又研修に伴うところの指導員に対する人選については、公正妥当であつて、学識経験共に最も優れた人を以てこれに充てて貰いたい。こういう強い希望を附けて本案に賛成するという意見が陳述せられたのであります。

これに対しまして本案について採決をいたしましたところ、委員会は全会一致を以て可決すべきものと議決いたした次第であります。

次に、建設省設置法の一部を改正する法律案について報告をいたします。委員会は予備審査と共に二回開会いたしまして、一昨日全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました。

提案の理由及び法律の内容について詳しく御説明を申上げることはいたしませんが、大体この改正法案の要点は三つあるのであります。第一点は行政機構簡素化の一環といたしまして、諸問的な審議会を整理する一般方針に基いて、官庁営繕審議会を廃止することといたしました。又河川審議会並びに道路審議会を廃止して、これに代えて土木審議会を設けました。その土木審議会において河川、砂防、道路災害復旧等土木に関する事項を審議せしめむることとした点であります。第二点は地理調査所の持つておりまする高度の技術

を活用いたしまして公共団体、日本国有鉄道、又は日本専売公社の委託に基いて土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影を行うことができることとした点であります。第三点は関東地方建設局の所在地をば、船橋市から東京都港区に移すという点であります。この三点が改正案の要点であります。

委員会におきましては、それらの点について質疑応答があつたのでありますが、そのうちの主なるものを申上げます。ここに廃止される審議会の従来どういう働きをしておつたかという点、又官庁営繕審議会が廃止されて、その仕事が外の審議会に継続されなくなるのであるが、全くかような審議会は必要のないものであるかどうかという点、更に又新らしく統合されてできるところの土木審議会の委員の詮衡方針はどういうふうにするのであるかという点等であります。この官庁営繕審議会が廃止せられましても、併しこれは関係各官庁の部局の実際の協議会で以てこの仕事をやつて行くのであるから、これが廃止せられてもその仕事には何ら差支ないのであるという説明でありました。土木審議会の委員につきましては、大体すでにこれで廃止されますところの河川審議会の委員が三十人、道路審議会の委員が三十人、それから又遡りますが、官庁営繕審議会、これはすつかり廃止されてしまうのでありますが、その審議会の委員は五十人となつておるというのでありまして、合計百十人の委員がなくなるのでありますが、今度土木審議会の委員は建設大臣及び二十五名以内で以て非常勤の委員となす、こういうふうに整理されて参つておるのであります。それでこの土木審議会の構成は、関係行政官庁、地方公共団体の職員及び土木に専門の知識を持つておる学者、その他調査研究団体の専門家等が入るという予定であります。又このうちで営利事業に関係しておる者の数は、委員総数の四分の一以上であるべきことであるということであります。尚今日はまだ詮衡には入つておらんという説明でありました。その外この審議会については、必要がある場合には専門知識を有しておる人々から、非常勤の公務員として二十人以内の専門委員を置くことができるという点であります。それが明らかになりました。更に関東地方建設局の所在地が船橋から東京都に移されるのはどういうわけであるか、又この地方建設局の仕事は、一体どの程度の必要性があるのであるかというような質問もありました。これに対しましては、やはり船橋よりは東京の方が事務の執行上便利であるという点、それから又どれだけの仕事が、どういうふうな仕事をやつて行くべきか、即ちこれにつきましては国の直轄工事に対する是非の問題と、それから直轄工事をやるとしても、請負制度がいいのか、或いは国が直接やることがよろしいかというような問題に帰着したのでありますが、結局第一点につきましては、地方行政調査委員会議の研究しているところであるが、政府としては数府県に跨がるような河川、或いは主要幹線道路、或いは大きな橋梁の工事等については、国全体として総合的に計画してその計画に基いてこの工事が必要である。どうしても国の直轄が必要であるという考え方をしているのであります。それから第二点については、工事の質、つまりでき上つたものののでき工合や、或いは経済の効度の、経済的にどうでき上るかということ、つまり最小の費用によつていい工事をするには、どういうことがいいのである、どうすればいいのである、結局国が直轄する方がいいのではないかという政府側の意見であります。それから最後に、地理調査所はどういう施設をなし、如何なる人員を使つているかという質問に対しましては、これは元陸軍の参謀本部の陸地測量部の仕事を引継いだものであつて、相当に高度の技術を持つている。而して人員は六百人程度であるということを明らかにいたした次第であります。

委員会におきましては大体以上のごとき質疑応答を重ねました結果、政府の提案を了解する程度に達しましたので、本案について採決をいたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決いたした次第であります。

これを以て報告を終ります。（拍手）

◎建設省設置法の一部を改正する法律

（昭和二五、五、一、法一二一）

一、提案理由（四月十四日）

○益谷国務大臣　ただいま提案になりました、建設省設置法の一部を改正する法律案の概要について、御説明申し上げます。

第一に、行政機構簡素化の一環として、諮問的な審議会を整理する一般的方針に基きまして、建設省におきましても、官庁営繕審議会を廃止することとし、なお河川審議会及び道路審議会を廃止し、これにかえて土木審議会を設け、河川、砂防、道路、災害復旧等、土木に関する事項の審議機関とすることにいたし、その組織及び構成員について必要な規定を設けました。

第二に、地理調査所の有する高度の技術を活用いたすべく、公共団体、日本国有鉄道または日本専売公社の委託に基いて、土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影を行うことができるものといたしました。

第三に、関東地方建設局の位置を、船橋市から東京都港区に移す必要があるので、所要の改正を加えられました。

以上が、この法律案の大要であります。何とぞ御審議をお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告（四月二十二日）

（労働省設置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院内閣委員長報告（四月二十六日）

（労働省設置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎医療法の一部を改正する法律

（昭和二五、五、一、法一二二）

一、提案理由（四月四日）

○国務大臣（林譲治君）　只今議題となりました医療法の一部を改正

する法律案について、その提案の理由を御説明申上げます。

すでに社会保障制度実施の具体的構想も漸く明確になろうとしておるのでありますが、すべての国民に必要最低限度の医療を確保するという国民医療の保証の問題は、本制度実施に当つて極めて重要な内容をなすことは申すまでもないところであります。この問題の解決のためには、先ず第一に医療機関特に病院の急速な普及整備を図る必要があるのでありますが、医療機関の整備につきましては、いわゆる公的医療機関の整備と併せて私的医療機関の協力態勢を整えることの緊要なことは申すまでもないところであります。

飜つて考えますときに、一昨年の第二回国会において制定されました医療法は、医療内容の向上を図るため、病院の規格として最低限二〇床以上の病床を要求し、而もその構造設備については近代医療を行うにふさわしい諸種の條件を具備することを要請しておるのでありますが、他面現下の経済情勢下におきましては、一般私人の手による病院の建設乃至その補修維持等が極めて困難な実情にあるのであります。

従つて私人による病院の建設維持等を促進するためには、何等かの形においてこれがための資金の集積を図る措置を講ずることが是非共必要と考えられるのであります。特に医療法第十三條によりまして、診療所には同一患者を四十八時間を超えて収容できないこととなつた結果、一般の開業医師の中には数人乃至それ以上の員数による共同出資により病院を建設し或はこれを維持しようとする場合が少くない現実を見ますときに、このことが痛感されるのであります。

す。而も現況においては、医療法は医療事業の特殊性乃至非営利性に鑑み、商法上の会社等が病院、診療所の経営主体となることを期待しておらず、且つ又都道府県知事においてもかような経営主体に対しては病院、診療所等の開設許可を與えない方針をとつている現状であり、又他方すべての病院が民法による公益法人たる資格を取得するということもできないため、病院等を建設して医療事業を行おうとする場合においても、その経営主体が法人格を取得することが困難であつて、従つて資金の集積及びこれに伴う病院等の維持建設のために著しい困難を感じている状況であります。

この点に鑑み、医療事業の非営利性を考慮し、本事業の経営主体に対して容易に法人格取得の途を與えるために、この際医療法の一部を改正して医療法人の章を追加しようとするものであります。何とぞ御審議の上御可決あらんことをお願いいたします。

尚詳細のことにつきましては、政府委員から御説明申上げることにいたします。

二、参議院厚生委員長報告（四月十九日）

○藤森眞治君　只今上程されました医療法の一部を改正する法律案及び健康保険法等の一部を改正する法律案に関する厚生委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

先ず医療法の一部を改正する法律案について申上げます。

本法案は本院が先議でございまして、その提出の理由を簡單に申上げますると、社会保障制度の具体的構想も漸く明確になろうとしておる際でありますので、医療機関の整備につきましては、いわゆる公的医療機関の整備と併せて、私的医療機関の協力態勢を整えることの緊急なことは申すまでもないのであります。一昨年の第二国会におきまして制定されました医療法は、近代医療を行うにふさわしい諸種の條件を具備することを要請しておるのでありまするが、他面現下の経済情勢下におきましては、一般私人の手によりまする病院の建設乃至その補修維持等が極めて困難な実情にあるのでございます。従つて私人による病院の建設維持等を促進いたしますためには、一般の開業医師の中には、数人乃至それ以上の員数による共同出資により病院を建設し、或いはこれを維持して行こうとする場合が少くない現状を見まするときに、このことが痛感されるのでございます。現況におきましては、医療法は、医療事業の特殊性乃至非営利に鑑み、商法上の会社等が病院、診療所の経営主体となることを期待しておりませず、又地方すべての病院が民法による公益法人たる資格を取得するということもできない状態でございます。この点に鑑みまして、医療事業の経営主体に対して容易に法人格の取得の途を與えるために、現行医療法に医療法人の章を追加しようとするものでございます。以上が本法案の提出の理由でございます。

本委員会におきましては、本法案が医療事業に及ぼす影響が大きいので、審議に愼重を期したのでありまするが、委員会における質疑応答のうちの主なものを二三申し上げまするると、医療法人設置の場合に出資者が課税の対象となるようなことはないかという質問に対しまして、出資の場合は課税の対象にはならないという政府の答弁がありました。又法人に利益が残つた場合に、配当をせず積立金とすることになつているが、課税の対象にはならぬかとの質問に対しましては、積立金は課税の対象となるが、併しこれを施設の改善に使用する場合には、民法に規定する法人等が施設の改善の費用は益金と見ず損金と見ることができることになつておりまするので、これに医療法人も含めて貰うよう税務当局と交渉して行くという答弁がございました。

以上のような質疑の後、四月十八日討論に入りましたところ、藤森委員より修正の動議が提出せられたのであります。その修正要点並びにその理由を申上げまするると、本法案の附則第一項中「六月」を「三月」に改めるというのであります。その理由といたしましては、この法案をより早く施行することは病院経営者にとつて有利であると共に、この法律施行に関する政府の準備が予定より早く整うに至つたので、この法案の施行期日を早める必要があるという理由によつて修正意見が提出せられたのであります。これに対しまして各委員より本修正案に賛成の意見が開陳せられましたが、そのうち井上委員より、本法の改正によつて直ぐにも病院及び診療所の整備改善が期待されないように思うので、本法案が実施されたならば、これを契機として、現在の病院及び診療所の内容、それから現行の医療法によつて整備改善されつつある病院及び診療所の整備拡充の一時も早からんことを希望して、修正案及び本改正案に賛成するとの意見の開陳がありました。又山下委員よりは、今回の医療法の改正に

より私的医療機関の増設整備を企図されたことは、趣旨は諒とするが、提案の理由に示されてあるように、本法により医療機関の増設及び整備を図り、以て他日の社会保障制度の実施に備えるということが謳われてあるが、是非ともこの趣旨に副うように政府当局に対し要望するという希望意見を付して、修正案及び本改正案に賛成する旨の意見の開陳がありました。

かくて討論を終りまして、採決に入り、先ず修正案について賛否を諮りましたところ、全会一致を以て修正案は可決せられました。次いで修正案を除く原案につきまして採決をいたしましたところ、全会一致を以て可決せられました。よつて本法案は全会一致を以て修正議決すべきものと決定いたしました。

次に健康保険法等の一部を改正する法律案について申上げます。先ず本法案の提出理由について申上げます。健康保険、船員保険及び厚生年金保険におきましては、保険料等を滞納いたしました場合の延滞金の割合は従来から大体国税徴収法と同一歩調をとつて参つたのでありまするが、このたび国税徴収法の一部が改正されましたのでその趣旨に同調いたしまして延滞金の割合二十銭を八銭に引下げたのであります。又徴収金額の一部について納付があつた場合には、その日以後の期間にかかる延滞金は、従来から納付済額を差引いた額について計算するように取扱をしておつたのでありまするが、この際、これを明確に規定いたしたのであります。本案は本院が先議でありまして、厚生委員会におきましては二回に亘り審議を重ねたのでありますが、本法案の内容は、国税徴収法の改正に対応して今回の改正がなされたので、極めて当然の措置であるため、質疑も別段ございませず、討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上御報告申上げます。

三、衆議院厚生委員長報告（四月二十五日）

○今泉貞雄君　ただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案及び健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず医療法の一部を改正する法律案について申上げます。

本改正案の政府提案理由並びに内容を簡單に申し上げますれば、御承知のごとく第二国会において制定された医療法によつて、診療所には同一患者を四十八時間を越えて收容できないこととなつた結果、すべての国民に必要な最低限度の医療を確保するためには、医療機関、特に病院の急速なる普及整備をはかる必要があるのでありまするが、現行医療法は、医療内容の向上をはかるため病院の規格として最低二十床以上の病床を要求し、しかもその構造設備については、近代医療を行うにふさわしい諸種の條件を具備することを要請しておるのであります。しかしながら、現下の経済情勢下においては、一開業医の手による病院の建設ないしはその補修維持等はきわめて困難なる実情にありまするので、数人ないしそれ以上の開業医が共同出資して病院を建設し、あるいはこれを維持しようとする要望が少くないのであります。他方医療法は、医療事業の特殊性ないし非営利性にかんがみまして、商法上の会社等が病院、診療所の経営主体となることを期待しておらないので、都道府県知事においても、かような経営主体に対しては病院、診療所等の開設許可を與えない方針をとつている現状であり、すべての病院が民法による公益法人たる資格を取得するということもできないので、資金を集積して病院等を維持建設するに著しい困難を感じている状況であります。かかる点と、医療事業の非営利性とを考慮して、医療事業の経営主体に対しても容易に法人格取得の道を與えるためこの際医療法人の章を追加しようとするものであります。

本改正法案は、三月三十一日、予備審査のため本委員会に付託せられ、四月三日、厚生大臣から提案理由の説明を聽取したのでありまするが、十九日、本付託となり、委員と政府との間に、医療法人と他の法律により認可された医療を行う法人との関係、医療の社会化、診療収入に対する課税、医療事業に対する融資等の諸点についてきわめて熱心なる質疑応答が行われたのでありまするが、これらの詳細は速記録について御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を打切り、討論に入りましたるところ、自由党を代表して大石委員よりは、第一、医療法人の設立、解散の場合における課税、寄付または出資に対する贈與税、法人所得税及び附加価値税中社会保険診療報酬分に対しては免税または低率の税率を設けること、第二、医療法人に対する金融の道を講ずること、第三、本法案の運営にあたつては理事の半数を医師となし、理事長は原則として医師となすことを希望する旨を述べて賛成の意を表せられ、日本共産党を代表して苅田委員よりは、完全なる社会保障制度確立までは、病院開設は自然発生にまかすべきであり、統制、監督、罰則等を強化するがごとき姑息的改正の必要はないとの理由をもつて反対の意を表されたのであります。

次いで採決に入りましたるところ、本法案は多数をもつて政府原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

次に健康保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正法案の政府提案の理由並びにその内容を簡單に申し上げますれば、第一は、健康保険、船員保険及び厚生年金保険におきましては、保険料等を滞納した場合の延滞金の割合は、従来から大体国税徴収法により徴収して参つたのでありますが、このたび国税徴収法の一部が改正されましたので、その趣旨に同調して、延滞金の割合を現行の日歩二十銭から八銭に引下げることといたしておるのであります。第二は、徴収金額の一部を納付した場合、その後の期間にかかる延滞金は、従来から納付済額を差引いた額について計算するよう取扱つて参りましたが、この際これを明確に法律に規定いたしたのであります。

本法案は、四月四日、予備審査のため本委員会に付託、五日、林厚生大臣より提案理由の説明を聽取したのでありますが、十九日、本付託となり、同日の委員会において、質疑を打切り、討論を省略して採決に入りましたところ、本法案は多数をもつて政府原案の通

り可決すべきものと決した次第でございます。
以上御報告申し上げます。(拍手)

◎精神衞生法 (昭和二五、五、一、法一二三)(参)

一、提案理由(四月五日)

○委員外議員(中山壽彦君) 只今上程になりました精神衞生法案の提案理由を御説明申上げます。

現在精神衞生に関する法律といたしましては、精神病者監護法と精神病院法の二つがございます。精神病者監護法は明治三十三年の制定にかかるものであり、又精神病院法は大正八年に作られたものであります。前者につきましては制定されましてから五十一年間、後者につきましては制定後三十三年間、その間未だ一回も改正をみずして今日に至つているのであります。当時の精神病者の推定数は十万乃至二十万人といわれておりましたが、今日においてはその数六十四万人に及び、尚、今回の法案で精神障害者として対象といたしました精神薄弱者及び精神病質者を加えますと実に三百三十四万人乃至四百万人の多きに及ぶことになるのであります。かく精神衞生の面における治療及び保護の対象が増加いたし、又精神医学もその間に急速の進歩をいたして来たにも拘わらず、これを規律する法律は未だに明治年間の衣を着たままであります。

精神病者監護法は、専ら精神病者の不法監禁を防止することを主たる内容とするものでありまして、題目は監護法でありますが実質は精神病者の監置法ともいうべきものであります。即ち精神病者を監置できる者を保護義務者に限つたことがその狙いでありまして、いわゆる座敷牢の制度を特定の者について合法化したものともいえるのであります。然し座敷牢制度の制限だけでは精神病者は救われないことは明かであり、それから十七年後に制定された精神病院法は、精神病院を府県に設置し、犯罪傾向のある精神病者、身寄りのない精神病者を先ず収容することといたしたのであります。

この二つの法律に上つてまかなわれてきた精神衞生行政の現状を見まするに、現在全国における公立及びこれに代用される精神病院のベット数は二万床を持つに過ぎません。欧米における施設は人口二百人乃至五百人に対して一つの率でベットを整備いたしております。我国の現状は人口四千人に対して一つの率でありますから、これを国際水準に比べますと未だその十分の一を満たすに過ぎないのであります。このベット数の不足から、現在病院に収容することができず、座敷牢にある者の数は二千六百七十一人に達しておる実情であります。

健全な社会の発展のためには、身体に対する衞生と並んで精神衞生が不可欠であることは申すまでもございません。それは車の両輪ともいうべきものでございます。

ここに提案しようといたしまする精神衞生法案は、この立ち遅れ、取り残されてきた精神衞生行政の車を一刻も早く前進させまして、心身共に健康なバランスのとれた国民社会が達成されることを願つたものであります。

法案の大要について申し上げますと、第一に、この法案は、苟しくも正常な社会生活を破壊する危険のある精神障害者全般をその対象としてつかむことといたしました。従来の狭義の精神病者だけでなく、精神薄弱者及び精神病質者をも加えたのであります。

第二に、従来の座敷牢による私宅監置の制度を廃止して、長期に亘つて自由を拘束する必要のある精神障害者は、精神病院又は精神病室に収容することを原則といたしました。これがために精神病院の設置を都道府県の責任とし、又入院を要する者で経済的能力のない者については、都道府県において入院措置を講ずることとし、国家はこれらの費用の二分の一を補助することといたしました。

第三に、医療及び保護の必要な精神障害者については、警察官、検察官、刑務所その他の矯正保護施設の長のように職務上精神障害者を取扱うことの多い者には通報義務を負わせる外、一般人は誰でも知事に医療保護の申請ができることにしまして、医療保護が必要であるに拘わらず與えられざる者なきよう、国民のすべてが協力する体制を作ることといたしたのであります。

第四に、人権じゆうりんの措置を防止するため精神病院への収容に当つては、真の病気以外の理由が介在しないように注意いたしました。即ち精神衞生鑑定医の制度を新たに設け、その二人以上の鑑定の一致あることを病院収容の條件といたしたのであります。

第五に、自宅において療養する精神障害者に対して巡廻指導の方法を講ずる外、精神衞生相談所を設けまして誤つた療養による弊害を防止すると共に、更に進んで精神衞生に関する知識の普及に一段の努力を拂うことといたしました。

第六に、精神衞生行政の推進と一層の改善を図るため精神衞生審議会を厚生省の附属機関として設置し、関係行政庁及び専門家の協力によつてこの法律の施行の万全を期することといたしました。

以上が精神衞生法案に盛られた内容の大要でございます。どうか愼重審議御決定を願います。

二、参議院厚生委員長報告(四月七日)

○藤森眞治君 只今議題となりました精神衞生法案は、本院厚生委員会全員並びに中山、谷口両議員の提出法案でありまして、一昨五日の厚生委員会におきまして中山壽彦議員より提案の理由及び内容の説明がありました。その審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず本案の提出理由及びその内容の大要について簡單に御説明申上げまするに、現在精神衞生に関する法律といたしましては精神病者監護法と精神病院法の二つがあります。精神病者監護法は明治三十三年の制定にかかるものであり、又精神病院法は大正八年に作られたものであります。前者につきましては制定されましてから五十一年間、後者につきましては制定後三十三年間、その間まだ一回も改正を見ずして今日に至つておるのであります。当時の精神病者の推定数は十万乃至二十万人と言われておりましたが、今日におきましてはその数が六十四万人に及び、尚今回の法案で、精神障害者として対象といたしました精神薄弱者及び精神病質者をも加えまする

と実に三百三十四万人乃至四百万人の多数になるのでございます。かようにして精神衞生の面における治療及び保護の対象が増加いたし、又精神医学もその間に急速の進歩をいたして来ましたにも拘らず、これを規律する法律は未だに明治年間の衣を着たままであつたのであります。精神病者監護法は専ら精神病者の不法監禁を防止することを主たる内容とするものでありまして、題名は監護法でありますが、実質は精神病者の監置法とも言うべきものであります。即ち精神病者を監置できる者を保護義務者に限つたことがその狙いであつたのでありまして、いわゆる座敷牢の制度を特定の者について合法化したものとも言えるのであります。併しこのような座敷牢制度の制限だけでは精神病者は救われないことは明らかでありまして、それから十七年後に制定された精神病院法は、精神病院を府県に設置し、犯罪傾向のある精神病者、身寄のない精神病者を先ず収容することといたして今日に至つたものでございます。この二つの法律によつて賄われて来ました精神衞生行政の現状を見ますると、現在全国における公立及びこれに代用される精神病院のベッド数は二万床を持つに過ぎません。欧米における施設は人口二百人乃至五百人に対して一ベッドの率で整備いたしておりますが、我が国の現状は人口四千人に対して一ベッドの率でありまするから、これを国際水準に比べますると未だその十分の一を満たすに過ぎないのであります。このベッド数の不足から、現在病院に収容することができず、座敷牢にある者の数は二千六百七十一人に達しておるのが実情でございます。健全な社会の発展のためには、身体に対する衞

生と並んで精神衞生が不可欠であることは申すまでもございません。それは恰かも車の両輪とも言うべきものであります。ここに上程されております精神衞生法案は、この立ち遅れ且つ取残されて来た精神衞生行政の車を一刻も早く前進させまして、心身共に健康なバランスのとれた国民社会が達成されることを願つておるものに外ならぬのであります。

次に本法案の大要について申上げますると、第一に、苟くも正常な社会生活を破壊する危険のある精神障害者全般をこの法案の対象として摑むことにいたしました。即ち従来の狭義の精神病者だけでなく、精神薄弱者及び精神病質者をもこれに加えたのであります。第二は、従来の座敷牢による私宅監置の制度を廃止して、長期に亘つて自由を拘束する必要のある精神障害者は、これは精神病院又は精神病室に収容することを原則といたしましたのであります。これがために精神病院の設置を都道府県の責任とし、又入院を要する者で経済的能力のない者については都道府県において入院措置を講ずることとし、国家はこれらの費用の二分の一を補助することにいたしましたのであります。第三は、医療及び保護の必要な精神障害者については、警察官、検察官、刑務所その他の矯正保護施設の長のように職務上精神障害者を取扱うことの多い者には通報義務を負わせる外、一般人は誰でもその医療保護が必要であるに拘わらず興えられざる者のなきように、国民のすべてが協力する体制を作りたいと考えたのでございます。第四は、人権蹂躙の措置を防止するために、精神病院への収容に当つては真の病気以外の理由が介入しないように注意いたしました。即ち精神衞生鑑定医の制度を新たに設け、その二人以上の鑑定の一致することを病院収容の條件といたしたのであります。第五は、自宅において療養する精神障害者に対して巡回指導の方法を講ずる外、精神衞生相談所を設けまして、誤まつた療養による弊害を防止すると共に、更に進んで精神衞生に関する知識の普及に一段の努力を拂うこととといたしました。第六は、精神衞生行政の推進と一層の改善を図るため精神衞生審議会を厚生省の附属機関として設置し、関係行政庁及び専門家の協力によつてこの法律の施行の万全を期することといたしました。以上が本法案の大要であります。

次に、本法案の審議に当りまして政府当局に要望した事項のうち、主なる点の二三について簡単に申上げますと、第一に、精神障害の原因、症状、治療、予防に関する調査及び研究のセンターとなり、併せて精神衞生に従事する職員の訓練を行うための国立精神衞生研究所の設置は予算措置ができるまで延期することになつているので、政府は明二十六年度予算にはこれに要する経費を計上してこの実現に努力されたい。第二には、児童福祉法による精神薄弱児の収容施設は全国にも極めて少く、又不完備であるので、本法によつても行われるよう取扱われたい。第三には、精神病院、指定精神病院等に収容しておりまする患者の処遇については、患者の人権を尊重し、安心して入院できるように十分配慮され、遺憾のないように厳重に監督されたい。以上の要望事項に対しまして、政府当局からは、第一の点については、精神衞生研究所を設置することになれば非常に画期的な発展を見ることになりまするので、政府当局といたしましては、二十六年度には是非予算を確保して本法を完璧なものといたすべく努力するという回答がございました。第二の点につきましては、精神薄弱児については児童福祉法とも関連がありますので極力協力して行きたい。第三の精神病患者の処遇については、従来はよろしくないところもありましたが、最近では段々と改善されておりますが、更に本法の施行によつて今後とも尚一層監督を厳重にして改善に努力したいとの所見の開陳がありました。

又本法を実施するに当り必要な主たる経費は、精神病院並びに患者の入院に要するものでありまして、昭和二十五年度予算に計上中の一億八百九十三万五千円で凡そ本法の実施は可能なのであります。尚、精神相談所の設置に要する経費は現在特別に計上されてありませんが、これは運用によつて実施することにしてあります。従いまして本法施行に当つては、政府は細心の注意と最大の熱意を以て十分の効果を挙げるよう努力を拂われんことを強く希望したのであります。かくいたしまして、質疑を打切り、討論を省略して、直ちに採決に入りましたところ、原案通り全会一致を以て可決することに決定した次第でございます。

以上御報告申上げます。（拍手）

三、衆議院厚生委員長報告（四月十五日）

○堀川恭平君　ただいま議題となりました精神衞生法案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の大要を御報告申し上げ

ます。

現在わが国における精神衞生行政は、精神病者監護法並びに精神病院法に基いて運営せられておるのであります。しかしてこの精神病者監護法は明治三十三年に制定せられ、精神病者の不法監禁を防止することを主たる内容とし、精神病者を監置できる者を保護義務者に限り、いわゆる座敷牢の制度を特定のものについて合法化したものであり、また精神病院法は大正八年に制定せられ、精神病院を府県に設置して、犯罪傾向のある精神病者あるいは身寄りのない精神病者をまず收容することにいたしたのでありますが、今日精神医学の進歩等に伴い治療及び保護の対象が増加いたしたにもかかわらず、全国の公立及びこれに代用される精神病院のベッド数は二万床に過ぎない結果、病院に收容することができず、座敷牢にある者の数は二千六百余人に達しており、なお入院治療を必要とし、またはこれを希望しながら多数の精神障害者が入院できず、放置されているような実情であります。かかる情勢にかんがみ、精神障害者全般を対象としてこれに適正なる收容保護並びに治療を加えるとともに、各種の指導保護の措置を講じ、精神衞生行政の推進をはかる等、現行の制度を強化拡充して、健全なる社会の実現を期せんとするのが、本案提案の理由でございます。

次に本法案の内容のおもなる点を申し上げますれば、第一に、正常なる社会生活を破壊する危險のある精神障害者全般を対象とし、従来の狹義の精神病者だけでなく、精神薄弱者及び精神病質者をも加えたことであります。

第二に、従来の座敷牢による私宅監置の制度を廃して、長期にわたつて自由を拘束する必要のある精神病者は精神病院または精神病室に收容することを原則としたのであります。これがため、従来のごとく主務大臣の命令がある場合のみに限らず、都道府県に精神病院設置の義務を負わせ、また入院を要する者で、経済的能力のない者については都道府県において入院の措置を講ずることとし、国はこれらの費用の二分の一を補助することにしておるのであります。

第三に、医療及び保護の必要な精神障害者については、警察官、検察官、刑務所その他の矯正保護施設の長のごとく、職務上精神障害者を取扱うことの多い者に対して通報義務を負わせるとともに、医療保護の必要な精神障害者に対する保護の徹底を期するため、一般人はたれでも精神障害者またはその疑いある者の診察及び保護を都道府県知事に申請することができることといたしたのであります。

第四は、疾病以外の動機による身体の拘束を防止するため、精神病院への強制收容については新たに精神衞生鑑定医制度を設け、二人以上の一致した鑑定に基くことを必要としたほか、精神障害の特殊性にかんがみまして、仮入院、仮退院の制度を設け、また遠隔地にあつて、ただちに病院へ收容することができない場合の臨時措置として、知事の許可を條件とした保護拘束制度を認めておるのであります。

第五に、自宅において療養する精神障害者に対して巡回指導の方途を講ずるほか、精神衞生相談所を設けて、誤つた療養による弊害を防止するとともに、さらに進んで精神衞生に関する知識の普及に一段の努力を拂うことといたしているのであります。

第六に、精神衞生行政の推進とその一層の改善をはかるため、精神衞生審議会を厚生省の附属機関として設置し、関係行政庁及び專門家の協力を得ることにしているのであります。

本法案は、四月一日、予備審査のため本委員会に付託せられ、同五日、提案者参議院議員中山壽彦君より提案理由の説明を聽取したのでありますが、同七日、本付託、七日、八日の本委員会において、委員と提案者並びに関係当局との間に、費用負担、生活保護法との関係、精神鑑定医の指定及びその活動、收容施設、不服申立の方法、予算措置等の諸点についてきわめて熱心な質疑応答が行われた後、質疑を打切り、十四日の本委員会において、自由党を代表して丸山委員より賛成討論があつた後、討論を打切り、採決に入りましたところ、本法案は滿場一致をもつて原案通り可決すべきものと決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

◎健康保険法等の一部を改正する法律

(昭和二十五、五、一、法一二四)

一、提案理由(四月六日)

○国務大臣(林讓治君) 只今議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申上げます。

健康保険、船員保険及び厚生年金保険におきましては、保険料等を滯納した場合の延滯金の割合は、従来から大体国税徴收法と同一歩調をとつて参つたのでありますが、このたび国税徴收法の一部が改正されましたので、その趣旨に同調いたしまして、延滯金の割合「二十銭」を「八銭」に引下げたいと存ずる次第であります。

又徴收金額の一部について納付があつた場合には、その日以後の期間に係る延滯金は、従来から納付済額を差引いた額について計算するよう取扱つておつたのでありまするが、この際これを明確に規定いたしたいと存ずる次第であります。

何とぞ御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いする次第であります。詳細に亘りましては政府委員から御説明申上げます。

二、参議院厚生委員長報告(四月十九日)

(医療法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院厚生委員長報告(四月二十五日)

(医療法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律

(昭和二十五、五、一、法一二五)

一、提案理由(四月十日)

○鈴木国務大臣 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案の審議をせられるにあたり、提案の理由を御説明申し上げます。

健康保険、船員保険及び厚生年金保険におきましては、保険料等

今般政府といたしましては、最近の経済情勢にかんがみ国税徴収法の一部を改正して、従来の国税滞納の場合における延滞金の率を引下げることといたしたのでありまするが、これと対応して、国税徴収の場合の従来の延滞金と類似の性格を有する労働者災害補償保険及び失業保険の保険料滞納の場合における延滞金の率を、従来の日歩二十銭から日歩八銭に引下げることを妥当と考えますので、ここに労働者災害補償保険法及び失業保険法の一部を改正する必要を生じた次第であります。

なお今回の改正にあたり、両保険とも滞納保険料の一部について納入のあった場合における延滞金の徴収に関して、新たに規定を設けたのでありますが、これは申すまでもなく、納付者の便宜のための規定であり、従来においても本規定と同様の取扱いをして参つたものを、この機会に明文化せんとするものであります。

以上、本法案、提出理由の概略を御説明いたした次第でありますが、何とぞ御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

二、衆議院労働委員長報告（四月二十二日）

○倉石忠雄君　ただいま議題となりました労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案につきまして、労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、四月八日内閣より提出されたのでありますが、その提案理由は、今般国税徴収法の一部が改正されまして、国税滞納の場合の延滞金の率が引下げられることになりましたので、それに対応いたしまして、労働者災害補償保険料並びに失業保険料滞納の場合における延滞金の率を、従来の日歩二十銭から日歩八銭に引下げようとするものであります。なお、従来滞納保険料の一部を納入した場合の延滞金の徴収に関しましては、便宜的にその残額に対して延滞金を徴収して参つたのでありますが、今回この点を明確にするために新たな規定を設けようとするものであります。

本委員会においては、慎重審議の結果、自由党はこれに賛成し、社会党及び共産党はそれ〴〵反対せられたのであります。よつて採決の結果、原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院労働委員長報告（四月二十六日）

○原虎一君　只今議題となりました労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案につきまして、労働委員会におきまする審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本提案の理由並びに内容について申上げまするが、今般国税徴収法の一部を改正して、従来の国税滞納の場合におきまする延滞金の率を引下げることになりましたので、これに歩調を合せて労働者災害補償保険及び失業保険の保険料滞納の場合におきまする延滞金の率を従来の日歩二十銭から日歩八銭に引下げる点、及びこの保険金給付者の便宜のために滞納保険料の一部納入に関しまして新たに規

定を設けました点であります。

委員会におきましては別段の質疑もなく、討論に入りましたところ、田村委員より延滞金の率を引下げることは妥当な措置であるから賛成するとの討論がありました。かくて討論を終結して採決に入りましたところ、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。（拍手）

◎北海道開発法（昭和二五、五、一、法二二六）

一、提案理由（三月二十七日）

○増田国務大臣　北海道開発法案の提案理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

国民経済の復興と人口問題の解決とは、現在わが国が当面する緊急かつ重要な課題でありまして、そのために資源の開発を必要とすることは言をまたないのでありますが、国土の狭小なわが国にとりましては、未開発資源の今なお豊富に存在する北海道を急速に開発することが国家的要請であると存ずるのでございます。北海道の開発は明治の初年以来行われて来たのでありますが、四国の二倍に九州を加えた面積の地に、現在なお人口わずかに四百万人を擁するにすぎず、その産業もおおむね原始的段階の域を脱していない状態にあるのであります。このような経済的後進地の開発は、総合的な計画のもとに、経費を重点的に使用するのでなければ、十分な効果を期待できないのでありますが、現在北海道開発事業は関係各行政機関が個別的に立案施行しているのでありまして、その間に総合性、統一性を欠き、北海道に投入される国の事業費の効率発揮上はなはだ遺憾の点が多いのであります。これらの点にかんがみまして、政府は国策として強力に北海道における資源の総合的な開発を行うことを緊急と考え、これに関する基本的事項を規定するため、本法案を提案することにいたしたのであります。

次に法案の内容の概要を御説明いたします。

第一條は、この法律の目的を規定しているのであります。すなわちこの法律は、北海道における資源の総合的な開発に関する基本的事項を規定することを目的とする旨を規定しているのであります。開発に関する基本的事項として、第二條以下に規定されている事項は、第一に北海道総合開発計画に関する事項、第二は北海道開発庁に関する事項、第三に北海道総合開発審議会に関する事項であります。

第二條及び第三條は、北海道総合開発計画に関する規定であります。北海道総合開発計画とは、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画を言うのでありまして、国は国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基く事業を昭和二十六年度から実施する旨を規定し、国が国策として北海道の総合開発を強力に遂行する意図を明示したのであります。なお北海道開発計画は、国が樹立し実施するのでありますが、これに関係地方公共団体

の意向を十分に反映せしめる必要がありますので、関係地方公共団体が開発計画に関し内閣に意見を申し出ることができることとしたのであります。

第四條以下は主として北海道開発庁に関する規定であります。北海道総合開発計画を樹立し、これを推進するためには、中央にこれを専管する強力な行政機関の存することを必要と考え、新たに総理府の外局として国務大臣を長とする北海道開発庁を設置することといたしたのであります。北海道開発庁は、北海道総合開発計画について調査し、立案する機関でありますが、同時に開発計画に基く事業の実施に関する関係行政機関の事務の調整及び推進に当る権限を有するものといたしております。

北海道総合開発計画は、前述のように昭和三十六年度からの計画でありますが、北海道開発庁は、昭和二十五年度においても国の執行する北海道の開発に関する事業に関し必要な事項を調査することができるように附則に所要の規定を設けております。

北海道開発庁には、長官の下に次長以下の常勤職員が置かれますが、別に非常勤の参與十人以内が置かれることになつております。参與は関係行政機関の職員のうちから長官が命じ、庁務に参與させるものでありまして、これにより北海道開発庁の任務の遂行にあたり、関係行政機関との連絡協調につき遺憾なきを期そうとするものであります。

第八條から第十條までは、北海道開発審議会に関する規定であります。北海道総合開発計画の調査、立案等にあたつては、広く各方面の知識経験を活用する必要がありますので、北海道開発庁に付属機関として北海道開発審議会を置くこととしたのであります。

北海道開発審議会は、両議院の議員、北海道知事、北海道議会議長及び学識経験のある者のうちから内閣総理大臣の任命する委員二十人以内で組織することとし、北海道総合開発計画に関する重要事項について調査審議して、北海道開発庁長官に建議し、また北海道開発庁長官の諮問に応じて調査審議することとしたのであります。

北海道の総合開発につきましては、事の重要性にかんがみ、すでにこの法律案の骨子等について、学識経験者の意見を聞くため、事実上の審議会が開催されておつたのでありますが、これは北海道開発庁が設置されますと不要となるわけであります。しかし北海道開発庁は準備等の事情もあり、昭和二十五年六月一日から、発足することといたしてありますので、それまでの間右の審議会を法制化し、総理府の付属機関たる北海道総合開発審議会とし、引続き北海道の総合開発に関する事項を調査審議せしめ、北海道開発庁に引継ぐこととしたいと考え、これに関する規定を附則に設けたのであります。

以上をもつて法案の提案理由及び内容の概略の説明といたします。何とぞ御審議の上、可決せられるようお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告（三月二十日）

○鈴木明良君　ただいま議題となりました北海道開発法案につ

て、内閣委員会の審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本法案は、北海道における資源の総合的な開発に関する基本的事項を規定することを目的とするものでありまして、北海道総合開発計画に関する規定と、その所掌官庁としての北海道開発庁の組織、権限に関する規定とからなつております。すなわち北海道の開発事業は、従来関係各行政機関が個別的に立案、施行して参りました結果、その間に総合性、統一性を欠き、従つて北海道に投入される少からぬ国費の効率発揮上はなはだ遺憾の点が多かつたのであります。政府は、未開発資源の今なお豊富な北海道の特殊性にかんがみまして、総合的な開発計画を立て、これを推進するために、これを専管する強力な行政機関を設けることが、終戦後国土が著しく圧縮せられましたわが国といたしましてまことに緊要なことと思い、この法律をつくらんとするものであります。（拍手）

内容のおもなるものについて申し上げますならば、第一は、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するため北海道総合開発計画を樹立し、これに基く事業を昭和二十六年度から実施する旨を規定しております。その開発資源の範囲については、これを政令で定めることとしております。なおこの開発計画には、関係地元民の意向を十分に反映せしめるため、関係地方公共団体が開発計画に関し内閣に対して意見を申し出ることができるようになつております。

第二は、総理府の外局として、国務大臣を長とする北海道開発庁を設置し、これをして北海道総合開発計画について調査立案せしめるとともに、開発計画に基く事業の実施に関する事務の調整及び推進を専管せしめることを規定しております。なおこの北海道開発庁には、長官を助けて庁務を整理する次長一人のほか、庁務に参與させるため非常勤の参與十人以内を置くこととしておりますが、この参與は、関係行政機関の職員の中から長官がこれを命ずるものでありまして、関係行政機関との連絡協調に遺憾なきを期せんとする趣旨であります。

第三は、北海道開発庁に、その付属機関として北海道開発審議会を置くことを規定しております。この審議会の使命は、開発計画に関する重要事項につき調査審議して同庁長官に建議することができるとともに、同庁長官の諮問に応じ、開発計画に関する重要事項について調査審議することとなつております。その組織は、任期を二年とする非常勤の委員が二十人以内をもつて構成しております。会長は委員の互選による旨を定めておりますが、委員は衆参両院でそれぞれ指名した衆議院議員五名、参議院議員三名、北海道知事、北海道議会議長及び学識経験者の中から内閣総理大臣がこれを任命することとしております。

以上は本案の骨子でありまして、本案は北海道開発庁の準備の都合上、本年六月一日からこれを施行しようとするものでありますが、現に事実上設けられてあります北海道開発審議会に、それまでの間その機能を発揮せしむべく、これを法制化して総理府設置法の一部を改正し、四月一日からこれを施行する旨を附則において規定

してあります。

本案は、三月二十五日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、建設委員会とも連合審査会を開いて質疑を重ね、慎重審査を行いましたが、建設委員会からは、地方計画を国土計画に先行せしめることは妥当でないから、すみやかに総合国土開発法案の提出を求め、両々相まつて国土の復興に寄與されるよう考慮せられたい旨の申し入れがありました。

三月三十日、討論に入りました。その詳細は会議録に譲りたいと存じますが、その中で、新憲法の精神から言えば立法府と行政府とは嚴にその混淆を避くべきであつて、この点から北海道開発審議会に国の最高意思を決定すべき重大職責を有する衆参両院議員を含ましめることは妥当でないとの意見のあつたことを御報告いたしておきます。

かくして採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたした次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院内閣委員長報告（四月十九日）

○河井彌八君　只今上程せられました北海道開発法案、賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案及び日本政府在外事務所設置法案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず北海道開発法案について申上げます。

本法案は、国民経済の復興と人口問題の解決に資するために、我が国としては未開発資源の今尚豊かに存在するところの北海道の総合的、統一的の開発に関して、その基本的事項を規定することを目的とするものであります。これがため総理府の外局といたしまして国務大臣を長とする北海道開発庁を設置いたしまして、長官の下に次長以下常勤の職員を置き、尚、開発事業実施面を担当する関係各省の次官、局長等をば、非常勤の参與として提携連絡の任に当らしめるのであります。尚その外に、北海道総合開発企画の立案に関しましては、広く各方面の知識経験を活用することを目的といたしまして、北海道開発庁の附属機関といたしまして北海道開発審議会を置くことに規定いたしておるのであります。この北海道開発審議会は委員二十名以内を以て組織いたしまして、衆議院、参議院の議員中から選ばれた委員八名、北海道知事、北海道議会議長及び学識経験ある者十名以内で以てこれを組織するのであつて、内閣総理大臣がこれを任命することになつているのであります。北海道の総合開発計画につきましては、事実上すでに昨年の四月から政府においては閣議決定に基きまして北海道開発審議会というものを設けてあるのであります。そうして、この審議会において研究を重ねて現在に至つておるのでありますが、今回その研究の結果に基いて、この法律案が提出せられる順序となつた次第であります。尚この法律案は本年六月一日から施行されることになつているのでありまするが、それまでの間に只今申述べました北海道開発審議会というものを法制化いたしまして、引続いて北海道開発に関する施策を調査審議せしめることといたしました。そうしてそれをば、この法律によつてできますところの北海道開発庁に引継ぐことになつているのであります。尚この調査研究に基きまして開発事業が実施せられまするのは明年度以降ということになるのであります。

委員会におきましては、この案に対しまして委員会を開催いたしますこと前後五回、そうしてそのうち二回は建設委員会との連合会を開催して愼重に審議を進めたのであります。これは本案の立法の趣旨、目的等、概ね妥当なものと認めまして、委員会におきましては全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。ただ附則の第一項末段の審議会設置の期日の点、「四月一日」とありますのをば、この法律の「公布の日」と修正をいたしたのでありまして、この点一つ修正を加えたということを申述べて置く次第であります。

この審議に当りまして委員会において特に問題となりました重要な点を二三申上げます。

その一は、何故に特に北海道のみを取上げて開発計画を立てようとするのであるか、国内の他の諸地域にも、殊に陽度の高い、開発の効果的に行われる地域が少からずあるのであるが、これを差措いて北海道のみを特別に取上げる理由は何であるかということ、少くとも北海道の開発につきましては、国全体の総合開発計画を立てて、それを前提として或いはそれの一環として考えらるべきものではないか、そういう総合的の国土計画と無関係に北海道の開発を取上げるというのはどういうわけであるかという、相当強い意見が出たのであります。これに対しまして政府は、国土の総合開発計画との関連については十分愼重な研究を加えて来たのである、而して今後においても飽くまでもその計画の一環として北海道開発の計画を立てて行くつもりであるという、はつきりした答えをいたしたのであります。而して北海道は他の諸地域と違いまして、すでに開拓を始めましてから八十年の歴史を持つているのに、まだ遅々として開発の見るべきものがない、然るに滿洲の開発に重点が注がれましてそちらに開発の主力が移つたために、北海道の開発予定というものは半ばにも達しない実情にあるのである、これはどうしてもこれまでのような行き方では到底所期の目的を達することはできないのであるから、国で以てこれを特にこの際取上げなければならぬということを申したのであります。尚、北海道の現状について申しますれば、開拓可能の農地が百六十万町歩もあるというのでありますが、その中で現在開拓されているものが七十万町歩ということであります。尚、水産とか、林産とか、鉱産、電力、その他開発すべき資源が相当沢山に残つておる、これまでの人口から見ましても大体四百万程度しか入つておらないのであるが、この開発を遂げまして一千万を收容するだけのものにしたいということを申しているのであります。かようにいたすためには、どうしてもこの開発計画は国によらなければならぬということを明らかにいたしました。

第二の点は、国が北海道の総合開発計画を実施することは、地方公共団体たる北海道自体の開発計画を、これが拘束することになる、従つてこの法律は憲法第九十五條の「一の地方公共団体のみに適用される特別法」になりはしないかという質疑も出たのであります。

これに対しまして政府は、この法律案は北海道という一つの地域の資源開発ということを対象としてはおるけれども、公共団体たる北海道そのものを対象としてこれを拘束するものではないから、憲法第九十五條には牴触しないということを申しております。尚その上に、北海道のこの開発計画の審議機関即ち北海道開発審議会のメンバーといたしまして北海道の知事及び北海道議会の議長の参加を予定しておる、従つて開発計画に関して関係地方公共団体の意見を十分に容れ得る途を開いておるということを申しておるのであります。

第三の要点は、北海道の開発についてどんなに立派な計画ができても、これを企画する面とこれを実施する面とが直結して行われないならば効果を挙げることはできない、総理府に置かれるところのこの北海道開発庁と、事業の実施機関であるところの各省及び北海道庁と、この三つのものが極めて密接な関係を持つて協調をしてこの仕事を実行するのでなければ、折角かような計画を立てようといたしましても、その目的は遂げられないことになるであろう、これに対して過去の実績を挙げて、そうして強い質疑が町村委員から出たのであります。政府はこれに対してどういう成算があるかということを強く質問されたのであります。政府はこれに対しまして、北海道開発庁を中心として、関係各省からそれ〴〵参與として次官、局長等を参画せしめ、北海道庁からも知事及び議会の議長が審議会に委員として出るのであつて、連絡提携は十分に確保することができるのである、それから又北海道の開発に関する予算も一本にして置いて、開発庁がこれを要求して各実施機関にこれを移すというふうにしておる、かような面から申しましても、ばら〳〵な無統制な実行方法は予想することができない、必ずこれは統一ある実施をいたすのであるということを明言いたしたのであります。

尚、最後に北海道の開発審議会の委員の数を二十名とするということにつきましても、その内容及びその人選の重点をどこに置くかという点について議論があつたのでありますが、結局政府は重要国策の一つであるこの諸問機関としての開発審議会には両院議員を入れて、そうして国民の代表たる議員の力によるのである、それから又それ〴〵専門的の人を配置いたしまして、審議会の効果をば十分に挙げようということを考えておるということであります。その他沢山の質疑応答がありましたが、これは省かせて頂きます。

討論に入りまして、町村委員から、人口問題の解決等においてこれは最も重要な法律案であるけれども、先に申した通り、各官庁がそれ〴〵ばら〳〵な態度をとつてこの仕事に当つたならば、これは必ず失敗に終るであろうということを強調いたしまして、どうかそういうことのないように、即ち立案の庁と実行官庁との関係を緊密にして、これを効果を挙げるようにするように希望を強く述べられました。又梅津委員は、この開発が失敗に終るということがあつては大変である、どうかボスの手にこういう仕事が陥らないように各地にそういう弊害があるということを心配しての強い要求がありまして、これに賛成せられたのであります。尚、先に述べました修正案は竹下委員からこれを発議せられたので、委員会におきまして

は修正案を採決に付して、全会一致を以て可決すべきものと決定し、次にその他の本案全部を表決に付しまして、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に御報告申上げますのは賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案、これは政府の原案に対して衆議院において附則に修正を加えてあるのであります。即ちこれは「昭和二十五年四月一日から施行する。」と書いてありまするのを、「この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。」と衆議院で修正をいたしまして、本院に送付した。これが原案であります。

賠償庁は賠償事務に関する事務と特殊財産に関する事務を掌つておるところの臨時的の官庁でありまして、総理府の外局として設置せられ、総理大臣の管理に属するものである。そうしてその所掌の事務は第一條に列挙してあります。その中で、その所掌事務に改正を加えるというのがこの法律案の内容である。改正はどういう点であるかと申しますれば、賠償施設処理費及び賠償施設処理収入の経理と略奪物件返還費及び略奪物件返還に係る特殊財産処理収入の経理をば賠償庁をして行わしめようとするのである。それが要点であります。そうして、これまでこれらの経理は大蔵省所管に属しておつて、理財局において取扱つたものを、かように改正しようとするのであります。

委員会におきましては、何故にこの経理を移管する必要があるかという理由を質しましたが、これはこの経理は特殊のものであつて、終戦当時において、今日とは事情が違つておつたのであるから、取敢えず大蔵省において取扱つたものを、この本筋の仕事をやつている官庁に取扱わせるということは正しいのであるという説明であります。それから昭和二十五年度の予算においては、すでに大蔵省所管から賠償庁の所管に組替えて計上してあることは、すでに予算の通過している今日において明瞭な、確実な事実であります。それから事務の移管が事務を処理する上においてどう都合がよくなるかということ、これは勿論実務官庁の主管に移すということが適当であるという簡単な説明であります。尚、最後にこの経理上取扱つたこれまでの価額と今後の取扱の価額はどのくらいであるかという質問もありましたが、もう大体片付きまして余り沢山ないということでありました。数字をここに特に申上げませんが、その程度に止めて置きます。尚、改正について賠償庁の定員には異動はないということで、委員会において審査した結論といたしましては、この改正によりまして事務の簡素化及び能率が上るだろうということを期待するという結論であります。

かようにいたしまして、この法律案も全会一致を以て可決すべきものと議決いたした次第であります。

最後に日本政府在外事務所設置法案の委員会の内容を申上げます。

先ず本法案によつて在外事務所を置くことになりました動機について申上げますれば、連合軍の総司令部から、アメリカ合衆国の政府の意向といたしましてアメリカ合衆国内に日本政府在外事務所を設置するようにという本年二月九日附の覚書を日本政府が受領いた

しておるのであります。この覚書は、日米両国間の通商貿易の振興を図り、併せて米国在留邦人の戸籍と財産に関する事務を処理するために、ニューヨーク、サンフランシスコ、ロスアンゼルス及びホノルルの四ヶ所に日本政府の在外事務所を設置するようにというアメリカ合衆国の日本政府に対する招請であります。日本政府は、貿易の振興と在米邦人保護の重要性に鑑みまして、この招請をば欣然受諾することにいたしたのであります。更にその後シアトルにも在外事務所を設置するようにというアメリカ政府の提案がありまして、これも又日本政府は喜んでお受けしたのであります。そこで政府は速かにこれを実現して、アメリカ合衆国に日本政府の在外事務所を設置しようとするために、在外事務所の設置、組織、所掌事務並びに在外事務所に置かれる職員及びその給與等の大綱を規定いたしますこの法案を提出いたしたのであります。かようにいたしまして、この在外事務所の設置というのは、日本が国際社会へ復帰する第一歩を印するものでありまして、極めて重要であります。又日本の貿易を進展させる上においても多大の便宜を得られることは申すまでもないのであります。

そこで、この法案の内容を簡単に申上げますと、合衆国内にこの法律によつて設置せられる事務所は先に申しました五ヶ所でありますが、尚今後必要に応じましては政令を以てアメリカ合衆国内又はその他の国々にも在外事務所を設置することができることといたしてあるのであります。この在外事務所の所掌事務は、領事館が行なつておりまする事務のうちで特に限られた範囲を行うことでありまして、領事館とは権限がおのずから狭くなつております。即ち所在地の地方官憲と交渉をいたしたり或いは旅券に関する事務のごときものは含まれておらないのであります。それからこの在外事務所の職員はすべて外務省の職員といたしまして、外務大臣の指揮監督の下に置くことにして、指揮系統の混乱を防ぐことに意を用いてあります。それから尚この職員には、仕事の特殊性に鑑みまして、一般職員に給せられる給與の外に尚在勤手当と住居手当を支給せられることになつておりまして、その支給の方法、その額等について詳細規定があるのであります。

この法律案の審議につきましては、内閣外務連合委員会を一回開きまして、又内閣委員会は二回開きました。その委員会において明らかになつた事項数点を申上げて置きます。第一は、五ヶ所に設置されまする在外事務所には、所長の外に所員二名又は三名、補助職員三名又は四名の職員が置かれるということでありまして、これら五つの在外事務所の所要経費は本年度一億二千三百万円であります。そうしてこのために外務省の定員を増加することはいたさないということであります。そうして大体この事務所はいつまで継続するのかと言えば、講和條約が成立する頃までの暫定的なものであるということであります。第二点といたしましては、将来在外事務所を設置する場合においては、法律改正の手続によらずして政令によることができるという規定があるのでありますが、法律によらずして増置することは不当ではないかという法律論がありました。ところが、これに対しまして、今日の貿易状態は全く盲貿易の状態であるが故に、海外貿易の振興のために一日も早くこの海外貿易の状態をよく知ることが必要であるのであるから、相手国が在外事務所を設置することを承諾した場合には機を逸せずに速かにこれを設置する必要がある、すでに在外事務所がどういうことをするかという権限等はこの法律によつてはつきり規定してあるのであるから、設置する場所を決めるということは機宜の処置を認めて政令によつてやることが適当であるということを答えたのであります。第三には、在外事務所を指揮する系統と通商産業省との関係はどういうふうになるかということであります。これは勿論密接な関係がなければならぬということは当然でありまするが、通商産業大臣が在外事務所長に対して指揮権をとるということは適当でないので、これはすべて外務大臣を経て通商産業大臣の意見をこれに伝えるということになるという説明であります。その外、尚沢山の質疑がありましたが、本案の可否を御決定下さりまするのには大体以上のような報告で足りるかと考えておりまするから、それは省きます。討論に入りまして、梅津委員から、政府は将来この五ヶ所の在外事務所の外に尚でき得る限り他の国にも早く在外事務所を増置するように努力せられたいという強い希望が述べられたのであります。そうして本案に賛成をせられたのであります。かようにいたしまして、委員会は全会一致を以てこの法律案を可決すべきものと議決いたした次第であります。これを以て報告を終ります。（拍手）

◎肥料取締法（昭和二五、五、一、法一二七）

一、提案理由（四月十日）

○坂本政府委員　ただいま御審議願います肥料取締法案提案理由を御説明申し上げます。

現行肥料取締法は、明治三十二年に制定せられ、同四十一年に全面改正が行われて今日に至つているきわめて古い法律であります。従いまして、時勢の推移に照し、同法には新憲法下の情勢に沿わない点がかなり見受けられ、解釈運用でその欠陥を補つているような現状でありますので、この際その全面改正を行うとともに、肥料取締りのもう一つの法規である間接肥料販売制限規則が臨時物資需給調整法に基く不安定なものであるので、これを同法に統一して新しい法律を制定し、もつて肥料取締りを新憲法下の諸情勢に沿うように改めつつ、その簡素強化をはかりたいと思うのであります。このことをもう少し敷衍して申しますと、

第一に、現行肥料取締法ではいわゆる直接肥料については製造、輸入、販売の各営業とも知事の免許制で、また間接肥料については農林大臣の許可制をとつておりますが、これら免許可権者である農林大臣や知事の自由裁量の余地が相当大きくありますので、これを改め、肥料の公定規格を設定して、生産業及び輸入業については、農林大臣または都道府県知事への登録制とし、公定規格の定められていない新肥料については仮登録制を設けました。また販売業につ